

十日

○桂小五郎、來島又兵衛か京邸へ報知書、

一此度若殿様御途中御備之儀、武備專一にして虚飾を省、精々實用に叶候様、組立に被_レ仰付_二可_レ然との詮議に及び、御伺申上候處、伺之通可_レ然との御事に付、先蹤に不_レ拘、劔鎗之專業衆を中堅隊として、外は銃隊八隊、其外在江戸の御人數を以て、可成に組合せ、行軍之心得を以、御休泊も里數を縮め、御道中諸沙汰都合、別而一括之通取計申候、右者其御地へ御伺之上、御沙汰可_二相成_一儀に候へとも、右掛り往返之間合無之に付、爰元限り決着仕候儀御座候間、程克被_二仰上_一可_レ被_レ下候、

○世子上京從衛左の如し、

清水	美作	根來	上總	神村	齋宮
毛利	登人	井上	小豊後	柏村	數馬
木梨	彦右衛門	木原	又右衛門	河内	山兵衛
八木	隼雄	日野	央	河崎	殿衛
岡部	行馬	小澤	伊織	榎屋	織江
冷泉	諫吾	柿並	半兵衛	粟屋	織江
永田	遜	中山	澄江	山形	篤藏

原田	豐	寺内	外記	飯田	余之助
林	彦五郎	天野	小太郎	河村	養現
竹田	庸伯	桂與	一右衛門	岡	正藏
田中	庄左衛門	永田	竟照	木村	治右衛門
河上	休與	小笠原	太郎兵衛	井上	彌右衛門
祖式	次郎兵衛	仙波	三郎兵衛	内藤	謙助
村井	謙藏				
永田	瀨兵衛	山内	友之進		
兼重	讓藏				
有地	志津摩				
小倉	宗右衛門				
增野	善兵衛	平佐	市太郎		
阿部	諒	坂	章藏		
波多野	金吾				

以上中士以上の在職員なり、下士は略之、以上の諸員、其職務は原職なるを以て録せず、只旅中の要務を帶するもの左に掲ぐ、
清水美作は旅中諸事沙汰を仰られ、老職なり、根來上總は原職あるを以て、家老の供奉す、毛利登人は記録所役を兼務す、

兼重讓藏は旅中諸事沙汰を命す、手元役の心得にて、

桂與一右衛門か事務を同議すへしとなり、

波多野金吾は、旅事所用役會計頭人の事務取計はしむ、

兼重讓藏、桂與一右衛門は旅行跡究を司らしむ、有

地志津摩、小倉宗右衛門、信常秀太郎、國司次郎三郎、

兼重勝内、糟谷右兵衛は旅館奏者、川々見合を掌ら

しむ、

増野善兵衛、平佐市太郎は旅中宿割、關札打を司ら

しむ、

小笠原太郎兵衛は大到來方頭人を兼しむ、

中堅隊は

一伍	兼常	亘人	井上	孫太郎
	財滿	新三郎	諫早	半三郎
一伍	内藤	駒之允	和知	田小平太
	江本	助右衛門	兒玉	七十郎
一伍	樽崎	仲輔	勝木	又三
	石川	小五郎	高杉	要人

一伍

田中源之丞

弘作之進

福間百合藏

兒玉久吉郎

一伍

田坂勇藏

横地吉右衛門

兒玉新次郎

岡部富太郎

一伍

村上秀槌

渡邊源藏

粟屋彌四郎

中谷彪次郎

一伍

佐々木久米之助

杉山勘八

東條龜之進

南部直之允

一伍

作間克三郎

粟屋山九郎

德田虎之丞

梶山康三郎

一伍

惡小次郎

佐田友之進

森重謙藏

齋藤新太郎

一伍

井上岩熊

藤井源五郎

西村梅之進 粟屋源次郎

一伍

松本友次郎 岡本彦三郎

山田虎次郎 阿部孫太郎

一伍

大玉小七郎 中村太熊

松田牧太 片山梅之介

銃隊は

一隊

士官佐々木武司郎 渡邊龜之進

藤井丑太郎 都野梅三郎

青木梅之進

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官志賀孫八郎 吉田榮太郎

田中龜之進 渡邊吉熊

伊藤百合五郎

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官乃木初太郎 湯原永三郎

栗屋荒之進 喜多村利七

中村初三郎

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官矢田求馬 小倉衛門介

馬屋原潤助 遠田久米之介

田中政之助

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官香川助藏 松浦富太郎

榎本鐵藏 木川勘七郎

入江卯一郎

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官横山三吉郎

羽仁又左衛門 岡部仁之助

田坂丈介 三戸佐兵衛

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官山形多仲 乃美恒之助

福原内藏之允 佐々木庫太

稻田次郎

銃隊十六人補備鼓手五人

一隊

士官横山重五郎 進吉太郎

國貞直之進 天野清三郎

前原忠太郎

銃隊十六人補備鼓手五人

此旅行、足輕居合するもの不足に付、中間の者、銃技に習ふものを撰み、足輕雇にして補入す、是を補裨銃手と唱ふ、前に見へし鼓手と伍したり、

此旅行は行軍の規制を用ゆる故、平生乘輿を允す格の者家老、馬廻頭、醫師、又は五十歳以上の士、之外は乗駕を許さず、若し病疾等の者は、驛雇の肩輿を備へ、願に準して之に乗るを得せしむ、其方法は略す、

十日

○品川驛を發し、程ヶ谷に宿す、

十一日

○今曉世子俄に小姓兩三人を従へ、馬に騎して鎌倉に往き、覺阿公の墓に賽し歸る、蓋し神に告る深意ありと聞ゆ、

程ヶ谷を發し○以下闕

○大膳大夫引請兵庫表御警衛所をいて、陣屋地見込の場所五ヶ所、御用地に被_レ仰付、御引渡被_レ成下候様にと、安政五年以來追々申出、萬延元年申年に至り、大坂町御奉行にて御取調中に候間、右御奉行へも申立候様可_レ仕旨御達有_レ之、大坂表に於て申立候處、五ヶ所の内、打出村にて一ヶ所、五千四百三十三坪、道敷二百五十坪、東須間村にて一ヶ所、三千七百四十坪、道敷三百七十四坪、同所御林之内百坪、御引渡相成、陣屋建調、人數差出置候得共、地所手狭に付差支も有_レ之、且又今般攘夷之儀被_レ仰出候に付而者、御警衛向精々手厚く仕度奉_レ存候に付、殘三ヶ所共早速御引渡被_レ成下候様奉_レ願候、若三ヶ所一同に御引渡難_レ相成候は、三ヶ所之内別而肝要の場所柄、筒井原田上野三ヶ村出合之地一ヶ所之儀者、何卒格別に御評議を以、早々御引渡被_レ成下候様仕度奉_レ存候、此段大坂町御奉行所にも、御沙汰被_レ仰付被_レ下候は、彼表に於て猶又申立にて可_レ有_レ御座候、旁之趣奉_レ願候以上、

松平大膳大夫内

十二月

此事は世子江府に在らせらるゝ中に、桂小五郎を越邸に遣はし、豫しめ謀らしめ、越侯の内旨ありて、今日幕府へ呈せらる、

此事に因て、又守禦線内の地方を、吾藩へ一切預借したきことを論したり、此相模國守衛の時、地を預借したり、越邸人の口氣には、守禦地一般となれば、數十里に涉り難事なるへけれども、兩三村許を預借のことは、允許も難かるへからすと、政之助又論して云ふ、我長藩の民を率ひて攝地を守禦し、攝民は袖手して戰鬥を傍觀せしむる、無條理之制度は廢棄して然るへし、夫預借地の大利なるは、進退擒縱の權を我に握り、之を教導して、たとへは西宮の界より乃至一ノ谷十餘里の間村々まで、丁壯の民を撰ひ銃隊を編し、一村にて一小隊、或は二三小隊を設立し、藩士の此術に長したるもの、毎隊一二人を出して指揮せしめは、有事時は一方面の防禦に當つへし、獨り此守衛地のみならず、沿海の諸州悉く此法に倣は、防禦の法も自ら立つへし、此意を以て幕府へ説得せんことを擬議す、

十二日

十三日

十四日

○吉原驛に泊す、

十五日

○江尻驛に駐す、

十六日

○今夕は藤枝へ泊駕の預定なれとも、雨兆あるを以て島田へ踰て宿す、

十七日

○島田驛に駐留す、大井川水漲にて、徒涉を阻むを以てなり、

十八日

○今朝大井川渡を開を報す、即ち駕を促し岸に到る、初め江戸を發せしより、牢晴連旬、天春候の如くなりしに、日來の雨氣候を變し、俄に寒烈となり、富嶽の烈風人を倒し砂礫を飛し、寒氣人肌に砒して、昇夫の羅刹の如きも、冷萎して涉に赴く能はず、因て近村の薪木を購ひ聚めて、堆して三山を作り、火を焚き温を取り、又酒大樽を開き、縦に酌て飲しめ、大釜に粥を

煮て、與へて飢を補はしめ、朝四ツ時より渡を始め、今夜の五ツ時に漸く渡りを畢へたり、慎一自ら此困に逢ひたれば

此に贅す

○今日大井川捷渡の時、暴寒風烈を凌ぎ、他に抽て奮勵せしもの、士以上は波多野金吾、小笠原太郎兵衛、高木猪三郎、久芳宇内、篠窪庄右衛門なり、士以下は豊之進、有地志津、摩管下、平四郎、大到來、重藏、昇輿、又目付之附隸助市、源太、勇藏なるを以て、目付役小倉宗右衛門之上を申す、後褒賞あり、

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

二十五日

二十七日

○今曉七ツ時世子大津驛を發し、辰上刻京に到る、直に公の旅館へ謁し、乃ち學習院に出候す、傳奏議奏兩官へ謁し、復命の項如左、

從京都被仰含候勅書之通遵奉致候付、猶又宜敷、是迄段々周旋大儀に存候、

一 御赦宥之儀勅誼通り、國事之爲罪禍に罹り候者、

一人も洩れなき様列藩へも相達候間、取調之上御

沙汰可有之候事、

一 尾張前大納言殿國事政務方御取掛の儀、御直に御

沙汰有之候事、

一 攘夷之叡旨遵奉之儀は、委細勅使へ御答可有之候事、

世子退て又公館に抵り、復命の事を畢たるを報し、未

の上刻、預構の旅館妙満寺へ歸る、

所司代わ報告書、

口上之覺

大膳大夫嫡子長門守儀、去九日江戸發足、今日當御

地着仕候、此段各様迄宜申達之旨に付參上仕候、

何分可然様被仰上可被下候、以上、

名内

十二月二十八日 乃美權右衛門

議奏方へ報申、

大膳大夫嫡子長門守儀、去九日江戸發足、今二十八

日當御地參着仕候、此段申上候以上、

大留守居乃美權右衛門持參、

江戸へ贈致幕府へ報告、

大膳大夫嫡子長門守儀、去月二十八日京都着仕、學習院に被召出、御用之趣傳奏議奏方申上候、此段申上候様大膳大夫より申付越候、以上、

名内

正月

文久三年正月三日

○舊臘二十九日勸修寺家より命を傳るを以て、今巳刻世子參朝あり、先づ勸修寺家に抵り、時期を候して參す、鶴間に候す、至尊小御所へ出御、傳奏の卿誘ふて同所取合、廊下北側へ坐す、世子貫首へ接し禮謝す、而して太刀折紙を持し獻す、之を中段に備へ廟へ進み龍顔を奉拜、於中段御杯を賜、又取合、廊下に於て、特別の叡旨を以て御衣を拜賜す、畢て麝香の間に於て關白公へ謁し、又鶴の間に於て謝辭を陳て退く、勸修寺家へ至り拜謝し、關白殿及び傳議諸卿へ往て謝す、賜衣の詔書左に載す、
攘夷勅諭に付、彼是國忠周旋、深御満足、叡感之御

事に候、尙亦爲國家盡力之儀、頼被思召候、仍以別段之叡慮、賜御衣之御古候、蠻夷等之儀に付、自然出陣等も有之節者、直垂陣羽織之類に着用可有之由、御沙汰候事、

正月

是日徳山侯隨從參朝あり、

抄録(柏村氏之抄録なり)

◎校者云原本此間前段と全く同文の御沙汰書を載す今省略す

御衣

一綾御下襲、

表白綾、紋小葵、裏附子金板引、

以上

二十六日

○正親町三條卿嫌疑あるを以て辭表を出す、又青蓮院宮へも、道路之誹議あるを以て朝命あるに至る、暗忠實愛浴聖恩、嚴重之御役勤仕候段畏入候處、昨年久我入道以下御咎之節、不束之次第深恐縮、退役相願候得共、以寛大之御沙汰被召留、恐入候得共勤仕罷在候處、去十三日以來所勞籠居、今以出仕之期も難計、不容易御用忽劇、日參等茂被仰

出候御時節、長々引籠居候段恐怖之至に付、辭表可差出哉心配罷在候折柄、昨曉門前投書有之、則別紙之通に候、右之通失人望居候而、此儘勤仕仕罷在候而者恐入候儀、人心茂不居合、遂汚朝威候にも到り、此上重疊恐懼之事に候間、辭役願之通、速に被聞食候様仕度、猶又不心付賄賂不正に陷候儀茂有之候者、嚴科に被處候共聊遺念無之候、何卒以御憐愍、願之通速に被聞食候様、宜敷預御沙汰候也、

正月二十六日

實 愛

坊城大納言殿

野宮宰相中將殿

右は同日彼卿雜掌縣勇記より、佐々木男也へ添書左の如し、

扱寡君事御役方之儀に付御匡輔被下、於賤臣重疊奉感謝候、然處一昨日は門前に投書有之、寡君不徳之條々書載有之、誠に驚愕之外無他事候、實に賤臣共も不行届之儀と、深く愧入候事に御座候、右に付寡君今般辭職之上表、別紙之通差出候事に御座候、兼々御盡力被下候御事故、僕より右

之次第申入置候様被命候、前後例

正月二十六日

佐々木男也様

縣 勇 記

○是時青蓮院宮への投書、

恐ながら謹而奉申上候、近來御役人様方御不徳に因り、萬機の事日々姑息偷安之御處置に涉り、宇和島之邪説に御まとひ、攘夷之事を初め、萬事關東之處置に任せ、滯京之大名等者其國々へ歸候而も宜杯與之説、御唱への御方不少し、甚敷に至り而者、野史太平記等之如き、大に名分を誤り候事に均しき説を御唱之御方も有之よし、不忠不孝無此上事、實に國賊と言へし、其上御築地内賄賂横行等之説も有之、有志之士大に望を失ひ候、中山卿正親町三條卿等は先年久我家之反覆に御隨ひ、逆賊酒井若狹守等御内通被成候儀、衣冠之御身として奸賊に使令せられ候事、其本を二ツにするのみならず、不忠不徳極至、實に御罪科ある御身、今日に至り、いまた御改心無之、表には正義を御唱へ、内實は因循之説御主張、賄賂等茂敷多御受納相成候由、凡世に反覆程罪大なる者無之候、如此御方々廟

堂に被_レ爲_レ在候而者決而難_ニ相成_ニ不日に屹度御退
け可_レ被_レ遊、全體御新政之初に付、殿下様はしめ、
御役人様方不_レ及_ニ申上_ニ、御堂上方御一體、遠大之御
志、深遠之御策略なく而者、決而一新難_ニ相成_ニ候、
たとへ衣冠之御方といへとも、奸賊に使令せられ
候而者、實に國家之蠹賊と云へし、就而者反覆之御
方は、二公に限らず、速に御遠け、第一忠良之御方
を御用ひ、言語を御開き、朝廷を御清め被_レ遊、今日
より斷然果敢之御處置、非常之御新政、朝議確乎と
して御動なく、千載之御はかりこと屹度御定め可
_レ被_レ遊候、申上候迄茂無_レ之、幕威におそれ候もの
の説に、決而御惑ひ無_レ之様伏而奉_ニ願上_ニ候、誠恐
誠惶頓首敬白、

上包進藤豊後守殿

諸大夫中封之儀御披露

二十七日

○京都翠紅館東山本願寺別荘なり、會集人員、

肥後藩

住 江 甚兵衛 宮部 鼎藏 佐々淳一郎
山田 十郎 河上 彦齋

土州藩
武市半平太 平井修次郎
對馬藩
多田 莊藏 青木達右衛門
津和野藩
福羽文三郎
水戸藩
梶清次右衛門 下野隼次郎 金子勇次郎
山口 徳之進 住谷七之允 大胡 聿藏
高 昌 孝藏 林 五郎三郎 岡部 藤助
大野 謙助 西宮 和三郎 川又 才助
林 長左衛門 赤須 銀三
長藩
中村 九郎 佐々木男也 久坂 玄瑞
松島 剛藏 寺島 忠三郎
世子從士中より
神村 齋宮 大和 彌八郎 長嶺 内藏太
志道 聞多
此日世子郊遊、翠紅館近側を回歩ありし、俄然此席へ
臨せられたり、

二月朔日
左之朝令下る、

近頃、無名之投書者、元來從_ニ國忠正議國忠義肝之イ、心底_ニ
相起候儀に候得共、却而人心可_レ至_ニ騷擾_ニ候、殊に
去月二十四日夜、關白殿、青蓮院宮、前關白殿、其外
兩役家に投書有_レ之候、昨年十一月薩長土之三藩申
立之_イ候儀も有_レ之候次第に付、諸藩士に者右様之
儀致候者は、尤有_レ之間敷候得共、何人之所作に候
哉、取調有_レ之度、關白殿被_レ命候事、

但被_レ塞_ニ言路_ニ候には無_レ之候、以來致_ニ告訴_ニ度
儀も有_レ之候は、書_ニ姓名_ニ其筋可_レ申出_ニ候、
其上御採用有無者、朝廷之御處置に可_レ在_ニ之候
事、

重役一人を學習院へ召す、今日辰の刻毛利登人出仕
し、此令書を下授す、
二十日

○世子建言書を關白殿へ持し上る、
今般非常之宸斷を以て、倒海の大寇を掃攘除し、
皇國之武威を八蠻に御輝し被_レ爲_レ遊、度思召に付て
は、必竟御親征をも不_レ被_レ爲_レ遊遊ては不_ニ相叶_ニ

御時勢と奉_ニ恐察_ニ候、癸丑以來度々伊勢、加茂、石
清水に、攘夷安民之御祈願被_レ爲_レ遊候事に候得者、
此度攘夷期限御決定に相成候上は、期限御決
早奉幣使御發遣有_ニ御座_ニ度、有_レ之就_ニ中加茂神社
は、御間近き所柄に候得者、非常之御破格を以て御
社參被_レ爲_レ遊、且泉涌寺にも御參詣泉涌寺之御
爲_レ遊、御代々様之叡靈に御報告無_ニ御座_ニ之_イ無_レ
は不_ニ相濟_ニ儀と奉_レ存候、是儀は大堰、嵐山等
之行幸之類にも無_ニ御座_ニ之_イ未曾有之大恥辱を被
爲_レ雪、皇國を堅磐に被_レ爲_レ固度、御孝敬之御至
誠、四海に顯赫被_レ爲_レ在度、所謂天行健と申儀と奉
存候、加茂泉涌寺之御參詣は、即御親征御巡狩之
御基本御座_ニ之_イ可有草莽之者共、鳳輦
翠華之御餘光を奉_レ仰候得は、いか計か感激奮興可
仕、攘夷之御大業自_レ是して相立可_レ申哉と、不
堪_ニ嘆_ニ願_ニ之_ニ至_ニ奉_レ存候、
廿七日

○學習院に於て、姉小路等諸卿、一橋卿越老侯へ接
し、御親兵處置し難き理由ありやと詰問す、一橋以下
答ふ、列藩にて彌情願に出る事なれば障りあるへか

らすと、因て之を關白殿に告ぐ、殿下謂、如是答辭あらは、卿等より重て督責して可然とのことなれば、明朝に至りて尙ほ責問すへしと退く由聞ゆ、京邸日記

三月朔日
○伊藤俊輔、吉村虎太郎、江戸浪士黨首清川八郎へ往き談す、御親兵の周旋を依頼す、八郎諾之、一橋卿へ建白して成否を報道すへしと約之、五日

○夕、將軍之命を以て、一橋卿參朝して拜謁を奏請、先年來違勅之條件、且和宮降嫁處置之不條理、掃部頭若狹守等か奉職の無狀にて謹責せし事陳上し、其他種種前罪を謝し、因て攘夷之事は將軍へ委任あらせられたく哀奏せられければ、漸く叡慮も釋し允許ありて、橋卿は翌朝退朝あり、是時中川宮、關白殿、及諸卿陪列ありと聞ゆ、京邸日記
○伊藤俊輔水藩人二十九人を伴ひ上着し、豊後屋へ駐す、

水戸侯今日着あれとも、○水戸侯着云々は誤右人員か願請するは、いまた許允あらずと聞く、
吉成 恒次郎 林 忠左衛門 鳥居 幾之助

芹澤又右衛門 服部 悌三郎 根本 新平
芹澤 助次郎 同 龜三郎 榎 幾次郎
金子 芳四郎 黒澤 忠之進 菅谷 八次郎
小河 吉三郎
以上士

宮本主馬之介此人横濱にて夷人を斬戮す
鯉淵 右京 栗田源左衛門 海老澤孫次郎
和智 惣次郎 大越 忠之進 小林 幸八
下野 清助 鯉淵直右衛門 大森 丑之介
岩谷 敬一郎 中野 仲 加固 次郎八
同 庄 介 經 助 理 介

十三日
○過日朝廷へ窺書を上りしに、付箋を以て勅答あり、今日一藩○般へ頒告す、
舊冬勅諭を以被_ニ仰出_ニ候攘夷之趣、將軍家最早御請に相成候處、追々御參内も有_レ之、期限何月と御一決に相成候儀に御座候哉、奉_レ伺候、
付箋に四月中旬御決定之事
十八日
○星野久民より小幡彦七に報し道ふ、明十九日の將

軍參朝は止みたり、事情は知らされとも、昨夜^{十七}一橋以下閣老等參朝し、退て又二條城に往き、紀水兩侯も俄に上城し論議あり、九ツ時比退去、閣老之退きしは今曉に到りし由、而して今日又一橋を始め閣老參朝ありたれば、此後の參朝、賜暇之事も決すへしやと思はる、又小笠原侯は、昨夜大坂より俄に還り登營あり、平常ならざる事ならんかと思はるゝと、

○京都曙亭にて列藩會議人員、

此會は對人會主にて、各員意見書を來る二十三日に持し集るとの約なりと、乃美織江か書翰に見ゆ、
加州 福岡 文平 小川 幸三 高木 守衛
備後福山大森權兵衛 岡田 求人 近藤 求馬
濱野 章吉 田邊昌六郎
津 深井半右衛門 戸波明次郎 茨木武次郎
藤井 鼎助
尾州 蒲 五兵衛 久野 良藏
犬山 本多彦三郎 八木銀次郎
筑前 喜多岡勇平 帆足彌次兵衛 待井治郎兵衛
桑名 三宅彌次衛門 岩尾 忠治 堀江庸右衛門
松平 兒玉儀左衛門 多故武五郎
岐守内

備前 江見陽之進 成田太郎兵衛 河合源太夫
水戸 原 市之進
津和野 神野 務
丸龜 土肥 七介
因州 河毛 文藏 山部 隼太 安達清一郎
土肥 謙藏 伊王野平六 沖 探三
對州 原田寛一郎 安達土肥之助 多田 莊藏
平田 大江 樋口鐵四郎

十九日
○尾州水戸より、將軍滯京の事を頻りに周旋する由を聞く、
二十一日
○攝海戰守御備

一大坂御城外曲輪御舊復、淀川筋を御城内に取込み、豊公之規模、一陪豁大に相成候様に被_ニ仰付_ニ四面共砲臺築造、大砲數十門御備置之事、
一近江、美濃、丹波、其外海岸無_レ之國々之人數、不_レ殘大坂に出張可_レ被_ニ仰付_ニ候事、
一尼ヶ崎、岸和田兩城は坂城羽翼に付、有掛之城より外に押廻し、新規に壕をほり、礮臺を築き、都合

坂城之規制にならひ、攝州之人數は尼ヶ崎、泉州之人數は岸和田の籠城之事、
 一八幡山崎の堡塞御取建之事、
 一堺の大砲二三百門掛りの砲臺急に御築かせ、和州之人數出張可_レ被_二仰付_一事、
 一和田岬の八稜城を築かせ、海岸無_レ之國より人數出張可_レ被_二仰付_一候事、
 一安治川木津川筋川口より、山崎八幡之堡塞まで、砲臺連續に築造可_レ被_二仰付_一候事、
 一兵庫、堺之町人共、急に京都の妻子引連立退候様御沙汰之事、
 一紀州、阿州、淡路、三ヶ所、堂上方御一人宛御下向、右家々之守備御見分、委細圖面を以可_レ被_二達_一叡聞候事、
 一沿海之國々、土着之士民を以、其地利に據り戰守之策を建候て、奔命に勞れざる様可_レ被_二仰付_一候事、
 一兵庫、堺、其外船掛り之宜き湊にも、軍艦を繫置候様可_レ被_二仰付_一候事、
 一將軍御歸府候而は、神州腹心之京都空虚に相成、御備は決而相立不_レ申候、是誠神州安急存亡之境に

付、今一應朝議被_レ爲_レ在候様、志士一統奉_二懇願_一候、尾紀水三家之内滞京候共、萬端之號令、將軍家御同様には決而行届兼可_レ申_二奉_一考、神州之御爲獻言仕儀に御座候付、何卒被_二聞食分_一可_レ被_二下候_一以上、
 癸亥三月二十二日
 前書建白して直に桂小五郎兵庫の牙營に馳せ往き、世子に報申す如_レ左、世子の覽を経て國へ贈り、公へ上申す、
 右將軍急に御歸府之沙汰有_レ之候付、不_レ得_二止兼々_一御持論之旨、私共申談し書付相調、學習院へ清太郎、關白殿へ小五郎、中川宮へ男也、三條殿へ忠三郎、姊小路殿へ德輔持參、今日者總御參内に付、右五通共直に御銘々より、御所へ御差出に相成候間、此段被_レ及_二御聞_一可_レ被_二下候_一、
 鞆 負
 清 太郎
 彦 七
 政之助
 次郎三郎

- 又兵衛
- 小五郎
- 德輔◎字カ
- 宗右衛門
- 男也
- 忠三郎
- 直八
- 彌次郎

二十四日
 ○昨夜高杉晋作へ姊小路卿より、竊に處置の條件を謀らる、今朝遂件へ意見を注上す、其深意は亦口演に付す、
 一夷狄掃攘之期限之事、
 一四月中旬と申事に付、其通にて可_レ然候、
 一攝海防禦之事、
 一昨二十二日建言之通、
 一内衛外衛之事、
 外は大内裏の時の通り、鈴鹿其外之關と攝海なり、内は京の七口なり、又内は親兵ならん歟、
 一御親兵之事、

但食祿高之事、
 一人別五人扶持宛、一ヶ月金五兩宛、
 我長藩にては三十七人分
 左之通
 一米三百三十三石、
 但一人扶持一石八斗宛にして、百八十五人扶持分、一ツ書之通、
 一金貳千貳百貳拾兩、
 右之通年々朝廷に献上、從_二朝廷_一選士銘々可_レ被_二立下_一候様にと可_レ被_二仰立_一哉、
 一諸侯交代之事、
 沿海列侯は歸國、京都者親兵并五畿之兵を以守_レ之、
 一孤島防禦之事、
 對州、壹岐、其外は捨_レ之、
 隱岐、佐渡は成兵を置へし、
 一若丹防禦之事、
 勢の鈴鹿、濃の不破、越の愛發、之に準する所若丹にあるへし、
 二十七日

○於ニ學習院、坊城大納言、長谷三位兩卿より、一橋卿へ勅書を授く、

先年來攘夷之儀被ニ仰出、於ニ幕府ニ茂奉命有レ之候得共、今以實備難ニ相立、追々時勢切迫之折柄故、隔意有レ之候而者、至要之御基本難ニ相立、深被レ惱ニ宸襟ニ候間、實備相立、人心一和、奉レ安ニ叡慮ニ候様、可レ有ニ周旋ニ被ニ仰出ニ候事、

武田耕雲齋におゐても、前書之御趣意致ニ貫徹ニ候様、精々扶助可ニ申付ニ御沙汰候事、

四月十七日

世子周旋を以て、一條寺村曼珠院の宮の別殿を借りて閑宴を開き、宗對州侯、水戸餘四麻呂君、山内兵之介君、及び水戸老臣武田耕雲齋を招かる、餘四麻呂兵之介二君は、事故ありて謝レ之、朝飯後筵を開き、閑談夜に及び、世子五時に河原街へ歸る、

此宴を開かるゝは、世子の微意あらせらるゝ事なり、一條寺村は地勢高陽爽塏にて、四明の嶽を負ひ、洛の中外、大坂地方までも一見瞭然たれば、建言ありし大學校適當の地形と、且萬一も都下不虞の事あらん時は、學校は即ち鳳輦駐留の設にも成

せらるへしと諦認ありて、有名侯伯及び國老の意見を請ひ玉はん爲なり、

五月二十九日

○兩傳奏より布令あり、

松平修理大夫殿、先日來乾御門御守衛被ニ仰付置候處、今日より御守衛被レ免候旨相達候、就而者御守衛人數之詰所、假固屋、無レ程取拂可レ有レ之候間、右取拂候者、薩州人九口御門内往返無レ之様可レ被レ致候、

又令す、

松平出羽守殿、今日より乾御門御守衛被レ蒙レ仰候、

七月十四日

○薩藩上京の事、水戸、肥後、其他の諸藩士二十八人、轟木武兵衛が居所に集り、いづれも上京は不服にて、持論一定して獻言すへしと決す、我よりは佐々木男也出る、

十八日

○巳刻、監物君及び彈正、上總、清太郎、關白殿へ參す、議奏徳大寺中納言、長谷三位、傳奏野宮宰相中將、參政烏丸侍從參集あり、公の建言中御親征の一事を、

監物君開口し、彈正、上總、清太郎、細かに之を陳述す、關白殿告て曰く、此年來の叡旨もあらせられ、方今朝議もあらせらる事條適當は不レ待レ言れとも、因州建議の趣もあり、實に重大之舉なれば、容易に決論に及び難しと、野宮卿も同じ論旨を示さる、於レ是彈正等論述す、宰相父子の深意にては、此盛典舉らされは、皇道の興隆も成し難からんと、微誠の忠策此外に出すと建白し奉るなれば、若し徹上あらせられずは、忠志も空しく爲りて、恐懼迷錯仕るへし、斯意を亮察あらせられ、一旦叡聞に達し玉、さらば何とか宸斷も在らせらるへし、賤臣等謹て御告諭を待ち奉ると、因て關白殿、四卿と共に直に參内ありて、暮六時に及び退朝あらせられ、長谷卿出座、監物君以下を召させられて、宰相父子忠言之旨趣は、御滿悅被ニ思召る、然るに此事重大之舉なれば、諸臣集議の後ならては宸斷に及せられ難し、監物以下へ密に諭すへしとの懇諭あり、監物君退出、參朝の諸卿へ謁、勞を謝す、

八月二日

○因候今日監物君右衛門介を引見あるへしと、昨日彼臣安達清一郎より達しければ、右衛門介、九郎、義

助、先つ小松谷へ聚り擬議して、四半時本國寺の越館に往く、因候へ備、阿二侯も列して、監物、右衛門介へ接見す、監物唱へて右衛門介續て詳説す、阿侯問ふ、遷幸行幸いづれなりやと、因侯問ふ、八幡にて軍議は如何なる事やと、其他種々論駁あり、終に三侯は御親征の事異論ありと察す、議半はにして、水戸餘四郎麻呂公子は病を稱して引去る、又、九郎、義助陪席を願ひしに、他日に付すへしとて、家老荒尾千葉之助を以て謝拒す、

五日

○徳田隼人、昨夜三條家に於て、水戸以下の三藩士と、小倉の事を大議論に及びしと來話す、

六日

○九郎、義助、男也水藩の原市之進を訪ふ、談數時に及ふ、再會を約して歸る、

十二日

○右衛門介、上總、關白殿へ出て、建言の行否如何を候す、公私に諭す、公建言の旨徹上し、石清水出御の聖旨を伺ひしに、格外の宸斷を以て、大和行幸、神武の御陵、春日社を拜せられ、暫く駐輦あらせられ、

御親征の軍議を爲せられ、又神宮の拜をも爲せらるへしとの聖旨決定したり、長州父子建白の忠誠貫徹し、欣喜の状を想像す、明日は吉川以下を召して告諭すへし、親戚の藩なれば密に報知すとなり、

京都諸事控學習院一件拔萃兼重慎一筆記

文久三年六月

攘夷拒絶之期限於一定者、闔國之人民戮力可勵、忠誠者勿論之儀候、先年來有志之輩、以誠忠報國之純忠、致周旋候儀、叡感不斜候、依之猶又被洞、開言路、雖草莽微賤之言、達叡聞、忠告至當之論、不淪沒壅塞、樣與之深重之思召候間、各不韜忠言、學習院に參上、御用掛之人々に可揚言被仰出候間、亂雜之儀無之樣相心得、可申出候事、

連日從巳刻限申刻、於九之日二十六日者、自午刻限申刻、

同日殿下より御演達之分御書取、御筆頭に御渡被成御順達相成候分同斷、二十三日の條

一中川宮様御家來山田勘解由、伊丹藏人事、湊川楠公墓に御代參與申唱に而、實者薩州に罷下、既に今晚發足致候と申巷説起り、姊小路様一條に付而者、薩藩兩人御不審懸り、御召捕に茂相成居候事、旁右兩人之儀、於朝廷も甚御不審被思召、肥後藩、其外姊小路様一條御調之一件、御用懸り之面々も御不審御尤に相考、宮部鼎藏、轟木武兵衛罷越申談候趣有之、早速爲探索、浮田八郎宮様御殿に差出見候處、山田事馬上にて出立致候に、二條殿見出逢候由、乍爾右御代參之唱にて、外に不審之廉も無之、彼是評論仕候得共、既夕景にも及び、右發足之様子に相知れ、肝要之御代參御用、夜中出立も如何敷、旁肥後藩首議にて召捕に一決致し、山田宅に押懸、伊丹も居合候付、御不審有之候趣申聞、兩人共召捕、家内書類等不殘封締致し、本能寺迄連歸、此御方よりは佐々木男也一人立會、本能寺嚴重番致候事、

二十四日

一山田勘解由、伊丹藏人事、町奉行に引渡被仰付候付、左之通御沙汰成る、

青門家來山田勘解由、伊丹藏人兩人に御尋之趣有之候付、昨夜段々及御懸合、其後町奉行組之者差出、若他國にて途中にても、差留可申旨被申聞、致承知候、然處其間合無之發足仕懸候付、兼て被仰付置候御守衛諸藩之輩被差出、差留、今曉本能寺中へ引取、右兩人共嚴敷御守手當罷在候に付、町奉行へ右兩人引渡、御預可被仰付候、尤此一條に限り御守衛之藩士、

次第不問

水府家來

肥後同

長州同

土州同

久留米同

姫路同

右之輩より御請取、早々召連被歸候様、尤切棒駕二挺用意可有之、且又此度に限り御守衛人數も、町奉行並組與力等申談、可被取計候、猶追々御沙汰之次第可有之、此段相達置候事、

六月二十四日

追而今日申刻迄に右兩人被引取候様、御取計可有之候事、

右之趣町奉行に、附武家を以御達に相成候間、可被得其意候事、

水戸、肥後、長州、土州、久留米、姫路、御守衛中右野宮殿より被相渡、

右之通御沙汰相成候處、兩人御不審之趣、確證有之事にても無之、第一宮様御家來之儀に候得は、自然と御身上へも、世間の疑を御受被成候様にも可立至哉、彌慥成御不審筋にも候得は、少も不及御遠慮、糺方被仰付候て可然之處、不慥事とは御先方彼是用捨仕度義と、段々詳論仕候得共、既に前段之通、御沙汰も相發し候事に、今晚町奉行所之御引渡だけは、此御方よりも守護人被差出候ても可然と評議相決、佐々木、寺島に、浪士久保無二三其外差添被差出候事、

一右兩人御調らへ之儀、前後評議之趣も有之、久留米藩同様付、眞木和泉守、桂小五郎同道、轉法輪様罷出、御斷申上置候事、

亥十月十五日

今度被_レ尋仰_二度義有_レ之、大樹上洛被_二仰出_一、留守中自然横濱鎖港談判相弛候而者不_レ宜被_二思食_一候間、可_レ然者_レ致_二委任_一、鎖港之成功有_レ之様被_二仰出_一候事、

十月[◎]校者云北原雅長手記には十三日の事と爲す

過日横濱鎖港取懸之旨言上に付、委曲被_二聞食_一度之間、一橋中納言可_レ有_二登京_一被_二仰出_一有_レ之候得とも、猶又大樹にも被_二尋仰_一度思食候に付、引續早早上洛有_レ之様被_レ遊度旨、御沙汰候事、

十月[◎]校者云京都守護職始末には十一日の事と爲す

最過日御沙汰之通、一橋中納言にも可_レ有_二上京_一事、

丁卯日記

慶應三年丁卯冬、老公御在國中、京師之形勢兎角不_レ穩風聞に付、十月十三日[◎]二日、御老中板倉伊賀守殿へ被_レ遣御内書之要文如_レ左、

一輪啓上仕候、寒冷之節御座候處、公方様益御機嫌能云々、^略然は風聞に而不_レ慥義かは不_レ存候へ共、大久保一藏歸京、土州後藤象二郎、神山左太衛等上京之由、留守居より申越候、私考候處に而は、象二郎披論之議事院を開き候を、朝幕へ薩土宇和島三藩より、嚴敷建白仕候義歟と存候、私先達而上京中、伊達豫州より咄承り申候、大隅、伊豫共甚以不服に而、迎も方今不_レ被_レ行事と申聞候、私考は如何哉と伊豫申聞候故、論もなき事と答置申候、其後隅豫兩州より容堂へ書翰差遣し、元々象二郎論に而尤之事に候故、容堂之如き英敏、象二郎之如き才略、君臣合一に候は、格別、迎も隅豫等之力には不_レ及と申遣候、尙容堂同意候は、容堂自ら上京盡力可_レ致事と被_レ存候、と文面艸稿、則私一覽申候、象二

郎は御承知之通西洋法を信し、議事院申立、是は忠直可_レ感候得共、象二郎忠直西洋法之論を借て、私説を恣にせんか爲、議事院を開かんとする覺も随分可_レ有_レ之哉候へは、若々其向々より朝廷へ議事院建白出候而も、輕率御採用被_レ爲_レ在候而は、天下之一大變動眼前に生し可_レ申は勿論と、深く心痛仕候、象二郎は幸々蕃頭殿懇意之事ゆへ、能々所存、玄蕃頭殿象二郎を被_レ呼、詳悉尋問有_レ之、右等之邊何となく教示有_レ之候而は如何哉と心付申候、^{下略}

陽月十二日

越前老逸拜

奉呈板相公玉几下

右之御次第有_レ之處、翌十三日板倉殿より御内書御到來、如_レ左、

一輪拜啓仕候、霜氣相増候處、公方様益御機嫌能云々、然は松平容堂より、家來後藤象二郎出京爲_レ致、去る四日別紙寫之通建白書差出、即今切迫之形勢故、寸刻も早ふ御採用之有無相伺度と、切迫に申聞候へ共、當今御國內人氣形勢をも熟考致候得は、當節之御成行に而、必定平穩との見据も無_レ之、容堂之論至當にも可_レ有_レ之、乍_レ去只々御實行之所

如何之ものか、御國體一變とは、重大之事件此上もなき義、何[◎]分御實行之利害得失如何と、深焦心苦慮之至に御座候、素[◎]脱より天朝御尊崇、皇國を御維持被_レ遊候思召に而、御相續以來も、日々夜々御苦心被_レ遊候御儀に御座候、然處一朝王政に被_レ復、皇國必平穩、上は被_レ安_二宸襟_一、下萬民安堵、萬歳を唱候様相成義等に候は、上には御職掌は如何相成候とも、王政復古も御本意との、公明正大之尊慮に被_レ爲_レ在候、何分先之見据無_レ之、容易に御決着も被_レ遊兼、衆議を被_レ盡候思召に御座候、依而貴君之御見込も十分御承知被_レ遊度、從_二拙子_一申上候様被_二仰付_一候、篤と御熟考、御賢慮之程無_二御復藏_一、早々可_レ被_二仰上_一候、何れ容堂も上京被_二仰付_一候運ひにも可_二相成_一候、其節は貴君にも早々御上京可_レ被_レ成候、先は不_二取敢_一御家臣之内、早々上京候様可_レ被_レ成候、何分事情紙表には盡兼候、此段早々申上候、頓首、

十月十日

伊賀守

大藏大輔様

再白云々、御差出之御家臣は、雪江十之丞之内に候

得は別而宜敷、其邊も申上候様御噂も被爲在候、不遠長州家老も上坂、三條始五人も上坂、其中へ英公使も上坂などの薄々噂も有之、百事輻湊、殆困難を極、痛心之至御座候、出殿中別而亂毫、御判談可被下候、早々拜、

私云、別紙土州君臣建白、世間に流布する所ゆへ略之、

右に付即日急飛脚を被差立、御返書如左、

御密翰再三敬讀云々、陳者松平容堂より、家來後藤象二郎出京爲致、去る四日別紙之通建白書差出候義に付、御細書之趣逐一謹承仕候、右之次第は、傳聞以來甚懸念仕候義に付、默止兼、則昨日之鴻信にも愚衷拜啓に及候處、十日御認之御投書今曉到來、不_レ料暗合仕候、扱上には、王政に被復、皇國必平穩、上は被安_レ宸襟、下萬民安堵、萬歳を唱候様相成候得は、御職掌は如何相成候とも、王政復古も御本意との、公明正大之尊慮に被爲在候得共、先々之御見据無_レ之而は、容易に御決着も被遊兼、衆議を被盡候思召之程、乍_レ恐難有奉_レ感佩候、右に付鄙意言上候様被仰下_レ奉_レ畏候、此件に付而は、

昨日之呈書にも粗陳述仕候通に而、私に於而は更に見込も付兼候事に御座候、畢竟王政復古と申儀、近年通議に而、尤之様には相聞候得共、數百年前之舊制に而、御體裁之所も一向に相心得不_レ申候、郡縣封建之差別を始、國體時勢之變遷も亦霄壤之懸隔に相成候事故、二百餘年來、開闢以後地球上無比之太平を唱候御盛業、實近之轍跡を履ますして、茫乎たる王家之舊制に相復候義は、局量淺識之私輩に而は、更に根底も相立不_レ申、不_レ及_レ了見義と素より相決候事候得は、容堂之書面、一應二應に而中淵底致兼候得は、御採用相成候而も可_レ然儀とは難_レ申上候、議論之正大は如何にも如_レ被_レ仰越、御實踐に於て睨と御手覺不_レ被_レ爲在義は、御採用難_レ相成_レは御當然之御義と、御同意至極奉_レ存候、乍_レ併是は王政之御制度不案内に而、目途付兼候固陋寡力之偏見上より申上候事に而、決而完全具備之定見には無_レ之候へは、申上候迄も無_レ御座候得共、如_レ此斷然として及_レ建議_レ候程之容堂之見込通り、朝野之人心にも、時運之體態にも、至當之事理にさへ有_レ之候得は、速に御信隨御採用之思召を

以、懇々篤々御垂問御座候而、申上候次第實に至當至善之全策に而、御信用に相成候得は、急度治平之御見込御一定にも被爲在候は、御公平に其儀に御従ひ、御變革可_レ被_レ遊は勿論之義と奉_レ存候、其節に方り、固執之私議申立候所存は元より無_レ之候、此上は何卒容堂使節之情意貫徹、遺憾無_レ之處まで、御處懷を以御下問に相成候様窃に奉_レ仰望候、自然御扱振り之模様により、事情を盡し不_レ申以前に不満を抱き、容堂始一藩之人心を御失ひ被遊候様之事に相成候而は、此節柄御大事至極之御義と奉_レ存候、象二郎一己丈け之建言は、則在京中薩宇より承知仕候而、其節は兩人とも申合候趣意は、昨便粗申上候通之事に而、庸劣之思慮には及なき事に相決候事にて、隅豫より容堂迄申越候次第、昨日は書狀寫見當り兼候故、主意而已及_レ拜啓候得共、猶又搜索書面を得候故、是亦呈覽仕候、唯々愚案に而は、可_レ言して不_レ可_レ行と申事に落申間敷歟と按勞仕候、何れ容堂上京被_レ仰付候運ひにも相成候節は、私にも早々上京仕候様拜承仕候、右は御下問に任せ有之儘及_レ言上候、猶存寄候義も御

座候は、不日雪江十之丞兩人之内差上候間、其節可_レ奉_レ申上_レと奉_レ存候、先は右急飛脚を以申上度、如_レ此御座候、恐惶謹言、

十月十三日第五号 御名 板倉伊賀守様

二白、御端書云々、扱又差出候家來、雪江十之丞に候へは宜との御内諭拜承仕候、兩人之内不日登上申付候事に御座候、方今色々御多事、不_レ容易_レ御配慮之程、萬々恐察致候、書餘期_レ後日候、早々、

右に付、何分不_レ容易_レ御次第共に候へは、委細之御様子も御伺被_レ成度、伊賀殿より御申越之義も有_レ之、旁酒井十之丞へ上京之義被_レ命_レ之、

○同月十六日、去る十四日京都出立之早飛脚着、御用狀之内、
一昨十二日◎後文目付の廻狀には十一日とあり大小御目付中より御廻狀到來に付、昨十二日◎三日朝、伊藤友四郎御城へ罷出候處、大廣間二之間へ諸藩士一同列座之上、板倉伊賀守殿、大目付戸川伊豆守殿、御目付設樂岩次郎殿御出席、別紙御書付拜見被_レ仰付、銘々見込之義

も有之候は、御直に御尋可被遊候間、無三腹藏一申上候様被三仰聞一に付、何も奉三畏段御請申上、畢而御老中代り伊豆守殿、再御同間へ御出席、友四郎御呼出、別紙御兩君様へ之御封書一通御渡有之、御演説に而、當今不容易御時態、御直に御相談不レ被レ爲レ在候半而は難三相叶一儀有之候間、御兩君様にも早々御上京被レ遊候様、御封書之御請も、早速可レ被レ仰上三旨被三仰聞一候、依之今晝立大早駈飛脚差立、右御封書并拜見之御書付寫廻狀等差越候、此段御聽に御達、宜御取計可被成候、恐惶謹言、

十月十四日

島津十大夫
伊藤友四郎

宇都宮勘解由殿

秋田長之丞殿

大小御目付御廻狀、

國家之大事見込御尋之義有之候間、詰合之重役、明後十三日四時二條御城へ可罷出候、尤重役詰合無之向は、國事に携候者可罷出候、此段申達候以上、

十月十一日

設樂岩次郎
戸川伊豆守

御書付寫、

我皇國時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平之亂、政刑武門に移りてより、我祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相受、我其職を奉すといへとも、政刑當を失ふ不レ少、今日之形勢に至候も、畢竟薄德之所致、不堪三慚懼一候、況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈朝權一途に不レ出候而は綱紀難レ立候間、從來之舊習を改め、權を朝廷に歸し、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰き、同心協力、共に皇國を保護せは、必ず萬國と可三並立、我が國家に所レ盡不レ過之候、乍去猶見込之義も候は、聊不三憚三忌諱一可三申聞一候、

十月

朝廷へ公方様より之御建言書、

臣慶喜謹而皇國時運之沿革を考ふるに、昔王綱紐を解て以下如前云々、臣慶喜國家に所レ盡是に不レ過と奉存候、乍去見込之儀も有之候得は可三申聞一旨、諸侯へ相達置候、依之此段謹而奏聞仕候、以上、

十月十四日

御實名

一、昨日布衣以上へ左之通御達有之、

今般上意之趣は、當今宇内之形勢を御洞察被遊候處、外國交通之道盛に開に至り、御政權二途に相分候而は、皇國之御紀綱難三相立一に付、永久之治安を被レ爲レ計候、遠大之御深慮より被三仰出候御義に而、誠以奉三感佩一候、殊に從前之御過失を御一身に御引受、御薄德を被レ表、御政權朝廷へ御歸し被遊候御文言等、臣子之身分より奉三窺候一は、何共以奉三恐入一涕泣之至候、就而は此上愈以御武備御充實に相成不レ申候而は、決而不三相成三義に付、各に於て聊氣弛み無之、前文之御趣意相貫、御武備相張候様、一際奮發忠勤精々可レ被三申合一候、

十月

一、同時相廻る風聞書、

薩州小松帶刀、土州後藤象二郎、福岡藤次、藝州辻將曹等之藩士十人計居残り相願ひ、上様御上段に而御逢有之、言上之趣も被三聞召、御英斷之御旨も被三仰聞一由、小松後藤等は格別之思召を感戴し、退座之上、猶御實効御貫徹之御次第相伺度と板倉殿

へ申立、兎角之御様子拜承仕候迄は、御城に相待居候との事の由、此節會藩野村左兵衛、秋月悌次郎等詰合、御政權御返上之御趣意、彼是及三論談一候得共、遠々小松後藤に説倒せられし由に候得共、其委細之主意は不レ詳候由、

○同月十八日、酒井十之丞京都表へ出立、

私云、京地不容易三形勢に付而は、御定見無之御上京被遊候連、御所詮も無之に付、其邊日々夜々御評議有之處、何分一應御實際御伺取之上ならては、御決評にも難レ被レ及に付、今日十之丞出立相成、十三日より今日迄延引せしは、右の次第によつてなり、

○同月十九日、今早朝、去る十七日京都出立之大早駈飛脚着、御用狀、

一昨十五日夕、傳奏日野大納言殿より御呼出に付、友四郎罷出候處、別紙御書付二通御渡有之、且雜掌演説を以、右御上京御書付之義は、宰相様へ被三仰出候、自然御指支も被レ爲レ在候は、殿様御上京可レ被三遊旨被三仰出候、御書付左之通、

祖宗以來御委任、厚御依頼被_レ爲_レ在候得共、方今宇内之形勢を考察し建白之旨趣、尤に被_レ思召_レ候間被_レ聞召_レ候、尙天下と共に同心盡力致し、皇國を維持し、可_レ奉_レ安_レ宸襟_レ御沙汰候事、

別紙之通被_レ仰出_レ候に付而は、被_レ爲_レ在_レ御用_レ候間、早々上京可_レ有旨御沙汰候事、

十月

一、同十六日夕、日野殿より御呼出に付、服部寅之助罷出候處、別紙御書付壹通御渡有_レ之、

大事件、外夷一條は盡_レ衆議、其外諸大名被_レ仰出_レ伺等は、朝廷於_レ兩役_レ取扱、自餘之義は、召之諸侯上京之上御決定可_レ有_レ之、夫迄之所、徳川支配地市中取締り等は、先是迄之通に而、追而可_レ被_レ及_レ御沙汰_レ候事、

右之節、昨日宰相様御上京之儀被_レ仰出_レ候通、吳々早々可_レ被_レ遊_レ御上京_レ旨、御差支被_レ爲_レ在候は、殿様御上京可_レ被_レ遊_レ旨、尙又雜掌を以_レ被_レ仰聞_レ候、一、右同日、大小御目付中より、御廻狀に而御呼出に付、十大夫御城へ罷出候處、大廣間二之間へ諸藩士一

同列席、御老中板倉伊賀守殿、所司代松平越中守殿、大目付戸川伊豆守殿御出席、別紙御書付拜見被_レ仰付、其節別紙御封書御渡、早々御國表へ可_レ差越_レ旨被_レ仰聞_レ候、御書付、

去る十三日相渡候御書付之趣、御奏聞相成候處、昨十五日、別紙之通御所より被_レ仰出_レ候間、此段相違候、

御別紙、

祖宗以來云々、

私云、昨日傳奏衆より御渡御書付と御同文故略_レ之、御封書も御同文なり、

○同日巳半刻頃、永田儀平、去る十七日京都表出立大早駈に而到着、板倉殿御内書持參差_レ上_レ之、於_レ御同所宰相様御上京有_レ之候様、御嚴重之御催促有_レ之段申_レ達_レ之、御内書如_レ左、

一翰拜啓仕候云々、然は今般之御一條、實に御誠意之程は恐入奉_レ感佩_レ候得共、誠に以恐入、只々涕泣之至に御座候、就而は此上御規則相立候迄は、實に薄氷を踏候心持候間、一刻も早ふ御上京被_レ成候

様、上様にも御待被_レ遊候、此段申上候様御沙汰に御座候、出殿中いそぎ亂筆、御判讀可_レ被_レ下候、匆々頓首、

十月十七日

伊賀守

大藏大輔様

再白云々、吳々も寸時も早く御上京候様、一日千秋奉_レ待候、早々再拜、

右御返書如_レ左、夜六半時急飛脚を以_レ被_レ差立_レ右便宜に付、昨日出立之酒井十之丞御呼戻しに相成、

十七日附之御飛札、十九日朝第十字相違拜見仕候云々、然は今般之御一條追々相伺、御同意實に御公平御誠意之程恐入奉_レ感佩_レ候、只々此末之處不_レ容易_レ御大事と、心緒迷亂之仕合に御座候、右に付而は一刻も早ふ登京仕候様、上様にも御待被_レ遊候御様子、委縷被_レ仰下_レ謹而奉_レ畏候、何れ登京之上に萬々可_レ相伺_レと奉_レ存候、依_レ之先日被_レ仰下_レ候義も有_レ之候故、酒井十之丞差出候間、委曲之口上は同人へ申合候、御多忙中恐入候得共、拜謁被_レ仰付、御聞取奉_レ希候、彼是心中恐入當惑、別而亂揮、御海怨可_レ被_レ下候、恐惶謹言、

十月十九日夜第九字

二白、御端書奉_レ畏候云々、先日被_レ仰下_レ候に付、昨日十之丞差立候處、今日之華翰に而、又々呼戻し口上申合候事故、差出及_レ遲引_レ候、此段も申上候、以上、

伊賀守様

御名

私云、御上京御催促、御書面之通候へ共、猶又一日も早くと申義、公用人より入念口達之義も有_レ之、且彼地之時勢旁、早々御上京相成候様申上_レとして、儀兵衛參着せしなり、

○同月廿三日、尾州老侯よりの御使者林左門來着、毛受鹿之介應對之所、此度御宗家之御大變に付、老侯今廿三日御國許御發駕に而御上京之由、仍_レ之宰相様に早々御上京、萬端被_レ仰談_レ相成候様、御頼被_レ成候との御口上也、其段申上候處、いつれ不_レ遠御上京之思召之段御返答有_レ之、二日御發駕御内定之趣も申_レ聞_レ之、鹿之介より尾侯御上京之御見込を承候處、御宗家如_レ形御次第に而、於_レ尾侯も御官位御辭退に而、罪を闕下に謝せられ候御趣意之由、

○同月廿八日、去る廿五日京發之飛脚着、御用狀之

内、

去る廿五日朝、傳奏日野大納言殿より御呼出に而、御渡之御書附左之通、御用之儀有之被_レ召候、期限來月中、必可有_二上着_一候事、但用意出來有_レ之向は、不_レ拘_二期限_一早々上京可有_レ之事、一、同日土州藩才谷梅太郎、岡本健次郎來着、老侯之御直書差_二出_一、

私云、此御直書、八月念五之御日付に而、緊要之事件無_レ之故略_レ之、右才谷梅太郎といへるは、坂本龍馬之更名也、此度御直書持參、且は京師之近況爲_二申上_一、後藤象二郎より爲_二名代_一差出せしにて、内府公絶倫之御英斷に而、皇國之紀綱作振之時機到來致候得は、一日も早御上京被_レ下候様相願ひ、且今後目的之次第を詳述せり、村田巳三郎應接に而、其段御前へ申_二上_一之、此頃には既に御發程之義も御治定之事故、何事も御上京之上可_レ被_二仰合_一と御挨拶之趣申聞、御返書も御渡に相成、

殿參邸拜謁之上申上候は、度々之御召に付而は、不_レ取敢_二上京_一勿論之義に御座候得共、是迄度々上京は仕候得共、從來之驚鈍、奉_レ對_二朝幕_一寸功も無_レ之處、別而如_二此度_一未曾有之御大事に當り候而は、猶更非才にては盡力之方向も相立兼候而、惟當惑能_レ在候、就而は今般之御一條、御紙上之趣に而略拜察は仕候得共、猶此上前途之御見込も如何之御義に被_レ爲_二在候哉_一、天下之公議を御待被_レ遊候御趣意には御座候得共、差當り朝廷萬機之御政道如何被_レ遊候や、是迄之小朝廷とは御様子も違ひ、乍_レ恐御當惑にも可_レ被_レ爲_二在歟_一と奉_二想察_一候、萬一夫等之邊より、又々御戻しに相成候様之御義に被_レ爲_二運候而は_一、以之外なる御不都合と申、且一時之御權謀に而、朝廷御蔑如被_レ爲_二在候御姿に而、天下之人心も服し申間敷、愈騷擾を醸し可_レ申歟、第一此末御實踐之御見込は如何被_レ爲_二在候哉_一、是等之御次第篤と相伺ひ候て上京も仕り、涓埃一滴之微力も可_二相盡_一覺悟も仕度と、十之丞被_レ差出候旨申述候處、板倉殿御答には、御尤至極之御尋に而候、元來此度之御一舉、土州に御迫られ無_二御據_一此場へ被_レ爲_二運候様にも相聞可_レ申候得共、決して左様之

一、前記朝廷之御沙汰は勿論、板倉殿之御内書、逐々京都知邸より之申上、且永田儀平口上と申、事機殊之外切迫に及び、朝幕之召命旁、早々御上京無_レ之而は不_二相適_一御運ひには候得共、是迄度々之御上京、いつ迎も始之程は、幕府より御依頼之趣に而御都合宜候得共、次第に事之艱難葛藤を生し候に隨ひ、御論も合兼、遂には御物別れにて、御歸國に相成候様之御姿に而有_レ之、其上此度は、□□以來未曾有之御大事之時勢に候へは、一旦之御盛意に御感激御上京に相成候而も、萬々一政權を、御不案内之朝廷へ御投懸け、朝廷にて御もてあくみに相成、再び御委任之時を御待被_レ遊而、逐々御輕淺に相成候幕府之御威權を、御恢復可_レ被_レ爲_二在抔_一と申御權略等に被_レ爲_二出候_一御儀等にも候は、以之外成御次第に而、夫に御同心被_レ爲_二成候而は、皇國之御罪人と可_レ被_レ爲_二成_一、されはとて其期に御臨み御引別れも、又不_二容易_一御困難に可_レ被_レ爲_二及_一、御進止之御目的相立兼候に付、何分十之丞被_レ差上、幕府之淵底、十之丞より板倉殿迄、反覆相伺候上之御決議可_レ然との御評定に而、去る廿日十之丞御差立に相成處、同人義廿一日夜京着、翌廿二日板倉

譯には無_レ之、政權一途に歸せずしては、御國內治り兼候と申は、前日よりの御着眼に而、時機を御見合せ被_レ遊候處、此度時勢に乗し土州之建白、好機會到來に付、日比持滿之強弩を御切發ち被_レ遊候御義に而、實に公平正大、只管天下之安全を被_レ爲_二量候_一台慮に而、一毫御鄙吝之御念頭は不_レ被_レ成_二御座_一候、然る處老公御賢察之通り、朝廷に而は是迄更に御手覺不_レ被_レ爲_二在御義故_一、小事之御裁決も御六ヶ敷候故、矢張是迄之如く御相談之御模様有_レ之、此處甚御困窮之御場合に而、其御相談に御乗り被_レ遊、御差支無_レ之様御取計らひ有_レ之候へは、御奉還は虛名に而、其實は御威權を御手離し無_レ之と申輿論も可_二差起_一勢も有_レ之、又截然と御振離れ、一切御取合無_レ之候得は、御立派之様には候得共、朝廷に而今日之御差支と相成候得は、又奉還を名として結局は朝廷之御迷惑を御引出被_レ遊、朝廷御窘窮之所より、再び御依頼御委任之時を御待被_レ遊候と申嫌疑なきにしもあらず、御進退に御谷り被_レ成候御運ひに付、朝廷之御様子も御功者之御義と申、幕府は申迄も無_レ之候得は、此中間之御扱を御頼み被_レ成、御私なく御奉還之御盛意も相

立、朝野之嫌疑消除いたし、諸侯會同之御待付け公議に付せられ候様被_レ成度との御趣意之由、恟々御物語有_レ之に付、十之丞も上様御公正之御誠意に奉_レ感服候は元よりにて、一々至當之御主意に而、其上可_レ奉_レ申上_レ廉も無_レ之に付、罷歸り仰之趣申聞、早々致_レ上京_レ候様可_レ仕と及_レ御請_レ候事之由、廿五日夜歸着、翌廿六日朝御前へ申_レ上_レ之に付、猶又右御趣意を以御評議に相成處、板倉殿御申聞之御次第は御尤至極之義にも候得共、其中間之御扱ひ中々以不_レ容易、朝に御付き被_レ成候ても、暮へ御付被_レ成候ても、いつれか偏倚之御困難に可_レ被_レ爲_レ至、且は世態も如何成變動を生候半も難_レ計勢ひと申、薄氷を踏む如き危地へ、唯御一人御上京被_レ遊候は御危殆之至りと、御家來共一同甚御案事申上、御上京可_レ然と及_レ御請_レ候者更に無_レ之、いつれに土州老侯御上京に可_レ相成_レ候へは、其御折を御待被_レ遊可_レ然、或は諸侯會集之節迄、何とか御申延へ可_レ然坏、衆議紛々難_レ相決_レ候得とも、何分にも一度ひ御上京と相成候へは夫か御最期にて、御取返し無_レ之事と可_レ相成_レ候へは、此節御不幸之御折柄と申、私云、十八日夜、靜姫様御早世、御違例にも被_レ爲_レ在候得は、旁

一應御斷被_レ仰上置、時變御觀察之方、當今之御長策たるべく、且傳奏中よりは、宰相様御差支候は、殿様御上京と申御沙汰も有_レ之候得は、御代りに殿様御上京之方可_レ然と、漸く御決評相成候處、又一正論起り、皇國之大變、朝廷宗家御危難之秋に當り、朝廷之御沙汰と申、上様之正大公義之御所置、事理至當之召命に被_レ爲_レ應、速に御上京、宗家と共に御休戚を被_レ爲_レ共候大義名節も御擲却、曖昧模糊之御辭令を以御斷り被_レ仰上_レ候而は、朝廷は元より、上様を奉_レ初朝野之有志へ被_レ爲_レ對、數十年之御信義御忠實之御令名も御虛名に屬し、是迄御立派之御持論も、御大事に被_レ爲_レ當御腰を拔され、御渡り込み被_レ遊候御姿に而は、天下共に或は謗り或は怒り或は笑ひ或は怨み可_レ申候へは、最早世界へ御顔出しも難_レ被_レ遊、乍_レ恐是限りにて御身も御名も御棄り被_レ遊候而、不義之君、不義之臣、不義之邦國と相成、人界之御交り難_レ被_レ遊御義と相成候得は、君臣共に頭髮を拂ひ遁世之外は無_レ之、左もなき事を有事々間敷、饒舌間語を以て被_レ仰立_レ候而は、御恥辱之上之御耻辱に被_レ爲_レ成候得は、如かし唯速に朝暮之危難に不_レ被_レ爲_レ趨候而

は、御大義におゐて御濟被_レ成間敷と、割切激勵之立論、大に老公之尊慮に適合し、又是よりして御再評に相成、御上京可_レ被_レ遊と御決定に相成しは、實に廿八日なりき、

○同月廿九日、急飛脚を以板倉殿へ被_レ遣_レ御内書、如_レ左、

以_レ急脚_レ一筆致_レ啓上_レ候云々、扱は先般家來酒井十之丞差出候處、段々御懇切之御垂示、御誠意之程も爲_レ御聞_レ被_レ下、十之丞早速罷歸一々申聞、誠以感泣恐入候外無_レ御座_レ奉_レ存候、唯々乍_レ恐正大公明之尊慮、銘_レ肝難_レ有仕合奉_レ存候、其節老拙再上之義も被_レ仰下、是又一々拜承仕候、依_レ之支度相整、來月二日弊邑發足仕候而、八日京着之合に御座候、此段急脚及_レ拜啓_レ候、御序之節御前へも宜被_レ仰上_レ被_レ下候様奉_レ頼候、先は右之所用申上度、如_レ此御座候、頓首拜、

十月廿九日第十二字

一、右に付尾州老侯へも、御案内旁被_レ進_レ御内書、如_レ左、

謹而奉_レ一翰_レ候云々、抑先般は態々弊邑へ御使价

被_レ投、委細御口上之趣拜承仕候、此度御同事に、宗家之榮辱安危此秋と奉_レ存候、何分にも今後皇國之御挽回、千祈萬禱之至奉_レ存候、僕儀も來月二日彌弊邑發程、八日著京之心積に御座候、兼而御承知之通、庸愚不才之僕、其上今般之一件は、先年來之儀とは大に相違仕候故、更に見据相立兼、殆當惑罷在、只登京之命を奉候而已に御座候故、出京之上は何れ登館、萬々拜晤を期し申候、何卒萬端御教諭奉_レ希候、別而尊藩之義は、宗家第一之貴冑にも被_レ爲_レ在候故、此度社は最以爲_レ皇國_レ御盡忠奉_レ希候、僕輩は附_レ驥尾_レ乍_レ驚馬_レ骨折心配も仕度奉_レ存候、書は不_レ盡_レ言、先右出京之上、諸事御懇示御引廻し御依頼迄及_レ拜啓_レ候、恐惶謹言、

十月廿九日

御實名

尾張大納言様玉机下

一、一昨廿七日京發之飛脚着、御用狀之内、

十月廿七日、御城大廣間二の間におゐて、大目付松平大隅守殿御渡有_レ之御書付二通、如_レ左、

松平大藏大輔

松平越前守

臣慶喜昨秋相續仕候節、將軍職之義固く御辭退申上、其後厚蒙御沙汰候に付、御請仕奉職罷在候處、今般奏聞仕候次第も有之候間、將軍職御辭退申上度、此段奏聞仕候以上、

十月廿四日

諸藩上京之上、追而可有御沙汰、夫迄之處、是迄之通相心得候様御沙汰候事、

○同月晦日、於御用部屋御家老中より諸向へ申渡左之通、

今般將軍家御政權朝廷へ御歸し被遊候に付、朝幕より御達之御旨趣に付而は、今後御體裁如何可相成哉、實に不容易御場合と申、且は御宗家之御成行に付而も、深く御案勞思召、御召旁先づ宰相様御上京被遊事に候、右様變態之御時勢に付而は、尙追々御模様により、御國表之義も如何可相運哉難計、銘々におゐても厚相心得、御差圖相待可申候、尤心附之義も候は、御直にも御聽可被遊旨候間、無遠慮可申出旨被仰出候、

十月

御直書寫、

今般上京に付而は、我等留守中之義は、諸事越前守へ申談置候間、當春滯京中之通り相心得、越前守存寄相伺取計可申候、大事件之義は、人差出我等存寄承り可申候、役替其外等之儀は、此表に而存寄相伺可取計、事柄により京都へも可相伺事、我等滯留中盡力筋に付而は、形勢も有之事故、京都之儀は任せ可申候、乍去心付并國許確定之義は無遠慮、大事件之儀は、家老より在京家老へ可申遣、又人差出候而も宜候、尙從越前守も我等迄、心付候義無遠慮以密啓被申越候様可申上事、此表政事向之義は、越前守諸事心配可致は勿論に候、尙家老始一際擔當、贊翼專一之事に候、東西隔絶、在京之我等始、一切掣肘可致事は無之、國議に任せ可申事、乍去心付確定いたし不得已事之義は、無遠慮我等より越前守へ以直書可申越、在京家老よりも、國許家老へも可申越義も可有之事、東西隔絶致候へは、事情自ら疎濶相成候故、其彼是之情相通候様致度候間、折々有司上京可有之事、

右之通に候以上、

慶應三年十月晦日

大藏

酒井 外記
松平 備後
荻野 小四郎
中 老
側 用 人
中 老 見 習
田内 源 介

慶應三年丁卯十一月二日、辰刻御供揃に而、三の丸御座所より御發駕御上京被遊、

○同月七日、江州草津驛へ御投宿之處、尾州老侯より林左門、田中國之輔、御使者として被遣、御供酒井十之丞旅宿へ來着、御口上之趣は、方今之御時態に押移に付、老侯御見込之趣御建白被成度に付、御相談之旨に而差出御草按如左、

今日之世態を以は、皇統皇國を保つを以第一之先務とし、時機に隨ひ宗家を維持するを旨とすへし、一是迄過去候儀は今更是非も無之、乍殘念口を錯申候、是より先之御辨別、奉仰願候は左之通、

俗論之御爲は忠に似て不忠、眞實之御爲は不忠に似て忠、

愚見之極意爰に止り申候、何卒芹志御採用之程、泣血奉懇願候、此二句さへ徹底仕候得は、千條萬緒は隨而其中より發生仕候筋に付、態と絶筆仕候、曲折之議論は、徒に紛亂を招候基、其害不少候に付、吳々此義は斷然闕如仕候事、

右之趣、早速入御聽候處、御趣意柄御同意には思召候得共、何分御旅中之儀にも被成御座候へは、猶御熟考、御京着之上御返答可被遊被仰出、兩人罷歸、

○同月八日、未刻過京都岡崎へ御着、

○同月九日、御上京爲御案内、攝政殿下御兩役、並御老中所司代御廻勤有之、

一、同日夕、土州藩士福岡藤治參郎、御側御用人對接之處、内々申出候趣意は、此度内府公御反正之思召立、稀世之御英斷に而、方今之御美事に相運ひ候處、御三家并御親藩之内に而も、今一度幕威を被復度杯之議論も有之哉に而、種々之浮説流言も有之に付、夫等之先入、御當方様御聞込無之已前に、實際達御

聽、御疑惑不_二相生_一様相願度と、同志一同申談罷出候由に而、頃日來之事情申立候件々、最初土州老候後藤象二郎初より内府公へ之建白、事機今少早く有_レ之候歟と存込候得共、過激輩之討幕論尤熾盛に相成、已に事を舉んとする勢に立上り候故、討幕之名義も不正、且輦下に事を生候而は不_二相濟_一次第等、百方説得に及候得共、中々行届兼、殊之外骨折れ候事に有_レ之候、其内漸間隙を得候故、直様及_二建白_一候事に付、無_レ據御用捨之義も、極而切迫に相伺候運之由、建白以前、永井玄蕃頭殿大盡力に而、此場に及候事に而、此度永井殿之功力多分之由を稱賛し、甚依頼之趣に有_レ之、○建白板倉伊賀守殿へ持出候處、趣意は至極尤候得共、重大之事件故、急に御採用と申義は、左様に速に御決評は六ヶ敷との答に有_レ之に付、猶迫て相伺候處、御採用にも可_二相成_一御模様なから、曖昧に有_レ之内、卒然と諸藩士を被_レ召、御英斷之被_二仰出_一に而、土州杯に而も意表に出、致_二愕然_一候事之由、扱御直聞も可_レ被_二成下_一との御事故、薩藩小松帶刀、藝藩辻將曹、土藩後藤象二郎、福岡藤治等同志之事故、一所に拜謁相願ひ候而及_二言上_一候は、如_レ斯御盛意、片時も早く朝

野に貫徹不_レ仕候半而は不_二相濟_一事候へは、明日は早御參内に而御奏聞に相成、又御英斷に而諸藩士之建議も御聽上げ、共に御奏聞に相成候様仰望仕候段申上候處、奏聞は奏聞、御下問は御下問に而別段之事也、參内早速之義も御承知には候得共、明後日ならては御手順御出來難_二相成_一との上意候得共、唯一刻も早く御實跡に被_レ施候様仕度と斷而言上候處、明後日之處は急度無_二相違_一候間、其處は致_二安心_一候様との御意に而、退座之上猶又伊賀守殿へ同様申立、明日御參内之義相願候處、諸藩士へ御下問之義は子細も無_レ之事候得共、明日之御參内と申而は、御所へ之御同等之御手續相濟不_レ申、別而此度之事杯は、朝廷に而御聞恐ち方被_レ遊、容易に御運ひ付申間敷候得は、明日は扱置、明後日も無_二覺束_一、先達而開港之義さへも、御迫り被_レ成候と申世評も有_レ之次第、況て此度は御身上之御義にも候へは、朝廷へ御迫り被_レ成候様には不_二相濟_一、夫故中々御聽入も六ヶ敷との御應對故、左候は、先づ攝政様之御手元を何茂より内調可_レ仕哉と申試候得共、左様にも御決し無_レ之、猶再三之御應接に而、漸く約る處、明後日御參内との被_二仰出_一に相

成候、夫より殿下御手元之義も、永井殿内意に而致_二周旋_一候様申來に付、何も殿下へ同上之處、中々御聽受無_レ之候得共、如此一大機會得失之境と相成候事故、犯上之罪責は何もへ引受、大亂目前之趣を以御迫り申上、漸く御聞入に相成事之由、右様之御次第、一御英斷に發候事に而、如何様之事に而も御動轉_二れなき御淵底_一は、御直に相窺候者は安心罷在候得とも、夫を不_レ好向にては種々妄説を附會し、疑惑を起させ候様之義も不_レ少、已に尾藩へも御右筆邊之者私云、濫澤成罷越、入説等も有_レ之由、尾は動き申間敷候得共、右様甚奇怪之次第も有_レ之故、其邊之事情先以入_二御聽_一置度由、○紀州杯は甚見込違ひに而、先達而朝廷より諸藩へ御尋之節之御答書にも、此體に而は迎も治り不_レ申間、御義理合にも御元返しに可_二相成_一義、畢竟ケ様相運ひ候も、覬覦之藩有_レ之候より起り候と申義有_レ之、覬覦之二字、於_二弊藩_一耳に懸りは候得共、役向之懸合に致候而は、結局爭端に相成候而は無益故、書生輩へ申聞爲_レ及_二議論_一候處、朝廷へ差出候本書には左様之義は無_レ之杯、不分明之應對に而、今以決着不_レ致由、○會藩は其砌及_二一論_一候處、外島

機兵衛手代木直右衛門之兩人は尤と存候得共、猶衆議之上可_レ及_二返答_一との事に而、三日之後、議論兩端に分れ候間、今暫待吳候様との事に而、第八日之後、君前に而定論、御同意之段及_二御挨拶候様_一、會候被_レ命候由に而返答有_レ之、表向同心候得共、油斷は出來不_レ申候由、○津藩は一議論に而同意に相成由、○會藩大野英馬尹宮へ參上、不當之事共御議論申上候得共、象二郎、尹宮へ伺候、夫々及_二論辯_一、尹宮も土老侯御同意と申事に被_レ爲_二成由_一、○兎角内府公之御善端を開導は不_レ致、中途に而壅蔽に及候は、何共慨歎至極之由、○扱今後之見込は、何れに議事院を開らき、上院下院を分ち、上は攝政公初内府公御主宰に而、明候御加り、下は諸藩士より草莽輩迄も出役に相成、何分皇國之國體如_レ斯と御決定有_レ之迄之事に而、大體之處は程も可_レ有_レ之事候へは、有名諸侯さへ御會同に相成候は、其處に而篤と御決議有_レ之、御簾前に而御誓約有_レ之、御確定之上、外諸侯へは如何と御垂問、缺席諸侯へは朝廷より御通達位之事に而相濟、違背之者は御追討と申程成、正大公明之御基本相立不_レ申候半而は相成申間敷との義は、内府公へも申上、至極尤

に思召候との御沙汰候へは、此方様にも、猶御参考被_レ成下置候様相願候との趣なり、○問云、越前表杯へ相聞候は、討幕論盛に相成、幕に而も敵對之聲息有_レ之との實否如何と承るに、其通り相違無_レ之、實に危殆之形勢に相迫候事候得共、御反正之御英斷に而一時に消沮に及び、實は浮浪之徒過激輩は失望之由、乍併唯今之浮説旺盛相成候へは、暴黨又々時を得、屯集之場へ可_レ相運_レ歟と甚心痛之由、又今更幕威を御持被_レ成候而は、實に夫限之事に可_レ相成_レ由等物語れり、

一、同日藝藩辻將曹參郎、藤治同様、浮説御聞込に不_レ相成_レ様致度、既に尾越は不同意故上京無_レ之との流言も有_レ之處、此度御上京有_レ之、同志大に副望之趣申_レ達之、

○同月十日、今朝永井玄蕃頭殿へ中根雪江被_レ差出、過日來之御様子同人より相伺處、別段相變義迎も無_レ之、先達而被_レ仰出_レ之御趣意遵奉之外無_レ他事は、在京之向何も一意候得共、關東に而は一時異論も生し、彼是同様之姿に而、政權奉還之上は、上様も御東下に可_レ相成_レ筈との議論盛に相成、將に老中初夫々上京

致候得共、此表へ上り段々之御盛意も相伺ひ、待時勢觀察致候而は、如何様御東下難_レ被_レ成も御尤之御義と會得致候事に相成候由、

○會藩杯は如何之景況と承る處、是も當時之様子は不_レ致_レ承知_レ候得共、其砌は、何分正大公明之御所置候へは、此上申上方も無_レ之との藩議之由に申に付、何歟御三家親藩力を戮せ、今一度政權復古と申目論見も有_レ之様にも風説有_レ之候は如何と申候へは、左様之義有_レかは不_レ存候得共、今更左様之事と相成候而は、是迄之御所置、惟御術計に落、決而相濟不_レ申、當節朝廷に而御不慣之御事に付、御迷惑被_レ遊候御様子候得共、御迷惑不_レ被_レ遊様に、又御手出しにも相成兼候處之御意味合、甚御心配之譯に有_レ之、先つ何事も御伺と申姿候得共、朝廷に而御決しに相成候御廉は少く、矢張攝政殿下より御相談に而、御見込被_レ仰上_レ候様之御振合に相成候得共、夫は唯差向_レ候細事に而、事立候件々は、惣而諸侯之會議を御待被_レ成候御次第之由被_レ申に付、其會集も容易之事には有_レ之間敷と申候へは、召之期限は當月一杯と申事候へは、大抵當月中御揃之處に而、御談にも可_レ相成_レとの御

見込之由、○又被_レ申候は、大藏大輔様御上京は、殊之外御待兼之御義に而、いつれに何角も御談可_レ被_レ遊、就而は今後之御見込も可_レ被_レ爲_レ在、何分早速之御上京御満足之由、○尾老京も先達而より御上京有_レ之候得共、御不快に而何方へも御出向無_レ之、則御着之砌、尾之御近親旁、御直書を爲_レ御持_レ所司代被_レ遣候處、御斷りと行違ひに相成候由に而御對面も無_レ之、空敷罷歸候次第、五六日前にも、拙者罷越候様との御沙汰に付、其段申入候處、御不快故御斷り、近日彼御方より御案内可_レ有_レ之との事に而、其後は依然たる事共、上には折角御催し有_レ之候得共、何か釣り合ひ付不_レ申段説話有_レ之、

一、同日、昨日御老中より御達有_レ之、午刻御供揃に而御登城有_レ之、御本丸御居間に而御逢有_レ之、毎々之御上京御満足之段御慰勞有_レ之、夫より當御時態に付、御見込通り如何との御尋に付、不_レ取敢_レ微命に應候迄にて、定見と申は更に無_レ之、何分相伺候上に而、又存寄も御座候は、可_レ申上、第一尊慮如何と被_レ仰上_レ處、此度之儀は土の建白に發候には相違無_レ之候得共、其節之景況左様無_レ之而は眼前に四分八裂之勢ひ

に相迫り候故、事爰に及ひたれとも、其所置に至つては別に所見有_レ之事に而、其譯は、是迄之御政體に而は、種々苦惱致候得共、如何にしても政法兩途に相成候、惣而朝廷に而御裁決相成候へは論も無_レ之候得共、夫は御六ヶ敷、幕に而決候へは、朝に迫り或は朝を凌ぐの説を免れず、政兩途に而治るへき所以無_レ之事故、是非一途に相成候様有_レ之度と申は、御承知之通宿昔之定見故、彼建白と時勢切迫との機會に、予か兼而之所見を投せし也、皇國如此ならずして決而治りかたきと申見込を立、治否如何之大體を體認して所置に及びしに、朝廷にても被_レ聞食_レ大に宜く、此上は會同之公議に附し、何とか治體相立度と思召由に付、仰之次第實に非常之御英斷、奉_レ感服_レ候より外は無_レ御座_レ候、此末之御事業、御見据之如何と御伺被_レ成候處、夫は第一議事院等之事に而、帶刀象二郎杯も夫々存寄も有_レ之、可_レ申出_レとの事候へは、申談、兎も角も國是を決候心算にて、當時は唯差當る事共を、伺之上取計居候迄之事也、容堂も是非上京可_レ有_レ之候へは、厚申談度杯上意之由、

一、御控處に而伊賀守殿に御逢之處、御同人は何分口

惜事に相成候と、吝惜之語氣甚敷、公には如何と御申に付、公も、神祖之御盛業御持張被_レ成兼候處は御殘念思召候得共、如此相成候上は何と可_二相成_一哉、此上は斷然として鄙吝之心を擲却し、内府公之、皇國之爲に御家之御政權を御抛被_レ遊候御盛意を遵奉し、益以治安之策を建候より外は無_レ之と御申候處、兎角餘りに惜き事故、玄蕃杯とも色々申見候得共、更に良策無_レ之、何とか致方は有_レ之間敷哉と被_レ申候に付、夫は死したる子の齡を數へ候譬の如く、逆も返らぬ而已ならず、却而御盛徳を損するに至候へは、各にも其御心得有_レ之、上様之御鄙吝或は御計策之様に、世上之誹有_レ之候而は、御大切至極之事に候へは、決而左様之義御口外は有_レ之間敷と御申之處、是迄我輩におゐては、幕府を主位として、公論正義の賓客を請待之心算之處、此度其邊御超越に而、惣而朝廷へ御還し相成候事に候へは、御正理は無_二間然_一候得共、今後之見込は立兼候、何分一度御投出し之上候得は、此度之被_二仰出_一を、と迄も御食言に不_レ被_レ爲_レ成様仕度とは存候得共、今日上におゐて何をすも無_レ之、誠に茫然たる者にて、殆當惑罷在候と被_二申上_一由、

私云、公御歸殿之上の御説に、内府公皇國之治否を御洞見、此他に處置無_レ之と御英斷有_レ之候御深意を、伊賀始十分徹底無_レ之、唯止む事を得ざる時勢に出候様に心得たるは、何とも慨歎至極せり、伊賀始如此卑見を匡正せん事、余か當然の任なりと御談論被_レ爲_レ在たり、

○日脱十一尾州犬山之藩老小池與左衛門參邸、御側御用入逢對之處、申出候は、過日與御右筆澁澤成一郎、成瀬隼人正方へ參り、永井殿内旨之由に而、神祖二百年來之御鴻業之傳説長々敷申陳、約る處御三家并親藩之兵力たにあらは、政權之取戻方も可_レ有_レ之ものと趣にて、諷諫らしき口氣に付、隼人は唯々諾々に而不及返答相濟由、此兵力たにあらは政權を復さんとの意味、如何様之事に可_レ有_レ之哉、御當家様へ右様之説は相聞へ不_レ申哉との事に付、唯今迄は曾而相聞へ不_レ申、畢竟討幕之論盛んに、時機殆切迫に至り候も、政權を御歸朝ありしかは、群議喧囂寂然と相成候に而も可_レ知事に而、今更政權御手に復候は、討幕論も再興可_レ致は必然なるへしと相答候處、御尤至極に而、私共方に而も一同左様存候事候處、右等之説を

唱候は更に難_レ解次第に付、則昨朝永井殿へ相伺候處、彼御方にも決而右様之語氣は無_レ之、何分内府公之御誠意奉戴之外は無_レ之との事に有_レ之由に付、澁澤は永井殿之内旨と申たるは如何と承候處、是は尾老侯へ拜謁之義を内調被_二申付_一候にて、右等之趣意には無_レ之由、與左衛門又薩土之疑を説出に付、土藩之事情如此と、福岡之申せし事を申聞せしに、大に疑念を散し、何分當時と成而は會藩邪魔に可_二相成_一候へは、品能歸東之手段有_レ之度杯申候、○尾老侯何方へも御手出し無_レ之、御病氣如何と承候處、御病氣に無_二御相違_一候得共、實は御一人に而被_レ成方も無_レ之に付、此方様御上京を御見合せの様子候へは、是より御運ひも付可_レ申段答へたり、

を來し可_レ申歟との恐怖よりして、外諸侯之來集迄は御憚りにて、越候共御參内等も不_レ被_二仰出_一御内定之由、朝廷は何事も諸侯參集迄は御投げ遣りに而、此節は局達之落飾有無之御評議而已之由也とぞ、

○同月十四日、此頃之風説、薩州より人數二千人着坂、八千人と唱る由、内六百人は、十二日淀川を上り上京の由、長人も相交り居可_レ申との聞へ有_レ之に付、昨日青山小三郎を探索に被_レ遣、薩藩吉井幸助と對談之次第、内府公一時之御英斷に而激徒屏息致候得共、散走致たるには無_レ之、會議之上、御實行の見はれ候を伺居候形勢故、唯案勞致候は、内府公之御腹心に、實に政權に執着無_レ之は永井計にて、松山以下には必復古之臆念有_レ之歟との嫌疑有_レ之、萬一左様之事と相成時は忽地再亂に而、譯もなき事に可_二相成_一勢なれば、早速大綱領を御議定有_レ之、夫に背く者は討つて取る外には無_レ之見込之由、○小松帶刀も薩侯に先立、土州へ立寄後藤同伴に而、十五日には到著之約束に相成有_レ之、薩國に異議無_レ之候へは、何も不_二申越_一との申爲_レ替之處、今日迄消息無_レ之に付、異變無_レ之と相心得居候由、○多人數登京之由、御先供勢

にも有之哉と小三郎相尋處、如何にも先勢に而追々
 參着せり、實は途中に居たるも有之との事之由、
 一、右等之事情に付御邸議之趣は、外藩之形勢、内府
 公には疑念無之候得共、中間に疑ひ有之、夫よりし
 て前途曖昧の事と相成候而は、内府公之御反正も徒
 善と相成、忽討幕之義にも至り可申、其節に及んて
 は、御處置甚御困難之事に可相成候へは、唯今之内
 板倉殿始反正、動搖無之様御取固め置無之而は難
 相成義と、於御前御評論有之、猶尾老侯へも可
 被仰合と被決、

○同月十五日、昨日傳奏衆より御達に付、今朝本多修
 理御假建へ參上之處、御兩役御列座に而、別紙御書付
 御渡有之、

御書付寫

徳川内大臣方今宇内之形勢を考察し建白之旨
 趣、殊外國交際日に盛んなるにより、愈朝權一途
 に於不_レ出者綱紀難立、舊習を改、政權を朝廷
 に奉_レ歸之趣、時勢難_レ默止旨を以て言上有_レ之、
 則被_レ聞食候、然る上者、自王制一途之綱紀可_レ
 相立_レ時勢に候、然るに王制復古之儀に至候て

は、諸事班々曖昧之儀にては綱紀も難_レ相立、假
 令者當今諸藩封建之義坏、逆も往古郡縣之儀に
 も難_レ相成_レ哉にも被_レ思召候、然る時は朝廷之
 綱紀、何邊一途に奉_レ置候見込に有_レ之候哉、右封
 郡一事に不_レ限、諸事見込之處被_レ尋下_レ候間、朝
 權一途之見込可有_レ言上_レ候事、

一、同日、昨日永井殿より被_レ申上_レ由にて、雪江罷越
 候様被_レ命、永井殿へ罷出候處、來客有_レ之に付晚景參
 候様との事也、此節會藩小野權之丞居合せ、當御時態
 浩歎之上に而申出候は、方今政事上に統攝なくして
 は、亂階眼前なれば、何とか不_レ相成_レしては不_レ相適、
 此時に當りて、親藩同士一層懇談に不_レ及しては難_レ
 相成、兎角内府公之御盛意を壅蔽之説有_レ之不堪_レ大
 息、と迄も貫徹不_レ致しては不_レ相濟、別而肥後守は
 御用部屋へも立入候役柄候得は、御未發之所に而は、
 彼是申上候次第も有_レ之趣候得共、如_レ此被_レ仰出_レと
 相成候上は、御趣意徹底不_レ致候而は不_レ相濟義と心
 配之由申に付、何か再び政權を復せんと議論も有_レ
 之由承り及ひたり、左様之事柄有_レ之候而は、以之外
 成事と申聞候處、其説も有_レ之哉候へ共、御英斷に而

被_レ仰出_レ候上は、朝廷より御返却に相成候逆、御受
 可_レ被_レ成所謂無_レ之、夫よりは會議公論之上、是非共
 と申時に相成候は、不_レ存、只今左様之義は必有_レ之
 間敷と相心得候へ共、唯幕を倒さんと企候向、如何成
 事を仕出候半も難_レ計、其邊懸念之由物_レ語之、

一、右歸路澁澤成一郎寓を訪ふ、但此頃中毎々逢對之義申入有_レ之故なり、同氏
 之立説は、御三家御家門大憤發して兵威を盛んにし、
 抵抗力を以御盛意之貫徹すへき様に御手傳申上る
 事、此節之急務なれば、先つ尾越におゐて人數引寄
 せ、味方を鼓舞する時は、御普代之面々も大に力を
 得、同心戮力御盛業を輔贊奉るに至り候は、外諸侯
 は恐るゝに足らず、往日は已に兵力を以迫り奉り私
 説を遂る末故、此後も同轍ならん事は、追々人數繰入
 之手段にても現然たり、畢竟幕を初親藩之威力衰弱
 より、如_レ此體態にも立至りたる事なれば、此度奮激
 せずして何時をか期すへきと、切迫激勵之説得甚敷、
 紀藩等は既に今日迄に二大隊上著之報告有_レ之由等
 を申し、越老公には如何程御人數御引率に相成候哉
 との尋に付、此度は兵馬に付而之徵命にも無_レ之、殊
 に隱居之身分候へは、日用之家來共之外、兵備は一人

も無_レ之段相答候處、以之外不滿之顔色なりき、津藩
 之知邸深井半左衛門も來會し、是も澁澤同論に而、弊
 藩日頃因循といはれたる恥辱を雪くは、此時なるへ
 し、戰て後信を諸侯に示さん事を欲する由、當時京地
 に二十小隊あり、近々若侯兵備を引て上京、末家佐渡
 守も同様なり、何分兵力なくして三寸許にては、道理
 も立難き由を強辯し、十九日二十日頃には必事ある
 へしといへり、

一、薄暮より永井殿へ罷出、對話之次第は、此度上様
 之御盛意如_レ此候處、兎角貫徹致兼候處苦心之由、幕
 中に而も御策略之由を誤唱致候者十に八九、急度せ
 し御役人迄も疑念有_レ之、夫を辯論に及ひ候へは、其
 節之議論と相成のみにて益なく、いつれに御實跡に
 不_レ相顯_レ候而は信服は不_レ致譯故、夫迄之處は先つ其
 申に任せ置候へは、夫を又同論之様に心得候向杯も
 不_レ少、誠困却至極之由、○上様には大方之御見込も
 有_レ之、吾輩へ御相談之節は、心腹を啓らき吐露いた
 し、其上之御用舎は御任せ申上候は勿論にて、先つ大
 體之處は、粒立候諸侯會集之上に而、上様之御見込書
 を御奏聞に而、夫を衆議に被_レ懸候様被_レ仰上_レ、扱衆議

之上、彼之善は無_三御固執_二御隨順に相成候へは、夫に而大略相決し可_レ申、天下之見る處、其様に變りたる事可_レ有_レ之様も無_レ之候得は、大同小異に而相定り可_レ申と存候、夫が大綱に而、已下之細目は追々之事に可_レ有_レ之、何卒當年中に其邊之埒明候様致度心算之由、夫より枝葉之事は追々之事なるへく、先大綱領さへ相定候へは一と安心と申もの也、とふか仕寄に相成へくと被_二心得_一候由、○象二郎人物如何と承候處、彼者先年長崎より土船に乗り歸坂之節より懇意に而、其比より申合候事も有_レ之、確實正直之人物に而、決而私説更張等之義は有_レ之間敷被_レ考候由、坂本龍馬も參り候事に相成候得共、毎々は嫌疑も有_レ之に付、夜中に出懸候事にて、則昨夜も參り申候、象二郎とは又一層高大に而、説も面白く有_レ之、彼が申處至極尤候得共、未だ時機不至と申聞候處、夫は薩土に任せ候へは必行はれ可_レ申との事故、例之兵威を以て事を成候而は、朝廷へ對し相濟不_レ申候、夫故に時至らすと考ると申譯なりと申候へは、決して兵力によらすして可_レ被_レ行條理ありと申候故、左様なれば兎も角もと申置候との物語なり、私云、切に按するに、龍馬の秘策持論は○(誤脱あらん)

内府公關白藤次も參候か、是は眞似なる人物なりとの職の事か、藤次も參候か、是は眞似なる人物なりとの評あり、○又被_レ申候は、處々より色々の事可_レ入_二御聽_一、就_レ中公邊よりも聞へ可_レ申、其説も異同可_レ有_レ之候間、一偏に御聽泥み無_レ之様致度、兎角眞之御主意を不_二相心得_一、中邊より説を立候故、御盛意々々と申ながら、少々つゝ、意氣違ひ有_レ之、夫を一筋にせんとするは、辨論而已にて却而手戻りに相成候故、先つ大違ひ無_レ之事は其儘に而任せて、夫々に引立置候事故、無_二是非_一少しつゝ、齟齬に相成候而被_レ困候由、○澁澤之説及_二物語_一候處、彼輩に有_レ之むやみに氣張候故、其處は常々誠め置候事、已に今日も、御藩に兵備一人も無_レ之と御咄之事を彼是論し居候、畢竟薩兵を千人繰込めは、此方にも千人之心當可_レ致と申は甚敷小見、薩も味方なり、少しにても多人數引入候事は歡ふべき事なるを、其處は如何に申聞せ候ても、中々合點行き不_レ申候、夫故二等之論に致候へは、何方も兵備あつて惡敷事も無_レ之故、先つ夫に爲_レ任置候、薩土に而も何方に而も、此度は敵味方無_レ之と見すしては相成不_レ申候との事故、紀は如何と問ふ、是も甚卑く困り申候、乍併是もあれ程に思ひ込候は、あしき

事には無_レ之故、相應に養ひ置候事に而、腰を折候而は相成不_レ申、夫故何方にても、伊賀殿或は拙者の意杯と申、主張之向も可_レ有_レ之哉と致_二心配_一候、夫には大に意味有_レ之寛宥致置候を、信隨之様に取違へ候事に而候、薩之帶刀杯安心難_レ致と申者へ、強て異心なしと辨候而も無益故、夫に任せ置候へは、是以拙も同論之様に心得候姿、象二郎も同様之事、兎角御實跡に發見無_レ之内は、如何とも難_レ致候、彼兩人杯も過激浮浪之制馭には、中々苦心之事共も可_レ有_レ之と體察致候へは、定而今以討幕論を唱居候事杯も可_レ有_レ之と思はれ候、是は時勢無_レ據次第にて、拙者杯も幕軍へは其通にて、何時にても不逞之徒は討たねはならぬ事に勵し置候、左なくして、干戈を動してならぬ杯と申本意を申聞候へは、よき事にいたし忽ち懈惰に安んし候勢故、無_二是非_一其邊之釣り合を付置候事に而、當路之苦心は何方も同等と被_レ察候由、○會津は如何、専ら復權之主張と承候處、今朝小野權之丞に逢候處、云々之口氣と申候へは、永井殿、權之丞も左様に申居候か、彼藩に而も能分り居候は、直右衛門機兵衛之兩人成、乍併是も右之按梅に而、兼而之藩風、中々一

意に同論屈服は六ヶ敷事候へは、彼等へも時宜により、遺憾之歎を發し候事も可_レ有_レ之候へは、夫を以一藩復權論とするも亦違へりと被_レ申、○扱老公時々御登城有_レ之様致度、御用無_レ之とも大に御益は可_レ有_レ之、三度に一度は御逢も可_レ有_レ之候へは、段々御懇話も重り可_レ申、御登城被_レ成候様御沙汰なくては、御六ヶ敷都合候得共、御機嫌伺としての御趣意候へは、折々御登城願はしくとの事に付、不_レ及_レ伺候ても可_レ宜哉と申候處、卒然に而何も御指支は無_レ之候間、其段相心得申上候様致度との事なりき、○同月十六日、福岡藤次被_二召呼_一御逢之上、過日來之事情御直に御尋有_レ之、修理、十之丞侍座、藤次より過日之趣逐一申上、惣而御會得被_レ爲_レ在、侍座も大に安心之趣也、右申上候内之異條、昨夜坂本龍馬被_二刃殺_一候由、相手は恐らくは新選組中ならんとこの事之由、先日來問者浮浪輩中に入込居たる由、旅宿は河原町土邸隣之町家なり、夜中一人あつて手紙を持來り、僕を呼出し届吳候様申に付、僕二階へ上候後より、兩人之刺客附上り、直様龍馬眉間へ切込候由、龍馬は側に置たる脇差を抜き合せんとせしかと、深手にて不_レ及_二

其儀最期之由、外一人と對話中之事に而、此一人も深手負候由、僕も同斷也、二客は逃去り不_レ知_三行衛_一由、夫か爲に種々嫌疑を起し大に心痛之由、○二條關白公へ王制復古之說申上候節、此方家も其昔は五ヶ國を領し居候との御漸に而、舊戀之御様子、不堪_三抱腹_一次第之由、○中山侍從殿は、何分尹宮を焼討せては不_三相適_一、何時にても火を放ち候間、機會及_三案内_一吳候様との事にて、途方もなき暴論之由申上之、○同月十七日、今朝雪江尾藩田宮如雲を訪ひ及_三論談_一候處、所見如_レ合_三符節_一、御盛意を貫通する盡力之外に道なきに決す、俗論遊説被_三停止_一一度坏之議有_レ之、尾も兵備更に無_レ之由なり、

一、此夕御家老中始御前へ被_レ召、今後之御目途も粗御瞭然にて、爲_三朝幕_一御盛意御貫徹候様、御盡力可_レ被_レ爲_レ在儀に御決談有_レ之、今一應御登城御伺之上、御家老中御國表へ可_レ被_レ遣と御評定なり、○同月十九日、土藩寺村左膳參邸拜謁之上、土州老候廿三日御國許御出帆、廿六日頃御上京之御積之由申上之、先達而中國論分裂、信疑相半之困難之處、象二郎罷越漸く御上京之御運ひに相成由、○最初薩と議

論合兼、建白も三十日計延引之由、薩論は、筆紙舌頭を待に不_レ及、兵威に而押詰んとの事なりしを、帶刀一人にて鎮定、漸く上書之運ひに相成事之由、一、此夕御目付梅澤孫太郎殿來邸、雪江へ逢對被_三申出_一候は、當御時態恐入候次第、夫に就き大藏大輔様早速之御上京、定而夫々御見込も可_レ有_レ之、上様にも殊之外御依頼思召候御義に有_レ之、隨而先生達にも、多年天下之爲御盡力之事候へは、此節柄御高論も可_レ有_レ之、一體此度之御趣意篤と御承知候哉、猶又御物語にも及度、御近所迄罷越候故及_三推參_一候との事に付、雪江相答候には、誠に難_レ有_レ恐入候御時態、右に付大藏大輔も、宗家之御大事、天下之大變、不_三取敢_一命に走り候迄に而、中々定見と申も無_レ之、御趣意柄之義は、被_三仰出_一之御書面、且此頃登城御直に相伺候義共に而、誠に以公明正大之思召候へは、當時におゐては何卒右御盛意を、と迄も貫徹仕候様盡力仕度と申より外、君臣共に別段之見込は無_レ之段相答候處、夫は御同意千萬之事に而重疊之義、元來如此御運ひに相成候に付而も、其以前大に監察初諸有司を御前に被_レ召、御書付御開示にて、我等最早是より外に見

込は無_レ之、其方共は如何おもふ、神祖以來之鴻業一朝に廢候處は、奉_レ對_三御先靈_一恐入候姿候得共、畢竟天下を治め奉_レ安_三宸襟_一候は、即神祖之御盛業繼述と申もの也、方今徳川氏武備衰弱して、天下諸侯を制馭するの威力無_レ之而已ならず、廿年來之非政を數へ立られ候へは、一言の申譯無_レ之次第、此時に當つて、空敷神祖霸圖之形迹計を執着し、此儘に持堪へんとすれば、無理計多くなり、罪責は益増加、遂には奪はるゝにも至るへきは必然と見切り申候、依_レ之今政權を朝廷に還し奉り、政令を一途にし、徳川氏之有_レん限り、力の及はん丈は、天下諸侯と共に朝廷を輔け奉り、日本全國の力を戮せ、外夷之侮りを禦き候事に相成候は、皇國今後之目的も定り可_レ申、乍併是逆も見越の事に而、急度見居へ通りに行くか行かぬか、其邊迄は見貫き難く候へとも、先づ治るへき條理丈けは如_レ此と存候、又是迄通りと申事も、出來さへすれば致間敷にも無_レ之候得共、是は決して出來ぬ事と慥に致_三覺悟_一候、何も存寄あらは申せとの御意故、一同感服之姿には候得共、矢張幕權執着之向も多く、彼是と叫き合候迄に而、上意を返し奉り候程成明辨も無

之、嗚々嗚々罷在候處、又上意に、此節潜伏之徒事を謀り候趣相聞へ、夫か爲に恐怖して俄に大權を擲ち候様に存候向も可_レ有_レ之、潜伏之徒如何程ありとも、多寡之知れたる事に而、討は討つへく、
 候得共、此處を能思慮すへし、我等如此在京せるは何の爲そや、かゝる時勢故、輦下之騷擾を鎮定し、叡慮を安んし奉らんか爲めなり、然るに非徳の我等罷在候故、右等之禍根を醸し來りしなるを、又干戈を動し是を討に至つては、宸衷を驚動し奉り、生靈を困苦せしむ、其罪重大にして、一つとして義理に當らず、忠貞之素志も空敷事に相成候、從來我等非才不徳にして、大統を繼ぐに堪へざるを知る故に、昨年も相續を辭したる事は、何も承知之通候得共、不_レ得_三已事_一繼きたるも亦承知之譯にて候、其節も我等相續におゐては、逆も此體にては難_三差置_一、大變革をやらねはならぬ、夫てもよいかと申候處、伊賀初承知之事故、其以來端々取懸り、旗本坏之事も、當時之處までやり候へとも、中々是式の事にて行くものにも無_レ之、何分非常之事業に無_レ之ては不_三相適_一と存込候は、決して昨今の事にては無_レ之、根底深く有_レ之候、

又將軍職之義も固辭候へとも、是以先朝之叡慮も有之、不_レ及_二是非事候處、果して不堪_二其任、事々此に及ひたる事候へは、憤然自ら反して、己を責め私を去り、従前之非政を悔革し、至忠至公之誠心を以て、天下と共に朝廷を奉_二輔翼_一候義、乍_レ恐神祖之神慮にも適ひ可_レ申、神祖は天下の安からんか爲に政權を被_レ爲_レ執たるにて、天下之政權を以徳川氏に私しせられたるには無_レ之候得共、我等は又天下の安からんか爲に、徳川氏之政權を朝廷に還し奉る也、取捨異なりといへとも、天下を始め朝廷に奉するの意は一なり、汝等も亦能此主意を體認すへしと、又上意に、神祖之御時代と違ひ、外國之交際如_レ形事と相成候へは、是迄之體に而交りを全ふしかたし、外國も次第に日本之事情を詳にすれば、今日と相成候而は、外國へ遣す處之使節は、徳川氏之臣僕にして陪臣なり、陪臣をして帝或は王に使す□□外國にても既に其説あり、然れとも政令一途に出れば、假令陪臣たり共、朝命を奉して使すれば即ち朝使なり、禮典におゐて缺る所なし、已に當夏、外國公使華城櫻門内まで乗馬せしめしを、彼是批判すると聞けり、外國の情に通せずして、

皇國の尊をのみ知るものは、左も有へきなれとも、日本使外國に到れば、陪臣にても玄關前まで騎付る事也、然るを彼を下馬にて下馬せしむる時は、此方の使節も、和蘭如き小國に至つても、外郭より下馬せずしては不_二相適_一、其國辱を外國に曝すなり、大小輕重いつれそや、又往復書翰之書法文例に至るまで、一つとして禮に當らず、自ら尊大にして傲慢甚し、彼もし儼然として其失禮を責問するに至らば、一言の返すへきなし、今兵庫開港一新之時に當つて、政令を一にし、此等之非禮を改革し、信義禮讓を以て交らされは、いかてか其誼を全ふすへき、此開港之事も、朝廷にても開くへし、諸侯も開くへし、幕よりも開かんと乞ひ、一の異議なき事なりしに、勅許之際に當つて、不_レ被_レ爲_レ得_二已事_一之文段あり、是か爲に大に物議を起し、迫つて許されたりと云、是等皆二途に出るの大弊にして、交際を全くしかたき所以なり、又諸侯割據之説を唱ふる者あり、今已に割據に非ずや、徳川幕府之威令行はれず、召せとも事を左右に托して不_レ來、是幕府而已ならず、朝命といへとも亦爾り、割據ならすして何そや、此時に當りて朝威を翼け奉り、諸侯と

共に王命を奉戴して、全國侮禦に力を盡さずんは有へからず等、逐一之御明辨によつて、何も一言の異議なく敬服に及ひたる事の由を、堂々として談説有_レ之に付、御趣意一々感服之至に而、可_レ奉_二間然_一様は無_二御座候_一、扱夫を真成之御事業に施され候御手下しは如何候哉と問ふに、何分朝廷は勿論、諸侯以上、唯私を去り候へは夫にて治る事故、上様之大公至誠之御誠意を御打出し、其上は衆議に爲_二御任_一之御積に而候、夫より上下院大學校等之施設にも可_レ被_レ及_二歟_一、私_{此に至つて分}明之定説なし、神祖は撥亂反正之機運に乗せられ、如此_此至治之御開業、御盛徳は申も思なる御事にて、其節は士庶共に亂世の習俗を忘れしめんと、御遠略被_レ爲_レ在候御貽謀によつて、漸次に數百年之太平と相成、其習弊又亂を忘るゝに過ぎ、徳川氏も驕惰に流れ、武勇衰へ、今日之禍根を生し候事故、此時に當つても亦一轉して政權を一途に歸せられ、墜を千仞に救ふて、再ひ太平の天に回され候へは、當上様之御盛業神祖にも劣らせられず、畢竟天下を泰平にし、宸襟を被_レ爲_レ安候儀、神祖之思召に而、又天下之至善も此に止る事候へは、其地位にさへ御恢復被_レ爲_レ在候へは、別に

期すへき事も無_レ之、孫太郎輩臣子之分として、此度之御盛意を乍_レ不_レ及_二賛成擴充仕候義_一、今日之忠勤と存詰候事候へは、大藏大輔様にも御輔佐被_二成上_一、御盛業之御成功を奉_二企望_一候、次て先生達にも亦大藏大輔様を御輔佐被_二成上_一被_レ下度と、忠憤面に溢れて演説せられたり、○別話に、先達而佛公使大坂へ参り候節之會話に、面白き事を申候、佛之公使を日本に置くは、日本をして富强ならしめんか爲なり、日本之富强を謀るは則公使之任なり、日本は人物土地東方無比之國體にて、産業を開かは富强日を數へて待へ、東海之一強國となる也、其強國と同盟なれば則佛國之強なり、弱國との同盟は世話計りにて益なし、東海に強國あつて夫と同盟なれば、佛國之便宜莫大なり、夫故に一日も早く日本の富强を欲するなり、就ては日本の事情を知らん爲に、先づ御當代之歴史を翻譯せしめて一覽せしに、權現様之御盛徳は如何にも可_レ仰事にて、被_二建置_一たる御制度も實に無_二間然_一候、夫故二百餘年之太平も御保ち之事候へは、是を容易に御指綺ひは決して不_レ宜、外國は多く郡縣候へは、其國々との交際、封建に而は不_レ鈞合なと、其處へ

御手を入られ候而は、以之外騒動を引起し可申候、外國にも封建を郡縣に改め、都合宜處も有之候得共、日本之風、必左様には參るましく候、只政令の一途になり、全國之力合ひ候様の御取計肝要なり、夫は此通りと、其處なる箸を取り、一本つゝなれば折れ安く、二本を一處にすれば折れ難きを譬喩にせり、扱又權現様御制度、殘る處無之とは乍申、海陸軍之御備へ無之、是は時代にもより可申候得共、當時となりては御缺典なり、何分盛んに海陸軍を御起し無之而は、強國には至り難く、夫も富か第一に而、富されは強からず、富をなすは物産を開くか先務なり、此日本富饒の國を以て、物産如何計も開かるへければ、此處へ御力を竭され度と申せし由、

○同月廿日、午半刻御供揃に而御登城有之、伊賀殿へ御逢に而、即今御事業御手下し之處御口問之處、當惑のみにて睨としたる了見は無之、何分上様御逢可有之候間、御直に御伺被成候様にと被申由、右之次に、已來は何時に而も御都合次第御登城被成候様、其節は御用部屋へ御通りに相成候へは、手間取も無之、公私之御都合宜と御申之由、公御用部屋は御

斷り之旨御答おかれし由、

一、内府公へ御對顔有之、猶又今後御事業之御見込御伺之處、方今之形勢、箇様無之而は不_三相副_一と御定見被爲_レ立事候へは、政權を御還し、政令を一にし、て皇威を復せられ、天下之心を合せ、諸侯を會同し、公議を興し、天下之疑を去り、皇國之維持に御一世之御力を被爲_レ盡、御紀綱御振起被遊、神祖之尊王至治之御鴻業を御繼述被遊度之外、御餘念不被爲_レ在趣、不動泰山之尊慮確乎たる御義に付、公も無_三御間然_一御同意被_三仰上_一、何分被爲_レ在限之御心力を被_レ盡、御盛意御奉戴御輔贊、可_レ被_レ及_三御忠勤_一と、御契合之御悃話に被爲_レ在由、御退出之上、御家老初へも台慮之趣被_三仰聞_一、一同奉_三拜承_一、臣子之御奉公は此秋にありと感激せり、

一、今日御登城、内府公へ御直御伺之處、彌御盛意御更張に付而は、猶以御同意御盡力可_レ被_レ遊に付、其段御國表へ爲_レ被_三仰遣_一、本多修理立歸り被_三仰付_一、翌廿二日被_三仰進_一之御趣意御書取持參_{○誤脱}、夜寅半刻早馳之積に而uscitaせり、

御趣意御書取

上様御英斷之次第は、過日登城之節相伺候而、略及_三陳啓_一候通候得共、猶又昨日登城、段々相伺處、大權を朝廷へ被_レ還、皇威を被_レ復、政令を一途にし、天下之公議によつて、御家の有ん限りは朝家へ御力を被_レ盡、神祖之御盛業を御繼述被爲_レ在度との思召、誠以感泣敬服之至に付、我等義も乍_レ不及身命を抛、休戚成敗を不_レ顧、只管御盛意に御同意可_三申上_一と令_三決心_一候、依_レ之委細之情實は修理へ申含差越候間、於_三其表_一も夫々其覺悟有_レ之様にと存候也、

十一月
私云、於_三御國表_一此段之京狀に狐疑有_レ之、方向不一致之情態も有_レ之故、御一定之御直書持參に而、御家老中を被_レ遣候なり、

○同月廿一日、藝州より傳奏衆へ届達之由如_レ左、毛利家より別紙之通使者を以申越候、尤此儀に付而は從_三朝廷_一御沙汰有_レ之候迄、上坂可_三見合_一旨申達候様、從_三朝廷_一被_三仰出_一候に付、其段毛利家并吉川監物へ相達候様、去る十日從_三幕府_一達有_レ之に付、早速以_三使者_一申達候得共、全行違に而差越申候

間、一應御届仕候、此段可_レ然御執奏被_三成下_一候様奉_レ願候、以上、

十一月廿一日

安藝 少將

別紙

朝廷御召之段御達有_レ之砌、末家中氣分相罷在、重大之御沙汰筋等閑打過候義奉_三恐入_一候に付、不_三取敢_一家老中計發途爲_レ仕候段及_三御達_一置候處、末家之内少に而も病氣快候は、一同大坂表へ可_三罷出_一との御事に付、種々保養相加候得共、今以睨々無_レ之、追日遅延仕候而は重々恐入候義に付、淡路名代毛利平六郎、并家老毛利内匠、監物名代宮庄主水、一同爲_レ致_三上坂_一候間、旁之趣朝廷向宜御取計致_三御願_一候、

○同月廿二日、去る八日宇和島老候より御來書之内、此地之形勢御關心にて、事情御承知被_レ成度段被_三仰越_一に付、今日右御報被_レ遣、御書中摘_三要論_一、一、十月十三日曉雷閣より一書來り、後藤象二郎之建白にして、容堂より之書付も相廻し相談有_レ之、僕心底直に返_三報_一之、兼而之心緒故不_レ贅候、十五日京報あり、幕公政權朝廷へ御歸被_レ遊候書付、諸藩臣

條城集會發令之趣、帶象將を初數人謁見等之事、御承知と存候故不_レ申上_二候、此時幕命あり、僕父子之登京也、尤諸藩同様之由、十七日京報に而、朝廷御許容、僕上京之降命あり、僕不快に而越上京を命せり、依_レ之酒井十之丞早打に而上京せしめ、雷閣に謁し内府公之深意を伺ふ、雷閣辨_レ之、僕何分登京せよとの事、越上京候共僕罷出候様、僕上京なれば越は夫に不_レ及との事也、僕の不才、再上實に難_レ堪、且苦勞存候得共、名義難_レ辭、遂に以_二十月二日_一發越、八日入京仕候、十日入_二條城_一、内府公謁見、段々深意拜聽候處、反正之卓識確乎たる事に而、幕私渾而抛却、幕權を歸_スする朝家、決而哀惜之念一毫拂地、公明正大之尊慮、先日御書付之通り、在國中聊疑念も有_レ之候得共、氷解之事と相成、實に當夏謁見之時とは、御見識如_レ洗、爲_二天下_一榮幸雀躍之至、僕輩不肖庸愚といへとも、輔贊_□翼_□戴朝廷_一せすんは、生甲斐も無_レ之事、即此度は乍_レ不_レ及盡力可_レ仕と、一心決定罷在候、修理大夫も明日入京ときく、藝世子も不日入京、容堂も近日火船を馳せ登上之趣に御座候、兼而御相談之上、幕私幕權之

頑固なるを歎息して、當秋傾_二離杯_一候處、此度は盟臺僕等之素懷大願暢達之世に逢ひ、内府公之反正無_レ疑事と相成、薩土藝も敬服、輔_二贊_一内府公_一せんとの趣也、盟兄素情相達、大願成就之世に當つては、實に歡天喜地之至と可_レ被_二思召_一、左すれば早速に御上京御盡力、御適當と奉_レ存候、方_二此時_一不才也と被_レ稱候而は、天下之志士、盟兄を依頼する事拂_レ地に必可_レ至、是辱弟爲_二盟兄_一所以泣血也、一昨日も僕入城謁見之節も、内府公、盟兄何卒出京、共に相談致度との御咄も有_レ之候間、旁以_二一日も早ふ_一御入京奉_二渴望_一候、爲_二天下_一爲_二知己_一爲_二國家_一にも、御勉強被_レ爲_レ在御上京に候へは、不才之僕も亦萬事附_二驥尾_一御熟談申上候へは、盡力の大たすかり、私事之爲にも偏に御登上奉_二希上_一候、略

○同月廿三日、宇和島藩須藤但馬、西園寺雪江參郎、豫州出帆後海上に而手問取、一昨日大坂着、後藤象二郎へ逢ひ、此地之事情承候處、國許へ相聞候とは大相違に而、國論に而は、當主之方登京可_レ然と二途之説も有_レ之、且疲弊も甚敷候得は、遲引之策可_レ宜杯との事に而、段々出立も遷延之處、此表之形勢に而は、

越前宰相様

伊豫守

早速之上京ならては不_二相適_一事候へは、爲_二御迎_一兩人罷越度候得共、國論之次第も有_レ之候へは、老公様御直書頂戴被_レ下度段申_レ之、持參致候豫州老公御直書指_二出_一之、如_レ左、

一東呈_二研北_一候云々、然は追々御承知之通、容堂兄大事件建白之處、存外速に御悔悟御反正相成、誠以恭賀之至奉_二感泣_一候、就而は大變革に付、萬石已上被_レ爲_レ召、本月中到着可_レ仕旨、盟臺迅速御上京可_レ被_レ爲_レ在、隨而容堂兄發程候半、過日臥内臣武市八十衛被_二差越_一、相談も有_レ之候得共、右は上京御沙汰以前に付不_二相分_一、尙出立時合尋遣御さ候、吳々皇國挽回維持、五大洲へ獨立之大事業、基本綱目被_二相定決_一候秋、此度社御盡力之時と、伏而奉_レ仰_二鼎力_一候、愚僕蒙_レ召候に付、早々出立可_レ仕筈之處、折柄所勞に付、少々御猶豫奉_二願上_一候處、重臣上京申付候に付、心緒閣下へ申上度、家僕須藤但馬、西園寺雪江頭托置候條、御聞啓被_レ下候様、御教示乍_レ憚奉_二希上_一候、依而文略仕候、何れ不_レ遠面盡と奉_レ存候、早々頓首、

仲冬初五日

○同月廿四日、須藤但馬、西園寺雪江、拜謁之上相願候は、此表之時勢、國許に而承及とは相違いたし、於_二此地_一國論之次第、土薩等へは不_レ堪_二差慚_一、難_二申出_一程之仕合に而、何分一日も早く伊豫守様御上京之運ひに致度候得共、兩人限之存寄にては、國議を排斥之儀難_レ仕候得は、御催促之御直書頂戴、夫を力に御迎罷出度、土州之火船も、何時に而も御用立可_レ被_レ成との事之由申上候に付、公被_二仰聞_一候は、御上京御勧誘之御直書は、則昨日も被_二指出_一、嚴敷被_二仰遣_一候事候得は、此上は此頃御登城に而、内府公御沙汰も被_レ爲_レ在候事候へは、其邊を以_二板倉伊賀守殿より直書被_レ遣候而は如何との御義候處、兩人、左候得は猶更難_レ有、早速御國許へ罷越、是非御供上京可_レ仕と申上候に付、左候は、伊賀殿直書之義は、此方様より御申越に而、御渡可_レ被_レ成との御約束に而退去、○右之次第伊賀殿へ以_二御直書_一被_二仰遣_一候處、伊賀殿より上様へ御伺之處、至極可_レ然候間早々書面遣候様との御沙汰之由御返書に而、伊豫侯への御直書添御遣しに付、兩人御呼出御渡有_レ之、

一、此日板倉殿より御直書に而、島津修理大夫昨日上京之處、小松帶刀不罷上、右等に付御承知は無御座候哉、御心付も有之候は、御登城之上被仰上候様御申越有之、○右に付知邸より承調候處、足痛に而上京不仕、右代として岩下佐次右衛門致御供候由返報有之、事情不分明に付、猶又青山小三郎へ被命、吉井幸助方へ罷越承候處、帶刀儀先達而着薩之砌より、持病之足痛發動、人手に掛り漸く致歩行候仕合候得は、是非御供と乍存難相適、無據相殘候而溫泉へ罷越、快氣次第馳上り候積りに而、實病相違無之、夫故土州へは、無據大久保一藏罷出候由申出候段、小三郎罷歸申上候に付、其段伊賀守殿へ御直書を以被仰遣之、

一、右之節幸助云、追々諸侯御上京に付而は、何卒少も早く公議之御運ひ付き不申候而は、遷延之内如何成事變も難計、別而近來暴逆之徒横行、坂本龍馬を始不慮之事有之、七條に而石川甲子太郎暗殺杯も可惜事に而、彼は頗有志に而、先達而之建白杯は、一々尤至極同論之事共之由、○追々之御手順御見込、大藏大輔様には如何と申に付、御盛意御擴充より外に御

見込無之、公明正大之御雄圖、御直にも再度御伺ひ、御感服御安心之旨相答候處、如何にも上様におゐては可奉疑様は無之、永井殿杯も御同様之由候得共、唯板倉侯等には、矢張久戀之心底有之哉にも疑ふ者有之、修理大夫様にも、いつれに御相談も被成度、兎角御手後れに不相成様、來月十四五日頃迄には、大綱丈けは御居りに不相成候而は不相適、いつれ之道にも此度之機會を失ふ時は、士崩瓦解と焦思候段論談之由、○又云、此間下坂、サトウ英國通辯、能に逢ひ候處、追々開港期限にも相成候故、各國來船之運ひ候由申候、孰れ其節は何の彼のと申出候義も可有之、御手前も其頃は御多事に可相成、自然可及混雜と被存候由、乍併其機會に、却而朝廷に而も御手覺も被爲出來、御都合に可相成との見込之由、此度杯、大久保、勝之兩先生御用ひ無之而は不相成、大は御左右御輔佐、勝は海軍惣督、兩先生に限候杯申候由、

一、今朝十之丞土邸へ罷越、象二郎明日參邸候様申傳候處、此間龍馬暗殺人も露顯に付、一同に氣立、甚心配之由、何分今明日に壓付け御カ廻候積之由、先達

而中象二郎御國へ參上、此度之始末委曲老公へ奉言上二度心算之處、手透無之故、無據龍馬指出候事之由、願ふても參上仕度折柄候得は、明日參上委細可申上段及御請、

一、右歸途尾老侯御旅館へ罷出、田宮如雲逢對、昨日御登城被爲在由、御都合如何候哉、御承知被成度との趣及對談處、至極之御都合に而、御直に思召々御伺ひ、是迄之疑滯惣而氷解之次第之由、

○同月廿五日夕、土藩後藤象二郎、福岡藤次、神山左太衛參邸、拜謁被命、是迄之次第、且今後之見込等申上候様被仰聞候處、象二郎よりは迄之手續申上候所は、粗先日藤次より申上候と同趣に而、扱今後之儀は、小松帶刀と深く申合せ候義有之、象二郎國許へ罷越、帶刀も歸國之上、國許同論と相成、修理大夫様も御上京に相決候得は、帶刀は直様出帆、土州へ立寄、尙又象二郎申談、同船に而上京之契約に付、於國許一屈指相待居候處、帶刀は足痛に而旅行難相成に付、湯治罷越、御跡より罷上り候由に候、併帶刀之足痛、甚失望而已ならず且は異敷、自然於國元帶刀之說不立事と相成候へは、帶刀は乍恐内府公を

奉初、私共迄へも面目無之、迎も難罷出筋に候由、就而は一日も早く、御上京之各侯丈け御會議相始り、至公至中之大本相立候へは、其上誰彼物數寄立て之出來候ものにも無之、もし物數寄を出し候として、立行ものにも無之、自然と公論ならては不相適事と相成候様に押寄せ度、夫も此度之御盛意奉戴、公明正大之同論藩、堂々と旗を立て候へは、夫に而勝算は相定り候と申もの、其上に而公卿方と申中にも、正三卿は御格別候得は、此卿へ熟く入説いたし、先つ上京諸侯を被召、意見御尋に相成、其御答之御次第、御簾前之御誓ひに相成候は、夫に而大本相定可申候、夫より議事院等之事に相成、種々條目に亘り、公議可相立儀と被存候由、乍併公卿方と申は、外より入説に動搖之癖有之、箇様之折柄、必定所々へ煽惑之説も可入候得は、其豫防には同盟藩多勢之力を以、正説を先入固結するに如く事無之、一藩に而も同論多き方、力も強く説も立可申との定見、詳達之、○於控所、猶又雪江十之丞小三郎等、前文之次第反覆討論、此方様よりは尾肥へ可申談、土藩よりは藝薩へ可申談、因備へは藝より可爲談、藝は素々同論

に而、聊嫌疑無之由、薩へは明日にも可申談、愈小松と約定之通に運ひ候へは、何之子細も無之、同志藩丈けは、整々堂々之正論を立候而可然、何分明朝は永井殿へ參上、猶御内意之處も相伺ひ、其模様可及三案内、其上に而論藩樞要之向會合、篤と手續迄も及三示談、夫より公卿方へ手を入候様可致と申談す、從是は明朝早々尾肥へ打合可申と談したり、

○同月廿六日、今朝雪江田宮如雲旅寓を訪ひ、昨夕之次第、土藩見込之趣、逐一及三物語候處、都而同論に而聊も異議無之、何分正大之御盛意貫徹すべき爲に御上京之事に而、是等之次第素より所願候へは、尾侯にも決而御同意無論之由、此時と成ては、同志へは同志丈け之正論主張之外は無之、及三反覆談論たり、

一、同日肥後邸へ酒井十之丞罷越、津田山三郎へ逢對、青地源右衛門も來會、夫より申談之次第一々徹底、第一内府公御英斷御特立、老公御直に御伺之御模様等拜承、何も新聞之由に而、群疑氷解感泣、奉戴は勿論に而、同志之一致、公太正明之立論等悉く同意、夫より藩老溝口孤雲宅へ會し示談之處、是以異議無

之、早速兩公子之内御上京之儀、明日飛脚指立可申、惣而同意同論候得共、猶及三衆評、明日孤雲參上御返答可申上との事也、翌廿七日孤雲參邸、十之丞より傳命之趣、一藩悉御同意之趣申上、仍之肥後表へも、越中守様良之助様被仰合、御上京に相成候様爲申上、昨日飛脚差立、猶淺井新九郎爲御迎指上候積之由申上之、

○同月廿七日、今朝雪江後藤象二郎を訪ひ、永井殿消息承候處、則今朝參謁陳啓之處、同氏も尤同論に而、當時勢に付、往々之見込は夫々有之候得共、手初之處、幕より端を開き候而は嫌疑にも亘り候へは、此處外藩にて緒を引出し候へは、大に都合宜候間、一日も早ふ取懸りに相成候様致度と、殊之外大悦に而有之由、此運ひ候へは、彌以成丈け手を廣げ、同論多く相成候様致度との事故、尾肥兩藩へ示談同論之趣及三物語一處、大に安悦せり、○容堂様廿三日御出帆、來月二日三日には御上京可相成候へは、夫迄に精々同志之藩語ひ置、猶御談申上公卿方へ出懸候積之由、○今朝永井殿之咄に、日本終には郡縣に可相成との上様御見込之由、是は英國往古封建なりしか、公議の

上、郡縣ならては強國とは難相成と決し、郡縣と相成候事故、日本も夫に類し可申との御説之由、

一、今夕薩藩大久保一藏被三召呼、拜謁被命、此度有志輩盡力によつて、内府公御反正被爲、在候御挨拶一應被三仰聞、夫に付き今後之見込御尋に相成候處、此時朝廷之御基本不三相立しては不三相適事候處、兎角朝廷に御人材乏敷、其處甚苦心之由、會議公論之義も、孰れに正大に歸すへき事ながら、御手下し之次第如何相成可然哉、邸議一定不仕、決定之上は、いづれに相伺候心得之由申上之、○内府公へ御直に御伺、御英斷之御様子等被三仰聞候處、今一層御實行に不三相顯候而は疑惑難晴、紀會桑等之雜説も有之候へは、何卒一日も早く御實跡相顯はれ候様願はしくと、反覆申上之、帶刀足痛、持病に難澁相違無之、療養之上、來月中旬頃迄には上京可仕哉と申上之、

○同月廿八日朝、會藩手代木直右衛門を被三召呼、拜謁被命、此度之御一件御英斷之御次第、逐々御承知に相成候處、御盛意無御間然、御同意に付、何分と迄も御隨順御奉戴被成度、夫に付肥後守殿御見込等如何有之哉、御家來共に於ては、今後之處如何相心

得候哉と御尋之處、直右衛門申上候は、御盛意貫徹希望仕候は、肥後守は元より、家來共も一同御同然之義に御座候得共、唯々今後之見込に於ては甚心配仕候、畢竟肥後守在職已前より存込居候は、徳川家之政權は朝廷へ被歸、幕府に而は王命を奉し、順正之御政道に相成候は、可然と存居候處、此度之御一舉に而、年來之誠心も違却仕、失望之極地に御座候、政權を一途に被歸候は、乍恐御尤至極之御儀奉存候得共、幕府迄御捨被成候而は、治り方附き申間敷、公議と申も如何之運ひに可相成哉、更に見詰無之、議事院と申ても、外國之制度通りには、中々急に可相運とも不被存、人材御擧用も御美事には候得共、如何程之人材出候而も、何事も取扱ひ馴れ不申候半而は、今日之御用には立不申候、是も舊幕府之御役人ならては迎も行き不申、又朝廷とても、乍恐御人材無之、中々王政復古杯思ひも寄不申候、彼を思ひ是を思ひ候而も、舊幕之御制度より外に治平之見込は無之、過日御所に而、太政官初、八省御取建之御見込之日則御垂問之御書付、尾越へ出候との事に而、致三拜見候得共、是等も畫餅同様之御義たるへく杯、

唯舊幕制ならては難ニ相適ニ意味、反覆懇々申ニ上之ニ付、公には、何分上様御盛意行違無之致ニ徹底ニ候様有之度、外藩より見入れ候而も、親藩中上旨を取違候而は、貫通は不致、却而致ニ妨害ニ候様に被ニ思候而は相濟不申、此處一藩之示談、十分行届候様被ニ成度と御申聞に而退座せり、○控所にて御勤役共出會、申談候趣意は、上様如形御立派之御英斷に而御打出し、大公至正之尊王旗を被ニ建候事候へは、親藩一同一心同力、整々堂々葵章之旗を建連らね、尊王之御味方申上候は、今後誰あつて抵抗する者有之問敷、國初之形勢に而も可ニ想像ニ事に而、其時に當り彼是と私説を主張致候向は、異論之徒候へは、夫は討つても天下の許す處なり、然れば當時之見込は、公議之時を待て可ニ申出ニ儀に而、方今は是非之論は鉗口して、唯只管に御公正之御趣意を、何處迄も押通す同一體に相成度と及ニ議論ニ處、一心同力異論を討つ之議に至つては、其大體を了解し得たれば、猶熟考之上追々及ニ示談ニ度由、最初後藤とも及ニ談論、正大丈けは無論候得共、公議之末見込無之、其節頻に同意可否之返答を被ニ責候得共、幕府之御都合難ニ計に付、一

藩限之挨拶にも及兼、暫時甚困窮之次第に有之由、一、今日午後御登城、伊賀殿へ御逢、兎角薩藩之嫌疑氷解せずしては、今後之御手順不恰好、昨日も一藏御呼出、御直に御談之處、疑念深く有之哉候間、吉之助一藏等被ニ召呼、御直に御説得有之候は、夫々安着にも可至歟と、御存寄之處御申入之處、可達ニ上聽ニとの事に而、申上に相成處、至極御尤に思召候旨、被ニ召出ニ候儀は尙御考可被ニ成との御義之由、○伊賀殿より、此節英船渡來、上様へ拜謁相願候得共、當御時態御下坂も難被ニ成に付、永井被ニ遣候、英入京申立候は、如何致候半、心痛之由御談に付、公、當時と相成候而は何之御苦勞も無之、其段朝廷へ御伺可然と被ニ及ニ御挨拶ニ由、
一、今日御退出より尾老候御旅館へ被ニ爲入、頃日之御次第共御物語、爾來之御見込、御周旋可被ニ成御手續御談に相成候所、惣而御同論御同意に而、御都合尤よし、御家老渡邊對馬守、田宮如雲陪侍之由、成瀬隼人正は齒痛に而不參せしとの御沙汰なりき、
○同月廿九日、藝州より朝廷へ御届之由如左、
先達而長州より以ニ使者ニ申越候書面へ、以ニ添書

申上候通、板倉伊賀守より之達書行違に相成、毛利淡路名代等一同、領内御手洗へ着仕候間、右達之旨趣委細申候處、兼而必至之國情、一旦出帆、中途より引返候而は、大に闔藩人心に關係仕候義に付、其儘登坂、何分之御沙汰相待度旨申候趣に付、任ニ其意ニ家來指添、於ニ西宮停泊仕候に付、家來之者昨夜着坂仕候旨、只今申越候間、此段不取敢ニ申上候、可然御執奏被ニ成下ニ度奉願候、以上、
十一月廿九日 松平紀伊守

○同月晦日、荒川順助爲ニ探索ニ津藩に至り、
逢對藩狀承調處、此度は十分盡力之勢に而、六大隊を出す沙汰之由、藩論二分の一は御盛意奉戴之論、一は兵威を盛んにし、外藩を壓倒し、復權之論之由、先は兵力論之方多分之由、○長州藩二千人昨日着坂によつて、入京せる時は抑留すべき論有之由、○又大聖寺藩に至り、金澤之藩狀を問ふに、此度十分肌を脱き盡力すべきの論に而、周旋家も數人上京、いつになき奮發之由に付、肌をいづれの方にぬき候哉と問ふに、夫は不分明との答なるよし、
一、此日藝州より密使を以、攝政殿下へ言上に相成書

付之由如左、
此度長州家老井末家名代監物名代共、一同上坂爲致候而、御沙汰相待候様之次第、表向御達申上候得共、極内實は、兵庫開港之期も最早差迫り候に付、此度幕府政權を朝廷へ復歸候に付而は、外夷御取扱之義も、何れ朝廷より可被ニ仰出ニ御義に御座候得共、兵庫開港之義は、先帝へ被ニ爲對候而も、一先御延引可被ニ仰出ニ儀歟に奉ニ恐察ニ候、然る節、外夷共いづれ朝廷へ相迫り、御應接振によつては、自然暴舉の儀無之とも難ニ申、幕府には征夷之職掌を被ニ蒙候得共、從來外夷と親睦被ニ相結ニ候上は、争か干戈を被ニ爲交可ニ申哉、左候は、後日萬一國體御動被ニ爲在候而は、誠以驚愕至極之次第に御座候、大膳父子未御沙汰之通、實は承知不仕候得共、○而右様之節に相臨み、誓て傍觀仕間敷、粉骨碎身仕候而微忠を盡し、一方之御防は仕度と之寸志、則紀伊守におゐても難ニ黙止、此段極内々歷ニ尊聽ニ申置候事、
十一月晦日 松平紀伊守
尼ヶ崎屋敷爲ニ知拔書

一、昨廿九日西宮打出濱より長州人上陸、夫より尼ヶ崎領分上ヶ原村へ入込候人數凡千人計、同處に而下宿借用致度旨押而願出候に付、村役人代官所へ訴出候に付、即日同所城より早打を以、京都屋敷へ飛脚到來、昨日又右に付遠江守御暇願濟に而早々出立、在所表へ取締旁歸邑相成候事、

○慶應三年丁卯十二月朔日、此頃長州人多勢上坂、遂に入京も可致趣風聞有之、朝野之人心不穩に付、今朝被命雪江梅澤殿を訪ひ、長人上坂之虛實承調候處、大分之人數攝州西宮邊迄罷越候由、右は御指留之朝命と行違ひに相成り、上り來る由なり、藝より奏聞も有之、猶歸國之上諸侯會議之評決を待候様降命之處、國情無據譯合有之に付、其儘滞坂之義を願出たる趣、藝より再達有之、元來長州は、近來自ら正義之國と誇稱致しなから、如し此の朝命を拒み、國情申立候義、第一之不義なり、藝は左様之不義を隣國之好みに説得は不致、其願書取次たるも亦不届なり、諭告の上にも歸らず、願書指出候とも不三受取候へは事濟へきを、不義之取次は相聞へす、其儀及詰問一度、辻將曹呼出候得共、不快之由にていまた出不申との

事故、抑て上京せば是非とも抑留せんと風説は、實事に候やと問ふに、畢竟夫は朝廷之御取計ひに有事なり、急度歸國候様被命候而可相濟事なるを、御拾置被成候は、如何成不法を働候半も難計、素々謀反之國なる事は、先年堺町之一亂將に發せんとする際、於伏見表福原越後之反狀を推究し、嚴敷及詰問、陰謀無相違趣を吐かせたる事あり、此度も其節の轍跡なれば、不法は元よりの事なり、押登るに當て、過路關門守衛に手向なと致候は、指留るは勿論にて、時宜により騒動にも可相成と被申に付、夫は守衛之向なれば不及是非候へ共、自然會等出懸候勢には相成間敷歟と申候へは、長人浴中へ入れ不申様、兼而命令も有之事候へは、會連も相手になり申間敷とも難計、元來押登るといふか長之不義候へは、法之通りに取扱ふか公正之道にて、更に指支無之、勿論幕府に而は進退共に聊關係無之、傍觀する迄、總而朝廷之思召次第なりとの事に付、幕に而も彼は御指綺ひ之事に候は、一言可獻と存候得共、朝廷へ御任せと拜承候而は、安心之至に而、別に可申條無之と答へなり、問、紀州水野安藤上京の沙

汰あり、如何成譯に候哉、答、夫は原因ありし事なれとも、事已に成候き、水野も昨日京着せり、當時水野全權に而、昨年之戦争、且今度は紀伊殿京都に腰を被居候積故、入費莫大に付、士民より餘程之收斂有之、且楮幣を制し融通候處、溢滞難被行、不益之譯等出來候由、安藤之黨是を好機として、安藤なれば左様には致間敷と説を唱へ、怨嗟之衆心を執り、水野の權柄を奪んと計略にて、一時は餘程之騷擾之由、乍併楮幣懸り之役人五六輩貶斥せられ、夫にて靜謐に及び、安藤之隱謀は空敷事と相成、紀侯も近々御上京之趣なり、素々佐幕之忠實は有之候得共、一等卑き處遺憾之由、雪江云、兎角御盛意之妨障に相成候説共相聞へ、殘念成よしを申に、眞に然り、尾も先日成瀬に説き、是は會得、會の手代木も説得、是も可也に合點行しとの事に付、手代木は此間弊邸へも相招き、直問も有之、吾輩も及三示談候得共、今一層行届不申、心外之由を申せしかは、梅澤云、さらは其見込違ひ藩々を御會集有之、十分徹底迄極論に及び候而は如何、左候は、拙者設樂備中と兩人、事に托し其席に臨み、存分一杯に説き付候は、大體行ぬ事は有之

間敷、何卒左様に御取計ひ有之様、御申上有之度と被申に付、何分申聞候上可及返辭と相答、此次手に内府公之御美事稱述せられし趣は、先日關東より御勘定奉行上着、御勝手向必至御逼迫之次第を申上しに、成程心配は察し入たり、我等も精々心を付るとの御意に而、去月の御手元御入用帳を御取寄せ、爲御見なされしに、御食服其外御物數寄等一切に而、二十二兩之御出方なる故、司農も感涙を流し敬服し、誠一言可申上條無之、何卒暫御東下被成下、如此御取締りを御示しに相成候は、御取直しも遠からすと申上し由、又英國公使バックスは傲慢不遜之者に而、兵力を憑み妄言を吐き、粗暴不少か、先達於華城御直談之御運ひに相成、何も甚心配致居候處、公使拜謁之節、先以儼然たる御威風に大に敬屈、夫より御側へ召され、是迄は貴國へ對し種々不都合之次第も有之、何共氣之毒に存んする、今日より以來は最早其様成義は不致候間、左様相心得候様との御意によつて、一言の申分にも無之御請申上候は、難有御意にて候、如何様是迄之儀は申上度條々も御座候へ共、今日より心腹を御改正と伺候上は、過去之

義は今更申上間敷、我よりも今日より以來、日本國へ對して之信義は、言語にて申上候よりは、實跡に顯し而入御覽と申上候由、開港之事も申出候處、決して違約は無之、一日も違へ申間敷との御意にて、大に悦服之様子に有之、御前を下り御尊申上候は、御眼中と申、御頬腮之邊、豪雄之相を被備候と、大に感服せし由を被話たり、

一、永田儀平藝藩三宅萬大夫に長人之事を承りしに、長人藝の御手洗といへる港迄着船し、初而朝命と行違ひたる事を承知せしかとも、一段君命を受けて出立たるに、空敷は歸りかたし、國許よりの一左右を待たしと、藝の護送を頼みし故、藝にも西宮迄送着、彼地に相残りたる由、いつれ國使を待にて可有之、其段朝廷幕府へも申上たるとの事なる由、

一、此夜二更後、板倉殿より御直書に而、長人追々入京之御沙汰聞へ、此節不易次第に付、御相談之義有之候間、明日四時頃御登城相成候様御申越に付、邸議之趣は、何分此度幕府之動靜は、天下之動靜に拘る處之大事なれば、一點御動搖之聲息無之、寂然正を踏んで御進止可然と相決し、其段明早朝梅澤殿

へ申入候様、雪江へ被命之、

私云、此夕於大坂表御城代より、今般毛利大膳京都より御召に而兜山へ屯集、凡人數一萬五千人程に付、心得迄に御達に相成候段御布達有之由、此浮説京地へも波及せしなり、

○二日早朝、雪江梅澤殿を訪ひ、長人入京一件に付、公旨并邸議之次第申入候處、梅澤殿も同論に而、長之舉動は、幕之動靜を試るの施策たる事を推察せし故、不虞之備へは手當せしかと、形迹におゐては曾て動轉せざるを示すなり、津藩より山崎關門固めの伺も打へきなれとも、朝廷へ伺之上可然と指圖せしと答へられたり、

一、四時御供揃に而御登城之處、長人一件之御評議種種之内、先づ諸侯會集迄大坂に罷在候様、朝命に相成可然とは被決候得共、右を朝へ被仰上方之御意味、色々御斟酌有之、眞に御心付之様に無之而は、矢張幕意に歸する故、板倉殿考按に而、戸田大和守殿より正三卿へ入説之御手續に相成由、津藩より山崎關門警固に付而之伺、津に而は幕命に任せ度趣に相聞候へ共、幕に而は朝命に付せらるへき筋故、傳奏へ

伺之上に可相成事と被決由、但し此儀は公之御心付に而、長人入京指留候事は、兼而朝命有之事故、關門にて其次第申聞指留之、其上にも是非上京之願候は、其段朝廷へ相願ひ、朝廷より津藩へ通行いたさせ候様降命ならては難相成一段、と迄も申聞せ、其上にも押而通行せは、不得止打拂可申と、名義を立申聞候方可然と被決事之由、會は在京諸侯參内被命朝議に相成候様尹宮へ入説、宮も御同意歎候得共、左様之事に而は、却而動搖之姿に付、此事は御取消に相成候様、會候も承引に而不被行相濟由、兎角行違ひ出來に付、明日は板倉殿へ手代木呼出、諭告に相成候様御談之由、辻將曹より三宅萬大夫を以、板倉殿へ申出候は、長人之義御指留之朝命不得止罷出候事候へは、改而朝命如此と申聞せ候方至當なるべく、幾度も同様申聞候而、其上にも抗命之節は、夫は其時之事といはし、是非承服致候處まで申聞度、藝へ被命候而十分盡力可仕との事、至當之正論、上様始甚感服には候得共、期後れ、最早大坂迄との儀、夫々御達にも可相成刻限に付、難被行して相濟由、

私云、此夕大坂にて朝裁相待候様、朝廷より被

仰出たり、

一、今夕御同國諸藩重役を會合し、即今之時勢に付夫々之見込、且我公之、上之御盛意御遵奉之御趣意等申聞、今後猶以懇厚申談度、方今之議論等も有之候は、無覆藏承度段及相談處、一同一言之異議無之、御指揮次第に奉任趣申出たり、

一、此日薩州より幕府へ左之通届有之由、別紙之通、西宮碓泊罷在候長藩之者共より、松平修理大夫様へ差出候趣、御同方様より被指越候間、不取敢其儘差出申候、此段奉申上候以上、

安藝少將内

十二月二日

熊谷 兵衛

先達而從朝廷御召出之段御達有之砌、末家中氣分相罷在、重大之御沙汰等閑に打過候義奉恐入候に付、不取敢一家老中計發途爲仕候段、及御達置候處、末家之内病氣少に而も快候は、一同大坂表へ可罷出との御事に付、種々保養相加候得共、はきと無之、餘り遷延仕候而は幾重にも奉恐入候に付、淡路名代毛利平六郎、家老毛利内匠、監物名代宮庄主水、一同上坂爲致度、兼而藝州様

御誘引之御約束に而罷居候處、御手洗に於て、重而朝廷より御沙汰被_レ爲_レ在候迄之間、上坂被_レ止候段承り候得共、今般於_二朝廷_一王政被_二聞召_一、猶列藩公議を被_レ盡、御基本可_レ被_レ爲_レ建被_二仰出_一候旨傳承仕、皇國大慶不_レ過_レ之奉_レ存候、然る處是迄弊邑之義、奉_レ蒙_二典憲_一、意外之干戈に相及び候次第、毫末奉_レ對_二天朝_一異心無_二御座_一、大膳父子に於ては恐縮に不_レ奉_レ堪候得共、武門不_レ可_レ止之場合と相成、右及_二事宜_一申候、父子勤王之至誠不_レ恥_二天地_一、四民一途に思込候情義難_二默止_一、屢御取持を以幕府へ及_二言上_一候得共、微衷徹上仕兼、必定中間壅閉、暗雲掩_二天日_一候義と、晝夜泣血罷在候處、豈計今日之御機會と轉變仕、實に大旱之雲霓を望し思をなし、西ノ宮迄到着仕、御沙汰相待罷在候間、此上幾重にも宿志貫徹仕候様相願候、旁之趣朝廷向宜御取計御願致候、已上、

丁卯十二月

長藩

楫取 素彦

同

國永 正人

は、諸侯之會議も無用、上京にも及はざりしと申事に相成申間敷かと被_二仰上_一よし、此件も諸卿大抵御同論候得共、殿下尹宮御不承知之由、會津兩藩より、御同意無_レ之様追つて入説有_レ之故之事に而、外之公卿方も迫りに來らんかと御恐怖甚敷由、此節津藩より山崎關門固之義、嚴敷伺方に而御當惑之由、津は頻に幕へ可_レ附之勢之由、

○四日、先達來、紀會桑津等之諸藩を會し、幕府兩監察も同席に而時務論定之儀、邸議も相決に付、今午後雪江登營、梅澤殿に對接申談候處、一日も早く願はしき事候へ共、當時永井板倉も下坂、榎本對州も不快、設樂と唯兩人故、如何にも難_二罷出_一、臨時御用有_レ之節御指支に相成候間、今暫之處見合せ度、諸藩へも、兩人可_レ罷出_一一段御申入置之方可_レ然歟と被_レ存候、紀は水野も好人物と承候得共、三浦杯と兩人可_レ然、尾は紀と不和故、却而不_レ會方宜しかるへしとの事也、昨日櫻亭に而御談論之次第、公之被_二仰付_一に而及_二詳達_一、逐條會得有_レ之、其上に而申されしは、會之入説も、松山之内意を伺たる様にも聞たる故、夫は其座より取返して、梅澤殿殿下へ出られたる由、唯今も殿下

薩州御藩京詰
御當役中様
藝州御藩京詰
御當役中様

○三日午後、近衛前殿下之櫻木亭へ被_レ爲_レ入たり、左府公も御同席、廣幡内府公御來會なり、御談話之次第は長人所置如何可_レ有_レ之哉、此儀に付而も、會より尹宮へ幕意之由に而諸侯參内之入説有_レ之、内府公も、政權を歸したりとは乍_レ申、猶執意有_レ之歟之御疑念有_レ之御口氣に而、^カ公、御登城御評席之御模様、親敷御見聞之趣被_二仰上_一、決而左様なる未練は無_レ之、臣として心付たる事を申上さるは不忠なから、又當時と成御指圖申上候様にては不義なりと、其邊之名分反覆及_二討論_一位之事と御嘶之處、左様之思召候へは誠に安心せりと、眞説を御聽なされしを誠に御歡に有_レ之由、長州を唯今之處に而、寛大に被_レ處候而は如何あらんとの御談、廣幡公は、朝廷御處置、決して彼是は申間敷と御申に付、公は、天下之大事を議せられんと被_二召寄_一し諸大名如何可_レ存哉、是程之大事と相成有_レ之儀を、朝廷計に而御決_二相成候程之事候は

より召に而致_二參上_一候か、定而藤堂伺之一件なるへ候得共、決して一己之見込等も申上間敷旨、上様にも嚴敷被_レ命候と物語なり、
一、此日板倉殿へ被_レ遣_二御内書_一、櫻亭之御次第御細記之末に如_レ左、

扱又今日長州より薩藝へ差出候書付、以_二所司代_一攝政殿へ御差出に相成候由、寫前殿下^カにて、小生竊に拜見仕候、乍_二極密_一前左府公へ藤堂留守居より御内々申上、右書付に出に付而は、上御始在京之諸侯朝廷へ被_レ爲_レ召衆議有_レ之様、御盡力可_レ被_レ成旨申上候由御座候、且又會藤萬一事を誤候而、長を防禦する等之一戰、會藤より相始候而は不_二相濟_一と、甚御懸念之由御座候、不_二取留_一風聞之事候得共、今日承込候儘有體及_二陳啓_一候、御心得之御一端にも可_レ然と心附候故申上候、^カ御覽後投火希上候、早々以上、

五月四日
伊賀守様
越前宰相

○五日午後、雪江彦藩岡本半介を訪ひ、時務及_二談論_一しに、惣而同論に而、驥尾に附て周旋すへしとの事に

而、隣藩の交誼を厚ふせん事を約す、松山藩も彦藩同論、高松藩も異論有間敷との事なりき、
一、今日九時御供揃に而御登城有之、御談之次第は、會藩之妄動鎮撫一條之由、會藩より通達之御書面出來、會藩へ御渡相成、如左、

長防御所置之義に付而は、妄に堂上へ立入周旋ケ間敷事有之候而は、此後御所置之品從朝廷出候共、御真意に無之様相當、恐入候儀に付、朝廷之聖斷を可奉仰事、

右會より紀藩御親藩御譜代申通之事、會は平山圖書頭殿より手代木説得有之、

一、今日櫻木御殿より御呼出に付、雪江參上之處、長人頻に迫り入る風説有之、山崎關門に而抑留之儀、津藩より伺書出、時機甚御懸念之次第に付、三公之御方々御内談、唯今之内寛大之御所置被仰出候は、鎮靜可相成との御評議候得共、攝政尹宮御承引無之、會よりも専ら致入説候故、今日三公より御發しに而、俄に攝政家へ御會集、御席に而御決評、入説之間隙無之様に御發評之御積り、右御決議之上に而、戸田和州を以幕へ御相談相成等に付、其節幕に而異

議無之様、公に而御周旋有之様被成度候へは、其段可申上との仰なりし故、幸ひ登城致居候へは、從是直様可申聞と及御請、登營之上申上之、

一、此夜二更頃、櫻木御殿より雪江御呼出に而參上之處、今朝被仰聞たる、長州一件に付而之御會集之御觸出、兩役に而彼是申出、明日に相成に付、此段早

早大藏大輔へ申聞度、もしや城中に而大和守を待ては居ぬかと懸念故、夜中ながら呼出申聞候との仰なり、藤堂伺之義御廻しに相成候得共、今日之御會集に而寛大に決し候へは、伺も最早無用之事に可相成御積に而、御異存無之と御連名下へ御認之處、御會集は延引に付、御本殿に御留置、深夜に御廻達に相成候御窮策之由も仰ありき、

○六日、土藩神山左太衛來邸、十之丞逢對之處、今朝象二郎岩倉卿へ參殿之處、御内話有之間、臨時越前中根酒井同道罷出候様御沙汰有之由、猶時日相伺候而可及案内と申聞候由、

○七日、神山左太衛より十之丞へ來書、容堂君明朝御京着之由報知有之、
一、夜に入神山より、明日巳刻中山殿迄、越藩同道罷

出候様申達有之間、可致同道旨文通有之、

○八日、雪江、十之丞同行土邸に到り、神山へ逢對、福岡藤治も來會談論中、薩邸より、中山、正三、中御門三卿、昨日より長州御所置一件に付在朝、御手透無之、仍之岩倉卿へ罷出様、中山殿より之書簡を以通

脱力有之、仍之神山同道岩倉卿へ罷出、薩は尾藩尾崎八左衛門、丹羽淳太郎同道す、岩下佐次右衛門、大久保一藏は、先達而罷出居る、夫より無程、卿御對面有之、尾藩と一

權次第に萎弱に就き、萬民困窮に落入、殊に外國之取計等、以之外成體態に付、王政復古之叡慮御確定に而、我々へ御内勅有之、一點無私之御體裁を以、王政

之御基本被相建一事に候、就而は尾越薩土四藩之儀は、多年勤王之志深厚に付、誠に御依頼思召事に付、未發之御密旨御打明し、此度之御大策、事故なく行はれ候様被遊度との叡旨之旨、其次第はと被申候而、御書付御一紙御渡有之、

應召早速登京御満足候、隨而不容易大事御評決之儀有之、唯今參朝可有之旨、御沙汰候事、

十二月九日

明九日卯一點御參内有之候へは、夫より逐々御所置被仰出事に候、尾越兩家は徳川之親族故、徳川家へ之御使御頼被成度、且會津桑名之職掌も御廢止に相成に付、此御使は尾之臣下へ御頼被成度、尤會は思召有之、國許へ罷歸御指圖相待候様、桑は思召有之、所司代被廢旨被仰出事に候、其餘之儀は、右件相濟候上、追々被仰出候御手順之由、仍之寅の一點假建へ重役呼出、右御書付兩卿より被相渡一筥候得共、左候而は手後れも難計に付、其趣を以、爲心得今日兩卿代り岩倉卿より被相渡一事之由、外に被相渡一紙、

一御座所檐下詰任撰十人之事、
一御拜道廊下檐下詰從僕之事、

一九門内堂上裏門通行被止候に付、家々へ右之趣相傳へ、直に三人或は四五人つ、詰取締之事、

- 西北花園家 八條家 賀陽宮
- 石山家明地 庭田家明地 勸修寺家
- 烏丸家 穗波家 一條家
- 近衛家 閑院宮 藤波家
- 竹屋家 毘沙門堂里坊

王政復古大變革に付而は、何時非常之儀出來も難計、依之右場所、藩兵を以て嚴重警衛可有之旨、御沙汰候事、

但九門内に至り、兵士戎服之儘可爲參朝事、

右御書面拜受、次之席へ取下り熟見之處、御主意解兼候處々有之に付、今一應御逢相願伺度と尾へ申談處、尾は不及其儀との事に付、兩人再會相願ひ、尙又伺取候趣如左、

一右ヶ條之内、十人詰之什長名元書付、早速指出候様、

一九門内、堂上方裏門は通行止之、番人に而警衛には不及、自然暴客有之候は、最寄警衛所へ注進候様との事、

一右兵を被集候へ共、決而兵を被動候には無之、唯萬一之妄動に被備候迄之由、

右御達之趣、公御參内中故、直に御所へ參上申上之、一尾薩土藝へ被相渡候御書附も右同斷なり、警衛場所如左、

東南萬里小路家 甘露寺家 櫛笥家

柳原家 園家 富小路家
御下り御厩 桂御所 高丘家
外山家 唐橋家 鷹司家
九條家

右尾州

一日の御門并穴門四ヶ所内外、

一御臺所御門并北の方穴門二ヶ處内外、

一參内殿并奏者所等之前、

一神仙門往返人數改取締所、

一公家門前桑名固め被免跡引替、

外に御座所檐下詰任撰十人之事、

御拜道廊下檐下詰從僕之事、

右薩州

一公家御門并南北穴門二ヶ所内外、

一南門并東の方穴門二ヶ所内外、

一局口中門之前、

一御池庭四枚戸門、御文庫前切戸、

一蛤御門會津固め被免跡引替、

外に御座所檐下詰任撰十人之事、

御拜道廊下檐下詰從僕之事、

右土州

一准后御門内外、

一准后局口中門、

一朔平御門并東西穴門二ヶ所内外、

外に御座所檐下詰任撰十人之事、

御拜道廊下檐下詰從僕之事、

右藝州

右之節、内々被爲見候書面如左、

當日覺悟之事

一卯一點必參朝之事、

一同刻兵士繰込之事、

一御門惣而大門を閉、穴門より通行之事、

一公家門御臺所門之外は、准后雖御門悉閉切之事、

但守衛兵士通行之儀は格段之事、

一被止參朝候宮、公卿、見誤無之様心得之事、

一宮公卿參朝之輩、主人之外、家來向惣而御門外限不許入事、

但隨身物或は文通之類は、使番仕丁にて非藏

人口へ傳送之事、

一三職家來、鑑札を以て通行之事、

一御門々々出入人體見定め之爲め、非藏人二人出張之事、

外に使番三人仕丁五人、

一會津、桑名、藤堂、大垣、見廻、新撰、其外斥候之事、

一非常之儀有之、注進之儀出來之節は、四方共非藏人口へ可申出之事、

但非藏人口南談之間、堂上非藏人詰可有之事、

一各藩屯所并從者休息等之事、

日華門外廊下、

月華門外同斷、

承明門外同斷、

一、今日午刻御供揃に而御參内有之、長防御所置件之朝議被爲在故なり、其次第、御所より爲御談、夜亥刻比御登城有之御示談之處、内府公には、官位如元被仰付候義、御所存御尋と有之候得は、被盡公議之上に而可然歟と思召候由、乍併御英斷に而被仰出儀に候へは、勿論御存寄無之趣、御請之御

大略之由、夫是に而丑刻後御退出より直に御參朝、又候手間取に而徹夜之御在朝なり、
一、今夜於宮中ニ被ニ仰出ニ如レ左、

頃年天下紊亂、人心不和を生し、況外國之交際日に隆して、國家安危々急之秋に候、然に今後朝政一新、追々舊典復古、且明春御大禮被レ爲レ行候御時節候間、人心一和を先務と被レ爲レ遊、近來幽閉之輩を被レ解、往々無ニ怨志、人和一齊、沿革大成、整レ内制、外之次第可ニ相立ニ被ニ思召ニ候間、奉ニ戴御趣意、上下和親し、皇國之情態可レ存事、

○九日、公昨夕御參内より、御城御往復等に而不レ被レ及ニ御歸邸、其儘御在朝之處、今朝に至り長防御所置之儀漸く御決議に相成、被ニ仰出ニ趣如レ左、

今度大樹奉レ歸ニ政權、朝政一新之折柄、彌以天下之人心居合不ニ相附ニ於ては、追々復古之典も難被レ行、深被レ惱ニ宸襟ニ候、且來春御元服并立太后、追御大禮被レ行、且又先帝御一周に相成候に付、所謂既往不レ咎之御時節故、人心一和專要に被ニ思召ニ候間、先年長防之事件彼是混雜有レ之候得共、寛大之御所置被レ爲レ有、大膳父子末家等被レ免ニ入洛、官

位如レ元被レ復候旨被ニ仰出ニ候事、
右相濟後、追々大御變革御發表之御模様ニ而、御用無レ之候間、諸官散朝可レ致旨被ニ仰出、各退朝後、攝政殿已下宮方公卿之出仕を被レ止之事如レ左、

- 攝政前左大臣 左大臣
- 右大臣 彈正尹宮
- 前關白左大臣 前關白右大臣
- 前左大臣 前右大臣
- 一條前右大臣 内大臣
- 日野大納言 飛鳥井大納言
- 柳原大納言 葉室大納言
- 廣橋大納言 六條中納言
- 久世前宰相中將 豐岡大藏卿
- 伏原三位 裏辻中將

夫より諸藩之兵隊を以宮垣之内外を警固し、中山殿、中御門殿、正親町正三條殿御居残り、岩倉殿、大原殿、急參内に而萬機御取計有レ之、諸侯は在京之分即刻參内を被レ命、其中尾越藝之三侯は昨夕より在朝、土州老侯は今日御上着、御旅裝之儘御參内、薩侯は午後に至り御參有レ之、夫より暮時前に至り、於ニ小御所ニ會

議相始る、帥宮、山階宮、仁和寺宮、中山殿初、公卿方左方に御列席、尾越土藝薩之諸侯は宮方に御列席、諸藩臣は御三の間御敷居際迄相詰たり、于レ時中山殿より、今般徳川氏より政權奉還に付、大政御一新之御基本被レ爲レ建度 叡慮之趣御發言有レ之、公卿諸侯取り御評議有レ之、又夫より徳川内府公御辭官、并御領地御獻納可レ有レ之儀之御僉議有レ之、結局尾越兩老侯御引受に而、明日條城へ御出、御辭職被ニ聞召ニ旨は公より御傳達、御官祿之御兩條は二侯御合に而、徳川内府公より御内願之筋に相成候様、御周旋可レ有レ之との御決議なり、會桑二藩も、朝廷より免職之御沙汰に可ニ相成ニ御評議有レ之處、幕府に而罷免之取計有レ之に付、不レ被レ及ニ御沙汰ニ相濟たり、彼是に而子刻後散朝有レ之、此夜三職之降命有レ之、公議定職被ニ仰蒙、如レ左、

越前宰相

議定職被ニ仰付ニ候事、
口宣追而下賜候事、
其藩中可レ然仁兩三輩、爲ニ參與ニ即時可ニ差出ニ旨御沙汰候事、

總裁 議定

參與

- 有栖川宮
- 山階宮
- 仁和寺宮
- 中山前大納言
- 正親町三條前大納言
- 尾張大納言
- 中御門中納言
- 越前宰相
- 土佐少將
- 薩摩少將
- 安藝少將
- 大原宰相
- 萬里小路右大辨宰相
- 長谷三位
- 岩倉前中將
- 橋本少將
- 尾藩荒川甚作
- 丹羽淳太郎
- 田中邦之助
- 越藩中根雪江

酒井十之丞
 毛受鹿之助
 土藩後藤象次郎
 神山左太衛
 福岡藤次
 薩藩岩下佐次右衛門
 西郷吉之助
 大久保一藏
 藝藩辻將曹
 櫻井又四郎
 久保田平司

一、爰に再び小御所議事之次第を詳説せんとす、如前説上下已に班列に着くの後、中山殿より先一點無私之公平を以、王政之御基本被爲建度叡旨之趣御發言に而、夫より徳川氏之弊政、殆違勅ともいふべき條々不_レ少、今内府政權を還し奉るといへとも、其出る處之正邪を辨し難ければ、實蹟を以之を責讓すへしなと、縉紳諸卿論議あるに、土老侯大聲を發して、此度之變革一舉、陰險之所爲多きのみならず、王政復古の初に當つて兇器を弄する、甚不祥にして亂階を

倡ふに似たり、二百餘年天下太平を致せし盛業ある徳川氏を、一朝に厭棄して疎外に附し、幕府衆心之不平を誘ひ、又人材を擧る時に當つて、斯の政令一途に出、王業復古之大策を建、政權を還し奉りたる如き大英斷之内府公をして、此大議之席に加へ給はざるは、甚公議之意を失せり、速に參内を命せらるへし、畢竟如此暴舉企られし三四卿、何等之定見あつて、幼主を擁して權柄を窃取せられたるや抔と、したゝかに中山殿を挫折し、諸卿を辨駁せられ、公も亦諄々として、王政之初に刑律を先にし、徳誼を後にせられ候事不_レ可然、徳川氏數百年隆治輔贊之功業、今日之罪責を掩ふに足る事を辨論し給ひ、諸卿之説漸く屈せんとする時、大久保一藏席を進んで申陳しは、幕府近年悖逆之重罪而已ならず、此度内府之所置におゐて其正姦を辨するに、強ち尾越土侯之立説を信受すへきにあらず、是を實事上に見るに加かず、先其官位を貶し其所領を收めん事を命して、一毫不平の聲色なくんは、其眞實を見るに足れば、速に參内を命し朝堂に立しめらるへし、もし之に反し一點扞拒の氣色あらは、是誦詐なり、實に其官を貶し其地を削り、其罪責

を天下に示すへしとの議論を發す、岩倉卿是に附尾

して其説を懲慙し、正邪の分、空論を以辨析せんよ、形迹の實を見て知るへしと論辨を極められ、二侯亦正論を持って相決せず、三宮尾侯は默然たれば、中山殿、尾侯は如何と詰らるゝに、容堂の説のことしと答へらる、薩侯は如何と問はるゝに、一藏言ふ處のことしと答へられ、藝侯は土老に同す、岩大二氏猶正邪を實行に證せん事を強辨して屈せず、諸藩士に議せらるゝに、尾に而は田宮如雲、丹羽淳太郎、田中邦之輔、越は中根雪江、酒井十之丞、土は後藤象次郎、神山左太衛、薩は岩下佐次右衛門、大久保一藏、藝は辻將曹、久保田平司にして、薩を除くの外は、悉越土二侯と同論なりといへとも、共に是を主張せば、君臣合議雷同之嫌疑を生し、却而事を害せん事を恐るゝの意衷、期せずして同一なれば、各顔を見合せて抗せず、唯々諾々たり、象次郎は吾公之説を推して、陰險を排して公正に出ん事を論して止まず、二侯も餘りに極論し給は、實事を見ん事を厭ふて、内府公に姦あるを掩はんとし給ふに似たれば、止事を得られずして尾越擔當あつて、明日御登城之上、將軍職御辭退を

被_レ聞召_レ之條は如_レ左、

辭_レ將軍職_レ之事被_レ聞召_レ候事、

右は吾公より御達有_レ之、官祿之二條は二侯御舍を以、内府公より御内願之筋に御周旋あるへきに決せり、又會桑二藩の職を解かれずして不_レ相適_レ故、其事を幕府へ降命あらは、二藩忿怒して如何成暴舉妄動あらんも難_レ計、此條如何すへきと、朝議殊之外困難窘窮に及ひたり、折柄兩藩は幕府におゐて職務罷免せられし由、戸田大和守を以奏上あり、於_レ是難議一頻_レに解釋して、會は歸國して御沙汰を待ち、桑は速に歸國すへき由を命せらるへきに決して、議果たるは已に三更を過ぎ、四更前散朝となれり、

一、今日より御所御檐下御警衛任撰十人つゝ、并其他之警固兵、昨日内達之通尾越薩土藝之五藩より指_レ出之、

但十四日に至つて解嚴なり、
 一、此日堺町御門御警衛場へ、御所より之御使持參相達書付左之通、

大政御一新に付、守衛之輩自今朝命を奉し可_レ致_レ進退、諸事心得違無_レ之様御沙汰候事、

但今日召之列藩兵士、戎服之儘參朝候得共、非常御手當而已、必動搖無之様爲、心得申渡候、尤御守衛之義は一際嚴重に取締可致候事、

一、此日公家門警衛桑名被免、長州と入替り、蛤御門會津被免、土州と代れり、

私云、櫻木御殿へ參上せし節、此日公卿方見聞之形勢を伺ひ奉りしに、堂上何も八日より徹夜、當朝長防之御所置御決議相成、無程散朝之運ひ之處、宮中之模様何となく物騒か敷、不審之状情も有之に付、議奏は居残りたる方可、然歎杯御談之處、間もなく御用相濟たる間、何も及退朝候様降命に而御退散之處、引續參内御指止之儀被仰出、申刻過勅使を以、攝關之號を被廢、門流を被止候段被仰出たりとの仰なりき、

一、此日夕申刻前、岩倉殿、大原殿、尾越之重役に御逢被成度との事に付、尾之田宮如雲、越之毛受鹿之介兩人罷出處、兩卿被申出候は、何か傳聞之趣に而は、旗下及會桑并譜代之諸侯二條城へ馳集たる由、畢竟今般御所へ兵を被集候は、全く他之盜之爲にする警備に而、承知之通決而討幕等之義には無之事なる

に、萬一旗下を始め諸藩心得違出來、不慮之動亂を生而は不容易次第候へは、何卒條城鎮靜相成候様、尾越に而厚心配之義御頼被成旨に付、其段兩公へ申上、尾之茜部小五郎、田中邦之輔同道、鹿之介登城、板倉殿へ請謁、右御口上之趣申上、且宮中之形勢及詳達候處、板老にも此件に付殊更御按勞之由、何分内府公へも委細及言上、指向候處は、精々可致鎮撫候へは、其段御所へ御答可申上、併此上朝廷より御無體成被仰出等有之候ては、其上之事情は如何可相運哉、何其難計候間、此邊は尾越に而御配慮被成下候様、兩公へも宜申上旨御申聞有之、夜六時過退城、直に參朝して、板老被申聞候趣兩卿迄申上たり、此節條城之形勢、旗下并諸藩之兵士竹葦之如く、各戎裝に而兵器を携へ、營中草鞋はきにて往來し、唯今にも討て可出氣色に而、控所にも御譜代藩藩重役、井伊、藤堂を初多勢相詰、隊長等同伴せるも有之、御一麾之御指揮次第、二百餘年之洪恩を可奉報との義勢決然たる有様なりき、

に動搖し、旗下之面々何も兵器を携へ甲冑に而登城、御譜代衆は各兵を率ひて御城下へ相詰、鼎沸之勢ひに而、城中之人心折合兼、洶々たる有様故、内府公も御誠意を以御自身御説得等有之、聊鎮定之姿には有之候へ共、御持參之筋杯御披露に相成候へは、一時に暴發之機現然に而、尾越之二侯を嫌惡する事警敵之如き次第に付、先つ内府公へのみ御密談有之處、内府公には聊御異心無之、惣而被任朝命候御心得

なから、前書之運ひに而、更に御發表難相成に付、其段藝州知郎三宅萬大夫詰合に付、是を以御在朝之藝世子迄、其筋へ右等之趣御内達に相成候様御申越有之、尙尾侯并成瀬隼人等と種々御談判有之候へ共、御辭職被聞召之勅詔被爲受候に付而は、御衣冠に無之而は不相當、夫等之邊、外見にも相觸候事故、猶更御手間取にも相成に付、暮時頃田中邦之輔を以、先つ無程御復命可有之段被仰上置、夫より漸にして勅詔御請も相濟、其他之御談は逆も御整ひ被成かたぐに付、御辭職被聞召、其他も於内府公は聊御異心不被成御座候得共、旗下之人心如何にも御收斂難被成に付、御請言上之儀は、暫御延引

に相成候段御聞濟可相成、御取計に相成候様との御談濟に而御退出、夫より直に御參内有之、猶又下參與之面々へも御談之上、御復命之儀被仰込、御衆議席相立候而、被指上候公之御復命如左、
奉歸政權、將軍職辭退之儀被聞召候上は、官位も一等を奉辭、且御政府御入費も差上度段申上候心底には候へ共、即今手元人心居合兼、痛心之譯柄も御座候に付、鎮定次第奉願上度候間、此段相合、於兩人可然様及執奏、吳候様申聞候事も御座候間、於慶永天地へ誓つて御請合申上候間、徳川内府内願之筋、御聞届被下候様奉願上候、
慶 永

右御書面之趣、御惣督御始御廻覽之上御聞濟相成に付、尙又必近日奏上之運ひに相成候様御受合之上、被仰上、尾侯御復命は、何分爲御任被下候様被仰上、御復命之一段相濟、夫より餘事之御衆議有之、亥刻比御散朝なり、
私云、今日御城中之形勢、旗本并會桑之諸士、多くは甲冑を帶し拔身の鎗を立、草鞋を穿ながら御座敷處々に充滿して、強暴之聲焰尤甚し、二侯

御平服に而、其中を御押分け被_レ成候而之御往來甚危殆に而、御供せし吾輩に於て懸念を極めたり、殊に尾越薩土に通し大變革を謀り、幕府を陥るといふ説、紛々として不堪_レ聞、萬一暴客あつて君侯頭上に一拳を加へは、臣子必死之時なる事を覺悟せり、如此景況に而、御談之次第も中御行届難_ニ相成、時刻のみ推移に付、尾之成瀬隼人杯と種々談判に及へとも好算無_レ之、兎角して申刻を過る故、三宅萬大夫に傳託して、妄動難_レ支、不_レ得_ニ止事_ニ遲延之由を藝若候へ通して、可_レ然奏上あらん事を計れり、暮時尾之尾崎八右衛門、御所より御請御催促として來り、殆困窮、仍_レ之是々行違ひたる趣を以田中邦之輔を遣し、追追其運ひには相成れとも、御奉詔に付而は、御衣冠御着用に相成に付、傍觀之嫌疑を御憚り等に而、無_レ據御遅引に及候へ共、無_レ程御復命可_ニ相成一段申遣す、爾後内議漸く御決に相成次第は、内府公は御承知相成候へ共、旗下之居合六ヶ敷に付、人心鎮定迄御猶豫御願、二侯御引受御取計ひ之御談濟に而、戌刻頃退出也、夫より直に尾侯

御一所に御參内に相成、御復命之御書面、不_ニ廉立_ニ様之御文段に被_ニ仰上_ニ度と、下參與之向へ御談相成處、西郷大久保之兩人、何分御領地御返上之一條不慥に而は、實跡不_ニ相顯_ニ候得は、此處駭と被_ニ仰上_ニ候半而は、其詮無_レ之との激論も有_レ之候へ共、左候而は條城之沸騰を増長し、暴發難_レ計、難陳如何にも、不_レ可_レ爲_レ之勢に立至候に付、公大に御奮激に而、百方御辨駁有_レ之、漸くにして如_レ前御請に及はれたり、尾侯は事之難に付、唯尾越へ爲_ニ御任_ニに相成候様被_ニ仰上_ニ度御論に而、御合一に相成兼、彌御手間取にも相成に付、御銘々御存分_ニ之御願に可_ニ相成_ニと御引分れに而、如_ニ本文_ニ二侯兩端之御達しと相成し也、一、此夜板倉殿より諸家へ御達如_レ左、朝廷より別紙之通被_ニ仰出_ニ候、辭_ニ將軍職_ニ之事被_ニ聞召_ニ候事、○十一日、今日已刻御供揃に而御登城相成處、昨日之御次第何となく漏泄し、旗下之人心益奮激を増進し、一段引取たる御譜代衆も又々登城、幕處に屯集して、各大聲暴論を發し、就_ニ中講武所劍槍隊杯は、今にも

討て出へき勢に付、内府公夫々頭領御呼出しに而被_ニ仰聞_ニしは、我等割腹すと聞かは汝等如何様とすへし、我等かくて在らん限りは決して妄動すへからすと、嚴重之御諭告有_レ之、閣老初要路之面々も鎮撫心力を盡す折柄故、御請之御談等は先つ被_ニ指置_ニ、共に鎮定之御談に御加はり被_レ成候得共、可_レ然御好手段も不_レ被_レ成_ニ御座_ニ、兎角して夜に入るへき運ひに付、過激輩并會桑等、御城外に在つて暴發氣遣はしき向へは、夜中御用之程も難_レ計候間登城候様被_レ命、幕兵五千計、會兵三千計、桑兵千五百計、御城内に被_ニ藏置_ニ候事と相成、今夜之處は先つ危亂暴動には及間敷候得共、明日と相成候而は如何可_レ有_レ之哉、此混雜中關東より兵隊杯押出來候而は、實に至難之事と相成候へは、須臾聲焰を被_レ避、御下坂被_レ成候而は如何あらん、坂地候へは少し遠隔致居候へは、御鎮撫も被_レ成安き事情も可_レ有_レ之候得は、左様には相成間敷哉等之御談に相成、亥刻比御退出なり、

て速に制止あり、御門々々之通行、入る者より出る者之檢査殊に嚴密なるは、暴舉を恐れてなり、城内之混亂、是等を以て想察すへし、一、會藩手代木直右衛門、雪江十之丞へ對して云、薩兵既に城へ迫るの報知あり、先きんする時は人を制す、今討すんは戰機を失して敗を取らんとす、如何思ふと血眼になつて詰問す、兩人萬犬之吠聲決して實事ある事なき所以を説て、稍靜定して退きたるに、暫くして又走り來つて、薩兵今已に竹屋町通より押來ると、斥候之者より申出たり、如何あらんと騒動する故、前説を反覆して、闕下に亂階を引出しては、朝敵も同然たらん事を辨論して、又漸く點頭せり、惣而城中之變動不則にして、狂人之如くなる者多かりき、○十二日、今日公御所勞に付、御參内御登城共に無_レ之、尾侯御登城之處、愈御下坂に被_レ決に付、其段朝廷へ被_ニ仰上_ニ之儀、老候へ御頼托し之由に而、御届書御持參御參朝に付、尙又參與に而評議之處、御届捨に而は名義も不_レ穩に付、御談之上尾越二侯に而、御下坂相成様人心鎮定之爲御勧めに而、其御運ひに相成候趣に御書取被_レ指_ニ上_ニ之、別に官位并貢獻之義、人心

居合次第、早速可被仰上御約定に而御下坂之旨御書取、何も二候御連名に而、左之通御達相成、内府公には暮時過御出城、會桑も一所に被召連、淀堤通り御下坂相成、

今度内府政權奉歸候義に付、旗下輕輩に至り心得違之者有之、自然輦轂之下紛擾相成候而は、御幼帝にも被爲在候折柄、別而奉恐入候間、人心居合迄暫時下坂、精々鎮靜行届候上、速に上京、御沙汰奉待候方可然歟に奉存候、會桑二藩之儀も召連、一と先下坂、海程歸藩爲仕候筈に御座候、右は伺濟之上發程可仕候得共、彼是と機會を失し、萬一不慮之儀出來候而は皇國之大害に付、不得止事即今發程爲仕申候、内府におゐても伺之上取計候心得候處、兩人に而機會熟察相勸申候、右之義全く臣等兩人之取計候間、御譴責も御座候は、謹而奉甘受候心得候事、

十二月十二日

尾張大納言
越前宰相

官位貢獻二事件は、下坂鎮靜次第、迅速申上候約定

別紙

に御座候、

十二月十二日

御兩名

一、此日公更に議定職被蒙仰、雪江、十之丞、鹿之介、被補參與、

一、此日左の十藩申合せ、藩臣連名之建白有之、如左、

先般大非常之御變革被仰出候義は、既往事柄一切被捨置、萬事公平正大、衆議之所歸を以一途之御政道相立、速に神州治安之御鴻基を被爲開竅慮之旨奉拜承、實に雀躍に堪へ不申、上下目を刮て御沙汰を相窺候内、去る九日に至、俄に召之列藩兵士戎裝之儘參朝、就而は何となく闕下騒々敷何方も驚愕罷在候處、先帝已來御當職之二條殿下を始、官家數十人除職之上、御門出入迄も被指止、且將軍家も、頓而御除職解官封も可被仰出趣に相聞、右は必定御譴責之御譯にも可有御座哉、其儀は得と相辨不申候得共、將軍家祖宗以來世襲之大權被指上、只管御自責を以聖業を被奉輔度との御趣意は、末々迄も感賞仕候折柄、左様之御所置被爲在候而は、更始御一新之御手始め、他日如何

様之御都合に成行可申哉、實に杞憂之至奉存候、依之仰願くは、差寄御所内外戎服等之義至急に被止、一刻も早く人心鎮定之御沙汰に相成、隨而攝政殿下を始御取扱之義も、公平正大、衆議之所歸を以御施行有之、往々彌以御改革之趣意屹度相貫候様被爲在度、幾重にも奉懇願候、昨今形勢、所謂百尺竿頭一步を進之御時節と奉存候間、重疊恐多奉存候得共、寸衷奉言上候、誠恐誠惶頓首百拜、

十二月十二日

松平阿波守内
蜂須賀信濃
松平美濃守内
久野四郎兵衛
細川越中守内
溝口孤雲
松平中務大輔内
山村源太郎
南部美濃守内
西村久次郎
立花飛驒守内

十時 攝津

丹羽左京大夫内

田邊市左衛門

松平肥前守内

酒村小兵衛

宗對馬守内

扇源左衛門

溝口誠之進内

窪田平兵衛

○十三日、内府公より御請書被差出候義、御遲滞不相成様御催促旁、尾侯より遠山彦四郎、角田久次郎、坂地へ可指出旨に而御誘引有之に付、伊藤友四郎被指出之、

一、今日三職巳の刻之參集なりしか、諸務多端にして、夜三更に及んで漸議事始まり、是は専ら此度御變革御基本御趣意可被仰出儀に付、御布告御文面之評論なり、紛々擾々、五更に近くして稍相定り、明日之御發表に相決せり、

私云、當時廟廷之體態、官家之議定參與は奥向に參集、武家之議定參與は表之方に參集、各別に

庶務を談論し、大凡談寄に相成たる時、官武一席に會合して評議するを議事と唱へたり、

一、此日於宮中、内府公御東下之事可有之哉と、永井殿物語之由流傳に付、雪江十之丞退朝之上及言上處、公大に御驚愕に而、夜中早々永井殿へ被遣御内書、如左、

大急一筆陳啓、略陳は今日雪江十之丞宮中へ參出候處、熊藩津田山三郎と申者罷出、同人今朝盟臺へ罷出候處、盟臺之語氣中、自ら御下坂之上は御東下にも可相成趣を承候者有之由、即雪江十之丞罷歸相達申候、誠以驚愕^{脱カ}至、英明之上様、右様之思召被爲在候儀とは曾而不奉存候へ共、甚以不堪案勞、恐悚罷在候、只今萬一御東下等被爲在候義坏有之候而は、天下之候伯離叛は勿論之儀、上奉欺天子、下萬民を欺かせられ、天地の中に御立難被遊、外國之信義を被爲失候は素より、徳川御家も是限りに而、第一皇國瓦解土崩、不可爲に立至り申候、誠以痛心至極、何卒々々兼而御盛徳にも被爲在候へは、泣血御滯坂御鎮撫伏而奉祈上候、彌御東下之御事にも候は、何卒今

晚此使之者へ御一筆御返辭可被下候、右之御模様によりて、尾へも申聞、兩人下坂之上御止め申上度奉存候、先は右早々用事如此候、頓首、
十二月十三日夜
御名

永井立蕃頭様

尙々、吳々本文之趣御太切至極、扱々恐入、是迄御盛徳水之泡と相成候のみならず、天下萬民被爲欺候上様には無之、何分御滯坂奉伏願候、以上、

○十四日、巳の半刻揃にて、在京諸侯并諸藩被召集、御布告左之通り、公并土老候も御參内あり、

徳川内府從前御委任之大政返上、將軍職辭退之兩條、今般被聞召候、抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶之所知候、依之被決叡慮、王政復古國威挽回之御基被爲立候間、不^レ論^レ既往、更始一新、自今攝關幕府等廢絶、即今先つ假りに總裁、議定、參與之三職を置れ、萬機可被行、諸事神武創業の始に原き、搢紳武辨堂上地下之別なく、至當公議を竭し、天下と休戚を同く可被遊叡念に付、各勉勵舊來驕惰之汚習を洗

ひ、皇國の爲忠誠を可盡候事、

一内覽、勅問御人數、國事掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代、惣而被廢候事、

一太政官始追々可被興候間、其旨可心得居候事、
一朝廷禮式追々御改正被爲在候得共、先攝録門流之儀被止候事、

一舊弊御一洗に付、言路被洞開候間、見込有之向は、不^レ拘^レ貴賤、無^レ忌憚可致^レ獻言、且人材登庸第一の御急務候故、心當り之仁有之候は、早々可有^レ言上候事、

一近年物價格別騰貴、如何ともすへからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窘急に至り候趣、畢竟政令不^レ正より所^レ致、民者王者の大寶、百事御一新之折柄、旁被惱宸衷候、智謀遠識救弊之策有之候は、無^レ誰彼可^レ申出^レ事、
右之通御確定被^レ仰付候に付而は、六十餘州之大小藩は不^レ及^レ申、陪臣吏事之末々に至迄、御趣意厚相心得候様御沙汰候事、

別紙之布告相成候御趣意は、全く皇國御維持被遊候譯に而、朝廷徳川家之御中、少しも異事被爲在

候義には無^レ之候間、其段可^レ相心得候事、

但人材撰擧之儀は急務に付、早々可^レ申出^レ事、

一、内府公御下坂之上は、無^レ程御請書可^レ被指上^レ之處、方今舊幕之人心如^レ形御折柄故、容易に其之運ひにも成兼可^レ申、將御請之御次第も、成丈^レ徳川氏臣子之情懷に怫戾不^レ致様之御振合不^レ相成候而は、是より又大患を引起し可^レ申勢に付、御官位之儀も、何程之御辭退に而朝意に御相當に可^レ有^レ之哉、又御領地御獻納之儀、是も御含可^レ有^レ之儀故、夫等之邊朝廷御内意之處御垂示に相成り、夫を以坂地之内情も御内調被^レ成度と、土老候と相談之上、戸田大和守殿も相加はりに而、岩倉殿へ御逢對、前段之趣御申入、徳川氏興廢之境御汲察に而、品能く御評議相成候様之懇談に被^レ及候處、卿にも二候之御情實篤と御淵底に而、何分御内評之上御書面御出來、尙又御相談可^レ被^レ成との御挨拶に有^レ之由、御官位之義は御辭官に而可^レ然、是は當官御辭退之義に而、類例も比々有^レ之、別に御下降之譯には無^レ之、只前之一字を被^レ添、前内府と被^レ稱候而已之事なる由、御物語有^レ之と也、
○十五日、今日之布令如^レ左、

一總裁以下已刻參集、午刻評議之事、
一參與之義、自今堂上向、上の參與と稱し、諸藩士、下の參與と稱候事、

一、今日公御參内無之故、昨日岩倉殿へ御内談之末、象次郎申談及内伺候様被命に付、同人へ申談、被仰出に可相成御書面、内々拜見之義申達候處、御内々御出來之御書面爲御見有之、私云、此書面散逸不知所在、眞に可惜然る處右之内、領地も指上之文字、甚坂地之人心に關係之筋に而、何とか引直しに相成様申談試候得共、肝要之字面改削は難相調、且此書面、今夕にも尾越重役呼出被相渡候積之由相聞に付、左様に表面之事と相成、萬一於彼地彼是有之候而は、不易次第と相成候間、一應坂地之方内調之上相願度と申入候處、此儀は承知有之、時宜により御請書之方に相成候而も宜趣に付、尾藩田中邦之輔へも申談、右書面本紙相下り候は、明朝より下坂いたし周旋可取計と申合、罷歸候上右等之次第達上聽候處、昨日之御約束に而は、土老侯と御兩人へは、御草稿に而御内談可有之等之處、無其儀而已ならず、御沙汰之御請無之様之認方に而は、尾越兩藩之周旋に而、内府公

之御内承承り可申との御趣意に相背候故、此處認直可相成廉と申、領地之文字も不穩候得は、いつれに明日は御參内之上、猶又御直談可被成候間、土老侯にも御參に相成候様、明朝青山小三郎被遣、後藤象次郎、辻將曹へ一應談之上に而、土老侯へ申上候様被命、

○十六日、於宮中被仰出、左之通

議定之輩不及日參、御用被爲在候節は可被召候間、必參勤可有之、且臨時御用有之被召候節は、速に可有參朝候、尤非常之節は早速可馳參候事、

右總裁宮御沙汰候事、

一、今朝青山小三郎後藤象次郎寓居を訪ひ、昨夜被命候次第を以及内談候處、象二郎申候は、此件はいつ迄も密談之筋に而貫度事に付、御參内有之而は却而不可然候、老公思召之御文意は、如何にも御尤に拜承仕候へは、御引直し之義は何様にも可致心配候間、今日之處は、雪江十之丞兩人參與に而申談候方可然との見込に而候、此儀御同論候は、容堂様へは御參之御沙汰無之様仕度との談に相成由、

夫より辻將曹方へ罷越申談候處、象二郎同按に而、御參無之方可然、素々此件之當否杯は、御定之御職掌に而、公議に御打出し、惣參内之公論可然と申居候由、此等之趣歸邸申上候處、公にも御參内は御延引相成、思召相含雪江十之丞參朝之上、象二郎申談書面相認、象二郎を以岩倉殿へ内調之處、難問反諄及數度に付、殊之外手間取、點燈之頃漸くに相決し、左之書面御渡有之、

今般辭職被聞召候に付而は、辭官仕度、且王政復古に付、政府御用途之儀も、天下之公論を以所領より差出候様仕度奉存候事、

一、前條御渡之御書面、先づ永井殿へ内談可仕と象二郎等申談候處、永井殿より雪江被差出度段被申上候由、公より御沙汰に付、得便宜候事故、暮時過散朝より、直に永井殿へ罷越候處逢對之上、先づ宮中之形勢如何との尋に付、近況荒増物語候處、何にしても恐入候事共、先刻も其筋之者來り、御膳米竭んとす、如何可仕哉と申に付、夫は誠に恐入たる儀なり、何分御指支無之様、是迄之手續に而可取計旨申聞候事候へは、二十日三十日は御支へも有之間敷、御

貯金大分有之所、何地へか散逸し、寡少之事に相成たる由、第一指當りたる御一周之御法會等御出來被成間敷、如何相成候之事哉覽、京市中之混難、伏見大津之廢驛、行旅之難澁、イヤハヤ王政ところにも無之、此邊如何との事に付、則種々心配而已に而手廻り不申、頗當惑之次第に有之候と相答候處、左も可有之、決而行く事には無之と冷笑被致居候に付、坂地之模様は如何候哉と承候處、中々六ヶ敷勢に而、一統心配而已、此體に而はと迄と云事もなく、激家も愈盛りに相成事との答故、朝命之書面指出、ケ様之被仰出にも可相成哉之内議に而も如何可有之哉と申談候處、一覽之上、ドウデモ可然、事を御好被成候と申物なれば、彼是申も無詮事との答に付、全く左様之儀可有之様も無之、精々平穩を存し、漸く此處まで談付け候事に候と申處、左様かも不存候得共、元來此書面杯も更に道理無之、將軍に付きたる御官位にも無之處、御職を辭せられたりとして、御辭官と申も一向に當らず、又御領地之儀も、今更不被仰出共、御指支を御傍觀可被成様も無之、精々御盡し被成候思召は、則政權

御歸し被_レ成候節も、朝廷より諸侯と共に同心協力皇國維持之詔命、萬々御奉戴之思召候得共、如此疎外之御取扱ひに而は、如何とも被_レ成方無_レ之、畢竟降官削地之儀を品能書取たる迄之事に而、有罪之姿は免れ不_レ申、長州さへも入洛御免之折柄、上には何之御罪有_レ之哉、尤上様には、何様之儀に而も御違背無_レ之思召候得共、先第一に伊賀、拙者初不承知に而候、ケ様之書面を相當と思召候事にや、大藏大輔容堂何をして居る杯、坂地之風説も紛々有_レ之候と、いつに替りて以之外之放言に付、さらは如何いたし坂地之人心に適し可_レ申哉と申處、朝廷過ちを悔ひ、九日已前へ被_レ返候は、夫より又仕方も可_レ有_レ之、ケ様成不都合を工み出し候根元は、二賊之所爲候へは、彼二賊を除候事方今之急務、大藏大輔様にも此處を御心配被_レ下度、薩邸へ打込_レ勢ひは十分に有_レ之、少しにても激候へは直様暴發可_レ致と、殊之外切迫之論に付、今日之御用何事に候や、二賊を除き候御相談に候哉と申候處、如何にも其儀なり、宜申上候様にとの事に付、罷歸右之次第申上候處、玄蕃迄か左様之心得にてはと御大息被_レ爲_レ在

たり、右之次第、以_レ手簡象二郎迄概略申遣し、明朝永井殿へ罷越及_二議論候様頼_一托す、田中邦之輔へも申越、明朝之下坂延引、
○十七日、今朝永井殿に御直書を以、御國許之鴨御贈相成處、右之答書之内、

拜讀仕候、略昨夜は雪江被_レ遣、近日之宮中御模様委細承奉_二多謝_一候、今朝象二郎も罷越、昨今人心之向背、尊公様并容堂杯大御盡力之程も申聞、内府公至急御上京之儀相促候旨に付、從_レ是又候下坂、右之段建言仕候心得御座候、就而は昨今宮中之形勢并人心之歸嚮等、伊賀始へ親敷爲_二吞込_一度候間、雪江にも下坂被_レ命、彼地にて内府公へも直々にも演説有_レ之候様、尤尊公より御使命之趣を以、同人よりも御上京之儀建言有_レ之度奉_レ存候、右之趣可_レ申上_一存候處、御使故、貴答旁申上候、下略

十二月十七日 尙志拜復
福井賢臺

一、今日參朝之上、象二郎逢對、今朝永井殿之様子

承候處、則罷越段々及_二議論_一候處、大に落意有_レ之、何分下坂一と周旋可_レ致、夫に付越候へ罷出御相談申上度との事に候間、早々歸邸可_レ然、象二郎も追付可_レ罷出との事に付、詰合之田中邦之輔へも參邸候様申聞、早々歸邸之處、今朝永井殿へ御贈物之返書如_レ前候へは、最早來邸は有_レ之間敷と申合候内、象二郎參上に付、直に被_レ召出、今朝之様子相尋之處、申上候は、永井殿之暴論之如くにては、干戈闕下に動き亂階と可_レ相成_二事_一にて、御大事至極候へは、此時に當りては、先づ人心鎮定之段被_レ仰上_一候趣に而御上京有_レ之、尾越兩侯を以過日之御請被_レ仰上_一候へは、夫を聞召と一處に御參内被_レ仰出、速に御參朝に相成候へは、夫に而頃日來之混難も御居り合に相成候へは、夫より後は思召次第と申者に有_レ之段、反覆辨論仕候處、永井殿も大に會得に而、其筋なれば一と盡力致し可_レ申、越公へも相談申、下坂可_レ致と被_レ申由、遂一申_二上之_一、其内永井殿尾館へ被_レ罷出_一由之聞に付、即刻御供揃に而尾館へ御出有_レ之、雪江象二郎も參上、於_二御前_一永井殿も陪席に而御談論有_レ之、約る處、内府公御上京之上、御辭官并御領地之義共、内府公

御口上に而兩侯へ御演達に相成候を、兩侯御書取御奏達に相成、夫を聞召、直に參内被_レ仰出と申御手順に決し、御請書之御草稿等御出來なり、今朝岩倉殿象二郎へ被_レ申候は、何分内府公御上京なくては不_レ相適_二事_一に候得は、是非共其運_レ之周旋致吳候様懇懇被_レ申聞_一候付、右之御手順申談候處、其儀は何様にも心配可_レ致、唯八方より迫られ候には、甚迷惑被_レ致候との事之由申出に付、前段之御談と相成、且御參内御當日は、尾越土三侯も御參内に而、三宮、中山、正三等之御談に而速に御取極め、岩倉卿之を周旋し、即時之御取扱ひに相成候積に御内談濟、永井殿明日下坂被_レ致候間、雪江邦之輔にも下坂可_レ致と申談す、

○十八日、今朝御所より御達如_レ左、御用之儀候間、今十八日午刻參朝可_レ有_レ之事、

十二月十八日 參與
越前大藏大輔殿

追而今日參朝之上御評定之義に而は候へ共、外國事件急務に付、旁先爲_二參考_一、御用向廉々荒増書取、別紙一帖爲_レ見被_レ下候事、

別紙

外國事件

一 外國掛

三條前中納言

松平大藏大輔 井家來之内一人

土藩 後藤象二郎

薩藩 岩下佐次右衛門

即今之處右之通被_二仰出_一候思召に付、先御内意御下問候間、見込之趣早々可有_二言上_一候事、

海外各國へ御變革布告一紙、薩藩より差出分、

朕は大日本天皇にして、同盟列藩の主たり、此語を承くへき諸外國帝王と、其臣民に對し祝辭を宣ふ、朕將軍の權を朕に歸さんことを許可し、列藩會議を興し、汝に告ること左の如し、

第一、朕國政を委任せる將軍職を廢するなり、

第二、大日本の總政治は、内外の事共に皆同盟列藩の會議を経て後、有司の奏する所を以て、朕之を決すへし、

第三、條約は大君の名を以て結ふと雖も、以後朕か

名に換ふへし、是か爲に朕か有司に命し、外國の有司と應接せしめん、其未定の間は舊との條約に従ふへし、

右薩州布告一紙に付、朝議の一紙、

大日本國太政官、海外各國の公使等に移す、天子諸外國帝王と其臣民に對し祝辭を宣ふ、天子會帥有司と詢り汝に告ること如_レ左、

第一、往年國政を委任せる將軍職を廢するなり、

第二、大日本の總政治は、内外の事共に皆會帥有司の會議を盡し、奏する處を以て、天子之を決すへし、

第三、條約は大君の名を以て結ふと雖も、以後太政官に換ふへし、是か爲に有司に命し、外國の有司と應接せしめん、其未定の間は舊の條約に従ふへし、

右從_二朝廷_一外夷御應接初之義、實以不容易大事件に付、宜く熟考を被_レ遂、參朝之上見込之旨言上可有_レ之事、

右之外數件有_レ之、條目而已左に略記之、一御任選御沙汰に付、言上に相成人體之御下問、

一 革政御取建之事、

一 市中取締方之事、

一 太政官代之事、

一、今夕於_二御所_一御達如_レ左、

尾越へ

徳川内府下坂後、鎮撫方之儀被_レ命候處、會桑于_レ今滯坂、此比山崎邊人數繰出候哉之聞有_レ之、人心動搖、萬一年若之徒無_レ故發_レ事候而は甚不_レ宜候間、會桑二藩早々歸國可_二取計_一、急度可有_二盡力_一、更に御沙汰候事、

右に付、尾之田宮如雲へ鹿之介より、明日罷越可_レ及_二相談_一旨申遣置、

一、今日於_二宮中_一、外國へ御告諭應接之議事有_レ之、勅書御_レ、御璽及_レ御議定加判、勅使可_レ被_二發遣_一と被_レ決由、

一、今朝より永井立藩頭殿、雪江、田中邦之輔下坂、雪江夕七半時前着坂、永井殿田中相伺處未_レ着無_レ之由、夜二更比田中氏より唯今着坂之由申來る、

○十九日、今朝鹿之介尾侯御旅館へ罷越、田宮如雲、丹羽淳太郎申談處、會桑共に尾侯骨肉之御間柄に付、

尾侯御一と手に而御引受、御配慮有_レ之度との談に而、今日尾侯より被_二指上_一御請書如_レ左、

徳川内府旗下之者鎮撫方、并會桑二藩蒙_二嚴命_一、早歸國可_二取計_一旨更に御沙汰之趣、謹而奉_二拜承_一候、右は兼而御沙汰之趣も御座候に付、精々周旋仕候處、何分遅延相成候より、奉_レ惱_二聖慮_一、蒙_二再度之命_一候段、恐悞之至奉_レ存候、猶更精々盡力、早々歸國爲_レ仕候様可_レ仕候、依_レ之御請奉_二申上_一候、

十二月十九日

一、今日外國御諭告應接として、勅使發遣之旨被_二仰出_一、於_二御所_一御家來御呼出、御達之趣如_レ左、

一 今日之御沙汰之趣、各其主人へ申入、否明朝可_二申出_一事、

一 右承知之上は、加判之爲に、明日午刻何れも參朝之事、

一 越土藩家來一人つゝ、公卿同伴應接之事、

一 公卿に而勅使二人之事、

一、今朝内府公より御奏聞狀、大監察戸川伊豆守殿持參に而參邸、拜謁之上呈覽有_レ之、如_レ左、

臣慶喜不肖の身を以て、從來奉_レ蒙_二無_レ渝之寵恩_一、

恐感悚戴之至に不_レ奉_レ堪、乍_レ不_レ及夙夜不_レ安_レ寢食_レ苦心焦慮、宇内之形勢を熟察仕、政權一に出て、萬國並立の御國威相輝候爲、廣く天下の公議を盡し、不朽の御基本を相立度との微衷より、祖宗繼承の政權を奉_レ歸、同心協力、政律御確定有_レ之度、普く列藩の見込可_レ相尋_レ旨建言仕、猶將軍職辭退も申上候處、召之諸侯上京、衆議相決候迄、是迄之通可_レ相心得_レ旨御沙汰に付、右參着の上、同心戮力、天下之公議輿論を採、大公至平之御規則相立度奉_レ存候の外他念無_レ之、鄙衷不_レ空と感戴仕、日夕企望罷在候處、豈料や今度臣_レ慶喜顛末の御沙汰無_レ之而已ならず、詰合の列藩衆議たにも無_レ之、俄に一兩藩戎裝を以宮闕に立入、未曾有の大御變革被_レ仰出_レ候由にて、先帝より御遺托被_レ爲_レ在候攝政殿下を停職し、舊眷の宮堂上方を無_レ故擯斥せられ、遽に先朝譴斥の公卿數名を拔擢し、陪臣の輩猥に玉座近く徘徊致し、數千年來の朝典を汚し、其餘の御旨意柄、兼而被_レ仰出_レ候御沙汰之趣とは悉く霄壤相反し、實以驚愕の至に奉_レ存候、假令聖斷より被_レ爲_レ出候儀候共、可

奉_レ忠諫_レ筭、況や當今幼冲之君に被_レ爲_レ在候折柄、右様の次第に立至り候而は、天下の亂階、萬民の塗炭眼前へ迫り、兼々獻言仕候素願も不_レ相立、金甌無_レ覺之皇統も如何被_レ爲_レ在候哉と奉_レ恐痛、臣_レ慶喜、目下の深憂此事に此座候、殊更外國交際の儀は、皇國一體に關係仕候不_レ容易_レ事件に付、前件の如き聖斷を矯候輩、一時之所見を以て御處置相成候而は、御信義を被_レ爲_レ失、後來皇國の大害を醸候儀必然と、別して深憂仕候間、最前眞の聖意より被_レ仰出_レ候御沙汰に隨ひ、天下之公論相決候迄は、是迄之通り取扱罷在候、鄙言の趣御聞請被_レ成下、兼而申上候通り、公明正大、速に天下列藩の衆議を被_レ爲_レ盡、正を挙げ奸を退け、萬世不朽の御規則相立、上は奉_レ寧_レ宸襟、下は萬民を安し候様仕度、臣_レ慶喜、千萬懇願之至奉_レ存候、此段謹而奏聞仕候、
十二月 日
伊豆殿昨夜上京、永井殿へ可_レ被_レ談積之處、御同人は下坂不在に付、戸田大和守殿へ被_レ申談_レ候處、不_レ容易_レ大事件故、明朝迄熟考可_レ被_レ致_レとの事に而、今朝迄延引候得共、豆州は是非可_レ指出_レと被_レ申立_レ故、和

州より岩倉殿へ被_レ及_レ内談_レ由、何卒公にも御周旋を以、御趣意御貫徹相成候様との御沙汰も有_レ之趣被_レ申上_レ候へ共、公は此頃中必至之御盡力に而、漸已に成功にも可_レ相成_レ眞際に及び、於_レ坂地_レヶ様之御運ひにては、甚以御當惑御残念にも思召候故、猶御熟考可_レ被_レ成候間、表向御奏聞之儀は暫御見合候様御挨拶に而、退去に相成、
一、豆州吾藩邸_{脱カ}より 土老侯へ被_レ罷出、御同様御周旋之儀被_レ相願_レに付、容堂君も御當惑に而、象二郎へ被_レ仰聞、岩倉殿へ御内談之處、奏聞状は今朝戸田和州より被_レ致_レ承知_レ候へ共、彼書面披露相成候而は、自分迄も最早夫切之事と相成候故、和州へ申談、中山、正三之兩卿へは内々被_レ入_レ一見_レ候へ共、其餘は決而他見無_レ之、岩倉殿に而掌握被_レ致置_レ候積之由、何分唯今之内、内府公御參内之運ひに不_レ相成_レ候而は不_レ相適_レ候へは、象二郎等も十分盡力致候様、永井に而心配不_レ行届_レ候は、尾越へ土侯指添下坂候而、御迎取と申儀は相成間敷哉杯と被_レ申聞_レ候程之儀に有_レ之候、
一、豆州退邸之後、公尙再三御熟思之處、兎も角も、

いま表向奏聞に不_レ相成_レ内取消し、事故なく御上京之御都合に被_レ遊度_レに付、則戸川殿へ被_レ遣_レ御直書、如_レ左、
上_レ扱過刻は御入來御苦勞存候、尙爾後愚考之處、上_レより御奏聞之御書付寫、明後尾張大納言殿へ御持參之儀は御見合せ被_レ下度、何分御相談申儀も有_レ之候間、第九字より十字迄之間に、乍_レ御苦勞_レ御枉駕被_レ下度、其節萬緒可_レ申入_レ候、
十二月十九日 松平大藏大輔
戸川伊豆守殿
右之通被_レ仰聞_レ候處、未刻に至り參邸有_レ之、土老侯、大和守殿も御會集に而、坂地積鬱排泄の餘りに出候除姦之拙策よりは、岩倉殿迄も如_レ形御上京、翹望之機會と申、朝意御奉戴之御誠意を以、速に御參内に相成候へは、天下之安堵、朝廷之御安心、此上之御長策は有_レ之間敷と、代る_レ御説得相成候處、豆州も大に落意感服に而、如何にも御同意奉_レ存候間、御奏聞之使命は是切に仕、此表御盡力之御趣意を以、坂地之方精々周旋可_レ仕との事に而、即刻下坂有_レ之、
一、徳川家之周旋方穂積亮之助、荒井健次、拜謁相願

ひ、内府公御上京之儀、御盡力被_レ爲_レ在候様懇願に付、公も素より御同論に而、列之御合も被_レ成_二御座_一義を被_二仰聞_一候處、兩人雀躍悦服、健次は直様戸川殿と一所に下坂可_レ及_二周旋_一と申上て退去せり、

一、御奏聞狀之儀は、戸川殿御談之上、今夕尾越兩侯へ御預け之事に相成、

一、右之次第に而、御奏聞之儀は相止に付、猶又可_レ及_二盡力_一段、鹿之助より雪江へ以_二急飛_一申越す處、於_二坂地_一は雪江、御奏聞狀御差出に付、周旋不_レ及_レ力して歸京せると行違ひになれり、

一、此日於_二坂地_一、辰半刻比、田中邦之輔、雪江旅宿へ來訪、永井殿も昨夜着坂相成由、右に付猶又相談之上、已刻比登城、邦之輔と一處に永井殿へ逢對申入相待居候處、御目付榎本對馬守殿雪江へ逢度旨に而、於_二御目付部屋前_一、今度御奏聞に相成候御書付之由に而、一通被_二相渡_一、右は昨日戸川伊豆守殿を以御奏聞に相成候、拜見之上、猶見込有_レ之候は、申達候様、拜見且寫取候事にも候は、大廣間御下段邊可_レ然との事故、落手之上於_二御下段_一拜見之處、但し御奏聞狀は紙有_レ之、如_二前記_一外に別

御奏聞狀此度御差出相成候に付而は、思召之程奉_二感激_一候面々は人数召連早々上坂候様可_レ被_レ致候、右之通萬石以上之面々へ相達候間、此段可_二申上_一候、

私云、追而江戸表より御用狀之内、

十二月廿二日、重役之者明廿三日西丸へ罷出候様、松平阿波守様、松平美濃守様衆より廻狀來る、翌廿三日、御家老代り飯田主税西丸へ罷出候處、大廣間へ御老中列座、大廣間御同席之重役一同罷出候處、美濃守殿御老中被_二申聞_一候は、今般京師之御模様は、別紙之通御建白に相成候に付而は、此末如何相運可_レ申哉難_レ計、此上は銘々致_二奮發_一、三百年來之恩誼を思詰、人数召連大坂表へ罷出、厚忠意を被_レ盡候様、何も君上へ申上、尙盡力可_レ致旨御演達之上、御書付御渡有_レ之、右寫指越候、御書付は即御奏狀也、

御書面之御趣意、誠以不_二容易_一御次第柄に付、一應寫取候上、猶又榎本殿へ逢對、御書面返上之上申達候は、御趣意之趣一々無_二御據_一御次第に而、可_二申上_一様

も無_レ之候へ共、朝廷におゐて御採用之處は、何共至難之儀と奉_レ存候、是は何方へ御指出に相成候哉と申候處、帥宮へ戸田和州を以被_二指出_一候御積之由被_レ申に付、宮又は其餘に、兼而御差合之御方に而も有_レ之事に候哉と申候處、夫は何も無_レ之との事故、夫に而は無策と申物に而、御仕遂げ難_レ被_レ成而已ならず、朝廷之御爲、御家之御爲にも不_二相成_一事と奉_レ存候、右故京地之御評議に而は、何分御平穩に御上京奉_レ願候積に候ひしかと、此御書面出候而は最早十日之菊と相成、何其當惑至極之段申述處、何とか此上は御奏聞之趣御採用之手段は有_レ之間敷哉との尋に付、此上は此御書面を公議に被_レ附候様被_レ遊候より外は無_レ之、左候は、御後難も被_レ爲_レ在間敷歟と申候得は、如何にも夫より外は有_レ之間敷候得共、其處を公にも御盡力被_レ下候様可_レ被_二申上_一、此御書面は大藏大輔様容堂へは、一通つ、差上候筈に申談置候と申事に付、尾州へも申談候而不_レ苦候哉と申候處、諸藩之内拜見被_二仰付_一候向も有_レ之候へは、聊不_レ苦との事なり、扨何分鎮定難_レ叶事と相成候と被_レ申に付、伏見其外へ御人数被_二指出_一候は、如何之譯に候哉、如_二斯御書面

被_二指出_一候へは、猶以御恭順に不_レ被_レ爲_レ在候而は相濟不_レ申、諸藩之人心も、其御恭順之御美德に服從致居候事に有_レ之段申候處、朝議之次第被_レ尋に付、近況之形勢夫々申達す、又被_レ申候は、伏水は宿驛被_レ廢に付、人馬并船賃等妄に高價を貪候に付、爲_二取締_一御人数被_二差出置_一、兵庫西宮等は外國人も致_二徘徊_一に付、御固之姿に而、實は兵力を所々へ分ち持口を與へ、妄動を禁候策之由、二條に而も、二條通りへ廿人計、竹屋町通りへ七十人計脱走に付、其隊之頭々馳付立塞り、先つ我を殺せと申遮り止候程之事と相成、最早被_レ成方無くと御下坂に被_レ決候、會三千、桑千五百、幕五千計を、條城へ籠居させよとの仰にて、一點之御動搖無_レ之故、已に死を以諫め奉らんとせし者も有_レ之程に及ひ候へ共、猶御動き不_レ被_レ遊候ひしは、今日と相成致_二感服_一候、御出城之砌も、此處を御明退きにては最早戰期無_レ之と、御玄關前を立塞き御仰留申上候勢故、無_二御據_一御後門より御出に相成候、今にも聊たり共激候へは直様破裂、拙者共も難_レ制候か、江戸より三兵押來候は、嗚々と、唯今より心配之義等物語有_レ之、退座之上右御書面邦之輔へ開示、此

趣に而は持參之策は逆も行はれ不申、永井殿も周旋處には有之間敷と申合候内、永井殿逢對に而、右御書面戸川豆州殿持參に而上京之上、永井殿へ申談指出候様との御仕向に有之處、行違ひに相成候事に而、此處へ餘事申出候而も詮なき事故、彼一策は主張無之由、扱御書面は如何可相成哉との尋に付、公議に附する見込申達候處、如何にも左様に有之度、其處折角御周旋相願度との事に付、一通は正面に而諸侯議定の方へも御指出に相成候様致度、夫を以周旋之致方も可有之と申談候處、其運ひに相成歟不存候得共、今一通寫可被相渡との事なり、物語之次に、高野山へ鷲尾殿屯兵、御代官所へ通達、并村人注進等之書面被示、ケ様之義有之故、彌沸騰難制候、是等は致如何可然哉との事に付、是も議定へ御指出御伺之方可然と申談、寫一通被相渡候事に決す、從是は御書面御指出に付而は、益御恭順被爲在度と申儀を、懇々相願ひ退座、永井殿は今暫滯坂之由、平山殿逢對に而、御奏聞狀寫一通被相渡、見込被相尋候に付、公議之外見込無之、今四五日御見合せ被下候へはよろしかりしをと申達候處、好

機會を失ひ残念之由に而、種々議論有之、兎角降官削地之不當を被申立に付、今日と相成候而は決して夫等之儀は無之と論辨を盡し、稍點頭に及ひしかとも、猶被申候は、右之義は跡にいたし、先つ特命を以被爲召候而は如何との説有之に付、京地之事情一々申達退座、右等之次第に而、於此表周旋之致方も無之、且京都之様子も懸念に付、邦之輔申談、夜船に而歸京す、十二字後解纜、

○廿日、昨日御家來御呼出に而御達之通り、今朝爲御加判御參朝可有之處、御所勞之趣を以御斷り被仰上しに、調印御違背におゐては勅使可被指指候坏、橋本殿被申出に付、十之丞、鹿之介を以被及御建議候處、趣意書取指上候様御差圖に付、兩人より指上候書面如左、

演説之概略、書取を以申上候様被仰付に付申上候、

昨日被仰出候趣、大藏大輔奉謹承候、外夷を見る尙古の漢土の如しとの叡慮、乍恐奉感佩候、不肖之大藏大輔、職を議定に承に付、外夷へ御布告に、御諱御璽を被爲載候末へ加判仕候儀蒙命、

恐汗之至奉存候、萬世皇國之基礎を被爲建候御大事に而、愚衷可黙止儀無御座候に付、差向可申上候、今般御大政更始之折柄、外夷も刮目罷在候處、諸藩列侯僅に五藩而已にて、夫も多くは隱居又は世子等に候へは、即今之不束、外夷國情通知之事故、此邊恐らく誤脱あらん、全く天下の會議を聞召ての御所置とは不奉存、御手薄に可奉存哉、深憂に不堪奉存候、御告文之内に、列侯會議之上と被爲在候通り、段々列藩も上京可仕候間、仰願くは會議を被爲待、篤と公議之上御布告に相成候共、敢而不遲哉に奉存候、夫迄之處は、外夷より迫而不伺出様には、如何様被成方も可有御座候哉、何分勅使御下向、一度降命有之候上は、直に世界之通法を以、都下にミニストル指置候儀可奉願、且是より誰か應接可仕哉、參朝も仕度、其儀も奉願候など申出候は、甚御煩は敷義と奉存候、吳々當分之處は兎も角も御諭置に相成、尙天下之議を被爲盡候様、幾重にも奉願度、今日此處之遺憾無之様御盡し無御座而は、後日之大害難測、至重至大之儀、恐懼之餘り不憚忌

諱、議定之廉を以、右之趣微臣兩人を以奉申上候、

酒井十之丞
毛受鹿之介

私云、此御調印之義、尾侯は御斷り被仰上、土老侯は御熟考之上ならてはと被仰立、相調ひ難く、勅使指添被命候後藤象二郎、三岡八郎も御斷り申上に付、此一件は遂に御遷延に相成たり、

一、此夜雪江西半刻頃上着之處、亥刻後邦之輔より書簡に而、御奏聞狀二候へ御預に付而は、前議之通り今一應申上度に付、明朝より下坂之積相談に付、其段申上相伺ふ所、雪江も下坂候様被命に付、其段及返報、

○廿一日、今朝より雪江、田中邦之輔下坂、

一、今夜永井玄蕃頭殿坂地より上京有之、

○廿二日、今朝毛受鹿之介永井殿へ罷出、雪江昨朝より下坂、亦復行違に相成趣、且京情申達候而、坂地之模様承候處、於彼地は過日來已に御奏聞一條に有之處、戸川殿歸坂に而、京地之次第申上に相成に付、御再評之上御奏狀御差控に相成候上は、京地之形勢に被任、御上京も可被遊との御儀に相成、其件爲

取調、永井殿歸京に相成事之由、坂地之人心は今以困難之趣等物語有之、

一、此夕五字後、後藤象二郎參邸拜謁相願ひ、永井殿歸京、今夕容堂様御旅館へ被罷出居候間、乍尊勞公も御來臨被下候様との御使之旨申上に付、即刻御供揃に而、要路之面々被召連、土老侯大佛之御旅館へ被爲入、御同所に而二公并永井殿、象二郎、福岡藤次、被召出候、修理、十之丞、鹿之介も御一席に而、種々御相談有之候へ共、何分差當り御官祿之御一件形付不申内は、御上京相成候而も却而御不都合に付、先づ此件之御目的相立候様被成度、就而は京坂隔地之往復、日間も相懸り、段々遅引にも相成候へは、結局朝廷より之御沙汰に相成、夫を御持參、尾公と御一處に御下坂に而被仰上、御請之御模様次第、御上京之義も其節之御談に相成候方可然候へは、明日は三職惣參内之義御申立、尾侯と御一處に可被仰立との御談濟に相成、即席より十之丞、鹿之介被遣、尾侯御旅館におゐて、小瀬新太郎、苗部小五郎、中村修之進等對接、夫より申上に相成處、尾侯御尤に思召御同意之旨御返答有之、十二字前御歸邸被遊、

一、尾老侯、兼而御沙汰も有之御周旋之會桑歸國之件、今以御遷延相成候に付、御下坂御盡力被成度段、今日より御暇之義御願に相成處、別紙之通御指圖濟に相成趣に而、明日にも御下坂可被成御様子有之候へ共、前條之御次第相成に付、御下坂御見合せ之義、青山小三郎を以被仰入處、御承知之段中村修之進より御返答申來る、

尾張大納言へ

頃日被仰含候筋に付、段々盡力之處、華城往反被是難届次第も有之、自身下坂、死生之間に立候而も、御趣意御徹底に可致様志願之趣に而、今日より御暇願度旨、始終出格之心得神妙に思召候間、願之通被仰付候、但去る九日以來日々物議を生候事、偏に尾越周旋之廉不舉之故に付、此上は來る廿五日中三日を限り成功可有之候、右期日に至り尙是迄之如く遷延之義被申出候而も、於朝廷決而不行件にも有之候間、前件之通、彌以精精盡力可致被仰出候事、◎原本誤脱あり今三世紀事略を以て補正す、願之趣も有之、別紙之通被仰出候、隨而復古之初より被爲目的候御義は、尾越周旋、徳川内府

より言上之廉成否に候間、各其分可心得候、尙又各國御布令之事におゐては、迅速御所置可然御確定之上段々言上之向も有之、旁昨今之御運ひに至候得共、越土藝初、下參與輩被出建言之次第、其情實も亦難默止被思召候間、急端右期日を限とし御所置可被遊候、此段爲心得被仰下候事、

一、今朝六時過、雪江大坂着船、四半時比邦之輔同伴登城候處、永井殿戸川殿上京不在に付、平山殿へ逢對、御上京無之而は不相適次第、邦之輔より逐一申述、夫より京地之形勢等及詳説、漸く聞込に相成、雪江儀は、拜謁之上見込之次第及言上一度申達之、平山殿には、朝廷より御上京被仰出候様被致度趣に付、其儀は随分周旋行届可申段申談退座、午後、伊賀殿豊前殿平山殿、雪江へ逢對、見込之趣被尋に付、朝廷諸卿并諸藩士之事情形勢等委曲詳辨、何分好機會候へは、此時御上京にて、大勢御挽回御靜定無之而は不相適趣、反復申陳候處、何れも大に落意に而、朝廷より之御沙汰次第、御上京に可相成との談判決意に付、御官稱御一條も御決議被下候様に

申述候處、夫に而は六ヶ敷、其儀も共にと申事に而は、此方より之被仰上は速に聞召に相成、彼方より之御沙汰は無之と申様之事に相成時は、其場に及ひ何共被成方無之事と可相成候、欺を受ては後悔詮なし杯の疑念論に相成難相決に付、朝命之下書指出し、

今般辭職被聞召候に付而は、辭官仕度、且王政復古に付、政府御用途之儀は、天下之公論を以、所領より指出候様仕度奉存候事、

ケ様之御次第を以、尾越迄御請に相成候へは、尾越にて又夫を品能書取、指出候様之御都合に相成候而は如何と申談候處、さらは是を以談見可申との事に而引入、良久有之、豊前殿平山殿逢對にて、二侯へ御談に可相成書面、十分之幕意を以認たるを被示、ケ様には如何と被申に付、邦之輔と共に種々辯論、文面之圭角悉く減削致加筆候處、夫に而談見可被申との事に而被引入、又良久有之、伊賀殿豊前殿平山殿逢對に而、先頃官位一等を降し、領地二百萬石被削候段、降勅之風聞書致流布、夫より猶更氣立居候處故、先刻之書面、筆削之通相成候而は、迎も落合

難出来、原文之通りならずは鎮撫に難及と被申出に付、全國高割云々之文段、尾越に而ケ様之趣之書取に相成候而は如何と、猶又潤色致し申達、其談に而被引入、又良久有之、伊賀殿豊前殿逢對にて被申候は、種々申談見候得共、一字之増減も不相適、原文之儘ならずは落付不申事に相成候間、何分此通り而御盡力相成候様致度と及談候處、此邊恐くは誤脱あらん伊賀殿矢立を取出され加筆之上被引入、右原文加筆如左、

辭官之儀は朝廷之御沙汰次第に可仕、且政府御用途之儀は全國之高割を以相供し至當之義に付

全國之高割に而相供候様

◎原本朱粹、追而以天下之公論御決定相成可然事、(◎本朱書、公論の字の下より朱線を加へて添加の意を示したり)

私云、朱書は伊賀守殿加筆之趣を寫す、

良久有之、書面文段申立候通前後に引直したるを、御目付設樂備中守殿を以被相渡、亥刻過退出す、

但戸川殿上京、朝命に出候様との周旋之爲に被上候事に候へ共、段々兩人申立候趣に而は、御官祿一件未定之内朝命候而は、甚御不都合大難を來候に付、兩人上京まで戸川殿滯京、示談相成候様、急使

被申越由、伊賀殿物語有之、

○廿三日、今朝永井殿より呈書如左、

一、翰奉呈上候、然は唯今坂地急騎便を以、兼而御内諭御座候二ヶ條之儀に付申越候趣は、雪江邦之輔再下坂に而、削地辭官之儀に付云々被申聞に付、別紙之通り御内答書出来、兩人も一覽致し、加筆通り取直相成候様致度との旨に付、其通り取直しに相成申候、右加筆通之書面に而宜候は、早速御差出に可相成候へ共、左も無之而は、所詮御上京之運ひに相成兼候、尤公然御旗本之士へも相示候様不相成候而は、必大沸騰、不可鎮撫勢に立至候段申越候、昨夜御内談之趣も御座候間、不取敢別紙相添此段申上候、何れ小生も跡より罷出、尊慮をも相伺可申候、早々頓首、

十二月廿三日

尙志

福井賢老公

一、今朝戸川殿并御目付保田乍太郎殿來邸、戸川殿より内府公御直書呈進有之、如左、

一、翰呈進、扱は戸川伊豆下坂、御地之御模様委細致承知候、何分にも早々上京致候様にとの趣云

云致承知候、素より誠意を以皇國之御爲に致度微衷は、追々建言も致候義に付、此度之義迎も、皇國之御爲に相成儀候は、速に上京、協力同心、正議を盡度素志情願候得共、先頃既に大變革之節、家來共鎮撫之爲大坂へ引取候次第に而、漸く説諭をも相加へ鎮定には相成候得共、此度爲天下上京致候共、家來共承候は、一向に危地に臨み候様存取、又々沸騰難留に可到と熟知致候間、此上之御盡力に而、可相成は、御所より御用有之に付被爲召候様相成間敷哉、左候は、家來にも如何様とも鎮撫説諭いたし、早々上京候様可致、委細は伊豆申合、立蕃打合せ可及御細話候間、深く御諒察可給候、右上京之節は人數も召連候事故、兼而宮闕は勿論、市中末々迄誤解いたし、猥に驚動不致様、鎮撫方御心付可有之候、餘は兩人之口吻に托し草々閑筆不悉、

十二月廿一日夜認

内府

大藏大輔殿

容堂殿

無程永井殿も御來會、象二郎も被仰遣、御書中之趣

反覆御討論之上、坂地より相廻候御書取猶又御添削に而、御書面御出来相成、御所へは、今日尾越被仰合御申立有之間、三職惣參内相成候様、御家來共を以御達有之、未半刻過御麻上下に而御參内被遊、尾侯土老侯藝若侯も御參内、薩侯は御斷り也、於小御所惣裁始御揃之御席に而、尾侯と御一所に、徳川氏官祿之義、朝廷より之御沙汰に相成、夫を御持參に而御下坂、徳川氏へ御達有之、御請濟に而御上京相成候様、御周旋被成度趣、今日は徳川氏支族之御場合は御離れ、議定御職掌之上に而、皇國萬安之爲被仰上候段御申立に而、御相談之御書面御指出に相成候處、政府御用途として領地返上之文段に不相成候而は、御奉還之實効難相立との事候へ共、御領地返上扱との趣意相成候而は、坂地之鎮撫難出来譯に而、廷議殊之外困難に而、中々御一席之御評決には難至、再三御休席に而之御論談なり、是は政權奉還候上は、領地共に返上無之而は、御誠意も不相顯、御名分も難相立との論上院に盛んに、文字上において義理之當否を争ひ、眼前闕下に動亂を發するを顧みざるを非とするの議、下院に専ら也、二侯は朝野

之安危、時憂之緩急を御辯析あつて、頻りに成敗之所
決を御催促ありといへとも、兎角之御挨拶無之、難
陳百回、夜將に明なんとするに及んで、いつの間か、
宮始上院之御方々御退朝となりければ、二侯も無御
據、廿四日朝卯半刻比御退散なり、

一、此日雪江坂地早朝發之積之處、寅半刻頃、司計小
栗五郎大夫着船に而申出候は、昨夕申刻比伏見出船
に而及三下坂たる由、右は公御下坂之御沙汰に付、御
宿割御用として罷下候由、御下坂之事情は更に不
相辨趣に付當惑候折柄、又々京便有之、廿三日御參
内、廿四日御下坂相成段申來候趣、同人より申出、於
雪江も進退難決に付、今一度御城中之様子并京報
之次第も承調、行止取極可申と、平山殿旅宿へ推參
承候處、和州より之來帖に、尾越下坂之模様、形勢至
難と唯一筆申來候迄に而、事情不分明之由、兎角御官
祿一件不形付候而は、御上京には難相運事候へ
は、兩侯御下坂に而も御無益に可相成候間、其段早
早歸京申上之、右件御事濟之上、御上京御促に相成
可然と、平山殿との相談相決、直樣歸寓、已刻發船、
夜亥刻過京着、直に參朝、平明御供に而罷歸る、

一、去る九日變革已來、伏水廢驛に相成候へ共、奉行
屋敷には餘程之人千餘罷在、加之新撰隊并會兵等坂
地より被指出置候處、近々朝廷より薩長二藩へ巡
邏被命故、嚴重之警衛に而、兵隊戎裝に而辻々相固
め、唯今にも事之起るへき形勢故、市中老若離散、器
財取片付、砲聲一響に及候は、立地に戰場と可相
成有様なりき、

○廿四日、今日已刻御參内之御調候處、御所より御使
を以、御用之儀候間唯今參朝有之様御達候付、尙御
所向御取調之上、午刻御供揃に而御參内被遊、今日
尾侯土老侯薩侯御斷りに而、藝若侯と御兩人なり、
於宮中延議内景御探索有之處、昨日來徹夜故、宮始
實に御草臥に而、御評議御出來兼、今朝之處御散朝相
成事故、今日は是非御決評と申御運ひ、畢竟之處、官
武内外之落合、疑懼を懷いて決兼候次第に付、下參與
周旋之向より、夫等之儀は尾越へさへ御委任相成候
へは、坂地之儀は急度御安心之旨に而致意、先づ
夫なればと申趣にて漸く決しかけ、頓て事定り可申
勢之由なりしか、無程下參與不殘呼出に而、御書面
御決定候間、拜見之上存寄有之候は、猶又申上候

様との事に而、御書面御渡に相成處、右御文段之内、
矢張領地返上之文字有之候付、參與之内、尾越之面
面より、於尾越は尙相願度儀有之段申達候、諸藩
は黙々として退座す、是より禁句は引直しに相成様、
公にも御沙汰有之、藝參與等頻に裏面周旋、邦之輔
雪江は岩倉卿へ申立候處、内狀殊之外險急之趣被申
聞候に付、當時之議論家、中御門、正親町、長谷、萬里
小路等之諸卿へ、御逢對之義申入候處、良久して四卿
御揃御出會に付、邦之輔より、返上之二字有之而は、
坂地輕輩之人心に關係、如何にも落合兼、鎮撫難儀之
趣、諄々申述候處、諸卿被申候は、一應は尤に相聞候
得共、御決定之上之事候へは、最早動しかたき趣等談
之由、或卿より、政權返上之上は領地も返上無之而
は、名分名義難相立、内府誠意之發見も無之との論
を被發に付、雪江十之丞申陳候は、其仰せこそ名分
不明と奉存候へ、徳川氏之關八州は、豊臣氏之頃三
遠駿甲と振替に相成事に而、武功を以伐り取候も同
然、其外之土地迎も、其頃之世態に而、朝廷より賜は
り候と申事も無之、夫々之由緒有て領し來候事に
而、政權にも將軍職にも附き不申、又祖先之世には、

天下之人心盡く徳川氏に歸服致候故、政權も自ら手
に落候事に而、誰のを奪しにもなく、何方より讓られ
たるにも無之候、又將軍職之義は、再應御辭退申上
しかと、強而被命候事に而、願ひたる事には無之、
夫より已來は代々右之振合を以、二百餘年相承致候
事に而、官位に付而之譯も更に無之、然るに唯今と
相成、右政權を返上奉り候徳川氏は、領し居候土地迄
も返上致候半而は、不適次第と相成、又政權に關ら
ぬ諸侯は、依然として舊封を領し居候而は、徳川氏は
代々政權御預り申上、心を勞し力を費候丈け之不幸
と相成候道理に當りて、素々政權と領地と、將軍職と
官位とは各自別段に而更に名義に相拘係すへき物に
は有之の間敷歟と申上處、夫故昨日も、諸侯一同領地
返上すへきかとの論も起候へ共、夫は不宣との事に
て相止たりと被申に付、御尤之次第に候、諸侯一同
領地返上と相成候は、天下之惑亂と相成可申、今
徳川一家たりとも、人心は同じ事候へは、いかてか
故なく承伏仕るへきと申候へは、例之普天率土を被
申出候に付、如何にも一天下王土には相違無之候
得共、王土なればとて、王之御勝手次第、御私に御引

上げ被_レ成候譯の物には無_レ之、土地人民程大成就動かし難き物は無_レ之、如何に叡慮にても、御無理は決して行はれ不_レ申筈に候を、ケ様に名分名義も立ざる事を被_レ仰出、末の詰りを如何被_レ成候哉、舊幕の長州再討を御覽なさるへし、名義不_レ相立候故、結局致し方も無_レ之事と相成候、此度も徳川氏へ御仕向け之次第により、朝命といへとも如何可_レ相成_レ哉難_レ計候、徳川氏は長州杯とも違ひ、類葉廣く普代も餘多候へは、皇國之大亂にも可_レ相成_レ事候へは、私共も徳川氏之爲には、支族臣子之分を以、宗家存亡之境、只管御憐評を相願候、又皇國朝廷之御爲には、數ならず候へ共參與之廉に而御諫争奉_レ申上候と、惴々陳啓に及候處、夫なれば今一應可_レ及_レ評議_レとの事に而被_レ引入、夫より下院之内より諸方難陳、力を盡し周旋致居候内、鑿柄齟齬、又々返上之二字愈決定し發表有_レ之、談判殆困極に至りしかとも、百方手を盡し、漸くにして、御政務御用途も可_レ有_レ之に付領地返上之儀はといへるを、御用途之分は領地之内取調之上と取直に相成、公論を以て可_レ被_レ仰出_レといへるを、公論を以御確定可_レ被_レ遊と改り、長谷卿より尾越之

兩人へ被_レ示に付、確定之字面は奉_レ畏候へ共、領地之内の内の字之下へ、「ヨリ」之二字を被_レ加度と申達候處、是亦評議難澁し、更に承引無_レ之、尾よりは橋本卿迄嚴達す、内外之勢ひ頗及_レ切迫候得共、尾越愈以前説持重之處、遂に岩倉殿は、「ヨリ」之字の事を申達候得共、此處を「ヲ以テ」と相成候ては如何可_レ有_レ之哉、夫れとも「ヨリ」にて無_レ之而は不_レ相適_レ儀候哉と推問に付、兩藩にては是非とも「ヨリ」と相成候様にと及_レ懇願_レ處、左候は、其通りに相決、其上に而御書而改而御渡可_レ被_レ成旨に而、追而小御所に於て三職御列座、朝廷より内府へ御沙汰之旨に而、總裁宮より別紙公へ御渡有_レ之、御拜見之上、早速下坂徳川内府へ可_レ申聞_レと御請被_レ仰上、其席へ尾侯御名代成瀬隼人正御呼出、右同様御演達、大納言へ可_レ相渡_レ旨に而、宮より隼人正へ御渡有_レ之相濟、御退散は亥刻を過ぎたり、御別紙如_レ左、

一 今般辭職被_レ聞召_レ候に付而は、朝廷辭官之例に倣ひ、前内大臣と被_レ仰出_レ候事、

一 政權返上被_レ聞召_レ候上者、御政務用度之分、領地之内より取調之上、天下之公論を以御確定可_レ被_レ

遊候事

右兩件心得迄御沙汰候事、

一、此頃中、政府之御用途は、徳川氏返上之領地を以御取賄に可_レ相成_レといへるは上院之建議、又日本全國之惣高割に而可_レ供給_レといへるは下院之建議に而、兩端未決に有_レ之候處、今日土老侯より、天下總高割に相成候様との御建白、候御所勞にて御參内無_レ之に付、御名代後藤象二郎を以被_レ指_レ上_レ之、且象二郎自分口上にて、何分坂地之御請濟次第、總高割之地に可_レ被_レ仰出_レと御内定之御書付頂戴、容堂にも安心爲_レ仕度段、嚴重及_レ演説_レに付、御建白之通り御内定之段、御附紙に而被_レ仰出_レ由に而、右寫相廻る、左之通、

御附紙

右書面之趣御内定候、

右は御領地之内より被_レ指出_レ候儀、坂地之人心怫戾之廉故、右様之御建白有_レ之は、専ら坂地鎮定之筋御周旋之御廉なり、

○廿五日、今日已刻御供揃に而御下坂有_レ之、

一、右御下坂御治定に付、御先へ雪江を板倉伊賀守殿迄被_レ遣_レ之、朝卯刻發、陸行に而夜酉半刻着坂、直に登城之處、已に御退出に而、玉造口之御旅館へ罷出、拜謁之上京狀委曲申述、御渡御書附、并土老侯御建白、御指圖之寫共差出、事情御考察之上、前途之御運ひ御盡力有_レ之候様可_レ申上_レ旨、奉命之趣及_レ演説_レ處、惣而御落意相成、夫々御申談之上、精々御周旋可_レ被_レ成_レとの御答なり、

政府御用途之儀は、御新政之御急務に付、徳川内府より差上候段御請申上候は、列藩諸侯へは、天下之公議を以貢獻之次第相立候様被_レ仰出_レ可_レ然と奉_レ存候、

右は容堂職分を以申上候儀、如何御決定可_レ被_レ仰付_レ哉奉_レ伺候、以上、

十二月廿四日

○廿六日、今曉丑半刻御着坂也、已刻御供揃に而、尾侯御着坂御見合せ之處御延着に付、午半刻頃御登城相成、尾侯は御船中より御發瘡に而御手間取有_レ之、暮時前御着船なり、公御登城之上、先つ伊賀殿永井殿へ御逢、京師之事情夫々御物語有_レ之處、不_レ一方_レ尊勞之御義、此上は是非御手筈通り相運ひ候様盡力可_レ

仕と、被_レ及_二感謝_一候由、夫より内府公へ御對面、朝廷より御渡之御書面御直に被_二指上_一、伊賀殿豊前殿玄蕃殿侍座有_レ之、相濟候而、廷議以之外艱難に運_レひ候故、土侯并下院之有志周旋盡力之次第、逐條被_二仰上_一候得は、内府公にも殊に御感激に而、夫程之時機到來之事候得は、坂地之義は如何様にも被_レ成、御請も品能可_レ被_二仰上_一、御上京も可_レ被_レ成哉と、御内談は粗御取極に相成候へ共、餘り速に御發表相成候而は、却而御輕易之姿に而、人心如何と御斟酌にて、明日など御請可_レ被_レ遊歎之御談之由、尾侯は御所勞に付、爲_二御名代_一成瀬隼人正登城、御目見被_二仰付_一、從_二朝廷_一御沙汰之御書面御直に指_二上_一之候、

一、永井殿戸川殿、雪江へ逢對京狀被_二相尋_一に付、廿三日廿四日之廷議、并結局迄之次第、逐一委曲に及_二物語_一候處、如何にも危急千萬之形勢なりきと驚歎せられ、其模様には是非共御上京無_レ之而は難_二相濟_一との示談なり、

一、今朝田中邦之輔御旅館へ罷出、尾侯伏水御着之折柄、坂地より被_二差出置_一候新撰隊之内、無賴之徒有_レ之致_二横行_一に付、薩長之巡邏より嚴制之模様、動

もすれは争端可_レ惹出_二勢_一ひ甚危急に付、坂兵一日も早く引取候へは、巡邏之方は、尾藩田宮如雲當時京尹之勤方に而、伏水も管内に付、如雲より朝廷へ申上、尾越の兵と引替候様被_レ成度と、尾侯御旅館へ新撰隊之頭被_二召呼_一、早々引取候様、御直談に而御垂諭有_レ之候得共、坂命に而罷出候事候へは、坂命さへ有_レ之候へは引取可_レ申、左様無_レ之而は引取兼候趣及_二御答_一候に付、被_レ成方無_レ之、御拾置被_レ成候へは、大事之前に而蟻穴之妨害眼前之勢に付、尾侯御登城被_レ成候は、御談之上御取計可_レ被_レ成御舍之處、御登城難_レ被_レ成に付、御家來共を以御達に相成候間、公御登城之上、猶又御助勢被_レ成_二御座_一候様御頼談之旨に付、則於_二營中_一永井殿へ御談之處、隊兵何も恭順に而、聊妄動無_レ之筈候へ共、猶嚴重可_レ申越、無賴之徒は、先日隊中脱走之者二三十人有_レ之、其者共之横行は、於_二隊長_一も如何共取計方無_レ之次第之由、此輩之爲に、不律も無_レ之兵隊、今更引取候様申越候而は、何か不首尾之姿にも相當候故、決而引取申問敷杯申上、御談整兼候由、

一、夜子刻比、尾藩荒川甚作御旅館へ罷出、十之丞逢

對之處、伏水一條、今朝より唯今迄監察三位と及_二議論_一候得共、監察衆之方には、更に可_レ爲_二引取_一謂れ無_レ之と、水掛論か一向に不_二相決_一、三人共被_二引入_一仕舞に付、無_レ據退出致候次第候間、何卒明日御登城之上、精々御助勢被_二成_一候様相願候旨申達候由、

○廿七日、今日巳刻御供揃に而、西本願寺之掛所尾侯御旅館へ被_レ爲_レ入、昨日營中に而内府公と御直談之御次第御物語に而、二候迄之御書面御差出に相成候は、夫を二候にて御引直し御書取、御奏聞に相成可_レ然との御談に相成、夫より直に御登城に而、伊賀守殿初へ御逢御談之處、唯今於_二御前_一永井平山兩參政執筆に而、御書面御取掛りに相成居、未定之事に御座候間、今日は御退出、明日御登城之上との御談に相成、扨麾下も大半鎮定にも相運_レひ候間、御上京も御都合次第、緩急共御請可_レ被_レ成御模様之由なり、

一、今日於_二營中_一御約束に而、夜に入御側衆室賀甲斐守殿御旅館へ入來有_レ之、御對談之處、今般之御一條に付議論之次第、正大公明、御藩論と如_レ合符、兎角御恭順第一に而、麾下之鎮撫專要之急務故、御上京之處一日も早く被_二仰出_一に相成候様致度、左候へは

滿城之人心、いつれに御吉左右にも可_レ有_レ之と相心得、自ら居合も宜、又來月四日迄には江戸御役人共上り來候へは、其已前に降命と相成候へは、口舌を費さすして、鎮撫之都合も甚可_レ宜との見込なる由を被_二申上_一たり、

○廿八日、今朝外御用有_レ之、永井殿へ毛受鹿之介被_二指出_一候處、御用談之末被_レ申候は、御上京之儀被_二仰出_一候は、直様其運_レひ付候様致度、其間に隙取れ候へは又異議も難_レ計候得共、朝廷より之御仕向、區々之日間取候事は、何も差支有_レ之間敷と見込候間、其處御斟酌に而御熟調被_レ下度由に付、罷歸其段申上候處、昨夜室賀殿は、降命一日も早き方宜との事、今永井殿は、遅くても御差支無_レ之との見込、要路に而齟齬有_レ之、御不審思召候得共、猶又御登城之上、いつれとか御談極可_レ被_レ遊との御内評なり、

○今日午刻御登城之處、内府公御所勞に付、御請書之儀は伊賀殿を以御差出有_レ之、如_レ左、

辭官之儀者前内大臣と可_レ稱、御政務御用途之儀は、天下之公論を以御確定可_レ被_レ遊と之御沙汰之趣、謹承仕候段可_レ被_二申上_一候事、

御政務御用途之儀は、天下之公論を以御決定、皇國高割を以相供候様不_二相成_一候而は、臣子之鎮撫行届不_レ申、容易に御請も難_二申上_一候間、其段厚御心得、御盡力有_レ之様致度候事、

尾侯之御請は成瀬隼人正へ御渡に相成由、相濟於_二御床_一御對面有_レ之、右御請書は兩侯へ之御書面故、尾侯と御相談、御引直御書取に相成候上、御奏聞可_レ被_レ成と被_二仰上_一由、此節御上京之御程合御伺之處、如此相成候上は、京地之御都合御安心之段、兩侯御請合に而御申越被_レ成候へは、何時に而も御上京可_レ被_レ成旨、御上京之上御參内迄之處、等閑に御日間取れ候様に而は、又人心に關係致候間、其御程合御見据へにて、雪江を以被_二仰越_一候様と御直約被_レ爲_レ在、御退出相成、右之次第尾侯へ被_二仰入_一、御請書も御廻に相成候處、大に御安悅之趣に而、明朝御發船御歸京之御積之由被_二仰越_一、○夜半頃、尾侯より中村修之進被_レ遣に付、鹿之介逢_二對之_一、過刻御廻に相成候御請書は、公御持參に而御上京相成候様御頼に而、御返却に相成、○廿九日、今巳刻爲_二御暇乞_一御登城之處、今日亞米

利迦國公使アルピワン、ワルゲンボルグ登城拜謁被_レ命に付、公にも御出席被_レ成候様御沙汰に付、御白書院御上段に而、内府公と御一處に公使へ御對話被_レ遊、右相濟於_二御休息所_一御對面有_レ之、猶又御用之次第御談有_レ之、申刻前御退出、暮時御乘船に而御歸京被_レ遊、尾侯は今晚丑刻比大坂御出船之由なり、一、御歸京爲_二御案内_一、雪江昨廿八日暮時過大坂出船、此日午刻比上京、御復命之儀爲_二申上_一參朝之上、岩倉殿拜謁、内府公無_二異議_一、御請書も尾越兩人迄被_レ指出候付、今夕乘船明日上京、午後參内可_レ及_二復命_一に付、右爲_二御案内_一、雪江差出候段申達候處、不_二容易_一御盡力に而御請之場へ相運ひ、卿におゐても御安心御大慶之旨、早速可_二申上_一と御申聞有_レ之、又内府公御上京之義如何と被_二相尋_一に付、鎮撫出來次第上京之儀は、兼而申上置候事に而、即今御請も相濟候事候へは、何時にても上京之心組之様子に候へ共、又朝廷之御都合も可_レ被_レ爲_レ在に付、其儀は大藏大輔相合、いづれに明夕御談可_二申上_一と申述、退出す、一、此夜戌刻後、上院參與より、明日御復命に付而は、宮始被_二召集_一候御都合も有_レ之候付、御參内御刻限申

上候様、雪江迄御達に付、尾藩へ打合せ之廉も有_レ之候間、差急候而も未刻前後に可_二相成_一と、雪江より御答書指出候處、押返し御直に被_二仰上_一に相成候様御達に付、其段急便を以、伏水御旅館十之丞、鹿之介迄申_二達之_一、

○晦日、巳半刻過毛受鹿之介御先へ着邸申聞候は、夜半逆風に而御船進み兼、今朝辰半刻過伏見へ御着船相成候へ共、御供船は多分著不_レ致由、依_レ之いつれに御入京御延刻に可_二相成_一候へは、申半刻迄には御參内可_レ被_レ遊、萬一夫より後れ夜に入候而も、是非御參内は可_レ被_レ遊旨を相合罷越候由に付、昨夜之爲_二御答_一、永田儀平を以上院參與迄御届指_二出之_一、尾侯へは伊藤友四郎を以前之次第被_二仰入_一、御參内難_レ被_レ成候は、御請書御文段筆削之全權を爲_二御持_一、隼人正御指出に相成候様被_二仰_一遣之、午後尾侯より、御參内難_レ被_レ成に付隼人正被_二指出_一候段、田中邦之輔を以被_二仰_一越之、一、今申刻頃、公御歸邸、再御供揃に而、申半刻過御參内有_レ之、然る處總裁宮御始已に御退散、中山卿御殘之由に而、御壹人之御請に而も可_レ然哉、又御評議之

筋にても有_レ之事候は、宮始可_レ被_二召集_一哉と雪江迄御尋に付、今日は復命迄之儀に而、別段御評議相願候筋は有_レ之間敷と及_二御答_一候處、無_レ程於_二小御所_一、中山殿并御居殘之議定參與御列席、公成瀬隼人正と御一處に御出席、中山殿迄御差出に相成御復命御書面如_レ左、

今般御沙汰御座候兩事件之趣、慶喜へ申聞候處、謹承仕候旨申出候、此段申上候
尾張大納言
越前宰相
十二月

中山殿御落手之上、御列席之御方々へ御廻し有_レ之、中山殿より、徳川内府より之御請書、明元日總裁宮始御申談可_レ被_レ及_二御奏聞_一、段々御周旋御行届之旨御挨拶有_レ之由、公より内府公御辭官御手續御伺之處、追而從_二朝廷_一可_レ被_二仰出_一歟、又は此御請書付に而相濟可_レ申哉、尙又御評議可_レ被_レ成との御答之由、右相濟、於_二御別席_一、中山殿、萬里小路殿へ、坂地之御次第御物語有_レ之、亥半刻過御退朝被_レ遊、一、右御復命之儀、御口上に而御濟し可_レ被_レ成歟之御内評も有_レ之候へ共、御書面御好は必定候へは、御書

付之方可然と隼人正心付に而御書面に相成、
一、右御復命濟爲被仰上、尾侯よりは遠山彦四郎坂地へ被差出、公は板倉殿迄御直書を以左之通被仰遣之、

一筆致啓上候、飛雪別而互寒難堪御座候處、先以上にも益御機嫌能被爲入奉恐悦候、隨而貴所様愈御清全被成御奉務致拵候、扱滞坂中毎每登城拜謁、不相替奉蒙御懇命、難有仕合奉存候、御禮之儀宜被仰上可被下候、將又從朝廷御沙汰書之儀御請、今晦日夕京著、直に參内仕候、尾張殿御不參、隼人正申談、中山前大納言迄、於御所諸卿列座、於以下七字或は分註ならん、兩人より上御請之儀申上候處、明元日惣裁宮始御參朝、被仰談可及奏聞旨、中山殿被申聞候、此段奉言上候間、御前體可然被仰上可被下候、右得貴意度如、此御座候、恐惶謹言、

十二月晦日

御名

板倉伊賀守様

松平豊前守様

一、此日暮時過、肥後藩參與津田山三郎、下院へ出勤

申談候次第は、去る廿五日江戸表薩邸出火有之處、其節庄内之人數舊幕之命を受、薩人と砲戰有之由之風聞書、過刻東報有て到來候由、頓而處々より當地へ可相聞處、此節坂薩氣立居候折柄故、如何成事變可相發も難計、即今之内、未然を防ぐへき所置有之度との事に而、尤之心付に付、下院より公へ申上候處、公より中山殿へ東都之概略被仰述、不取留風説とは乍申、自然一犬之吠、虚より平地に風波を起候而は、不容易事に可立至も難計候へは、未發之處に而、双方心得違妄動無之様御内諭可然歟と被仰達、於下院も同議に而、不事立内双方へ急度御沙汰有之度と上院へ申達處、上院參與衆何も退散、被居殘候は西園寺殿、五條殿計に付、屹度致候被仰出は、御評議之上ならては御取計に難被及との御相談に而、是以無據次第に付、猶下院商議之上無急度御口達に而、薩は薩之參與岩下佐次右衛門、坂地之方は尾之參與田中邦之輔御呼出に而、五條殿より云々御内諭有之散朝に相成、夫より邦之輔義、毛受鹿之介同道、戸田殿へ右之趣申入候處、御同人も風聞承知に而懸念之折柄故、早使も有之旁早々坂地

へ可申達との事なり、

私云、後に聽く、此日大目付瀧川播磨守殿其外、江戸表より兵隊と共に汽船に而着坂有之、東地薩藩之惡説、且廿五日薩邸攻撃之始末等敷演有之、此表之奸狀を合せて伐薩之議を主張し、下地除姦之説も起りたるを、内府公御恭順之御誠意を以、無理々々ながら御鎮壓被成置たる坂地麾下之人心、一舉に煽動誑惑せられしかは、滿城立地に鼎沸之勢となり、憤慨激烈之黨奮興して、板閣其他を壓迫説倒し、事遂に敗れに歸し、形勢一變、専ら伐薩除姦之兵事に及び、内府公といへとも如何とも爲し給ふへからざるに至りしなりとぞ、天徳川氏に祚せず、嗚呼、

一、江戸表より相廻る風聞書、

一去日薩浮浪輩三十人計甲府へ罷越、彼地之郷士博徒共を籠絡せんと、八王子邊迄差向候處、江川太郎左衛門之手に抵牾せられ、是か爲に進退窮候處へ、江川勢より逆に及發砲、巨魁たる者兩人へ重手を爲負召捕候由、是によつて其餘之者共は散亂致したりと、是よりして大久保加賀守

殿には、去る十七日甲府へ之御暇被仰出、十九日當地御發途、小田原に御一泊、廿四日小田原御出立、甲州へ御越之由、小田原藩人之説、
一大久保出雲守殿御陣屋相州萩野山中放火、大久保勢に少々怪我人有之趣、兵器も被奪たる趣、小田原藩人より承る、

但奪取候兵器、有馬中務大輔と書認候繪符を建、三十目以上之長持、赤羽根迄繼立來り、爰におゐて才領體之者抜刀、人足共を追散し、後薩邸へ持込たりと、尤夜中之由、會藩人より承之、

一去る廿三日拂曉、三田邊に庄内家巡邏屯所有之、右へ何者か多人數、三十人計罷越頻に發砲、庄内勢にも不意に襲撃せられし事故、狼狽ながらに漸く兩人程召捕候哉之趣、尤庄内家にも手疵負候者も有之趣、右全薩藩のよし、
一昨曉薩邸浪士召捕之儀は、是迄市中豪家へ押入、金銀兵器等奪取、且三田屯所へ發砲等證據も有之、并野州に而被追捲散亂之浮浪、廿三日夜千住宿より御府内へ多人數入込候事故、遠隱

れに跡を付候處、頃日薩邸へ入込たりと、依て夜中庄内始、鯖江、上の山等へ、薩邸内に罷在候浮浪召捕方之命、近傍之諸藩へは、薩邸内に怪敷もの有之に付、召捕之兵差向候ゆへ、自然發砲に可及も難計に付、其旨相心得候様御達有之、右之勢并幕之砲兵撤兵歩兵等追々出張、一昨明け方、薩上邸、三田小山邸、夫々四方取圍み、小山邸へ酒井の手井陸軍方、上邸へは酒井の庄内家より薩手井陸軍方、上の山、鯖江勢等差向ふたりと、庄内家より薩邸の留守居へ及應接、上意之趣申聞候哉之處、決答も不致、稍一小時之間論談有之、其内邸内には一同接戦之覺悟に而、馬装迄相整へ、却而邸内より大小砲打出し、寄手大に苦戦、乍去盛んに大小砲打込候處、既に三田邊角物見より出火、自燒とも申、又、破裂彈とも申、續而邸内二三ヶ所より出火、時刻時、烈敷事に有之候趣、且馬場邊に而は、少しく刀槍之戦闘も有之趣、双方死亡怪我等も有之候へ共、庄内手に而新徴組一二三四之組等なり三十五人召捕に相成候趣、本藩之者共は、無異義、降伏いたしたりとも申、右生捕之者共評定所へ渡相成趣、

一浮浪三十人計隣家より阿州家なり、逝去しとの趣、是

等之者共歟、高輪邊を四人連にて白采配を振り、疾く婦人共逃去るへしと呼はり馳行たる由、田町五町六町五丁目より六丁目にて止る之火は、跡より落行きし者共火を放ちし由、

一 小山之出火は、館中臺所より出火とも申、長屋向とも焼失、他へは不及、

一 上邸之火は、金杉濱迄延焼、爰に而止る、

一 高輪薩邸へ、庄内勢并陸軍之勢相向ひ發砲に及ひし由、内よりさして答砲も無之由、勿論此邸には人數多分は不罷在、精々十八位も居合せし由、此邸出火は、午後八時頃内長屋一棟、夜同刻比、表長屋并向ふ町家一町計に而止る、

一 品川橋向ふ之出火、是も薩人より火を放ちし趣、

一 上の山勢討死七人計、怪我人餘程有之由、極々苦戦之由、

一 鯖江も餘程之怪我人等有之趣、隨分に骨折候趣、

右之趣前後乍愚文、見分之儘書綴及言上候、

十二月廿六日

戊辰日記

○慶應四年戊辰正月元日、公松平春嶽今日御參朝御斷り、御名代御家老本多修理を以、御祝詞被仰上之、

一、今夕御所より御達御書付左之通、

御用之儀有之候間、明二日巳刻、九條家へ參集可有之之事、

但四脚門往返之事、

追而總裁宮依服中、宮中御神事中、御參朝難被成に付、被用九條家候事、

正月一日

越前大藏大輔殿

一、今日下院之面々も、拜賀被仰出に付、三岡八郎も參朝之處、容堂殿御逢對有之、坂地之形勢巨細心得居候者は、誰なるやとの御尋に付、中根雪江義は、毎々往返致候へは承知仕居可申と及御答候處、左候は、彼地之事情委敷承度候間、今宵岩倉殿御宅へ罷出候様被致度と御申之由、八郎罷歸申上候に付、罷出候様雪江へ被命、暮時過參殿之處、卿御對

面之上、坂地之模様一と通り御尋に付、概略之處申上處、卿御申には、當時之形勢、薩は干戈を以御奉公之積に而東京之所、左様之運ひにも無之故、過激輩以之外憤怒之様子に有之、長も是非干戈を用ひすしては舊弊難除と、夫々手配も致置候次第に口、長之幕を怨む事真に骨髓に入、仇讐並ひ立さるの勢ひ、夫と云も、長は始終攘夷を奉行し、幕は最初より交際を専らにせし行違ひより、近年之騷動にも相成候次第に候か、幕の長を視る事如何有へき、何分此邊解け合ひ、和熟不致しては、今後迎も御安心は難相成、尾越之周旋も此處迄行届候義、今更手離も残念故、余はとこ迄も前議を執り、押通し候之積候得共、頗る暴論も有之、余か説行はれ難きも多々なる故、三條東久世に及議論之處、是迄長州より、一方ならざる援助を受けられたる譯も有之候處、幸ひに余と同論と相成、大に力を得、何分干戈に不及様致度と、折角内談致居候事也、幕之方にてさへ、遺恨無之候得は、此處は土豫に周旋させ、解き方も有之、已に今朝豫州に談見候處、同意之趣也、薩之方も、又何とか手段可有之候得共、第一の幕之方、程合知れ兼候而、手下

し致し悪く候、其邊如何の見込なるへき、雪江限り申試候様との事に付、雪江申候は、幕は元より正大公明之題號に候得は、長薩に對し、何之私怨を挟み可申哉、彼藩に而異議無之候得は、幕之方に何事之候へきと及御答候處、長はしらす、薩は幕の目當たるは、先日坂地より出たる書面に而相分り有之、彼書面も大坂に而肥後藩へ爲見候由、此表にても端々致し流布候得共、余はと迄もしらぬ振りにて通し居候か、あれか再發致候時は、大變至極候へは、急度祕物に致し仕舞度候、乍併薩の方は、兎も角も取計方可有之、何分熟れも居り合、同心戮力之場へ不三三運可申哉、今と成ては、内府參内無之ては不三三適候間、ケ様相成候は、可然と申、存分一杯の處可申間、上京之運ひ等は如何と御尋に付、此義は坂地之衆議、種々相分れ候へ共、約る處、内府手前鎮撫出來故、上京と申一筋に相決し申候、乍然上京致候而、空敷日を經候様にては、又々人心動搖に及候故、其處深く心配之模様候得は、上京直に參内と申都合候は、何時にても子細は有之間敷と申上處、其儀は其手續に

相成に相違無之と御申故、議定職にも可被仰付哉と相伺候へは、夫は勿論之事と之御事に付、左候は、政府御用途全國割之義は、如何可相成哉、是も早速に被仰出度と申上處、夫は内府參内に付、直に辭官并領地之義申上に相成候へは、夫を聞食、夫より直に議定にも可被命、全國割も可被仰出と御申に付、其御次第に候は、御沙汰之趣、此間之御請書指上候に而、相濟可申譯には無之哉と申候へは、アレハ尾越へ之御沙汰に而、上より直に之御沙汰に相成候而は、罪ある姿と相成候故、下より申出候様に、周旋可致との趣意書に而、内府に罪なき事に相成申候、内府之方より、癸丑已來幕府前代之不體裁を、現今之一身に引受け、辭官之運ひに相成、且五畿内指上度とか、幾大隊又は軍艦幾艘指上度と、申様な事に相成候へは、誠意も十分に相貫き候事に相成、諸侯も夫に准し、一段は領地指出、兵隊も指上、九門之警固に充候様と、申様に有之度との御旨趣之由御申に付、夫等之處は、追々之御手續にも可有之、指上内府公之上京、御參内も相濟、御役ても可被仰付候と申處か、治り口にも可有御座哉と申候處、

何分雪江の見込十分之通及三熟考、明朝可申間、及はぬ事なれば、夫迄にて退くより外無之、出來る事なれば、早きか宜候間、早速申間候様御申に付、重大之事件、中々一存には及兼候へ共、精々愚考を盡し、明朝御答可申上と申て退出せり、右談判之次手に被申候は、當時干戈之世となり、其極縱令外國之有に相成にもせよ、徳川氏如從前候へは、余輩も討幕之持場押通し候得共、政權返上は實に愕然に而、内府之人材なるを感悟せし故、其已來は、余輩而已ならず、即今彼人を擧すしてはと申論に變し、左様なくは何事も行はれ難きに決せし故、皇國の爲に、形之如く盡力致す事なるかと御物語有之、雪江罷歸、右之次第共申上、參政へも御内評に相成候處、公仰には、何分夫程之實事に相運ひ候は、重疊可賀之至り、夫に付而は、指當り雪江見込は如何と御尋に付、雪江申上候は、別に良考も無御座候か、當前之御上京より、御參内等之御手續を、ケ條書にいたし、卿へ相伺ひ、ケ條毎に許可之御附紙を願ひ、夫を以て證據とし、坂地へ被仰上候は、諸有司始、麾下之疑惑も釋け、逐々之御運ひも付き可申歟、御參内之上、表

向御辭官云々等之義は、内府公之御心服に被居置候而、於坂地は、御相談不爲在方可然哉と存候段申上、猶種々御評議に相成上、如何にも證據之書付を取り爲見候は、必行届可申、外に奇特之良計も有之間敷との仰にて、御決評に相成、明朝迄に、ケ條書認試候様、雪江へ被命也、
○同月二日、此頃總裁宮御服穢に而、御參内難被成故、今日差留り徳川氏之議事御指支に付、俄に九條殿御借上げ、假議事院と相成、宮初、官武議定、上下參與、已刻より會集に相成、内府公近々御上京可有之に付、其節御取計振之御集議なり、其内會桑歸國之上に而、御上京可然との議起り候得共、是は難事なるへしとの論有之、不三三相決に付、右件坂地へ降命に可相成御書面、下院へ御下け衆議之處、會桑朝廷へ對し何等之罪有て、如此御謹有之哉、可斥罪惡無之上は、公論を以、會桑も共に被召上可然との建議に相成、愈不三三相決、又外國へ御布告御書面御出來、左の議案御下け、
大政御執行に付而は、外夷事件、於朝廷御所置被遊候は勿論、且重大急務之筋に付、此間中段々御

沙汰も有之候得共、其廉も未行、實に一日不可忽之次第に付、別紙之通、徳川内府へ被仰下候義に御確定候、此段御沙汰候、乍併所存之趣も候は、言上可有之事、

但外國事務掛初、夫々其人體、不日可被置候間、是又心得迄に申入候事、

別紙

政權返上被聞召候上は、外國交際之義、於朝廷條約取結可被爲在義、當然に候間、百事御治定之上、猶御談判之品も可有之、差當り王政に被爲復候御廉、御布告被遊度思召候に付、兵庫滯留各國公使、京地へ御呼登に相成候間、是迄之手續も有之事候へは、各國公使上京候様可申達御沙汰候事、

但來十日迄上京候様被仰出候間、御受之御届、早々可申出候、

右は御至當之御儀なるへしと、下院同論に決し、其段上院へ申達、此餘種々之議事有之、七時頃にも可有之、伊藤友四郎參殿、密々申達候は、唯今小原仁兵衛方へ罷越及二酌候處、同人申聞候は、一昨晦日夜、

於華城御達有之候は、上様近々御上京之御運ひに付、御先勢追々御繰出に相成候間、在坂諸藩之人數も指出候様との儀に而、事の爲體、以之外切迫危險に而、専ら伐薩之御模様有之、昨朔日より逐々御出勢に相成との事、坂地へ指出置候兵隊之向より報知有之に付、此節左様之御事柄、極而御失策と存し、則微意爲建白井田五藏指出候へ共、逆も行届申間敷、何分御不束千萬と存候間、其段老公へも申上吳候様との事に付、不取敢參殿候由也、仍之下院之面申談候は、此節々様之御安動無之様、御抑止可被成は勿論候へ共、事爰に及び切迫之次第に付、其段申上、公は御所勞之趣被仰立御歸邸に相成、戸田殿へ、下坂之支度候而藩邸へ被罷出候様、爲御使雪江被遣、肥後藩老溝口孤雲、津藩老藤堂歸雲も參邸候様被仰遣、雪江は暮時過戸田殿へ罷出、大略及二談判處、戸田殿は、於舊幕兼々御前最負と申唱へ嫌疑有之、下坂致候而も行届不申、夫よりは有力之藩老を被遣方可然、何分爲御相談直様參邸可有之との事也、夫より公も御歸殿、兩藩老も參上、宇和島老侯、戸田殿も御來邸、尾侯へも被仰越處、

爲御名代成瀬隼人正罷出、後藤象二郎も參上に而、種々御評議有之候得共、孰れ之道にも、御失體無之様、御諫諍之外無之に付、孤雲歸雲は唯今罷歸り、支度次第下坂可仕、象二郎も同様可罷越處、下院御用有之に付、土藩老深尾鼎御指出に可相成、尾州よりは、即今隼人正同道、參邸罷在候田中邦之輔、中村修之進下坂可然との御談に相成候得共、兩人罷下り而も、非力之及ふ處に無之趣に而、固辭不及御受、尙老侯思召相伺候上と申事に相成退出せり、明日は公、土豫兩老侯と御一處に、御願ひ可被成との御談極に而、何れも御退散に相成しは、曉寅刻計り也、雪江も早々下坂、諸藩老申談候様被命之、柳川藩老十時攝津は、下院より直に下坂之心得に而退出せし由、

も可申談との事之由、小三郎罷歸申上處、多宮同道、亮之助參邸候様、再小三郎を以被仰遣處、妻木殿は不快之由に而、亮之助計罷出、戸田殿へ、妻木殿被含越候密謀之不策なる由を物語、何分穩便之所置に相成候様盡力有之度と、必至及二頼談たり、一、昨夜岩倉より御内談有之、雪江見込ケ條書、一、午刻上京相成候は、直に參内、午刻後上着相成候は、翌朝直に參内致候様可相成哉、一、參内之上表向辭官之御手續相濟候上は、政府御用途全國高割之儀も、即日列藩へ御布告に可相成哉、一、參内之即日、職掌可被仰付哉、但一上京之節、相應之人數引率之事、一、參内之節、九門外迄、是迄之通兵隊引率之事、一、九門内へ、是迄よりは人數多く召連可申事、尤上下著之向に而、兵丈は無之、右之通相認、已刻前假議院へ參殿之處、岩倉殿御所に而御用有之、御遲參に而、午後御出勤有之に付、於別席右書面指出、御附紙を以、御指圖相願ふ處、昨夜

も如_二申談、書面之通可_二相伺_一事候得共、一應評議之上、可_レ及_二挨拶_一と御申聞、御落手有_レ之、
 ○同月三日、今朝雪江下坂前、今一應岩倉殿へ罷出、公御下坂之御都合も、相伺候様被_二仰付_一候に付、五時前參殿之處、長人へ逢對中に付控居候處、無_レ程長人退座、引續薩知邸内田仲之助拜謁、暫くして退座之上、雪江へ對面あり、卿被_レ申候は、今朝より坂兵并會桑兵甲冑を帶し、伏見より次第に亂入之趣に付、打懸け、可_レ申哉と、兩藩より三遍伺出候得共、及_二指圖_一迄は、決而手出し致間敷と、嚴敷指押置候、伏見邊之形勢如何哉覽、雪江斥候致し、三條殿迄申達候様と御申聞に付、雪江は下坂被_レ命、唯今罷下り候積り、大藏大輔も相願ひ、尾土豫之三侯同道下坂、此上にも鎮撫方取計度積に御座候間、斥候之儀は御免相願候段申達候處、夫なれば不_レ及_二是非_一候得共、何分干戈に相成候而は不_二相濟_一と、三條も同論に而、大に力を得たる事也、唯今惣參内被_二仰出_一、大藏大輔殿初參集、惣評定に相成事候間、其段御主人へも申上、早々參内相成候様致度と御申に付、其儀は委細承知仕、可_二申聞_一候か、此體に相成候而も、内府上京と相成候は、此頃

中御内談之御手續に可_二相成_一哉と相伺處、夫は勿論之事、何卒上京有_レ之度、左候へは、事速に治り可_レ申と御申に付、左候は、と、
 一 午刻前上京相成候は、午刻後直に參内可_レ被_二仰付_一哉、
 一 午刻後上着相成候は、翌朝直に參内可_レ被_二仰付_一哉、
 一 參内之上、表向手續相濟候は、即日職掌可_レ被_二仰付_一哉、
 右三ヶ條之書面指出、此通り御受合被_二下候_一かと、追つて相伺候處、熟覽之上、初二ヶ條は此通り萬々受合申候、職掌之儀は、昨日も議論有_レ之、長と同時に致度、片落に相成候而は、不_レ可_レ然と申事に相成、是も内府へ即日下命、長へも同日に被_二仰出_一に可_二相成_一哉、又長之上京を待つて之事と可_二相成_一哉、其處未_レ決故、何とも難_レ申と御申に付、其儀は不_レ及_二是非_一、何分是より下坂、上京之處を周旋仕見可_レ申と申候へは、卿御申には、是迄尾越之盡力、無_レ殘處候ひしに、ヶ様相成しは無_二是非_一事に而、決而尾越之不行届には無_レ之、御主人此節下坂にては、品により上京

難_二相成_一場へ相運ひ候半も難_レ計候へは、下坂は決而不可_レ然、且兩家之儀は、徳川氏に於て一と通りならざる親族候へは、徳川を討てとも難_レ被_レ命、左候へは、先つ即今卿の御見込に而は、兩家へは玉體之御守護を被_レ命度、左すれば徳川氏に取り、申分は無_レ之、且は是迄盡力之功勞を慰し候姿にも有_レ之、旁左様相成候而、先つ雪江之存寄如何と被_レ尋に付、段々御手厚之御沙汰と申、別而玉體之御守護と御座候而は、誠以冥加至極之仕合候へは、誰あつて異議を可_二申上_一哉と、及_二御受_一處、夫なれば大に宜敷、決而大藏大輔殿下坂は不_レ宜、何分早々參内之義、申上候様にと御申聞に付、奉_レ畏段及_二御請_一、早々退出、歸邸之上、前條之始末申上度、指當り伏水之形勢危急に迫り居、此處に而事破れ候而は、是迄朝廷宗家之爲に被_レ爲_レ盡候千辛萬苦之御忠義も、一掃水泡に歸候而已ならず、天下大亂之端とも可_二相成_一事故、此時に當つて御所置如何と、種々被_レ盡_二邸議_一候へ共、一向に全策無_レ之故、先つ梅澤殿[○]被_レ仰遣、指向き坂兵之鎮撫を被_レ命可_レ然、又尾藩と申合せ、兩家之兵隊を、坂薩之間に並列して垣となし、是非を不_レ論、双方へ引分け

可_レ然と被_レ決候へ共、倉卒之間、事遂に不_レ被_レ行、私云、此時之邸議に、朝廷に而は、薩長を御抑置候事故、坂兵より手出し不_レ致候は、異變には相成間敷、又朝命さへ無_レ之候へは、假令事に及ひたり共、坂薩兩兵之私闘とも可_レ申物故、何とか所置方も可_レ有_レ之、兎角討伐之朝命降り候而は、夫切之事と相成義故、御參内之上、其邊御盡力可_レ被_レ爲_レ在となり、
 一 今日午刻比、從_二御所_一御使に而、左之御書付御達有_レ之、
 自_二昨日_一至今曉、坂兵遂に伏見表へ出張、其實如何難_レ計候得共、何分不_二容易_一形勢に付、早々參朝可_レ有_レ之、總裁宮御沙汰候事、
 正月三日
 越前大藏大輔殿
 追而參與召連、早々參朝可_レ有_レ之事、
 一同斷御所より御達如_レ左、
 尾張大納言
 越前大藏大輔
 昨日より今曉に至り、坂兵戎服、大砲等携、追々伏

見表出張之趣、如何之義に有之候哉、不_レ容易_レ進退、其儘難_レ差置_レは勿論候得共、尙前々周旋之筋も有_レ之、旁右人數早々引拂候様、取計可_レ致候、若不_レ奉_レ命候へは、不_レ被_レ得_レ止_レ之場合に付、爲_レ朝敵_レを以、御所置可_レ被_レ爲_レ在候事、

正月三日

一夜に入、於_レ宮中_レ御達如_レ左、

尾張大納言

越前大藏大輔

大政復古に付而は、御沙汰之趣も有_レ之、去月來出格盡力之次第、神妙之至に被_レ思食_レ候、然る處今曉來伏見表之事件、不_レ容易_レ模様に移、最早萬不_レ得_レ已形勢に付、此上は多年勤王之旨趣彌勉勵、禁闕警衛可_レ有_レ之被_レ仰出_レ候事、

正月

追而思召之義も有_レ之候間、若人數不足候は、早々國元より繰出候様、御沙汰候事、

一同斷御布告如_レ左、

於_レ江戸表_レ、酒井左衛門尉人數押出、松平修理大夫屋敷取圍砲擊致候趣相聞へ、是全私闘之儀候間、

追而取糺之上、急度御沙汰之筋可_レ有_レ之候得共、右形勢に付、方向相惑、擾亂無_レ之様、孰れも鎮靜に可_レ罷在、萬一暴舉有_レ之輩は、可_レ爲_レ朝敵_レ事、
一、御參朝之儀被_レ仰出_レに付、御相談被_レ爲_レ在候間、御參内掛け御來邸御座候様、土豫兩老候へ、早乘御使者被_レ遣_レ之、豫候は午後御出有_レ之、土候は御持病之由、御使を以御斷に付、猶又御直書を以、至急之御困難、梅澤殿は追付御出、豫候は已に御入來有_レ之候間、御勉強御枉駕之儀被_レ仰遣_レ處、頓而御出被_レ成候段、御使者に而御返答有_レ之處、又々御使者を以、御參内被_レ成候間、御來邸は無_レ之段被_レ仰越_レ象二郎被_レ仰遣_レ處、參朝に付、御用濟次第可_レ罷出_レ旨、神山左兵衛_◎參上、辻將曹も罷出、種々御談有_レ之候へ共、緊要之梅澤殿、漸夕七時比參邸に付、早速御評席に御加へ、公より伏水之形勢、危急切迫之趣候間、早々坂兵鎮撫、引取方取計之義御申談之處、梅澤殿被_レ申上_レ候は、伏見之儀は、坂地より嚴敷御下知有_レ之候へは、決而兵端には及ひ申間敷との事に付、公又被_レ仰聞_レ候は、事之爲體、中々不_レ容易_レ運ひに御聞及被_レ成候へは、坂兵より萬々一、一發に而も致候様之事に相成

候而は、御名儀に於而、内府公も御濟不_レ被_レ成候間、何とか盡力之方法も有_レ之間敷歟と、諄々御説得被_レ爲_レ在候處、御答被_レ申候は、凡そ名義は既往に於て相立候事に而、畢竟内府公御入京、奸賊を御芟除と相成候へは、名義は自ら相定る道理候へ共、即今之如く、内に奸黨あつて、外に名義之立へき所謂無_レ之候間、何分早々内府公御上京に相成候様、御配慮可_レ被_レ成下、已に舊藩水戸表之事に而も、經歷之手覺へ有_レ之、いつととも正義之黨は、名義に拘候故機に後れ、奸黨之爲に被_レ壓倒_レ候は、毎々之事候へは、兎角機變に應し、大勢を會得候事專要に而、名義は跡より如何様とも相立候杯、座上之議論、迂闊不通之有様故、將曹初、侍坐之十之丞、鹿之介等迄堪らへ兼、種々嚴敷及_レ論談_レ候へ共、時を移して更に落意にも相成兼、暮近く相成處、伏見に當り出火之注進有_レ之、公にも事已に去れりと御大息、一同も驚歎之處、梅澤獨り頑然として、兵火には有_レ之間敷、必定尋常之火事なるへしと強辨せる故、公三階に御登り御遠望之處、伏見邊炎烟衝_レ天、砲聲響動、兵燹に相決處、梅澤は茫乎漠然、呆痴之如き爲體故、最早御相談之所詮も無_レ之

時態と相成候付、公は暮時頃より御參朝に相成、梅澤始も、快々として退出なり、豫老候は七半時比、御相談之御席より御參朝なされたり、
一、公御參朝之處、尾老候、土老候、豫老候、藝若候、先き立て御參有_レ之、尾候は御所勞中押而御參内故、御假建所へ御病床を補理、御平臥也、帥宮、山階宮、仁和寺宮、中山前大納言殿御初、要路之諸卿虎之間に御列參、議定諸候も御出席に而、方今之形勢御評有_レ之、公御列座之前へ御進み、是迄精々御盡力御座候へ共、遂に今日之御次第に立至り候義、被_レ對_レ朝廷_レ被_レ仰譯_レも無_レ之、全く御微力御不行届故之御義候へは、唯今議定之御職掌御取揚げ、斧鉞之御嚴謹被_レ爲_レ蒙度と、中山殿迄愷々切々御申立有_レ之、御退席之上、猶又中山殿迄、御嚴達之御旨有_レ之、御指出に相成御書取如_レ左、

只今伏見表及_レ兵事_レ候趣承候、兼而私共へ盡力之儀被_レ仰付置_レ候處、無_レ其詮、今日之場合に至候儀、全盡力不行届故と、重々奉_レ恐入_レ候、此上は、早速御役御免被_レ成下_レ候様奉_レ歎願_レ候、然る上は、如何様之御謹責被_レ仰付_レ候共、謹而奉_レ甘受_レ候、

正月

越前 宰相

尾侯、御名代成瀬隼人正を以、御同様被_レ仰立、土豫藝之三侯も、兼而議定之御職掌被_レ蒙候事候へは、御不肖ながら、御同様にも御盡力可_レ被_レ成は勿論候へ共、是迄從_レ朝廷追々之被_レ仰出等、一切御沙汰無_レ之、今日之事件に相成候而も御同然に候は、全く御不才御不堪故、御談も不_レ被_レ加御義と御推量被_レ成候、朝廷之御爲にも不_レ被_レ爲_レ成候へは、今日より御職掌被_レ免候様、御一同御嚴達有_レ之由、

私云、右之御次第には有_レ之候へ共、追而議定職御免御願之義、不_レ被_レ聞召一段、被_レ仰出之、

一、宮中戒嚴被_レ仰出、諸藩之兵隊禁闕之内外を警衛し、紛擾尤甚し、伏見鳥羽之兩路共、追々劇戰に相成趣相聞へ、火光天を焦し、砲聲地を動す勢に付、宮中大に動搖を生し、公卿方之慌忙不_レ一方、桂内親王も禁裡へ可_レ被_レ爲_レ成、段々之御運ひによつて、鳳輦叡岳へ遷幸可_レ被_レ爲_レ在との御義に而、其節之御守衛、尾越へ御内意も有_レ之、堂上方縦横奔走、御支度被_レ取急、已に御板輿も庭上へ昇居へ、以之外成騒動に付、公豫老侯と御談し、山階宮へ、決して御妄動被_レ遊間

敷、表より申上無_レ之内は、遷幸等之御儀は勿論、敏宮之御動座も無_レ之様御切諫に而、宮より公卿達へも被_レ仰出、御鎮撫有_レ之、公は猶又岩倉殿へも、御鎮靜之義被_レ仰談、下院よりも申立候様、八方御周旋有_レ之、已に叡岳遷幸之御沙汰も出つへかりしも、御取消になされたり、

一、薩侯は夜半に及び御參内あり、其他在京小諸侯、各思ひ_レ之戎装に而參趨之有様、延元已來之大變に而、恐歎驚愕に不堪時態に及びたり、

一、此夜仁和寺宮へ、軍事總裁を被_レ命、東久世少將殿、鳥丸侍從殿へ、參謀たるへき旨被_レ仰下たり、宮虎の間へ御出席に而、公、豫老侯、藝若侯を被_レ召、被_レ仰蒙候趣御吹聴に而、是より宮之御里坊へ御出有_レ之候様被_レ仰聞たり、此頃夜已に更闌たる故、土老侯は疾く三條殿へ御退出に而、御休息あり、公も一條殿へ御休息として御退出之處、丑半刻頃、宮より御使によつて、御里坊へ御出之處、土豫兩老侯、藝若侯も御同參なり、尾の小瀬新太郎、田中邦之輔、越の酒井十之丞、三岡八郎、土の後藤象二郎、藝の辻將曹等も相詰たり、宮は御鎧直垂に而、東久世殿と御一所に御

對面あつて、土老侯へ軍事副將、公、豫藝兩侯へは參謀之義御頼あり、孰れも御辭退有_レ之内、公は御辭職御歎願中之故を以御固辭有_レ之、御退出に而、一條殿へ被_レ爲_レ入、

一、右に付御達如_レ左、

仁和寺宮へ、軍事總裁被_レ仰出候付、御守衛兵士奉_レ御指揮進退可_レ致事、

一、此日雪江は午後登_レ邸、伏見舟行指支候由に付、竹田街道より陸行す、七條邊より辻々に、薩兵七八人或は十餘人計つ、屯集せり、未刻前四ツ塚に至るに、市橋下總守殿持之關門、菱垣結廻し、木戸を打ち、戎装執銃之兵士守_レ之、薩兵も將卒共に多勢整屯す、是より南行する處に、撒兵を布き、伏兵を設け、殺氣隠々たり、此日肥後侯上京に而、此邊より以南、從兵絡繹として來れり、此處を過て、數丁にして薩兵三人あり、南より來つて、行き違ひさまに、二大隊計あるへしと呷き合て通れり、是薩兵之斥候なりしを、後に思ひ當れり、是より鳥羽村に入るに、村裡に坂兵之第一大隊之印ある歩兵整列して、勢揃へ之體なり、十四大隊之印も見受たり、此人數を押分け、通行す、坂兵

に續きて、桑名松山兩藩之兵隊各甲冑し、銃を先とし槍を後として、村内に充滿し、夫より以南坂兵之押來る事引きも切らず、行路甚困難なり、淀小橋より八丁畷之堤上を經て伏見に赴く、坂兵又陸續として蟻行之如く、兩路之大兵目を驚かし、心を寒からしむ、景況如_レ斯、鬪諍將に起らんとする勢現然にして、吾事の成り難からんを恐懼せり、淀之城下は、坂兵北に向ふて去り、寂然として唯大垣藩之兵隊而已屯集せり、橋本驛に而日暮れ、驛南之臺場なる關門を過き、數丁にして從者砲聲之聞ゆるを告るによつて、一驚回顧するに、男山を隔て、火光之天を衝くを見る、於是覺已に伏水に啓たるを知り、大息一聲、心胆消阻して、進退爰に谷り、下坂無益に屬すといへとも、宗家之御安否、且華城之形勢をも可_レ相窺と、強忍氣を勵して前進し、戌刻比枚方驛に至る、此時いまた晩食せされは、輿夫不堪_レ勞、仍_レ之舟を買はんとするに、此邊之民屋、惣而頃日坂兵之休憩所となせし故、酒食竭乏、土人も多く離散せり、辛くして一店を求め得て吃飯し、漸に坂兵之乗り棄たる一船を買得て、亥刻過纜を解きたり、船中より回視するに、火光熾んにし

て、大坂に至る迄炎々たり、

○同月四日、今朝御布令如左、

不容易御時節に立至り候儀に而は候得共、此上如何共難計、依之宜敷氣力を養ひ、緩急奉公可有之候間、今日は退出、明日より各巳刻參朝、御用有之節は別段、伏見表事件同様之事に候得は、伺之上退出可致候事、

正月四日

但下參與之輩にも、同様日々巳刻一應相揃、本文之通之退出可有之、乍去一藩一人つゝ、晝夜必相詰居候様可致事、

右之御次第に付、公五半時比、一條殿より御歸邸被遊、

一、今朝左之通、御所より御使を以御達有之、

黒谷邊、會兵潜匿之趣、不容易儀に候、早々可打拂御沙汰候事、

右之通、薩藩へ御沙汰相成候間、此段相達候事、

右御達に付、薩兵大砲を以黒谷を攻撃せし故、災蕭墻之中に發せし歟と、洛中一時騷擾を起せり、

一、此日仁和寺宮に錦旗を賜はり、東寺迄御進發之義

被仰出、未刻過宮中より御出陣有之、薩長土藝之兵隊奉警護之、

一、右御出陣後は、宮中御用閑に相成に付、後藤、福岡、神山、辻、毛受、三岡等之諸參與と、願之上戦地を斥候す、各聯騎にて、伏見街道より堤通り、鳥羽嶮より淀近く迄相進み、砲戦之模様見分、竹田街道を経て、夜戌刻前御所へ歸參、官軍追々御勝利之趣申上之、

一、此日紀候へ、左之通被仰出由、

紀伊中納言

兼而鎮靜御沙汰之趣も候處、坂兵伏見表出張、叛逆之色顯れ候に付、官軍相募り、同心戮力、王事に勤勞可致御沙汰候事、

正月

追而別紙之通、高野山屯集之官軍へ御沙汰候間、心得之爲申達候事、

鷲尾侍從

兼而御沙汰之趣も候處、坂兵伏見表出張、叛逆之色顯然、不得止之情態に付、高野山屯集之官軍、同心戮力、速に華城を可乗落旨御沙汰候事、

正月

一、此曉寅刻過、雪江大坂中島邸へ着船、探索方荒川順之助、知郎代岡本晋太郎在邸に而、晋太郎申達候は、過刻東町奉行小笠原伊勢守殿より御呼出に而罷出候處、兩町奉行出座、諸藩士列座に而、左之御書付、明日御奏聞相成旨に而、拜見被仰付、但於營中、大目付衆より御達可相成處、夜中御城内出入も混雜に付、右之通、於御役宅御達に相成候間、左様可相心得旨、伊勢守殿御演達有之由、

御書付、

先般獻言之次第も有之處、豈料や松平修理大夫、要幼帝、不盡公議、矯叡慮、天下之亂階を醸し候件々不暇枚擧、依之別紙兩通之奏聞を遂げ、大義に依て、君側之惡を拂候に付、速に馳參、軍列に可相加者なり、

臣慶喜謹て去月九日以來之御事體を奉恐察候得は、一々朝廷之御眞意に無之、全く松平修理大夫奸臣共、陰謀より出候は、天下之共に所知、殊に江戸、長崎、野州、相州、處々亂妨及劫盜候も、同家家來之唱導により、東西響應し、皇國を亂り候所

業、別紙之通に而、天人共に所憎に御座候間、前文之奸臣共、御渡御座候様御沙汰被下度、萬一御採用不相成候は、不得止誅戮を加へ可申、此段謹而奉奏聞候、

正月

御諱

薩藩奸黨之者罪狀之事、

一大事件盡衆議と被仰出處、去月九日突然非常御改革を口實とし、奉侮幼帝御所置、私論を主張候事、

一主上御幼冲之折柄、先帝御依托被爲在候攝政殿下を廢、止參内候事、

一私意を以、宮堂上方を、恣に黜陟せしむる事、

一九門其外御警衛と唱へ、他藩之者を煽動し、兵仗を以宮闕に迫候條、不憚朝廷大不敬之事、

一家來共浮浪之徒を語合、屋敷屯集、江戸市中押込強盜致し、酒井左衛門尉人數屯所へ砲發、其他野州相州處々燒討、劫盜に及候は、證迹分明に有之候事、

外に舊臘之御建白之奏聞狀拜見被仰付由、右御書面之御趣意に而、天下之公道におゐて、御名義

更に不_レ相立_二事と相成、窃に浩歎之外無_レ之、加_レ之此地之近況を聞くに、専ら伐薩之御催に而、朔日已來、御人數も逐々御繰出に相成、市中居民家財取片付、老幼所縁之田舎へ指遣し、丁壯計居留之由、又昨夜より薩邸火攻之聞へ有_レ之、嚴重之御手配に而、彼方角殊之外騒々敷杯物語罷在候内、忽然として地雷二發、中の島邊□□衆人驚愕色を失す、是必ず薩邸なるへしと、樓上より望むに、果して薩邸に當り失火せり、後に聞くに、薩邸に而は、勢ひ遁れ難きを知り、昨日來老幼を爲_二立退、諸具を他所へ搬ひたる後、火藥を以て自燒せりとす、如_レ斯形勢に而、人心之恟々たる事、譬るに物なし、

一、今朝卯刻雪江登城、永井殿へ逢對、申陳候は、昨日下午坂之途中、伏見之火光を望見候而は、爭端已にひらけ、百端既往惣而無益に屬し候得共、下坂之旨趣も一應は申上、乍_レ恐御機嫌をも奉_レ伺、且即今此地之御様子も拜承仕度と及_二登城候段演_二達之、朔日已來京都之事情申述候處、永井殿も大息擧眉而已に而、扱々遺憾千萬なりとの挨拶にて、被_二申聞候は、此間老候御下坂之節、御請之御廉も有_レ之、京地より之御左右次

第、御上京之御積故、其節御人數多分被_二召連候も如何に付、御先供として二大隊、大久保主膳正引纏出立被_レ命、且瀧川播磨守を以、別紙御奏聞書被_二差出、右は三日朝條城へ着、御奏聞書御本紙は戸田大和守へ相渡、御奏上に相成、寫一通つ、尾越へ御渡之分は、則雪江呼出、播州より相渡積に有_レ之、然る處同日細川右京大夫上着、二大隊之隨兵引連れ入洛に付、播州は夫に引續き罷越處、四ツ塚關門に而、細川勢は異儀なく通し候得共、播州は徳川氏之家來故、通し難きとの事にて抑止に付、彼是及_二懸合候へ共、約る處爭論に相成より外は無_レ之勢に付、無_二是非引取、大久保へ申談し、同人之兵隊に引副ひ、通行之積之所、大久保も指留に付、一二問答之内、早や彼方より打懸候故、此方よりも打懸、忽砲戰相始り候次第に而、誠に意外千萬之事共に相成、播磨も、今以淀表に滞留罷在候間、雪江彼地へ罷越、御奏聞書并御直書も有_レ之候間、播磨より受_二取之、直に上京いたし、御奏聞書は戸田和州へ指出し吳候義は相成間敷哉との頼談に付、御申聞之趣、承知は致候へ共、雪江輩御奏聞書持參と申も不體哉、且道路之障も難_レ計、萬一徳川氏之密使杯

と被_レ怪候而は、此節柄主人迄も不都合相成候而は、迷惑仕候間、此儀は御免奉_レ願度候、愚按を申試候へは、御用狀成共御仕立、肥後家老溝口孤雲罷出居候へは、此方へ御托し被_レ成候而は、如何有_レ之へき哉、外藩之方嫌疑も有_レ之間敷と申談候處、如何様、其方も可_レ然かと承引なり、雪江又申候は、扱々様に事破れに相成候而之御策略は、如何候哉と詰り候處、誠に不意に出たる事故、更に術計無_レ之、上様も殊之外御當惑、隨而何れも無策、如何相成可_レ然哉との模様も付、乍_レ恐夫に而は御濟被_レ成間敷、萬一御人數等勢に乗し、輦下を騒かし候様之事には、相成申間敷歟と申候處、其處は念を入れ、毎々嚴敷申越候事故、決而其氣遣ひは有_レ之間敷候へ共、ケ様相成候に付ても、猶更御奏聞之筋、行届き候筋有_レ之間敷哉と、頻に垂問有_レ之に付、今日は申合せ、外藩四家之家老共、登城致候筈に候得は、猶又申合見可_レ申と申達、退座せり、一、即刻頃溝口孤雲、藤堂歸雲、十時攝津登城、控所におゐて對談之處、孰れも昨夜中に着坂、少々つゝ遲速は有_レ之候へ共、途中に而砲聲火光を見聞し、不_レ可_レ救之勢と相成候を知り、愕然失_レ措而已ならず、於_二

坂地昨夜之御布告を拜見し、再度吃驚、駟馬難_レ追次第と相成、挽回之道絶果たるは、四人同歎之至に而、猶此上にも、御名義之可_二相立一條理可_レ有_レ之哉と、蹙額議論致試候へ共、更に開明之良策無_レ之、當惑罷在內、三老之面々へ、追々閣老初諸有司對談は有_レ之候得共、滿城拂_レ地之無策に而、唯御奏聞之貫通、或は前途之意見垂問之外、一之定論も無_レ之に付、三老も愈以慨歎を極め、即今と相成候而は、惣而一點の見込も無_レ之趣申達、申刻頃より逐々に退去せり、孤雲へは、御奏聞書傳達之儀を、頼談有_レ之候へ共、御家門之方可_レ然趣申立、不_レ及_二御請一由、一如_レ形兵端已に開之上は、四人歸路之通塞難_レ計に付、孤雲は今朝伏見邊之形勢爲_二取調、家來指遣したる故、歸報之次第により、歸京之見込を立候積之由、歸雲も同様、前路見分之者指出候由に候得共、雪江は十里外之消息坐待も焦思之至に付、いつれ之道にも、支度次第發船、淀邊迄廻り、其上に而進止可_二相決一と、其段永井殿へ及_二申談一處、左候は、是非共御奏聞狀并御直書共持參致吳候様との事に而、酒井雅樂頭殿、板倉伊賀守殿より、戸田大和守殿迄之御用狀

に仕立、被_レ相渡_ニに付受_ニ取之、退出せしは申半刻頃なり、此節淀川船留に而、通船無之に付、御目付榎本殿指圖に而、四藩之分は、舟會所より印鑑を出されたり、雪江は昨夜留置たる船に而、酉半刻頃發船せしかと、乘棄たる大船なる故、船脚疾からず、五日曉寅半刻比、漸くにして枚方に至れり、

一、雪江退出之節、御城中の口に而、土老深尾鼎に逢ひ、引入對談するに、印鑑を持たざりし故、御門所に而手間取、及_ニ延刻_ニたる由、城中之情狀物語、共に大息して空敷退出せり、

○同月五日、一昨日已來之形勢爲_ニ報知_ニ、奈良元作急飛に而、御國表へ被_レ遣、今曉出立す、元作へ御渡に相成候、御國表へ申上之御趣意御直書如_レ左、

舊臘九日已來、從_ニ朝廷_ニ内府公へ御内沙汰之儀に付、不_レ及_ニなから_レ輕_レ生、不_ニ容易_ニ盡力いたし、尙御下坂に付而も、粉骨碎身、其後從_ニ朝廷_ニ御沙汰被_レ爲_ニ在_ニに付、廿五日下午、華城へ罷出、内府公へ言上、御請相成故、晦日歸京、直に復命も致、其上追々骨折、何卒御上洛御參朝迄も盡力、次第に順境相運、朝廷向も御都合宜相成様子之處、去る廿五日江

戸表騷亂之儀相聞へ、華城麾下之土生大沸騰候様子に而、俄に御上洛之風聞、會桑等先鋒に而、伏見迄上り來り、就_レ是も一昨より十分之盡力致し、雪江も下坂申付候位之處、昨三日夜より、伏水兵火起り、遂に干戈動き候形勢に而、不_ニ容易_ニ御大事、已に喪亂に及ひ申候、右に付、昨夕參朝いたし、帥宮御始、議定參與列席へ罷出、是迄不_レ及_ニなから、以_ニ不肖_ニ盡力仕候處、遂に今日之喪亂に相成候、全く慶永盡力之不行届故と、奉_ニ恐入_ニ候に付而は、議定職奉_レ辭、其上如何様之御禮責相蒙候共、奉_ニ甘受_ニ候旨、御直に言上仕候、書付も差出候、右之趣意に而、何分にも辭職勅許奉_ニ懇願_ニ候旨、此上願出候事に而、最早世人へも面目無_レ之、逆も相勤候所存毛頭無_レ之、事に寄候得は、所勞にも有_レ之、旁様子見計、御暇も願出候積りに候、此段國許へ早々罷歸、越前守へ可_ニ申聞_ニ事、

正月四日

御諱

一、今朝六ツ時前、雪江枚方發船、橋本砲臺之邊に至るに、朝霧之内に、稀に小砲聲を遙聞す、砲臺に旗を建、人數を配り、形勢異常なり、怪みながら進_レ船、橋

本を過ぎ、科手村邊に至るに、砲聲大小交も聞へて、霧晴れ、戰の漸く始りたるを覺ゆ、堤上を奔走往返之兵士あり、馬を馳せて歸り來る斥候あり、前途の砲聲漸く盛んなれば、舟子恐れ舟を進る事を肯せず、依_レ之村端に上陸し、兵士に問ふて、道を八幡山の麓に取、八幡丁を過て、數丁にして會藩之大野英馬か、今一人と馬を並へて出陣せるに逢ふ、彼云、淀より以北砲戰尤盛んにして、伏見堤上亦爾り、勝敗未_レ決、唯願くは一刻も早く歸京して、盡力せん事を庶幾する由を言棄て過行きたり、此頃には、淀川以北之大小砲戰猛烈を極め、轟然地を動かし、烟天に漲る、八幡山に會兵砲臺を築て屯集せり、放生川邊には、宮津藩守衛之關門あり、是を過候、堤上を行く、東軍之第二大隊に逢ふ、未刻過ぎ木津川を渡り新田村に至る、途中淀邊之放火を望む、此頃に至つて砲聲漸く稀なり、未半刻頃新田村之民屋を憑み午飯を吃し、夫より宇治川を渡り、小栗栖より栗栖野を経て、汗谷越より清水へ出、暮時過着邸せり、直に御前へ出、坂地之事情申上、御直書指_ニ上_ニ之、御拜披之處左の如し、

奏聞之次第は有_レ之候へとも、輦轂之下におゐて、

干戈を動かさる様、兼而兵隊之者ともへ、申諭置候得共、彼より已に砲發之上は、此之上形勢心配致候間、吳々も鳳輦守護被_レ致候義、厚く御頼申候、已上、

御諱

尾州 藝州

越前 宇和島 殿

土州 細川

正月四日八字認

御老中より戸田殿へ之御封物は、鹿之介を以、戸田殿へ指出處、御同人被_レ申候は、御奏聞狀は、瀧川播州大垣之藩士に托し、今朝相達せし故、封之儘直に朝廷へ被_ニ指上_ニ由、仍_レ之雪江持參せしは、重復に相成に付、戸田殿手元に被_ニ預置_ニ一段被_ニ申聞_ニたり、右内府公御直書尾侯へ御廻し、御拜見之上、御連名之御方々へ御廻達之義、御直書を以被_ニ仰進_ニ外諸侯へも、御直書を以御寫被_レ遣處、豫老侯より之御返書如_レ左、

拜讀云々、扱雪江第六時歸着仕候由、永玄より内府公之御直書相渡持參に付、御拜見之上、尾へ御廻し故、何れ尾より追々順達可_ニ相成_ニ候へ共、事急に

付、右寫御内々被_レ遣旨、御厚情奉_レ感謝候、即拜見仕候處、内府公御胸中、御互に奉_レ遙察候通に而、泣血感動仕候、彌以昨朝總裁宮御發向之義、僕參謀に居候而不行届、容_レ身に無_レ地奉_レ存候、乍_レ併かくて有_レへきに無_レ御座_レ故、尙明日八時より九時比迄に參上、御相談可_レ申上、雪江へも逢、可_レ承と奉_レ存候、只今歸宅、勿々如此御座候、頓首、

正月初五第八時

宗城

越老明公

○同月六日、今曉於_レ御所、九門外公卿方、穴門有_レ之分、警衛之儀被_レ仰付_レ旨、久世中納言殿御達之處、御人數少に而、三十四家不_レ殘は御持被_レ成兼候に付、下立賣御門より寺町御門迄之間、十四家分御持に相成、

一、此日於_レ邸内、御評議有_レ之候は、前内府公いまた橋府御在_レ第之比より、王事に御賢勞あつて、先朝にも御依頼思召されし事は、舉世之所_レ知に有_レ之、大統御繼承已來は、猶更輩下御滞在に而、専ら可_レ被_レ爲_レ安_レ宸衷と、被_レ盡_レ御忠貞、當朝と被_レ爲_レ成候而は、別而御幼冲にも被_レ爲_レ在候へは、殊更都下之安穩にして、

皇國之泰平ならん事を、御一身に御引受、日夜御焦思之事に候ひしかと、宗家御衰運之秋とも可_レ申歟、尊王攘夷を名として、私憤を快くせんとする過激不逞之徒、遂_レ年而滋蔓に及び、縉紳を慫慂して、官武之不和を煽き、騷亂を醸成し、勢不可_レ治に立至りしにより、前内府公多年含蓄之大謀大英斷を以、時機に投し、政權を御奉還有_レ之、政令一途之全策を建議し給ふ處、庸堂之暴論是を時とし、降官削地之事を以て、大に徳川氏を窘迫せしむといへとも、前内府公強忍恭順之盛意、暗に其施謀を折き、吾老公、尾土兩老侯と共に之を輔賛し給ひ、諸藩之有志附尾して、翼戴周旋之力を盡し、扶持顛覆之時、已に來るに垂として、舊幕吏淺慮失策、會桑之頑愚強暴、頓に妄動を發し、功を一簣に缺き、今日之形勢に至つては、前内府公を亂臣賊子として、朝敵追討之錦旗を翻す、此時に當つて、内府公之汚名を雪き、多年勤王之盛意を眞實にする事能はず、徒らに虚名を負ふて、華城に敗死し給ふを座視せんとす、悲憤慘痛、牙折れ拳摧く、嗚呼二百餘年幕府之親貴に誇て、威を天下に振ひ給ひし御當家に於て、休を供にして威を異にし、宗家

困難之極、社稷顛沛之際に至れるを、手を袖にして傍觀す、其信其義何れ之地にある、何之面目あつて、徳川氏之君臣に見ゆへき、何等之鐵面皮あつて、世間之義人に對すへき、正義如此は候得共、即今御手出し之被_レ成方も無_レ之候へは、御國家を被_レ指上、高野御登山も御至當なるへき歟、公を奉_レ初、要路之面々、心膽を吐き、御評議有_レ之候へ共、前途に判然たる御定見も立兼候に付、當前之救_レ急、朝敵之汚名を被_レ除候様、尾侯被_レ仰談、朝廷へ雪冤之御強願可_レ然との御決議に而、御出來に相成御書取、并御家來共より之歎願書如_レ左、

徳川○○、今般之舉、朝敵たるの故を以、征討將軍をも被_レ命候に立至候義、支族たる○○におゐても、誠以不堪_レ恐悚悲歎之至、奉_レ存居候處、昨夜戸田大和守より、別紙之通り、今朝奏聞に相成候旨に而、寫一通相廻し、且右建言之趣、并無_レ程上京に付、爲_レ先供、二大隊之兵士、二條城迄爲_レ指登置候段、去る三日朝、瀧川播磨守を以奏達之積に御座候處、右播磨守、於_レ四ツ塚、薩藩之衛兵に被_レ指留、建言上達難_レ仕、空敷引返し候而已ならず、仇視之向

より、追々兵端相開らき候に付、不得_レ止事、争鬪には相成候へ共、奉_レ對_レ朝家、一點逆意之念頭無_レ御座_レ段は、建白之表に而も分明に御座候、然る處事情行違ひ、趣意徹底仕兼候より、不_レ圖不臣之罪名を蒙候而は、祖宗以來之寸忠も、今日に至つて烏有に屬候義、支族之身上に取候而も、罔極之痛歎に御座候へは、何卒右等之次第共御憐察之上、至仁至公之御憐恕を以、朝敵之惡名御除削被_レ成下置候様、偏以奉_レ歎願_レ候、是等之趣、朝廷へ宜御執奏之程、所_レ仰冀_レ御座候、以上、

月 日

徳川殿今般之舉動、朝敵たる之故を以、錦旗を以御征討に被_レ爲_レ及候御場合と相成候義、徳川臣子に至る迄、恐懼錯愕不_レ知_レ所_レ措罷在候處、戸田大和守方より、今朝奏聞に相成候由に而、徳川殿建白、并下日上京之先供、二大隊、條城迄被_レ指上せ_レ被_レ置候段、去る三日瀧川播磨守を以、被_レ及_レ奏聞_レ積に御座候處、右播磨守於_レ途中、薩藩之警衛に被_レ指留候に付、品々掛合有_レ之候へ共、約る處争論に及候より外に無_レ之、左候而は、建白哀訴之趣意にも相

背候故、無是非引戻し、兩條共上達難仕、彼是痛心罷在候内、仇視之向より追々兵端を開き候に付、不_レ得_二止事_一、戰爭之次第には相成候へ共、被_レ對_二朝廷_一、候而は皇國之爲、忠勤之旨趣は有_レ之候得共、聊叛逆之意志無_レ之儀は、建白書面に而、現然昭著之事に御座候處、建白難_レ達、事機及_二錯亂_一候より、不_レ圖朝敵之汚名を被_二相蒙_一候義、徳川支族之臣子に取り、何共残念至極之次第に而、憤歎難_レ忍仕合に御座候、尤朝廷におかせられ候而は、干戈暴發之形迹を以、速に御征討之御手配、被_レ爲_二在候御儀_一は、乍_レ恐御至當千萬之御儀に而、今日迄は實に恐入縮入、屏息仕居候義に御座候處、前書建白奏上にも相成、徳川殿用兵之始末も分明に相成候上は、手元に於て一段之過失は、今更可_二取返_一方策も無_二御座_一、恐入候次第には御座候へ共、是迎も徳川氏より兵端を開き候筋にも無_レ之、事不_レ得_二止_一に出候より、起り候趣にも候へは、何卒此儀は、祖宗已來聖化を輔贊し、皇國之生靈、二百餘年干戈之患を忘れ候勳功に思召被_レ爲_二換_一、朝敵之罪名御除き被_二下置_一、王政御一新、惣而正大公明之御所置被_レ爲_二在

候御折柄にも候へは、雪冤之御公議相立、支族主從之歎訴、御聞届に相成候様、武門之意地、臣子之情懷、深く御憐察被_二成下_一、可_レ然御奏達被_二成下_一候様、偏に以願上候事に御座候、已上、

月 日

家 來 共

右書面を以、尾侯へ御談之御評議之處、青山小三郎退朝に而致_二出勤_一、此義を承り申出候は、今日朝廷之御模様、徳川氏之黨類は勿論、惣而佐幕之二字を唱ふる者は、不_レ論_二是非_一、朝敵々々と號し、可_レ及_二壓倒_一勢に而、已に明日は惣參内に而、朝敵追討之大號令も、可_レ被_レ發御様子に有_レ之、左様之最中へ、かゝる御書面出候而は、御趣意之可否は指置、朝敵御荷擔とか申事に相成、如何様之御災難も難_レ計候得は、今暫時勢御見合せ、御強願等に相成候は、必定朝敵之部類に可_レ被_二加入_一と、御諫止申上に付、今日之處御猶豫に相成、

一、今日御國表へ飛脚被_二指立_一、御表様へ被_レ進御直書左之如し、

方今之形勢不_二容易_一、干戈頻動、皇國之安危は勿論、宗家之存亡此秋に迫り、實に苦心難_レ堪、日夜令_レ惱

慮候、昨朝奈良元作を以、三日已來之景况申達候後、浪華より中根雪江書狀到來、且從_二内府公_一御奏聞書、并列藩之御布告相廻り、拜見いたし候、右は乍_レ恐御尤御趣意之様には候得共、全體從_二公邊_一兵隊御指登せ、其外御不都合之廉々も不_レ少、間然なしと難_レ申、從_二朝廷_一之御所置御命令も、可_レ議なきに非ず、臣子之身分恐多き事ながら、憤思に堪兼候義も不_レ少、唯今之形勢に而は、如何とも不_レ可_レ爲、矢張元作を以申達候所存に而、幾重にも、盡力不行届之所を以辭職、御謹責奉_二懇願_一之外無_レ之覺悟候間、於_二國許_一公邊御布告等之義に付、萬一議論鼎沸致候共、此地之景况不_レ詳惑より、畢竟事起り候故、我等之所存如_レ此候へは、足下之進退も亦天下之公論を被_レ待、至當之所置有_レ之度、只今之處萬一不都合に而は、千載之笑と存候、此趣、議論申出候者有_レ之は、直論鎮定尤に候、右之趣及_二陳啓_一候也、

正月六日

御 名

越前守殿

一、此日於_二坂地_一、佛國公使登城、御應接有_レ之、相濟退城之後、伊賀守殿公使館_カ、旅館へ被_レ罷越、夫より

無_レ程内府公佛國火船へ被_レ召、御東下被_レ遊候由、○同月七日、今日議定、參與、在京諸侯等、申刻揃惣參内被_二仰出_一、公御所勞に付、爲_二御名代_一本多修理被_二指出_一候處、於_二小御所_一、一同揃之上、帥宮御讀渡之御書面如_レ左、

徳川慶喜、天下之形勢不_レ得_二止_一を察し、大政返上、將軍職辭退相願に付、朝議之上、斷然被_二聞食_一候處、只大政返上と申而已に而、於_二朝廷_一土地人民御保ち不_レ被_レ遊候而は、御聖業難_レ被_レ爲_二立候_一に付、尾越二藩を以、其實効御訊問被_レ遊候節、於_二慶喜_一は奉_二畏入_一候得共、麾下并會桑之者共承服不_レ仕、萬一暴舉可_レ仕哉も難_レ計に付、只管鎮定に盡力仕居候旨、尾越より及_二言上_一候間、朝廷には、慶喜眞に恭順を盡候様被_二思食_一、既往之罪不_レ被_レ爲_二問_一、寛大之御所置被_二仰付_一へき之處、豈圖らんや、大坂城へ引取候は素より之詐謀に而、去る三日麾下之者を引率し、剩前に御暇被_レ遣候會桑を先鋒とし、闕下を奉_レ犯候勢、現在彼より兵端を開候上は、慶喜反狀明白、始終奉_レ欺_二朝廷_一候段、大逆無道、最早於_二朝廷_一御宥恕之道も絶果、不_レ被_レ爲_二得_一止

追討被_レ仰付_二候、兵端已に相開候上は、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被_レ爲_レ救度寂慮候間、今般仁和寺宮征討將軍被_レ任候に付而は、是迄偷安怠惰に打過き、或は兩端を抱候者は勿論、假令賊徒に隨ひ、譜代臣下之者たり共、悔悟憤發、爲_二國家_一盡_レ忠候志有_レ之輩は、寛大之思食に而、御採用可_レ被_レ爲_レ在候、依_二戰功_一、此行末徳川家之儀に付、歎願之儀も候へは、其筋により御許容可_レ有_レ之候、然るに此御時節に至り、不_レ辨_二大義_一、賊徒と謀を通し、或は潜居爲_レ致者は、朝敵同様、嚴刑に可_レ被_レ處候間、心得違無_レ之様可_レ致事、

但征討將軍を被_レ置候上は、即時前件號令可_レ被_レ發は勿論に候得共、猶旗下粗暴之徒、壅蔽爰に至り候事哉と、彼是深重之思召を以、御遲延之處、三日より今七日に至り、坂兵日々雖_二敗走_一益出兵、吳々不_レ被_レ爲_レ得_レ止、斷然本文之通被_レ仰出_二候、各藩陪臣吏卒に至る迄、方向を定め、爲_二天下_一奉公可_レ有_レ之事、

右相濟、岩倉殿御演說有_レ之趣は、如_レ斯被_レ仰出_二候上に而、歸國致度向は歸國、大坂へ罷越度向は可_レ罷越、

又勤王追討之向は其通り、何も方向を定め、明日辰刻迄に、及_二御請_一候様御申渡有_レ之、畢而又被_レ申候は、是迄は朝廷之御爲、何卒慶喜改心反正有_レ之候様にと存し、蔭ながら種々及_二周旋_一候儀も有_レ之所、今日之姿に立至候而は、朝廷へも無_二申譯_一、深く奉_二畏入_一候と、改而宮様へ御演達有_レ之、是よりは決然方向を定め、勵精可_レ仕は勿論との事に而、又是は事已に去りたれともと御申に而、徳川氏奏聞狀を、列坐之上席へ御渡有_レ之、此時久我中納言殿被_レ申候は、何も朝家之御爲早く可_レ安_二宸襟_一、且は蒼生之塗炭に不_レ陷様との御配慮に出候事候へは、聊不_レ及_二御願念_一儀、御念入候事に候、只今後之處は、御互に今日被_レ仰出_二候御號令を奉し、共に盡力致候より外無_レ之、是迄之儀は、御心配無_レ之様、御挨拶有_レ之由、

一、今日之御次第、修理罷歸申上候付、被_レ及_二御評議_一候處、御請之大體は、勤王之外別儀可_レ有_レ之様も無_レ之候へ共、尙紛々之議論も有_レ之、公には、前日御辭表被_レ指上_二候御趣意に而、今更と相成候而は、最早御方向御取失ひ、朝廷へは素より、世間へ御面目無_レ之、迺も御在京は難_レ被_レ遊思召候へは、勤王は御表様之

御當務、御十分に御盡し可_レ被_レ遊、公は素々御隱居之御身分に被_レ爲_レ在候へは、猶又御再願に而、被_レ聞食之上は、御國元へ御引込、山林へ御退隱可_レ被_レ遊と思召候間、御請之儀は、被_レ任_二衆議_一候段、被_レ仰出_二たり、

一、坂地に被_レ指置_二候荒川順之介、今朝大坂表出立、夜に入歸邸、右は昨夕前内府公華城御明退き、火船に而御東下被_レ爲_レ在たる由之注進なり、坂地寂然、無人境之如くなるよし、順之介は闇かり峠より奈良街道へ出、宇治より清水を経て歸京す、道路障得無_レ之由申_二達之_一、

○同月八日、昨日之御請書、修理を以被_レ指上、左之通、
昨七日所勞に付、爲_二名代_一家老本多修理參朝爲_レ仕候處、御書付を以御達之趣奉_二拜承_一候、

正月八日 松平大藏大輔
右御請書之儀、元より勤王一途之御方向之旨、可_レ被_レ仰上_二事_一に候へ共、當節柄、萬一坂地追討杯被_レ命候節は、御名義上におゐて、御斷り不_レ被_レ仰上_二候而は不_レ相適_二候得共_一、夫に而は、又御請之御趣意と齟齬之姿

に而、被_レ仰譯_二無_レ之様可_レ相成_一されはとて、御推察を以未然に被_レ仰置_二儀も難_レ被_レ成_一、彼是御困窮之御譯合に而、唯何となく御承知と計、御請に相成候は、御趣意不分明故、定而御尋も可_レ有_レ之候へは、其節に至り勤王一途は勿論に而、申上る迄も無_レ之候へ共、御用之次第により、相願候義も可_レ有_レ之と、夫となく御答置に相成可_レ然との御評議に而、御請書出來、修理持參罷出候處、非藏人を以、書付有_レ之候は、指出候様御沙汰に付、即指上候處、書面に付、申上候義は無_レ之哉と御尋に付、書面に付申上候義は無_レ之候へ共、書面に付御尋も御座候は、御答申上置度儀有_レ之趣申上候處、左様候は、最早御用無_レ之、萬里小路殿御落手之段、非藏人を以被_レ仰聞_二候に付、其儘退散仕候趣、修理罷歸申上、

一、此日午後、坂地に罷在候岡本晋太郎、罷歸り申上候次第は、昨七日御城より申來り罷出候處、御目付妻木多宮殿逢對に而、昨六日上様御城御明退きに付、尾越兩侯へ御托之御奏聞狀、并御書有_レ之に付、兩家之衆へ可_レ相渡_二所、尾邸には一人も詰合無_レ之に付、晋太郎へ被_レ相渡_二由、且御城も引渡被_レ申度との事に付、

晋太郎申候は、重き御奏聞狀等、私式之者拜受仕候義は恐入御請難仕、且御城受取之儀は、猶以可及□□様も無之候間、御免被下候様申達候處、御奏聞狀は是非共致持參吳候様、御城之儀は早々受取人指出候様可致、薩長迫り來候へは、御城は元より、土地可及放火、左候へは諸民之難儀とも可相成儀に付、其處を思召、御開城にも相成事に候へは、此譯合も、歸路薩長陣處へ、罷越申説き、止戦之義申入候様との頼之由、肥後首藤某へも、止戦申通候義、頼有之趣に候へ共、首藤は戦地罷越候義懸念候得者、京都へ申遣し、京都より指留に相成候様、可取計との緩計に而、持取申間敷様子故、晋太郎申達候は、ケ様之時節候へは、成敗は難量候得共、何分指向ひ見可申候間、御奏聞狀御寫一通御渡被下度、夫を以懸合可仕、尤御城之儀は、尾越より奏聞濟、受取人指上候迄は、御受取申候とは難申上と相答へ、御奏聞狀并御寫共受取罷歸、夫より支度相整北上之處、途中案外に兵士等見受不申、枚方迄無何事到着、彼は深夜に相成候付、暫時休息罷在候處、長陣より之巡邏六人入來り、通行之趣意等相糺に付、有體申答へ、陣所へ致

案内吳候様相頼之、同行して橋本驛之陣營に至り、隊長へ面會、御奏聞狀寫爲見、多宮殿頼之趣申演候處、淀表仁和寺宮御本陣へ申上候様との事に付、同所へ罷出候處、參謀伊知地正治逢對に付、前條申述處、尤之次第候へは、宮へ相伺ひ、思召次第に可致との事に而、慇懃に慰勞之挨拶いたし相歸し候、右等之次第に而、彼は手間取之由申達、御奏聞書一封指出に付、伊藤友四郎受取之、御前へ指上、晋太郎口上之趣逐一申上之、一封は尾侯御連名に候へ共、先に御開封被遊處、左之通、
此度上京先供、途中偶然之行違より、近畿騒然に及候段、不不得已場合に而、素奉對天朝他心無之段は、兼而御諒知之通に候、併聊たり共奉惱宸襟候段、恐入候儀に付、浪華城は尾張大納言、松平大藏大輔へ相托し、謹而東退仕候、已上、
正月
御副狀
御諱
此度上京先供、途中偶然之行違より、近畿騒然に及候段、不不得已場合に而、素奉對天朝他心無之段は、兼而御諒知之通に候、併聊たり共奉惱宸

襟候段、恐入候儀に付、謹而浪華城各へ相預、退去歸東に及候間、右之趣可然御執成、御奏聞有之度頼存候、
正月七日
御諱

尾張大納言殿
松平大藏大輔殿

右に付御家老酒井與三左衛門を以、尾侯へ御指出に相成、尾侯御承知に而御談之上、尾より成瀬隼人正、御家より酒井與三左衛門夜に入參朝、公卿之議定衆迄被指出之、

一、昨日反狀明白等之御發令も有之、最早御盡力之御筋道も絶果候事と相成、此儘御在京被遊候而は、被對天下御面皮も不被爲、在御義に付、過日御辭表被指出置候御儀も被爲、在、旁御直願之上、御歸國可被遊との思召に相決、今夕御參内可被遊哉、明朝之方御都合可宜哉杯、御評議中、前記晋太郎到着に付、右御奏聞狀御持參に而御參内、御奏達之御跡に而、御願可被遊との思召も被爲、在候へ共、尾侯へ御懸合に相成候は、彼是夜にも入可申次第に付、御參内は明朝に被決、御奏聞書は御家老中を以、

被指出候事に相成、然る處夜に入、三岡八郎退朝より直に參上、申上候は、今朝參與役所へ出勤之處、岩倉殿御逢被成度との事に而御對面有之、御申聞之趣は、此間容堂殿迄申達置候次第、大藏大輔殿には爾後御參内無之に付、難申上に付、段々延引に相成候故、今日八郎迄御申聞有之由、抑舊臘已來之御忠實御盡力は、滿朝徹底感服之事に而、此上徳川氏如何様之變故に及候共、尾越兩家へは、徳川氏に向ひ戦を取らせ候様之義は、決而無之候、其代り五畿内之政治、此比迄は、内府公御參内之運ひにも相成候は、是迄之振合も承知之事故、何とか可相成か、實は夫を憑み、等閑に致置候姿之處、今日と相成候而は、夫處之事にも無之、追々之世態、一揆杯起り候には、不取締之事にも候へは、何卒大藏殿、伊與守被仰談、御家來も御指支にも可有之候へ共、二十人なり十人なり御指出、此所之御政道御取締り之義、御頼被成度との御内評に有之、依之明日辰刻、御參内有之候様致度、左候へは、兼而御役御免之御内願は有之候へ共、御許容無之、更に議定に被命候御運ひなる由、御内話有之旨に而、前記之御落膽、御屈度被遊

候御見込とは、思召懸もなき朝廷之御評議有之趣相聞へ、左様之御折柄、御一量見に而、強而御勇退被遊候は、是迄御周旋御盡力御整柄齟齬、御行届無之、遂に今日之世態に立至候を、御憂慚之餘り、最早風雲之世途を御嘉口被遊度との御趣意は、不_レ相貫、却而徳川氏之御爲に、何とか思召も有之、御歸國被_レ仰立候様、朝廷之御嫌疑を被_レ爲_レ受候而は、多年朝幕之爲に、御心力を被_レ爲_レ盡候御忠貞之御瑕瑾にも、被_レ爲_レ成候半歟と、今更御残念にも思召、且は萬一御表様迄之御不都合等に可_レ被_レ爲_レ成候歟と、御心弱く被_レ爲_レ成、先づ明日之處は御參内に而、無_レ御異議、御奉命被_レ遊候而、猶御深考も可_レ被_レ爲_レ在との御事に被_レ爲_レ決たり、

○同月九日、今朝御重臣壹人被_レ指出候様、御所より御達に付、酒井與三左衛門方被_レ指出候處、徳大寺大納言殿より御達左之通、

尾張大納言
越前宰相

慶喜東歸に付、言上之趣被_レ聞召候、將軍宮御進軍、華城を以可_レ爲_レ本陣被_レ仰出候間、兩藩共に

迅速下坂、城中點檢、可_レ奉_レ迎旨御沙汰候事、但若々及_レ遲々候而は、甚以御不都合に付、吳々速に下坂可_レ致事、
一、同斷御參内被_レ仰出候へ共、御所勞に付、御名代右同人相勤候處、徳大寺大納言殿御達左之通、

越前宰相

先達而より所勞に付、議定職辭退歎願之儀不_レ被_レ聞食、今度更に被_レ仰付候間、此段可_レ相心得候、但華城出張中、御役前相勤候義、御用捨相成候事、

右御奉命之御請、御家老代宇都宮勘解由を以被_レ仰上之、

一、右華城之儀被_レ仰蒙處、御所勞中に付、尾侯へ御示談之上、爲_レ御名代酒井與三左衛門へ下坂被_レ命、青山小三郎、小栗五郎太夫、御作事方引纏、早々下坂被_レ仰付、小三郎は途中、將軍宮淀城御本陣へ、御使者相勤候様被_レ命、

但尾侯も御所勞に付、御名代御家老渡邊對馬守、并大澤武五郎、中村修之進、梶川橋介等下坂被_レ命由、一、今朝已刻過、千本彌三郎御國許より大早駈に而到

着す、右は去る三日、於_レ御所御沙汰有_レ之、此地より之報告次第、御人數繰出候義、爲_レ取計上京せり、方今之形勢に付、御國論は、最早御盡力之御廉も不_レ被_レ爲_レ在、御宗家へ被_レ對候而も、朝廷へ被_レ對候而も、御濟不_レ被_レ成候得は、速に御勇退被_レ遊候様、御國表之御議、死を極め可_レ及_レ主張、當時之御時勢御觀察、其儘御心ならずも御在職之思召等、一切難_レ及_レ落意、固執強願、如何とも不_レ可_レ爲_レ勢に付、御内評之上、眼前當り難きの銳氣を被_レ避、假初に御勇退可_レ被_レ遊との御書取御渡し、彌三郎は御歸しに相成、追而此表委曲之實際は、御家老中に而可_レ被_レ遣に相決す、

同月十日於_レ御所被_レ仰出、

徳川 慶喜
奥州 會津
勢州 桑名
讃州 高松
豫州 松山
備中 松山
上總 太田喜
永井 玄蕃頭

平山 圖書頭
竹中 丹後守
塚原 但馬守
戸川 伊豆守
松平 大隅守
新見 相模守
設樂 備中守
榎本 對馬守
牧野 土佐守
岡部 肥前守
大久保 主膳正
小栗 下總守
星野 豊後守
高力 主計頭
小笠原 河内守
大久保 筑前守
同 能登守
戸田 肥後守
室賀 甲斐守
今度慶喜奉_レ欺_レ天朝、反狀明白、既に兵端を開候に

付、追討被_レ仰出_一候、依_レ之右之輩、隨_レ從子賊徒、反逆顯然に付、被_レ止_二官位_一候事、

- 奥州 會津
- 勢州 桑名
- 讚州 高松
- 豫州 松山
- 備中 松山
- 上總 太田喜

右慶喜同意、反逆顯然候間、悉屋敷被_レ召上、殘兵追放被_レ仰出_一候事、

但殘兵敵地迄可_レ相送_二事_一、

- 若州 小濱
- 濃州 大垣
- 志州 烏羽
- 丹後 宮津
- 日州 延岡
- 北陸道 高倉殿
- 山陰道 西園寺殿

右御不審之次第有_レ之に付、被_レ止_二入京_一候事、
一、此日七道へ、鎮撫使發遣之被_レ仰出_二有_レ之、

東山道 岩倉 若殿

東海道 山陽道
南海道 西海道

右は未_レに御決定無_レ之、

一、同時備中松山之城を藝州へ、伊豫松山之城を土州へ、各攻撃被_レ命由、
一、同時三條大橋、并荒神口大橋札の辻へ被_レ掲高札如_レ左、

徳川慶喜、天下之形勢不_レ得_レ已を察し、大政返上、將軍職辭退相願に付、斷然被_レ聞召、既往之罪不_レ被_レ爲_レ問、列藩上座にも可_レ被_レ仰付_一之處、豈圖んや大坂へ引取候旨趣、素より詐謀に而、去る三日麾下之者を引牽し、剩歸國被_レ仰付_一候會桑等を先鋒として、闕下を奉_レ犯候勢、現在彼より兵端を開候上は、慶喜反狀明白、始終奉_レ欺_二朝廷_一候段、大逆無道、其罪不_レ可_レ遁、此上者於_二朝廷_一、御宥恕之道も絶果、不_レ被_レ得_レ已御追討被_レ仰出_一候、抑兵端既に相開候上は、速に賊徒誅戮、萬民塗炭之苦を被_レ爲_レ救

度叡慮候間、今般仁和寺宮征討將軍被_レ任候に付而は、是迄偷安怠惰に打過、或は兩端を抱き、或は賊徒に從ひ居候者たりとも、眞に悔悟憤發、國家之爲盡忠之志有_レ之輩は、寛大之思召に而、御採用可_レ被_レ爲_レ在候、尤此御時節至、不_レ辨_二大義_一、賊と謀を通し、或は潜居爲_レ致候者は、朝敵同様、嚴刑に可_レ被_レ處候間、心得違無_レ之様可_レ致事、

辰正月

私云、此外に農商布告、外國諭告等有_レ之、大同小異故略_レ之、

一、今夕申刻後、大坂御藏屋敷に残り居たる小使之者罷歸、昨朝六半時比、大坂御城大手前小屋より出火、御櫓御殿等追々御燒失之由、多分地雷火仕懸有_レ之由注_二進之_一、一説に、會兵地雷火を仕掛置候とも、又薩藩の二小隊を以て、燒彈を發射せしとの風聞なる由、

私云、後日尾之渡邊對馬守、於_二彼地_一正敷地雷之處々より迸出して、御城中御疊御椽板等飛揚せしと、其言を實見せりといへる者に親聞せる由、對州雪江に語れり、

一、同時華城回祿之儀、朝廷へも相聞候に付、將軍

宮陣替、何方に相成可_レ然と御評議之上、四天王寺に相決し、尾越兩藩は、已に御待受人も指出候事候へは、唯今より急飛脚を以、天王寺御本陣に取計可_レ申旨申越候様、議定長谷三位殿御頼之趣、出勤罷在候酒井十之丞迄御申聞有_レ之段、罷歸申_二上之_一、尾州よりは詰合之者無_レ之に付、右之趣伊藤友四郎を以、御相談被_レ仰_二遣之_一、御小人目付坂地へ被_レ遣候、然る處天王寺は御不便に付、本願寺掛所御宿陣に相成由、右御用相濟、酒井與三左衛門初、十二日夕歸京せり、尾州渡邊對馬守等も同斷之由、

○同月十一日、去る七日於_二朝廷_一、諸侯之方向御疑問有_レ之已來、親藩御譜代藩之有志、往々御家へ罷出、御方向之御確定、將各藩方向之定方等、或は質問、或は探索、或は議論、或は教示を乞ふ杯、其淵底を推究すれば、悉く二百餘年之厚恩に報んとの赤心より發し、御家を標進として驥尾に絶り、佐幕之術計を諮詢するにあれば、其忠肝義膽、不_レ可_レ當_二慷慨悲憤_一、共に涙を洒くの勢にて、畢竟御國許と同論故、此節朝廷御推恕之思召御感戴、御心ともなく御奉職被_レ爲_レ在候因循説を以、可_レ及_二談論_一次第にも無_レ之、應接之面々甚

困窮し、公も亦昨日御宗家君臣解官、三條并荒神口大橋之高札場に、御罪状を掲示せられ、其他農商布告、外國諭告等、總而御周旋御不行届に起原せる條々故、一々御忍び被遊兼候御始末に付、被廢御寢食、御熟慮被遊處、如何にしても、此儘に戸位を辱られ候而は、被對朝廷御不忠之至と申、被對御宗家被對天下、御傍觀は難被遊と、大御奮激を被發、此上は公然朝廷へ御願之上、王師に御代り御東下被遊、舊内府公に御勸諭有之、御伏罪に被爲及様御盡力有之、天下兵氣を收めて、速に太平に歸候様、皇國之爲に御一身を可被致と、大公至正之思召立之趣、御試に御書取に相成、御家老中始へ御開示有之、大御評議と相成處、御至當之尊慮、一言之異議可申上様も無之、熟れも感服御同意申上奉れり、御趣意御書付如左、

臣伏て惟れは、抑此度王政復古、更始一新の叡念を被爲發、實に千載の大幸にして、臣感激して不堪雀躍歡喜、天下萬民瞻仰し、外國と雖も刮目新政を見る、皇國隆起の機會、朝家興復の樞要たれば、臣之が爲に日夜感憤恐懼して、陛下の盛業日月

とともに萬邦に輝き、恩露神洲に洋溢して、羣黎の安堵を期し、庸愚淺陋を忘れ、陛下の鴻業を贊翼せんことを祈願す、然るに徳川○○會桑を先鋒とし、上京に托して伏水に到らしめ、且つ奏聞状を呈するが爲に、遂に兵端相啓け、一敗の後華城を棄て東歸す、何ぞ形迹の異しくして且つ拙きや、臣曩に命を奉して○○か恭順を誘ひ、已にして此事あり、上惱宸襟下蒼生を困む、○○か罪最大にして、朝廷の赫怒素より至當なり、臣か無能不明も亦、斧鉞の誅を通るゝに道なく、臣支族と雖も、憤懣徹骨切齒嚙氷、怨恨憂苦、實に廢寢食、爾來諸侯を初、天下の人心兩端を持して疑惑す、臣謹て是を論せん、當年徳川○○撥亂反正、上安叡慮、下生靈を撫て、聖化を輔翼し、昇平を開きて、于今二百餘年、諸侯臣事して恩露に浴し、太平を樂むの餘澤天下に浹洽す、徳川氏を思慕する者、天下半に過る所以なり、今王政復古の令出て數月を過す、舊臘九月已來纔に三旬餘、新政天下に布くの日なくして、萬姓未た其實効を覺えず、於是勤王之義を會せる者は、尙二百餘年の舊業を忘るゝこと能はざるも、亦誣

へからざるの人心なり、方今陛下宸怒の餘り、日徳川氏を誹責するの嚴令を下し玉ふ、理固より爾りと雖も、臣陛下の爲に窃に恐懼す、徳川氏の存亡は臣捨て不論、今征討の勅を下し、諸侯を合せて是を伐つ、干戈大に動て稅駕の期を知らず、其勞費幾萬々なるや、生靈斬伐の慘怛、億兆の塗炭、諸侯の疲弊、悉く皇國の危難を醸成して、其巨害津涯を見ず、臣前年先朝の勅を奉して政事總裁職を辱す、詔云、萬民を救ひ、叡慮を安んし、外夷の侮を禦けと、臣拳々服膺し、今日に至つて須臾も之を忘れず、嘗て窃に惟ふに、陛下新政の鴻基も亦此に外ならん、○○妄動不慮に發て、一時生民の殘害をなす、其罪討たすんはあるへからず、○○遁逃の後、朝議尙復兵を徵し役を課し、長驅大進せんとす、萬姓の愁苦始に倍す、是皆○○か致す所に出と雖も、即今陛下の命する所なるを以て、諸侯臣民動もす

れは、今日の勞役を怨嗟して、却て徳川氏盛時の舊政を慕ふの念頭を増益せんとす、是臣か日夜憂患恐懼する處なり、陛下今○○問罪の師を阻め、臣に問罪の責を任し玉ひ、早く天下の公議を盛んにし、

泰平の鴻業を興し、至仁至善、天覆地載の新政、舊幕政に超越する萬々ならば、天下自ら朝廷の德澤に懐ひて欽仰し、誰か徳川氏の舊を思ふへき、臣亦江府に趨つて、○○か罪を問ひ、過を糺して悔悟せしめ、干戈を動かさずして其罪に伏せしめ、陛下の爲に生靈の慘毒を掃除し、併て宗家に代つて、其罪戾の萬一を贖んことを希望す、○○若し皇上の德に懐かず、臣か言ふ處を可かず、始終惡逆を逞ふするに至つては、天下の共に惡む處にして、天下の共に討んと欲するを待つて、天誅を下し玉ふも、亦遅かるへからず、仰冀くは臣か言を納れ、臣か願を允し玉ひ、靜に内政を修めて、兵を弛へ、黎庶を息へ、厚生の澤を布き、干戈内に動くの元費方役を省て、外寇禦侮の備を嚴にし、神州の沫凝に祖國たる所以の大勳業を創建し玉はん事を、

一、丸岡藩老有馬帶刀は、公にも御懇意に而、兼々深く御宗家之御爲を存し、頗る有識之者なれば、右之御大議内々申談、意見承見候様との御沙汰に付、今夕雪江帶刀之旅宿往訪、前條及内談處、帶刀も過日來熱中に堪兼たる折柄なる由に而、大に御同意申上、御東

下にも相成候は、是非御供に立、江府へ罷出、舊幕諸有司之内、并諸藩にも同志數多有之候へは、申合せ、身命限り周旋可仕との事に而、社稷之臣易君之蹤迹も有之候へは、自然關東之御模様により、廢立御取計ひ、宗社之儀存有之度杯申出、其他種々及議論、慷慨感泣に及び候次第に付、罷歸其段申上、公も御満足に思召れたり、

○同月十二日、今日午半刻依御召、御衣冠にて御參内有之、於小御所被拜龍顏、於御前總裁宮御渡御書付左之通、

越前大藏大輔

國家多難之砌、應召登京、朝議之旨速に奉行、彼是周旋、遂に使王道復前古上候段、叡感不斜候、愈以勵忠志、可爲皇室之維城、旨、御沙汰候事、此日、尾、豫、土、薩、藝、肥之大諸侯、御同様御參内に、御賞與有之、其他在京諸侯參内、御褒詔有之、

- 一、此日左之通御布達有之、
- 一、明日より太政官代九條家之事、
- 一、連日已刻參集、申の刻を限退出之事、
- 一、各獨辨當持參之事、

一、頃日御評議に相成、御東下御盡力之一條、今朝に至り愈御決評に而、御願書御草稿御出來、如左、
徳川慶喜反狀分明に付、御征討被仰出、支族之慶永におゐて、何共可申上様無之奉恐入候、別而慶永儀は、徳川家來共鎮撫之御内命を蒙候儀に而、種々談判も仕、鎮撫も漸行届き、慶喜も益恭順之趣申上居候處、卒然として一時及暴發候始末、是迄言上仕居候次第とは、雲泥之相違と相成、慶永も共に奉欺朝廷候歎之姿に而、實に恐懼之至に堪へ不申、就而は唯今と相成、詮なき儀には御座候へ共、今一應江戸表へ罷越、妄動を初、罪狀之次第、一々篤と取糺し、夫々説得仕、悔悟之廉相立て、伏罪に及はせ、朝憲も相立候事と相成候は、乍恐朝廷御苦念之御一と廉も相省け、且御追討に付而は、諸侯之勞費庶民之愁苦は勿論、自然戰鬪之譯にも相成候得者、慘毒を極候事にも御座候所、其邊之儀申出候、慶喜悔悟之運ひ次第に而、如何共可相成儀候へは、成敗は難期候得共、先達而之申譯旁東下仕、取計見申度奉存候間、何卒六十日之御暇被下置、其内は御弛兵被成置被下候様、

右御草稿を、今夕出立御國許へ罷歸候御目付中根新左衛門へ御渡、此表御決評之趣、御表様へも申上候様被仰付、猶別に御渡御直書如左、

去る三日已來、未曾有之喪亂より、於國元家老初下々に迄、我等を案勞し、追々役人共差登せ候義、實に我等之幸福、感涙數行に及候、我等決死罷在候故、聊も無障動、健食致候間、此趣家老始諸士へも可被申傳候、別而方今天下困難之秋候得者、家老初役人共、尙爲國家自愛候様、可被申聞候、只希くは、何れも此上士氣憤興、偷安之風習一洗、信義之俗となり、倫常を守り、富強專一、孰れも勉勵可有之、此趣一同へも可被申論也、

越前少將殿

御實名

正月十二日
此趣、家老始へも一見可有之、尙心付之所は、不拘貴賤言上有之度候也、

一、右御東下之御一條、今日御參内之上、土州老候、戸田大和守殿初、下院參與御同志之面々へも、御内談に相成候處、和州殿には大に感激に而、是非御東下御盡力被爲在度、不被得止事候は、兵力を被用候

而成共、御成功相成候様御勸め被申上しかとも、土老候は御不同意に而、御議論有之候は、如何様御東下有之候は、關東之御都合は、萬々可然と御同意候得共、京地之義を如何被成候哉、近況之形勢に而は、徳川氏の爲に口を開けは、直に朝敵之與黨を被付候勢ひに候へは、誰あつてか徳川氏之謝罪を口ふへき、徳川氏罪に伏せずんは、天下は治るへからず、今關東に而御盡力御行届、御謝罪之道相立候而も、朝廷之御聽受方によりては、罪は重もるとも、定まる期はあるへからず、されは此艱難の時に當つて、輦下におゐて不恐嫌疑、不憚忌諱、爲天下徳川氏之謝罪を謀る者、公を捨て外には有へき事とも不被存候へは、此地之御盡力こそ、餘人之企及はぬ所に而、徳川氏へ之御厚誼、朝廷へ之御忠勤、いつれにも御在京の方、朝廷宗家之御爲可然、土老候も、公御在京候へは、被仰談、顯幽共に御盡力之御筋も可有之候得共、御不在に而は、朝廷之御爲と思召候而も、徳川氏之事は、外藩之御立場、御手を可被出様も無之と、當前之事理御陳述に而、御辯論有之、象次郎等も頻りに、關東よりも此地御大事に而、公御在京候へは、

關東之御不都合も、於此地御取直しの道も可有之候へ共、御東下に相成候へは、關東に而如何に至善を被盡候御筋道相立候而も、於此地御斡旋之筋絶果候而は、徒善と相成而已ならず、却而公迄も御不首尾之種とも可相成候へは、決而此地御動き無之、爲天下公議を盛にせられ候事に、御盡力有之候得者、朝廷之御爲而已ならず、徳川氏におゐても、不足之儀は有之の間敷候へは、何分御東下は不爲に付、公にも種々御願慮被爲在候得は、御自身御東下之義は、御長策にも有之の間敷敷と、御躊躇之御發念に而、御歸邸之上、尙又種々御評議被爲在、

一、今日於宮中、公、岩倉殿へ御申入、御對面之上、徳川氏之儀に付、追々被仰出候御次第も、御支族之御上に而は、深く御恐縮之御譯柄と申、畢竟御周旋御行届無之より起候事に而、共に朝廷を御欺き被遊候御姿に而、何分此儘御奉職御在京は難被遊御心底之趣、恫々御愁訴に及はれ候處、卿も無御據御情實は、如何にも御汲察有之候へとも、是迄之御忠誠、御實跡におゐては満朝感服、聊嫌疑も無之事に候得

は、かく相成候而は、徳川氏之儀は不及是非、愈勤王之御忠誠御勉勵有之度と、慰諭之御挨拶に有之由、

一、京畿騷擾に付、御國表より御人數引纏ひ及上途候大隊長北川口之介、半隊長林忠太夫は江州鳥居本驛より、兵隊之内笹倉廉平は同長濱驛より、孰れも大早駈に而着邸、申達候は、道路之説を承候處、一度入京の人數は、關門に而指押へ、出京難相成由相聞、且千本彌三郎之傳達に而、京地は軍勢已に渙散、東征之説而已頻なる由、右に付而は、關東へ御加勢被指出事に相成節、入京之御人數難罷歸候而は、御國許御無勢に而、被成方有之間敷との議論、隊中に蜂起いたし、進退谷りたる勢ひと相成に付、御國許へも伺之者差出、口之介等は此表へ、進退伺之爲罷出候旨に付、其段達御聽候處、途中迄出勢之事にも候へは、一段上京致候様被仰出候に付、其旨申聞、直様折返し罷歸る、

○同月十三日、現今之世變に付、公御憂勞御痛心之御積にや、今曉第二字前より胃瘧之御症御暴發に而、御胸部御壅塞、御精神御昏朦、人事御不省之御様體に

付、一同驚愕周章不大形、御醫師共拜診御藥調上、種種御療治申上、漸く第四字比に至つて、御神氣は御開明被爲在候へ共、猶御臥褥、御加口被遊、

一、今朝有馬帶刀參邸、雪江逢對之處、帶刀申出候は、此間相伺候御東下之儀、愈御決議にも相成候哉、帶刀義は主人用向も有之、且御同意申上候からは、明後日出立、御先へ東着、夫々内調、御待受申上度、就而は一と通之説得等に而、可三行届とも不被存候へは、確然たる兵力を被爲持御下りに相成、第一に會桑之君侯禁錮に御取計、不服之臣僚は斬伐、次に板倉始め禁錮、瀧川等は斬首、夫より舊大君を奉幽閉、田安公御相續之義、和宮様より御願ひと相成可然、援兵は藤堂彦根御誘引、御續合にも候へは、因備へも被仰合、御同道御東下に而、御所置被爲在候而は如何可三御座哉、御同意も候は、其心得を以周旋可仕と、大議論を發し、至當之儀とは相聞へ候得共、御東下之義は、昨日土老侯之御意見も有之、將今曉より之御所勞、旁邸議整ひ兼候に付、何分不三容易大議候へは、熟評之上、明夕可及返答一段申聞歸す、

一、今日より九條家、太政官代被仰出、諸官出勤に相成、

一、此日尾老侯、御國許要地爲御守衛御歸國、爲御代當尾侯御上京被仰出之、

但十五日御發京有之、

○同月十四日、左之通御布達有之、

今般御制度御改正に付、諸藩并其他、宮門警衛、及賊徒追伐被仰付候節は、旗幕并挑灯等に至る迄、菊御紋相用候様、御沙汰候事、

一、徳川慶喜叛逆追討被仰出候に付而は、是迄徳川氏より授置候松平之苗字を稱し居候族は、朝廷へ奉對、可三相歸儀候間、向後大小名共、速に其虚號を去り、本姓へ復候様、御沙汰候事、

一、此度高倉四條之兩卿、北陸道鎮撫使として御發向に付、御家より參謀之者御差出に相成度御頼談有之、藝州よりは寺尾清十郎被指出に付、御家よりは、參謀之者は御斷に而、御國中爲御案内、酒井十之丞、大井彌十郎被指添事に相成、今日兩人共官代出勤、兩卿并寺尾清十郎へ及三示談、

一、今日に至り、公御所勞稍御怠りに付、即今之方向

御評議相成處、是迄は御宗家と共に、御勤王之御國是に而、御勤勞被_レ爲_レ在候へ共、御宗家方今之御形行に而は、共に可_レ被_レ盡_レ御忠勤_レ御體能にも無_レ之而已ならず、事により御身上へも、御嫌疑を來すへき時勢と相成候へ共、尙此上飽迄御宗家之故を以、朝廷へ之御忠勤被_レ遊度と、已に御東下之御詮議にも被_レ及候へ共、同じく御宗家へ之被_レ成方も、御宗家へ御打込被_レ遊候而は、御盡し被_レ成方は御東下之類、又御宗家を御離れ被_レ遊候而も、御盡し被_レ成方により、御宗家之御爲に可_レ相成_レ御條理有_レ之儀は、一昨日土老候之御説象二郎之申上之通りに而、御進止いづれと、御計較被_レ爲_レ在處、御宗家へ御付き被_レ成候得は、朝廷は御離れ被_レ遊候而之御盡し方故、萬一朝廷に口口間言等行はれ、奇禍を生し候事に相成候者、玉石共に燬傷之勢にも立至候事に而、夫限之事に相成、御宗家之御爲は拵置、御身をも難_レ被_レ盡御次第にも可_レ相成_レ候得は、夫よりは御膝下に而、御公然と朝廷之御爲に、御宗家へ被_レ爲_レ盡候御主意に相成候方、勤王之御筋も現然に而、約る處、御宗家之御爲にも可_レ然儀に付、愈御東下之義は御見合せ、御在京に而、差當り王政公論

に出、候様、御盡力被_レ遊候方、條理御適當之御全策なるへきに御決議あり、
一、今日雪江歸路、有馬帶刀旅宿往訪、昨日申出たる、御東下に而御所置之一件、策略に於ては同意之至りに候へ共、何分不容易_レ大手段に有_レ之處、此地根元之王政上に更に行はれず、紀綱立兼候折柄故、縦令東方之施策圖に中り、悔謝之道宜を得るとも、當御時節、不_レ避_レ嫌疑_レ宗家謝罪之筋執奏すへき者、弊藩之外に可_レ有_レ之とも不_レ被_レ存、よし又有_レ之にもせよ、果して嫌疑に落つ間敷とも難_レ申候へは、主人義は京地在留、御政體上に公議之道盡力致し候方、朝廷之御爲、天下之爲、即宗家之爲にも可_レ相成_レ候へは、輩下之勤王勿論に而、機に臨み宗家謝罪之筋周旋等、旁在京可_レ然と、強而抑留候向も有_レ之、是亦難_レ辭至當之確論に付、東下之儀は及_レ延引_レたる由を申聞しに、帶刀は甚不服に而、猶般々之議論有_レ之候得共、結局に至り、何分帶刀は東下致し、成敗之景況見切之上、可_レ及_レ報告_レとの事に決定せり、又第二等之策に而、徳川氏之手内に而、會桑を初、首惡之者を所置し、謝罪之筋相立て候義に候は、是は前橋侯へ依頼し、事成

り可_レ申義なれば、御東下には及間敷、左すれば會桑之國地へは不_レ及_レ手指、舌三寸に而成功之見込之由、庄内へ可_レ入説_レ心算も有_レ之趣も物語れり、且帶刀東下に付而は、彼地之事情報知參謀旁、御家よりも一人御指添に相成候様頼談有_レ之、
○同月十五日、此日皇上御元服之御大禮被_レ爲_レ行、右に付御布告如_レ左、

今般朝政御一新之御場合、今十五日御元服之御大禮被_レ爲_レ行、御仁恤之聖慮を以、天下無罪之域に被_レ遊度候間、是迄有罪不_レ可_レ容者と雖、朝敵を除之外、一切大赦被_レ仰出_レ候、於_レ國々_レ茂、不_レ漏様施行可_レ有_レ之候、尤向後彌以賞罰嚴明に被_レ遊度候に付、厚御趣意を體認致し、行届候様可_レ仕旨、御沙汰候事、

正月十五日

私云、此日、是迄御譴責被_レ仰付_レ置し公卿十九人、夫々寬典を以、御赦宥之儀有_レ之、
一同時御布告、

私云、此御布告、御家へは十七日穗波三位殿より、伊藤友四郎へ御直達、

外國之儀は、先帝多年之宸憂に被_レ爲_レ在候處、幕府失措により、因循今日に至候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不_レ被_レ爲_レ得_レ止、此度朝議之上、斷然和親條約被_レ爲_レ結候、就而は上下一致、疑惑を不_レ生、大に兵備を充實し、國威海外萬國に光耀せしめ、祖宗先帝之神靈に對答可_レ被_レ遊寂慮候間、天下列藩士民に至るまで、此旨を奉戴、心力を盡し、勉勵可_レ有_レ之候事、

但是迄於_レ幕府_レ取結候條約之内、弊害有_レ之件、利害得失公議之上、御改革可_レ被_レ爲_レ在候、猶外國交際之儀は、宇内之公法を以、取扱可_レ有_レ之候間、此段相心得可_レ申候事、

一、此日於_レ攝州兵庫港、勅使東久世少將殿、在留六ヶ國公使に御布告如_レ左、

日本國天皇、告_レ諸外國帝王、及其臣人、嚮者、將軍徳川慶喜請_レ歸_レ政權_レ也、制允_レ之、内外政事親_レ裁之、乃曰、從前條約、雖_レ用_レ大君名稱、自今而後、當_レ換以_レ天皇稱、而諸國交接之職、專命有司等、各國公使諒_レ知斯旨、

慶應四年正月十日睦一口

一、此日有馬帶刀之頼談せし同行之儀、永田儀平可
 然との御評議に而、其段儀平へ被_レ命、帶刀方へ被_レ
 遣、前途之手續申_二談之_一、
 ○同月十六日、帶刀東行に付、關門通行印鑑御下ケ之
 儀、參與役所へ相願處、御指留に相成故、再願指出運
 ひ等に而、出立延引之由申來る、然る處儀平は、明日
 御徒目付高木文平、定府妻子引拂方爲_二取計_一出立に
 付、同道之筈に有_レ之處、右之次第に付、是亦上途延引
 す、乍併江府之景況爲_二探索_一、林矢五郎、文平と一所
 に被_レ遣_レ之、

一、此頃中御厚評有_レ之通り、是迄は御宗家と共に、御
 勤王之御趣意、御家中初、御國中一統相心得居候事に
 候處、世變に付、今後は於_二朝廷上_一、正大之公議を以、
 皇運御挽回之王道に御盡力可_レ遊思召候段、御表様へ
 も被_二仰進_一、且御家中末々迄、御布告相成候様爲_二申
 上_一、今夕村田巳三郎早駈に而御國表へ被_レ遣_レ之、御渡
 御趣意書左之通、

徳川御家之儀は、異_レ他之御由緒たる事は、何も承
 知之通に而、御休戚御一致被_レ遊候は勿論之處、御
 衰運之秋にも候哉、今般一朝にして、御東下不可

爲御時態に押移り候條、何共御痛歎至極思召候、
 是迄は報告^カ國盡忠共に、御宗家を被_レ推候儀、國家
 之定議候得共、方今と相成候而は、王政一新之御折
 柄と申、旁以直ちに東照宮之御遺志御奉戴、追々
 被_二仰出_一候大中至誠之公議を以、皇運御挽回之王
 道に盡力被_レ爲_レ在候思召候間、一統其旨を存し、御
 奉公可_レ仕旨被_二仰出_一候、
 一、此日若州小濱藩より廻達如_レ左、
 今般兩卿爲_二勅使_一、北陸道へ發向に付、前以別紙兩
 通被_二相達_一候間、七ヶ國中國主、領主、地頭、其最寄
 を以、早々順達可_レ有_レ之、御請狀之儀は、兩卿出先
 へ指出候様にとの事、
 正月十五日

王政御復古に就而は、王事に勤勞可_レ致は勿論之事
 候へ共、當今之騷擾に付、方向難_レ定、人心疑惑可_レ
 致折柄に候得者、尙存慮之次第尋問候旨、御沙汰
 候事、

別紙之趣に付、爲_二勅使_一可_レ被_二發向_一候得共、積雪
 之時節、途中手間取候も難_レ計に付、御趣意之次第、
 先以_二書面_一相達候間、一應之御請書早々指上可_レ申

者也、

正月十五日 副惣督 四條 大夫
 鎮撫惣督 高倉 三位

北陸道

國主領主地頭中

○同月十七日、今日辰刻依_レ召御參内可_レ有_レ之處、御
 所勞に付、爲_二御名代_一伊藤友四郎被_二指出_一候處、議定
 長谷三位殿御直達御書付如_レ左、

越前大藏大輔
 內國事務惣督被_二仰付_一候事、
 別段爲_二御心得_一、御渡之御書付左之通、
 正親町三條
 德 大 寺
 越前 宰相
 土佐前少將

御治定に相成課目如_レ左、
 神祇事務總督
 內國事務總督

掛り

辻 將 曹
 大久保一藏
 外國事務總督 三條中納言
 東 久 世
 宇 和 島
 掛り 岩下佐次右衛門
 後藤象二郎

刑法事務總督 細 川
 掛り 十時 攝津

會計事務總督 淺 野
 掛り 三岡 八郎

福岡藤治
 小原二兵衛

制度事務總督 掛り 三岡 八郎

福岡藤治

陸海軍務總督

議定諸侯は總督の名を口勅す、

上參與公卿諸侯は掛りを以て區別す、

一、今般有馬帶刀より、參與役所之印鑑相渡に付、又又出立可致旨、永田儀平迄案内有之處、儀平は已に延引之積に而、昨日林矢五郎江府へ被指立、儀平は不用之姿に相成に付、帶刀方へ儀平被遣、有體に及物語、於江戶表、儀平同様、矢五郎へ申談に相成候様との儀を被命、帶刀は支度次第、今晚にも出立之由、○同月十八日、今度内國事務總督之御職掌、土州老侯御同様被仰蒙候に付、今日以來、御勤方之爲御相談御使、御側御用人被指出之、同人大佛御旅館へ參上、拜謁之上、今般御職掌被仰蒙候に付而は、何方より御手下しに可相成哉、御參内之上、御勤方御伺可被成哉にも思召候旨申上處、老侯にも唯今是と申御見込は無之候へ共、何分唯今迄之如く、何事も無御相談、御隨意に被仰出候様之事に而は、御役前も御立不被成候間、此度更に御拜命に付而は、猶以其邊之御趣意、正三徳大寺之兩卿へ、篤と御直談に

而、御不體裁無之様に、御取極被成度との御儀故、左候は、明日にも御參内に相成候哉と相伺候處、御痔疾兎角に御勝れ不被成、今四五日は御六ヶ敷との御儀故、申上候は、いつれに御一所ならずは、難相適御筋合候得共、御出勤御見合せに而は、御口も明き候得は、大藏大輔様には、明日にも御參内に而、御見込之通之儀は、此方様と御一所に被仰上候御積之處、御所勞故暫く御延引之段被仰上、指向候事坏、少々御問合有之候様之御儀に而は、如何可有御座哉と相伺處、夫に而至極可然候間、其趣に申上候様との御答に付、罷歸其段申上處、公にも御同意思召、明日は御參内、夫より官代へ御出勤可被遊との御事なり、
一將軍宮、先達而浪華迄御進軍、今以御滯陣之處、今度北陸道鎮撫使御發向を機會とせられ、御歸京に相成候様、下參與より及建議、朝議相決し、今日正親町三條殿爲御迎御下坂なり、
○同月十九日、午半刻御供揃に而御參内、御元服御歡、且御職掌被仰蒙御請御禮被仰上、且又土老侯へ御示談之通り、御見込筋之義は、近日土老侯と御一

所に可被仰上候得共、夫迄之處御猶豫之儀御談之處、徳大寺卿御承引有之由、夫より議院へ御出勤之處、議事難決、夜子半刻御退出也、右議事は外國事務總督豫州老侯、同掛り後藤象二郎大坂より上京、外國應接之次第申上たるに就而也、右應接に相成起原は去る十一日、備前之人數兵庫に至る途中、神戸村に而英人と取合ひ出來、佛亞之人數も繰出救援及砲戰、互に少々之殺傷有之に付而也、外國公使共より此度時勢變革に付、外國へ御布告之義は致承知候由、乍併備前取合之一件、公正之御裁決に無之而は、和親之約は難致との趣に付、東久世殿より、裁決は如何様にいたし、列國公使満足なるやと被申處、返翰之要旨は、御門陛下十分に詫たる書面に而、今後之處、ケ様成義は急度爲致間敷と、請合之段申來候は、本國へ可申遣旨、又及暴行候様、致指圖たる役人は、外國人之見る前に而、刑罪に行ひ候様との二件なり、此返答廿二日迄に可有之趣を申越たり、此段於議事席豫老侯、象二郎より、總裁官へ申上、夫より公使より之來書翻譯せしを、上參與公卿之内に而、高聲に被讀上げ、夫より下參與之面々一人つ、列を

進み、意見及言上處、何も大同小異に而、歸する處萬國之公法に被任より外無之との趣意なり、夫より公卿議定參與衆之評議に相成處、或は姑息、或は利害、或は蒙昧說等に而更に不相決、公は不拘利害、皇國正大之論を御辯說有之候へ共、過半不得解、痴人之夢を聞たる如し、下參與は及退席、堂上方之論に時刻を經て不決に、下參與再出席及催促處、岩倉殿より堂上方一人つ、質問に而、漸くにして決し、下參與へは、何れも建議之通り、萬國之公法に被任段被申聞、已に決議にて、片時も早く坂地へ可申越との事に相成處、公、帥之宮迄御申達有之は、外國交際に付日本人之刑戮、御親政後御手始之事候へは、御奏聞之上御取計ひに不相成候半而は、備藩之屈服如何可有之哉と御申入に付、子半刻比三條中納言殿、中御門中納言殿參朝に而御奏聞有之、叡裁之上、直様外國事務總督より、外國公使希望之通御所決に相成段、兵庫出張之東久世殿迄、急飛脚を以被申達、此度之事は軍隊に起りし故、償金に而は難贖由なり、備前侯も奉命無之候へは、御征討之御合に有之、且又朝裁之趣、日本全國へ御布告に可相

成一の御評議なりき、翌廿日於三太政官、備前重役御呼出、左之通御達に相成たり、

備前少將 家來へ

家老日置帶刀、攝州神戸村通行之砌、外國人と及砲戰一候始末、公法を以朝廷より御所置可有之旨、御決定相成候間、其段心得可申、御所置振之儀は、追而可被及御沙汰一候、

一、此日酒井十之丞、北陸道勅使指添として、御國行き被命に付、參與御役之儀、相願ひ被免之、勅使は明日御發途之由、

○同月廿一日、方今大政復古之運に向ひしかとも、天下多事多難なる上に、朝廷に金穀乏敷、民を賑し兵を出すに由なき而已ならず、殆今日之供給に迫れる勢故、數々濟時之議事あれとも、更に其術を得ざりしに、會計掛り三岡八郎、日本全國之石高に應し楮幣を製し、一時之急を救ひ、十三年之後を待つて、楮幣すへて現金に復歸すへきの趣法を建議せり、此法取捨之衆議、疑懼紛々として、兩端更に決し難くして席を□□、翌廿二日も亦爾り、廿三日に至つて楮幣を製造

あるへきに決し、其主宰全權を八郎へ被命たり、

○同月廿三日、今日於三官代、岩倉殿公へ御内談之儀有之、其後雪江へ御逢に而、御中聞有之候は、卿之御家從、去る十六日江戸を發足し、昨日歸京に而申出候趣は、於三江戸表、前橋藩家老山田太郎右衛門、豆州葦山口附屬柏木總藏申合、大に奮發し、徳川氏之廢立血食を謀り、麾下も七分は及三荷擔一候得共、前橋侯之方向定り兼、其事難成趣なり、就而は公に而、此處を御周旋あつて、謝罪之道相立候へは、社稷之保存に於ては、岩倉殿死を誓つて御請合候間、生靈之爲、宗家之爲、此御周旋は公に限り候に付、其段公へ御申上之處、公は雪江へ御談に相成候様との御挨拶に付、御示談有之旨に付、雪江及三御答一候は、不容易一大事候得は、主人存寄も篤と相伺ひ、熟考可仕旨申上處、兎角早々決定無之而は所詮無之、薩は國を護る兵を除て三萬之兵あり、長は四十八大隊あり、是を以關東へ、海陸より討入る時は、大亂は不及申、死傷無數なるへければ、此急を救は、大功□□過る者なし、井伊藤堂杯も相談可然と、大に御勸誘有之に付、何分篤と勘考可仕と申上たり、御歸邸之上、執政初御呼

出に而、右件御評議に相成處、調和之道も相開らけ可申屈竟之好機會候得は、是非御周旋可被爲在御儀候へ共、衆之方、於關東一行はれ安可有之、且岩倉卿、御譜代衆へ相談可然との口氣も有之候へは、旁在京五侯御談に可相成との御決評に而、猶又明朝雪江、岩倉殿へ參上、今一應篤と相伺ひ候様にと被命たり、

私云、此岩倉殿家從、去る十六日迄、江戸事情探索書之由に而、依傳之書面、

一 正月十一日夜半、○濱御殿へ着、十二日五半時比、會、桑、板倉伊賀、酒井雅樂等と共に入城、

一 會桑藩は、十五日に至る迄、尙戰爭説を確守して不動事、

一 十五日開成所を局として、關東士民に令を下し、急務筋之見込聞候に付、建白之徒市をなし候由、

一 紀州藩も同所におゐて、同局を開き同様之次第、大に徳を助け力を盡し候、

一 是迄勤王にもなく、又一概に佐幕にもなく、只

只皇國の委靡して振はざるを憤り、一豪傑を得て、共に國家之事を成さんとせしを以、○の利口に惑溺し居る者は、今般○○浪華脱走によつて、彼の利口に欺かれしを憤り、朝廷の御所置を伺居候徒も多く有之事、

一 前橋松平大和守等、○○會桑等之失策を□□謝罪により、徳川家之血食を謀候、前橋一藩は決議之模様なれとも、十五日までには、いまた徳川一同之大議論には不渡、何れ十六七日中には、謝罪之説を於三城中一發すへしと云、

一 即今徳川一家中之情態に而は、悉く十方にくれ、未だ今日迄防戦の策も不立候得共、朝廷より嚴重之御沙汰有之候は、皆己之死又は飢餓を憂るよりして、一和するの機も相見へ候、何分關東人は、名分は更に不辨候間、只々寛大を以駕馭すれば、終には前橋等之謝罪説と、會桑之戰爭説と、必二た分れになり、刃を用ひすして落着すへき歟、

一 今般御國內之發動に付而は、蝦夷地之支配人金につまり、今年夏迄、右之金出來せすは、必

定魯夷之に代つて、蝦夷人を撫育すへし、左す
れは蝦夷は全く彼れに歸すへしと大に憂へ
て、蝦夷の支配人四十餘人馬喰町に止宿し、
日々評議之由、

一、今日議事相決し、御布令に可相成、御趣意御書面
如左、

今度朝廷、與天地更始一新、公明正大に御政道被
爲行候に付、費用金先つ三百萬兩被爲積置、度
御主意に候、仍之京大坂は不及申、無遠邇富
饒之者共調達爲致、是を國債とし、萬國普通之公
法を以可及返辦、決而後日之難澁不相成、様、
可取計候間、無懸念、早々調金之儀、會計事務裁
判所へ可申出事、

何月

會計事務總督印

一、英人より肥後參與溝口孤雲へ之書翰、岩倉殿へ呈
進如左、

足下へ神速拜話を望候折柄、足下在坂之由傳聞
し、喜悅不斜候、隨而足下に希望致度儀有之
候、即今一橋君は多才多能、更に加害すへからさ

る人に有之、尤新政府之御設は、可有之候得
共、諸侯より殺害無之様、盡力有之度、此段薩
摩長州并土佐之家老へ傳説有之儀、深く祈願い
たし候、

西洋千八百六十八年第二月九日

トローマス、ビー、ゴロウル花押

○同月廿四日、於會計裁判所、御達左之通、

越前

思召有之、金壹萬五千兩被下候事、

私云、御一新之際、何歟と御失費有之趣を、御推
察に而之被仰出之由、尾、薩、土、長、藝、宇和島
も同断也、

一、今朝雪江、岩倉殿へ參邸、拜謁之上、昨日御内談有
之候一件、於江戶表、御家從探索之出處相伺候處、
舊幕に而周旋方川村恵十郎恵十郎は、雪江も知
己に而頗有志也、傳聞
之由、慶喜東歸に付而は、麾下一向に落合不申、不服
甚敷事之由、和宮様より御願之御直書、卿之手裡に有
之、何時に而も公へは可有呈覽との事也、昭徳院
様、和宮様へ御遺言に而、橋公は誠に御好無之、御
承統有之候而は、奪はれたる如く思召との御儀も有

之、私云、御遺言云々、何分御内々之御手續は出來候事候
不審之條なり、是非表向之御周旋有之様被成度と、斷而御申

聞有之に付、如此御時態、江戸表も混雜之折柄候へ
は、乍不及雪江罷下り、盡力可仕と申上候處、敵
地へ無左と踏込候は無謀の至り、決而不可然候間、
書面を以申越候様との事に付、左候而は、往返手間取
有之候へは、其内御出兵に相成候而は、所詮無之と
申上候へは、此手段に取掛り候へは、其一左右有之
迄は、大兵發向無之様、心得居可申候間、成丈け早
便に而指越候様、御申聞有之に付、其段直に官代へ
出勤、公へ申上之、

一、今日太政官に而、關東へ問罪之勅使御發遣之御評
議有之由、右は過日外國公使へ、已に問罪之使を下
したりと應接有之、實事無之而は、不信に可相成
との事之由、問罪之次第未決議事にも御下け無之、
一、此夜公より前橋公へ之御直書御認に相成、如左、
密翰致拜啓候云々、此度宗家傾頽之一條、御同然
恐縮血涙之至、朝廷之御赫怒も御當然之御事に御
座候故、其際におゐて、可奉救援、道路も無之、
當惑心痛而已、心ならず在廷之處、昨日岩倉前中將

より内談有之候は、中將家來昨日關東より罷歸り
申達候趣に而は、錦地も殊之外御混亂に而、旗本も
落合不申候、仍之貴兄大に御奮發に而、廢立謝罪
之御主張有之由、方今爲御征討、遂々大兵被指
向候御手配有之候へ共、自然右等之正義行はれ、
謝罪之道相立候へは、國內は不及兵亂、生民之塗
炭も無之、朝廷へ對せられ、大忠盛動無此上候へ
は、何卒愈御主張に而、謝罪之筋御立候様御盡力之
程、拙子より及陳啓、御示合申候様には相成間敷
哉との事に候、尤何とか御謝罪之道相立候様、内國
之動亂相止候様致度と申は、此表之輿論に而、於
拙子も元より同論、別而慶喜には、無比之御懇命
も相蒙候事故、宗家と申、御一身之儀も、晝夜案勞
致居候得共、怒成儀及發言候而は、却而御爲に
不相成一時勢に付、胸をさすり黙止罷在候處、中將
より内談之趣に而は、先つ朝廷より無事を御好之
御淵底と被奉察候得は、此秋に當り、貴兄にも一
層御憤激有之、爲皇國爲宗家爲生民、干戈を
止め、社稷を被存候様御盡力之儀、於拙子も御
依頼懇禱致候、此時におゐて、慶喜公御憤懣之御胸

中は、萬々拜察罷在候へ共、何分形迹上之御過失、今更可奉彌縫様無之形勢候得者、唯今と相成候而は、乍恐何事も御一身に御引受被遊候而、天下生靈之爲に、御謝罪之御道を被爲立候様、所仰冀御座候、方今天下治亂は、唯御一心之御所向により候事候處、其條理御辨へ無之、天下之動亂も、生靈之困苦も御貪着無之、只管無形之御前議御押張、御抗命之御姿に被成御座候而は、御暴逆と申上候外、無御座御次第に候得は、是等之御筋合、十分御會得被爲在、判然御悔悟に而、御反正之御所置も被行、御伏罪に而、朝廷之降命を被爲待候様、無御座候半而は、被對御祖宗、御濟不_レ被_レ成御儀候へは、吳々此邊御徹底相成候様、御鼎力之程所希望御座候、其上に而御社稷之儀は、和宮様より御願之事に相成候は、天下之公議も有_レ之候へは、いつれに御不當之儀は無_レ之道理候へは、其邊は猶更公議に被任、御未練ケ間敷御願等は無_レ御座方、御敬上之御趣意も相立、却而公議之爲にも可然歟と致考察候、尾紀初於此表成丈け申談、夫々之手續次第周旋、心力を盡し候筈に御

座候間、於錦地も、又夫々被仰談、御運ひにも可相成哉、何分兎も角も御興廢之御場合候得は、御精々之處、御盡力御座候様、偏以御依頼申候、已に問罪之勅使御發遣之朝議も有_レ之候へは、其已前に御運ひ付き候へは、重疊之御都合と存候事に御座候、尙家來中根雪江より、家老山田太郎右衛門迄申越候次第も御座候へは、御聞取御參考之上、惟々偏に爲_レ宗家御粉骨之儀、千祈萬禱之至御座候、恐恐頓首、
正月廿四日
一、同時中根雪江より、山田太郎右衛門へ差越内書如_レ左、
上御宗家之御儀なから、此節被對朝廷御恐縮之御次第に付、是迄御默止之處、昨日岩倉卿より極御内談有_レ之趣は、岩倉卿御家來、一昨日錦地より罷歸申達候趣は、御東下後都下殊之外混雜に而、旗下も更に落合不_レ申、中々函碓兩關を鎖し、割據と申勢にも至り兼候形勢之處、尊藩并江川家におゐて、元内府公を廢し、和宮様御願も有_レ之、旁田府公を立、社稷之保存を御謀り被_レ成候に付、旗下も七

分通りは御左袒申上候事之由、就中賢兄隨而_カ相木氏御奮發御主張之旨相聞候由、此表に而は、大坂城御明退き後、彼是旬餘に及び候得共、御謝罪之廉も不_レ相顯候に付、追々追討使代り鎮撫使も被_レ差立、猶薩兵三萬二千計、長兵四十八大隊、海陸より被_レ指向御手筈にも相成由、右様之御運ひに而、次第に時機切迫に及候へは、實に皇國之大亂とも相成、双方幾多之人命にも御拘り、且は生民之塗炭、無_レ申計場合にも可_レ立到運ひに有_レ之、然る處錦地之御模様、前書尊藩初之御議論に致_レ歸宿候へは、治亂易_レ地、皇國之幸福無_レ此上御儀候へは、御同姓之御間柄、宗家之御爲、大和守様へ、大藏大輔様より、何分右等之御取計に相成候様御申入、大和守様も十分御盡力被_レ爲在候様被_レ成度との、岩倉殿御内意に有_レ之候、此地之輿論も、於錦地は如何様之被_レ仰譯有_レ之にもいたせ、先何とか御謝罪之筋不_レ相立候而は、益す_レ朝敵之御汚名、御遁れ難_レ被_レ成、此御惡名有_レ之内は、何等之御趣意も、難_レ相立は、日本流之公法候へは、何卒其邊之御運ひに致度ものと申事は、有志之諸藩論も同

一に有_レ之、大藏大輔様にも、是非此御道筋被_レ爲_レ立候處よりして、追々公議之歸着も、照明に可_レ相成一事とは思召候へ共、唐突御發言も難_レ被_レ成、日夜御痛心被_レ成御座候處、右様之御沙汰は、渡頭之船候へは、何分にも於錦地、君候様御始、御鼎力御座候様被_レ成度、内府公之御胸中も、御深察は勿論之御儀候得共、方今治亂は、内府公御方寸之御決着に、致_レ歸着候御場合に而、皇國厄難之起伏候へは、億萬之生靈之爲に、何事も御一身に御引受、御強忍被_レ遊候而こそ、日比之不_レ被_レ爲_レ淪、御恭順之御誠意も相顯れ、皇國之鎮定宸襟も御安着可_レ被_レ爲_レ在御儀候へは、此處を能々御了解被_レ爲_レ在候様、御周旋有_レ御座一度との、大藏大輔様思召に御座候、大藏大輔様にも、已に去暮已來、尾侯と御一所に御周旋之節も、御手違之義出來候哉否や、當今之形勢と可_レ相成は、指掌先見之譯柄に付、咄々御恭順之御一筋に而、と迄も御忍被_レ下候様、必至と御盡力に而、朝廷之御首尾は、全く九分通りは御整ひに而、今五六日御鎮靜候得は、御上洛御入朝、御職掌被_レ仰蒙、更始一新之御政令も、御平易に行は

れ可申儀に候ひしを、會桑之妄動よりして、御成
功を一簣に缺候而、今日之時勢に立至候儀、大藏大
輔様は不_レ及_レ申、關西一同之憤歎に而、實於_二朝廷_一
も、甚御殘念思召候事に御座候、此度も右同様に
而、此一箇之忍の字を、御開悟無_二御座_一候へは、勢
ひ兵亂に不_二相成_一事を得ざる秋に相運ひ候へは、
夫より以往は、皇國之紛亂申迄も無_レ之、遂に外國
之吞噬と可_二相成_一は必定候へは、大藏大輔様にも
深く御辛勞被_レ成、先達而は、既に御出府に而、可
_レ被_二仰上_一歟とも御斷決被_レ成、御國表へも被_二仰
遣_一候程之御儀候得共、又此表に無_二御據_一御次第
有_レ之、不_レ被_レ爲_レ任_二思召_一、唯々夜白御案勞之處、御
移りも有_レ之事と相成候得は、御宗家之御開運、此
期を御失ひ被_レ遊候而は、乍_レ恐最早御滅却之外は、
有_二御座_一間敷と思召候間、繰返し_二皇國御宗家
之爲に、無比絶倫之御盡忠被_レ爲_レ在_レ度思召、御直書
を以ても被_二仰進_一候得共、猶老夫より賢契迄、委細
可_レ及_二拜啓_一旨被_二仰付_一候に付、御大任賢勞は萬々
御推察被_レ成候得共、偏に御依頼思召事に御座候、
此段御合、可_レ然様御取成被_二仰上_一可_レ被_レ下候、

臆斷私説

岩倉卿御内意と申條、是非御同志之御方々御内
談之上之儀と致_レ察候、卿云、大藏大輔殿、定而宗
家之儀候へは、案勞勿論なから、口外難_レ致時勢
故、不_レ得_レ止黙止と相察居候處、家來より關東之
模様相聞へ、前橋之正論幸之儀故、此方より致_二
發言_一候、何卒一ト盡力有_レ之度、大藏殿より外に
擔當すべき人無_レ之と、殊之外乗懸り被_レ申候、
一此件に付而は、大藏大輔様老夫を錦地へ御指出之
思召に付、今朝岩倉殿へ罷出及_二御談_一候處、家
來一人之申口に而虚實も難_レ計、且敵地之事に候
得は、如何様之次第に相成歟も難_レ計候へは、罷
下候義は決而不_レ可_レ然候間、早々以_二書面_一申越、
返答之模様により順境にも候は、其節罷下り
可_レ然、唯今黑白不分明之處へ踏込は、無謀之至
と被_レ申に付、書面往復に相成候而は、彼是手間
取も難_レ計、其内遂に出兵等に相運ひ候而は、詮
もなき事と相成候、其處如何可_レ致と相答候處、
唯今双方隔絶之勢故、是非共御征討より外は無
_レ之候へ共、如_レ此是より手を附候事有_レ之候へ

は、其一左右相分候迄は、大兵を發候事は無_レ之
様心得居候間、其儀は不_レ及_二懸念_一、何分早速之往
返相成候様被_二申聞_一候、是に而も、成丈ケ穩便に
相濟候様との朝議は、粗相分り候、

一昭徳院様御遺言に而、田安公御跡目之事は、兼而
和宮様にも御承知被_レ爲_レ在、此度御家御相續を
和宮様御願ひ御直書は、岩倉卿手元に有_レ之由被
_レ申候、夫故御一人様さへ御伏罪に相成候へは、
御宗家之儀は、身命に換へても、御相續御取持可
_レ申と、被_二申聞_一事に御座候、此卿一亂前は、舊内
府公之爲に、實に不_二容易_一盡力有_レ之處、是は水
泡と相成候へ共、此上は徳川氏之爲に、又盡力致
候も、矢張朝廷之御爲、皇國之爲と被_二申居_一候
て、誠意御相違無_レ之候、

一卿云、御伏罪之上は、割腹でもサセネバナルマイ
ガ、夫を直きに云れた次第にも無_レ之候得は、書
面之方かヨイデハナイカとも被_レ申候、實に恐入
候口上には候得共、朝敵と見て、征討誅滅之御題
號候へは、主將切腹して、士卒之命に代り候蹤
跡も、數多有_レ之事候へは、其邊を暴論有_レ之事と

被_レ存候、此儀は御伏罪に而、天裁を被_レ爲_レ仰候
事にさへ相成候得は、其上之寛典は、公議之歸
する處に可_レ有_レ之事候得は、兎角之義、御自儘に
御決定有_レ之候而は、却而御不敬に相當り可_レ申
と奉_レ存候、會桑之處十分之御寛典に而、君侯之
生命を被_レ保候迄之事、血食は逆も難_レ計可_レ有
_レ之候、此處へ御未練ケ間敷之所置有_レ之而は、宗
家之御故障とも可_二相成_一候へは、御深考被_二成下_一
候様仕度候、朝廷より夫ては足らぬ、是ては濟ぬ
と御いと無_レ之様、事理至當之處、十分に御所
置御座候而被_二仰上_一度、其上に而、たとひ彼は御
注文有_レ之候ても、夫はケ様是はケ様と條理分明
に、如何様マと御聞入れ有_レ之様に、有_二御座_一度
奉_レ存候、

一御謝罪之御次第、此地之輿論は、舊内府公之思召
より出、會桑始、閣老諸有司之内、暴發候事に關
り候向、夫々に御罰殛有_レ之、御自身にも御恐縮
御謹慎に而御伏罪、斧鉞を被_レ爲_レ待候御手續と
相成候へは上等也、○舊内府公御悔悟無_レ之に
付、他より先つ内府公を禁錮し、指次きたる會桑

始を誅罰し而後、徳川氏社稷之爲に嗣を乞ふは第二等也、○徳川氏臣子に關る者、各自刑して罪を顯はし、内府公之御罪に代り御惡名を雪め可申は、臣子之當然なるへし、閣老參政、其他事に關る諸有司割腹し、瀧川等之首惡は刑戮すへし、○會桑君侯、たとひ事に關はらざるも、其家來よりして宗家の傾覆を醸成し、天下之大亂を引起したり、先づ家來を誅して、自らも割腹して罪を謝すへし、會桑之家來自刑して、其主の罪を贖ふ事もあるへし、○會桑頑然として、其罪を知らずんは、徳川氏、或は其親族、又譜代よりして是を討伐して、朝廷天下に謝すへし、○御上洛御先供より事起りしは鳥羽之方也、伏見方は如何、始より實に御先供計ならば、事爰に及はざるへし、晦日已來會桑兵戎裝に而北上する故、反形顯然と稱して、關を鎖し伏を設るに至れり、○反を以て誣らる、程成形迹あるか上に、無形之除姦討伐を口實とせられ候ても、其實を不_レ被_レ遂故、只飭_レ非之造言と相成、愈逆罪を重ねられ候勢に候事、

一卿又、此謝罪之道相立候様、大藏大輔様より、尾紀始、何方へ成共被_レ仰談、精々御行届に相成候様、御周旋有_レ御座一度との御申聞に而、大藏大輔様にも、何卒此筋御成就、少も早く御宗家之御先途も御定り、御安堵に相成候様との御懇願故、少も尊藩之御盡力にも相成候様之思召に而、岩倉卿御内意旁、今夕は尾紀之御家老被_レ仰遣、右之御次第御相談に相成、猶彦根、藤堂、其他外藩之御方々へも被_レ仰談、所々より御申入に相成候様之御積に御座候間、此義も御心得置、被_レ仰上可_レ被_レ下候、

一錦地之御模様如何有_レ之哉、實に難_レ計候得は、調不調之御見込は、一日も早く御報告相願候、成敗は後日之事、先づ御調和之方へ、御取懸り可_レ被_レ遊御儀候は、其御心組と申儀を、朝廷へ申上候へは、夫より先之御運ひ方は、御順序も可_レ有之事故、左様に御急きにも不_レ及候へ共、向背兩途之分別は、精々早急不_レ相分候而は、此地は已に御征討御手下しにも相成候上之御儀故、何れとも不_レ相分、因循日を經候而は、朝廷之方も甚

御不都合に相成候得は、無_レ據又出兵之運ひにも可_レ相成、左候而は、挽回甚_レ六ヶ敷事と相成候、此處を篤と御推量に而、指向之御見込、和戰いづれの方と申儀を、吳々御報知相願候、實に此度は治亂之境界、亂に成候而は相濟不_レ申、大亂を救ふへき期に至つて、救はず候而は、千載之遺憾に御座候、

一社稷御保存之大小輕重によつて、御謝罪之輕重有無之論に及はれ候様之事に而は、利害を先とせられ、御誠意には無_レ之候へは、逆も社稷之御保存難_レ被_レ遊候、已に先達而も、御官稱之事、御雙方より御直切りに而、大藏大輔様も其間に御立被_レ成、所謂上下交征利之勢ひ故、殊之外御苦心被_レ成、漸く御折り合に相成候處、御暴發によつて、御直切り之事は扱置、御官稱共に御無に被_レ遊候御次第に相成候、夫か指見へ有_レ之候故、左様にも不_レ相成様との御周旋に而御座候ひしかとも、既往之事は不_レ及_レ是非、此度之事も亦其通りにて候、此御場合に相成候へは、御十分御罪を御引受被_レ遊、社稷と共に御一身も御投げ出し、天

裁を御仰き被_レ遊候へは、其上之儀は、天下之公議有_レ之候得者、決して御不當之事には相成不_レ申候は、道理と申物有_レ之、其場に相成候而は、御愛憎之御政道は行はれ難き事と相成候は必然に而、其儀は大藏大輔にも、萬々思召込れ候御次第も御座候へ共、唯今夫を彼是と御申出に相成候而は、前轍之如く相成、却而御爲に相成り不_レ申候、先づ臣子の道を御盡被_レ成候へは、自から君臨之御仁惠行はれ可_レ申は、倫理之當然に而、御疑は有_レ之間敷事と存候、

一昨日問罪之勅使發遣之朝議有_レ之候、其御次第、如何と申儀は御治定無_レ之候得共、何分御糺問之筋には相違無_レ之候へは、右勅使御東下已前に、御謝罪狀御持出し之御運ひと相成候得は重疊之儀、夫迄には御行届不_レ被_レ成候は、問罪之節御指出に而も宜候、唯勅使御指付けに御罪を御問はれ被_レ遊、御狼狽と申様成御次第と相成候而は、最早夫限に而、遂に御割腹之御場へも可_レ被_レ爲_レ運候、

一先達而大藏大輔様、御出府も可_レ被_レ成哉之御内

評有之折柄、越前丸岡藩之家老有馬帶刀御而識之様に候、致出府候事故、大藏大輔様御出府に相成候は、是非御下々働き可致と、御謝罪論相立候て、大に意氣込み居候處、御出府御止め相成、甚力落には有之候へ共、何分此時ならては盡忠之時節も無之と存詰、出府之上は、是非尊藩へ御手寄申上度と申居候、罷出候哉如何、弊藩之見込等は、此者へ厚申談置候事に御座候、是迄に罷出居候は、此度之一儀も被仰聞可被下候、いまた不罷出候は、御呼出し、御手先きへ被召使候は、閣老初廣く立廻り候者に而、隨分御間にも合ひ可申、小藩には中々感心なる者御座候、乍序及内啓候、略

正月廿四日

中根雪江

山田太左衛門様

一、同日夕尾ノ渡邊對馬守、紀ノ久能丹波守被召呼候處、對州は痔痛に而御斷り申上、丹州計參邸に付、於御前宗家廢立周旋之義、御談に相成候處、何分厚可申談旨、且於江戸表は、水府候御盡力有之御都合にも可相成義候は、御同處へは安藤飛驒守、

レ之との御事也、

一同日後藤象二郎より青山小三郎迄申出候は、元内府公より容堂様へ御直書來り、御先供より事起り、御恐縮之御次第、宜御周旋御頼之旨、五藩へも御同様との御趣意に付、容堂様にも御取計方、不被成御座候に付、今日朝廷へ御差出に相成候段、公へも爲御知申上吳候様頼談之由、小三郎申上之、

私云、此御直書公へ被遣しは、御國表を経て廿六日に達せし也、

一、此日岩倉殿より御廻しに相成、大久保一藏建白如左、

今日の如き大變態、開關以來未曾て聞かざる處なり、然るに尋常定格を以て、豈是に應せらるべきや、今一戰官軍勝利と成り、巨賊東走すと雖とも、巢穴鎮定にいたらず、各國交際永續の法立たず、列藩離叛し、方向定らず、人心恟々、百事紛紜として、復古の鴻業未だ其事に至らず、纔に其端を開たるものと言へし、然し朝廷上に於て一時の勝利を恃み、永久治安の思をされ候ては、則北條の跡に足利を生し、前姦去つて後姦來るの覆轍を踏せられ候

御懇意之譯有之候へは、此件同人より爲申上候而も可然歟、飛州今日上着仕候へは、猶申談之上、御請可申上二段申上之、

○同月廿五日、尾藩渡邊對馬守參邸、於御前關東一條御談之處、乍恐御一人様之御上に而御事濟に相成、御宗家御立被成候御事候へは、誠以重疊之御儀、御跡目田安公を、和宮様より御願に相成候得は、無此上御都合と奉存候旨、幸明日は、尾州へ罷越候へは、老候へも委細可申上と、欣然として及御請たり、

一、今朝前橋候へ御直書被進に付、飛脚指立手筈之處、此節柄嫌疑も多き世態候へは、今一應岩倉卿へ、公正之御談に相成候様、相伺ひ可然との邸議指起り候に付、於官代鹿之介より岩倉殿へ、此件公然之御手續に相成候様、仕度と由入候處、卿内談とは申條、何方へ發露致し候而も聊不苦、少も差支無之との事候へ共、於邸中家老共不服之譯申立、御内談之趣、御書面に而御渡被下候様申達候處、御承知には相成候得共、良久不被相渡候に付、及催促候處、御用多に而、今日認出來兼候間、明朝罷出候は、御渡可有

は必然たるへし、依て深く皇國を注目し、觸視する所の形迹に拘らず、廣く宇内を洞察し玉ひ、數百年來一塊したる、因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國內同心合體、一天の主と申來るものは、かく迄有難きもの、下蒼生といへるは、斯く迄頼もしきものと、上下一貫、天下萬人感動涕泣いたし候程の御實行舉り候事、今日急務の最急なるへし、是迄之通り、主上と申奉るものは玉簾の内在し、人間に替らせ玉ふ様に、纔に限りある公卿方の外、拜し奉る事のできぬ様なる御さまにては、民の父母たる天賦の御職掌には、大に乖戾したる譯なれば、此御根本、道理適當の御職掌定つて、初て内國事務の法起るへし、右の根本推究して、大變革せらるべきは遷都の典を擧げらるゝにあるへし、如何んとなれば、弊習といへるは、理にあらすして勢にあり、勢は觸視する所の形迹に歸すへし、今其形之上の一ニを論せんに、主上の在す處を雲上といひ、公卿方を雲上人と唱へ、龍顏は拜しかたきものと思ひ、玉體は寸地を踏み玉はさるものと、餘りに推尊奉りて、自ら外に尊大高貴なるもの、様に思召させら

れ、終に上下隔絶して、其形今日の弊習となりしものなり、敬上愛下は、人倫の大綱にして、論なき事なから、過れば君道を失はしむるの害あるへし、仁徳帝の時を、天下萬世稱賛し奉るは外ならず、即今外國に於ても、帝王從者一二を率して、國中を歩き、萬民を撫育するは、實に君道を行ふものと謂へし、然れば更始一新、王政復古の今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を壓するの大英斷を以て、擧げ玉ふへきは遷都にあるへし、是を一新の機會にして、易簡輕便を本にし、數種の大弊を抜き、民の父母たる天賦の君道を履行せられ、命令一たひ下りて、天下慄動する所の大基礎を立、推及し玉ふにあらざれば、皇威を海外に輝し、萬國に御對立あらせられ候事叶ふへからず、遷都の地は浪華に如くへからず、暫く行在を被定、治亂の體を一途に居へ、大に爲す事有へし、外國交際之道、富國強兵の術、攻守の大權を取り、海軍を起す等の事に於て、地形適當なるへし、尙其局の論あるへければ贅せず、

右内國事務の大根本にして、今日寸刻も置くへ

からさる急務と奉存候、此儀行はれて内政の軸立ち、百目の基本始て擧るへし、若眼前些少の故障を顧念し、他日に譲り玉は、行はるへきの機を失し、皇國の大事去ると云へし、仰願くは、大活眼を以て、一斷して、卒急御施行あらん事を、千祈萬禱奉り候、死罪、

正月
大久保一藏

右別紙、大久保一藏より、手元迄差出候事候得共、爲御参考入御一覽候、御廻覽可返給候也、

正月廿五日
具視

越前宰相殿

○同月廿六日、今朝岩倉殿へ、御書面爲受取、伊藤友四郎被指出處、御用多に而、いまは御出來無之候間、後刻爲持可遣との御挨拶に而罷歸處、晚來に相成、爲御持越に相成、御直書如左、

愈御安康珍重不斜候、然者今度徳川慶喜進退、實に不可言次第、百事去候儀には候得共、尙今日に至り、爲宗家御苦心之條令推量候、若條理上におゐて、齟齬する事なく、其道相立候様有之候は、豈血食之事懸念有之間敷歟、聊見込之旨も有

之候間、足下内々周旋之儀、後難なかるへし、乍併素より席議と申儀には無之、臣一己之見込之儘、申進候迄に候也、

正月廿六日

具視

越前宰相殿

右御書一條に付、飛脚延引之段、山田氏へ之追口相認、夜戌刻早飛脚指立之、

一、同日、去る十七日於江戶表、西丸へ重役御呼出に付、飯田主税罷出候處、大目付戸川伊豆守殿を以、御直書御渡有之に付、同十八日晚立飛脚御徒高木要助御國表へ相廻り今日着、於江戶表御渡に相成、舊内府公御直書指出之、御拜見之處如左、

此程、別紙之通被仰出候趣承及、驚愕之至、素より途中行違より、不料先供之者争鬪致候迄之儀に候處、斯之通之御沙汰に而は、甚以心外之至に候、殊に靜寛院宮様にも、深御心配被爲在儀に付、積年微誠御諒察之上、御周旋有之様致懇希候、不

正月望

大藏大輔殿

内府

右之通之御書面に而、更に御悔悟之御様子不被爲在、御周旋可被遊様も無之に付、唯此儘に、明日太政官へ御出に可相成との思召なり、

一、今日御布達左之通、

一太政官代、是迄被用九條家候得共、從明廿七日、以二條城太政官に被用候事、

一參與役所、同城内に被設候間、惣而是迄之通取扱候事、

正月廿六日

○同月廿七日、昨日相達候慶喜公御直書に、御書翰被副、酒井與三左衛門を以、徳大寺殿迄被指指出之、

一翰令啓達候、春寒難退御座候所、御兩卿愈御安泰、珍重奉存候、抑去る十七日、江戸表西丸城へ、重役呼出に付罷出候處、戸川伊豆より慶喜直書渡有之に付、右直書國許へ差遣し、夫より昨日以急飛脚差越候に付、右慶喜直書、別紙共、御兩卿迄差上候間、總裁宮迄御呈達奉希上候、此段申入候也、

正月廿七日

御實名

正親町三條前大納言殿
德大寺中納言殿

二白、時下御自愛奉懇祈候、下官聊風邪、今日之處太政官へ參勤御斷申候、明日何れ罷出、萬々可申入候也、

別紙

慶喜直書中、上包前内府と有之、書中内府と有之、右は從朝廷慶喜官位被止候得共、是は從朝廷一列藩へ布告有之迄に而、徳川慶喜へ、官位被止候御沙汰書等は、いまた出不申故、本文之通、内府と認有之儀と相考申候、此邊も可然被仰入被下度候也、

一、今日より二條城太政官代に相成、諸官出勤有之、
一、此日於官代晩景に相成、下參與不殘御呼出に而、岩倉殿被申聞候は、仁和寺宮も、今晚は浪華より御歸陣に可相成筈、右に付而は、愈關東征伐之大兵を被舉候御決評なり、三道之鎮撫使杯に而は、逆も行き足り不申に付、海陸より大兵進發之厝算也、右に付、熟考之上、見込通りも有之候は、明朝申達候様、御演達有之、

一、此日御國表廿五日立飛脚着、江戸表より相廻る大久保一翁早書如左、

十二日付之節は、私云、十二日付は、二月に相成、還御御一條、未心得内之事、還御は御良策には有之間敷候得共、却而皇居へ御忠意相合居候よりの御事、且右に付、幕府一統巨覺、既小栗等御退、舊習御一洗、大好機と奉存候、今日より眞に口候は、皇國之御爲にも無此上奉存候、口之差向錦旗下候は、御全國御失體、大亂之原に而、夷中奸悅候計之事に候間、幾重にも御工夫、尾土兩侯等被仰合、御止御急務に候、是は徳川氏之爲、申私には毛頭無之候、夷中奸に、鼻下のはされぬ様に奉祈候事に候、將還御後、種々御歎息に而、御隱居之内含も、御口氣に被伺元道候へ御口候間、今此大難に至、聊にても御動之思召に而は、決而不相濟、徳川家之御不爲のみならず、全國之御不爲、其上偽に唱候朝敵々々之言艸、却而實に可相聞、旁不宣、御手打に相成候迄は、御止可申と泣出し、死を決候心中は、身分にも不寄候間、明候にも此段御察、御周旋御精力奉祈候、今は何と申候共、朝敵之御趣意

無之は、不久相顯れ可申候、乍敵も長人は近頃開候故、此位之事は可分と奉存候、當今異說唱候者は、夢中歎と奉存候、歎息に不堪候、吳々も夷中奸に、鼻下のはされぬ御策、御工夫希候、且幕府より出候君側奸御退と申も、御良策に無之に付、是又御取消御工夫希候、幕府は關東丈之御備調、夷人之侮相防、彌皇朝へ御忠節之外、他事無之御見込に奉伺候、此度は實に皇國御大事に候、御勉精奉祈候、九拜頓首、

正月十五日

忠 寬

大藏大輔様

一、前記十二日付呈書如左、

益御勇健、御加壽被爲在候段、爲國家奉敬賀候得共、新春之御祝詞も申上兼候世態、恐入居候外無之、遠方且隱居之耳には、何事も慥には不三分、風説而已にて、遠察歎息仕居候、昨今風説に而は、御歸國被爲在候哉にも承候、彌御歸候は、乍憚御良策と奉存候、當今全國之御大事は、申迄も無之候得共、いまた大公至正之場には至兼可申哉に付、先々貴國御安全御

備向、御十分に御貯有之方、却而御忠節と奉存候、今日に相成候而は、此地之有司等着眼更に解兼候、今之處、是も彼も都而百に五十哉と被察候、乍憚御當主様御當前之御勤方は、世之並と可被遊御事に奉存候得共、尊公には御隱居後之御事故、百に五十の内へは、御加り無之様奉祈候、兎角今二三段高着に無之而は、眞之場には無覺束哉に奉存候、此地芝邊一條も、意外之事に候、尤諸町家等押入亂妨は、過半芝屋敷に居候哉之由、是は實事と相見へ、其後市中は至極靜に相成候、只々町人共迄、上納一條云々多く候、此後一揆如き之事不始様にと、是亦祈居候、近船竹製筆手に入候、毫之様には無之候得共、診敷に付、入尊覽候、唐墨相副、御一笑可被下候、恐惶謹言、

正月十一日

忠 寬

榮井君玉凡之邊

二白、時令御自愛專一奉存候、何歎不隱候故吟情薄し、
世の人のこゝろに花の咲ぬ間は

春としてはるのひかりやはある
うくひすの聲をもまたて此春は

歳暮

身老年徂涙自流、人生黙數等雲口、
天下頼有催春意、一朶梅花消百憂、

御一笑々々々

一翁寛九拜

右同時、雪江へも投書有之、其槩略は、粗呈書と大同
小異にして、錦旗を被止候様、朝敵之御汚名被除度
等之主意也、本紙失所在、探索して重而可記之、
○同月廿八日、今日於官代、關東御征伐御決定之議
事有之、下參與之面々意見御尋に付、出席之上座中
根雪江より、及御答候は、關東今日に至り、更に悔
悟之體不三相聞候へは、早々御征伐御當然之御儀た
るへきと奉存候、御軍略に至つては、唯今申上候程
之見込無之段申達、衆議大同小異に而、遂に御決評
と相成、

一、此日江戸表廿二日立之飛脚御徒橋本兵吉着、去る
十九日重役一人、西丸へ罷出候様、御觸達有之に付、
飯田主税罷出候處、御座之間へ、御同席方重役一同被

爲召、御直に上意有之由、相廻る寫如左、

今般皇國之御爲を以、政權奉歸候次第は、何之懸
念も無之、誠忠可盡存念、一統も盡力致吳候儀に
有之、登京之節奏聞之次第も、承知之通之儀に候、
然るに京坂戦争も行違之儀に而、追々承候へは、朝
敵杯との風聞も有之由、兼而之素願も不三相立、殘
念に存候、併此上誠忠相盡候存意に候、就而は朝敵
等無之趣は、申立度存候得共、貫徹致間敷に付、右
之處、一統より盡力致し、京地へ申立吳候様頼存候、
一、同飛脚に而、去る廿一日戸川伊豆守殿より御呼出
に付、御留守居罷出候處、平山圖書頭殿御渡之御直書
相廻る、如左、

一、翰拜晋、然者去る三日先供之兵隊、鳥羽伏見兩道
より入京候處、薩藩士指留應接中、伏兵一時に起
り、發砲に及候に付、兩所共無據應砲、怪我人も多
人數有之、實に意外之次第に而、不料奉驚宸
襟、人民を損傷致し、兼而之素意にも相背候間、斷
然大坂城を御兩家へ託し、兵隊を爲引揚候、全く
一時供先之爭鬪附會して、或は朝敵之惡名を負し
むる哉にも承り、實に意外恐歎之至に而、畢竟華城

を棄て、赤心を表候得共、何分近來事々素心に背候
事とのみに而、遂に病魔に被侵、事務取扱兼候間、
退隱いたし、跡式之儀は、相撰申付候積、何卒是迄
之御厚誼、不三相變御盡力被下、朝廷を初、外藩へ
も御説諭、前文意外之汚名相雪候様、此上にも御
鼎力、千萬拜囑する處に御座候、書不盡言、萬面
聲、

正月

御 諱

大藏大輔殿

一、同時勝安房殿より呈書如左、
邦内之事、今日に到り、亦何をか陳可申、閣下當節
之御動靜如何候哉、深御案申上候、小生唯分を守り、
今一死ある而已、付而は別紙之旨趣、其御筋へ被
仰立一度偏に奉希候、東都別に説も無之、定論紛
紛たる而已、何卒區々たる微忠、可然御採用御座
候様奉願候、別に申上度は海山御座候へ共、非所
盡筆紙、宜御高推を奉仰候、謹言、

正月十八日

安 房

越前老侯机下

徳川陪臣

勝 安房

近々官軍問罪之御舉ありと、臣子之分唯一死ある而
已、何を患とするに足らん、其曲直是非に至つて
は、強而今分別を論せず、暫く空漠に附し、百歳公
議之人を待而已、昨今米利堅之報告に云、官軍兵庫
之居館を襲ふゆへに、墩を築き兵士を分ち、其地を
固守し、猶軍艦を呼と、英佛亦然り、長崎地方之如
き、いまた其確示を不を得といへとも、恐らくは同
轍に過ぎざるへし、臣愚、聞之痛哭悲歎に不堪、
遂に印度之破れ、近くは、支那之地、長毛官兵、其是
非曲直を鳴らして同屬相喰、西洋諸國其虛に乗す、
今哉皇國殆と同轍に陥らんとす、口に勤王と唱ふ
といへとも、其形勢今日に及へり、公平を唱へて大
私を挾、皇國土崩、萬民塗炭に陥るを不察、是を何
とかいはむ、臣上途して微衷を愁訴せむとすれと
も、今は有罪之小臣、我主と一死を待而已、然共此千
載之遺恨を如何にせむ、臣か斬首前に逼れとも、默
止するを得、希くは此微志を以て、參與閣下に
代訴せむことを、誠恐謹言、

辰正月

一、同時大久保一翁老呈書如左、
 去る十五日後も、多分日々登城候得共、諸士逆上強
 に而、眞之道理更に不_二相分_一、然るに小栗上退役、其
 二連少々鎮辭等之説、少くは耳に入候者も出來、今
 日は閣壹州一人皆引に而、都而靜に相成、御前へ
 も緩々罷出、種々伺候處、彌以御恭順之外、更に御
 他念不_レ被_レ爲_レ在、其處は安心仕候得共、是非御隱
 居可_レ被_レ遊との御沙汰、此儀實に口難極候、皇國御
 爲に相成候は、聊御留も不_レ仕候得共、考候處に
 而は、又一亂之本にも可_レ到と心痛極候、漸々諸司
 血氣も少々鎮、今翁も爲_レ差言分も無_レ之、只々柔弱
 之誹受候計に候、其は更に不_レ顧、萬一御恭順之御
 趣意不_レ通節迄之御預物と覺悟に候、夫は兎角扱
 置、此地に而は、御恭順被_レ爲_レ盡候思召に而も、尊
 地に而御覽被_レ遊候而は、如何と御心付之廉々も候
 は、一寸被_レ仰下候様希申候、其外眞に心得に
 可_二相成_一事、思召付被_レ爲_レ在候は、雪江より一寸
 示吳候様、被_レ仰付伏希候、此地眞相談は、勝房之
 外不_レ過_二三三人_一、其餘は強事計申居候、何分御教示
 可_レ被_レ下候、頓首、

正月廿一日
 二白、南部彦助着、委細一馬より承知、一安心仕候
 間、直に一馬同道、登城相談、閣も被_レ逢、安心と申
 居候、松周等には實に血氣計、あきれ候、乍去此邊
 は一度に申散候得共、下々多勢紛々には困極候、猶
 御精忠奉_レ祈候、□□出候由、遙に承知、同人一筆教
 示懇願に候、謹言再拜、
 夜中退出、宅へは論人不_レ絶、勞極候、早朝より紀
 人三人正午迄論、漸々爲_レ服返候、心中は可_レ愛事
 に而候得共、道理不_レ解人々多々、三拜、
 榮井君 一翁 寛
 一、右慶喜公御直書之儀、在京諸侯へも御同様被_レ進
 候御様子に而、藝侯よりは、今日惣裁宮へ御指出に相
 成由也、右に付種々御評議之處、兎角君臣とも此表之
 事情承知無_レ之故、關東之悔謝に而は、更に此表へは
 徹底不_レ致次第に付、右御書御請之代り、朝廷へ御達
 之上、可_レ然人物關東より御呼寄せに而、御口上に而、
 御曉諭に相成可_レ然と被_レ決、猶此地之輿論は、雪江よ
 り一翁老迄申遣し可_レ然との御沙汰有_レ之、
 一、此日將軍宮御歸洛有_レ之、

○同月廿九日、公午刻より官代へ御出參被_レ爲_レ在、今
 日被_レ議事、浪華行幸には御決に相成候得共、御趣意
 柄兎や角と御居り兼に付、公被_レ仰候は、御親征、又は
 外國御交際、或は遷都杯、多端曖昧之御趣意に而は不_レ
 可_レ然、御交際ならは御交際に而、公然と臨幸被_レ爲_レ
 在可_レ然、遷都之事は、諸侯會議之上に而御治定可_レ
 然、御親征之儀は、將軍宮へ御委任も御當然たるへ
 くととの御議論之義、又議院臨御も不_レ被_レ爲_レ在候而、
 外國御交際之臨幸は、御順序無_レ之、御不都合たるへ
 き旨、三條岩倉之二卿へ被_レ仰達、御嘉納有_レ之由、
 一、今日御出參之節、昨日御到來之慶喜公御直書、并
 一翁老呈書、勝安房殿書狀等御持參に而、岩倉殿迄御
 披露、右に付、御見込之趣も御物語置之由、
 一、此日木戸準一郎、後藤象二郎、大久保一藏、總裁宮
 顧問に被_レ仰付、
 一、昨日之飛脚に申來候、去る十七日御同席重役へ、
 上様御直書御頼之一條、何共可_レ被_レ成様も無_レ之御筋
 候へは、矢張御汚名御免れ之儀は、御謝罪之外は被_レ
 爲_レ在問敷と、一統より申上、可_レ然歎との御評議に
 而、土、藝、紀は、明日於_二官代_一打合せ、津、彦根、小濱

等は、御家老中より重役[◎]被_レ申越、相談に可_二相成_一
 と相決す、
 ○二月朔日、今朝御布令如左、
 今般御一新に付、明後三日、二條城太政官代に、御
 親臨被_レ爲_レ在候旨、被_レ仰出候事、
 但行幸之儀、惣而御輕便を主と被_レ遊、月中數ヶ
 度御親臨之思召候間、猥りに供奉不_二相願_一様、兼
 而申達候事、
 於_二武臣_一も、供、堂上同様、侍二人、僕兩人可_レ被_レ
 召連候事、
 一、今日於_二官代_一、昨日邸議有_レ之候、上様御直御頼一
 條、鹿之介より藝辻將曹へ申談處、申立盡力と申儀
 は、見込付兼候段御斷り申上、重役之心得に而、京地
 之時勢申立而已に而は、御筋立兼候形勢候へは、御
 悔悟御謝罪之道、御立に相成候様、申上候積之由、肥
 後も同様、明日にも壹人指立候而、申上積之由、土州
 之方、象二郎は當時已に舊藩へは關係無_レ之、殊に嫌疑
 甚敷旨に而、不_レ及_二申談_一由、鹿之介申達、其段申上に
 相成、申遣候三藩へも、右之趣に可_二申談_一と相決す、
 午後藤堂歸雲、彦根新野□□、田中三郎左衛門へ、御

家老中より申越に相成處、歸雲説は、藝紀カ同様に、何分御謝罪之儀申上度と申合せに而は、御悔悟之筋には相成間敷由申に付、各々之申上方に相決す、彦根にはいまた不承知候得共、申來候は、同様に可相心得との申談に相成、小濱よりは、重役耳遠に付、用人之内名代罷出に付、同様申談處、大晦日立之飛脚着之後は便宜無之、右件は元より承知不仕、漸く之事に而、如此勅勘御免に而、また參内も出來不申爲體故、たとひ承知仕候而も、何共可致様無之趣申出之、

一、此日、過日舊内府公より御直書御到來に付、御請可被仰合人物、關東より御呼寄之儀、却而朝廷御嫌疑も可有之哉に付、今日早飛脚御徒高木要介を以、御請之御書被指立之、此御書不_ニ相見、一、同時大久保一翁老へ御返書代り、中根雪江より指遣す書面如左、

去る廿一日御認、大藏大輔へ之御呈書拜見仕候、段々貴勞之御様子拜承奉り、爲_ニ宗家皇國、降心大慶仕候、御紙表之趣、且大藏大輔へ被_レ遣候御直書を奉_ニ拜見候而も、此表之事情と、錦地之御

見込とは、實に反對之事と相成候は、此地之義、委敷御承知不_レ被_レ爲_レ在御儀故と想察仕候、右に付、既往之事より略々陳述仕候、抑此度之御一條、最初より聊に而も御妄動被_レ爲_レ在候而も、忽朝敵之惡名を可_レ被_レ爲_レ負事は、必然指見候儀故、老臣より御直にも再三言上も仕、閣老參政等へ、御恭順御鎮撫之儀は、反覆丁寧、幾百回及懇請候得共、不肖之者共之申上方、徹底も仕兼候哉、御採用にも相成不_レ申事、遂に今日に至候儀、千歳之遺憾に御座候、其子細と申は、兎角朝廷に而は、最初に一發致候降官削地之餘論、消滅致兼候而、種々御難題出て、又二條に而は、降削之所_レ謂無_レ之との御趣意故、尾越其中に立、周旋困苦を極め、漸々にして朝議を口め、寛宥之御趣意之御書面、尾越へ御渡に相成候義に付、夫を御承知にさへ相成候へは、直に御參内、引續き御職掌迄も、可_レ被_レ仰出_レ歟之所迄、相運ひ候に付、則寡君右御書面持參、尾老公と一同下坂に及ひ、言上被_レ仕候處、一々御承知に而、御請書も御渡に相成、猶又御上京之御模様思召相伺候

處、何時に而も御上京可_レ被_レ遊間、朝廷之向篤と取調らへ、御上京直様御參内等之御都合、宜見込を立、御懸念無_レ之處に而、御案内可_ニ申上との御直約被_ニ申上、廿九日夕乘船に而、歸京被_レ仕候事に御座候處、翌晦日瀧川播州御地より上坂に而、煽動有_レ之由、坂地俄に兵事之議蜂起、在坂之諸藩へは、出兵御催促有_レ之事に相成候、是より先き、何故か不_レ存候得共、淀、伏水、橋本、枚方等に御配り置之兵隊此比朝廷に而は、類りす、如何々々と、朔日以來北に向ふて追々御繰出、會桑等も戎装に而動き出候風聞、二日夕京地へ相聞候に付、夫に而は益々々々朝敵と可_レ被_レ爲_レ成勢故、何分早々御鎮定相成候様爲_ニ言上、老生へ下坂被_レ命候へ共、微力に而は迎も行届き申間敷と、細川家老溝口孤雲、津家老藤堂歸雲、大州家老深尾鼎、柳川家老十時攝津等へ、老寡君より、老生と共に下坂、唯々御妄動有_レ之而は、忽朝敵之惡名を被_レ爲_レ負候間、速に御鎮撫相成候様、可_ニ申上旨被_ニ申談候處、何れも決然として、下坂可_レ仕と致_ニ承引、三日曉より逐々下坂、

老生は猶又朝廷之御模様如何と存し、三日朝下坂前、岩倉前中將殿迄罷出候處、使者の間は、薩の内田仲之介、并長人罷出居候、何も暫時對談に而引取、其跡に而老生拜謁候處、岩倉殿御申聞候は、薩長より伺ひ、昨夜より唯今迄三度に而候、其子細は、坂兵甲冑に而次第に指迫り候勢、反狀相違無_レ之、打拂ひ可_レ申哉、如何可_レ致との事なれとも、唯今一發致候哉否大事敗れ、朝廷之厚き思召も、内府公之恭順も、尾越之周旋も、乍_レ不及拙者之盡力も、悉く水の泡と相成而已ならず、今後之見込も付兼候に付、御沙汰有_レ之迄は、決して手出し不_レ可_レ致と、三度共に申聞、唯今も相返し申候、是より惣參内、御大議に可_ニ相成候間、大藏大輔殿にも、早々參内候様、可_ニ申聞との事に付、老生申達候は、如此危急之場合に相運ひ候得共、猶一ト盡力仕度に付、唯今より致_ニ下坂候、ケ程迄之形勢には立到り候へ共、何とか鎮撫之道相立、内府公上京相成候は、過日來及_ニ御談候通り、直様參内等之運ひは、相違有_レ之間敷哉、今一應相伺度、下

坂之上折角鎮定致し、上京に相成候而も、此度之過失により、參内も不_レ被_レ命と申様成事に而は、再度及_二動亂_一候故、念を入れ候と、ヶ條書を以相伺候處、上京之運ひにさへ相成候へは、兼而申談候趣は、萬々請合ふとの事に付、夫より歸邸之上、猶又差當り伏見表鎮撫之儀、尾州申合せ等を申談、爾後發程、四ッ塚關門邊へ罷越候處、薩兵處々屯集、英氣を蓄へ、敵を相待候勢ひ、夫より鳥羽村へ入候處、坂地之第一大隊勢揃へ最中に御座候、是は大抵未の半刻比に可_レ有_レ之、此景況に而は、無事に鎮定は無_レ覺束に付、一驚を吃し、殆落胆仕候得共、強而精神を勵し、南下仕候處、伏見并鳥羽の方へ繰出候坂兵、陸續として蟻行之如くに御座候故、胸中不_レ穩候得共、道を急き罷越、橋本之關門を過て數町ならず、薄暮前八幡山を打越し、伏見之方に當り、火光天を焦し候故、大事了と大息仕候得共、今朝岩倉殿口上に而考候而も、朝廷より容易に御指圖は無_レ之模様と申、大藏大輔も參内、精々抑留之含み候故、たとひ兵端開らけ候而も、朝廷より御指圖さへ無_レ之

候へは、薩と坂兵との私闘候得は、又取直し方も可_レ有_レ之、何分一應華城之御安否も相伺度と、枚方より船に乗り、四日曉七時比、中之島の弊邸へ着船仕候處、留守居之者より、先刻御達之由、於彼除姦之御發令を一見候處、軍隊に可_二馳加_一との御文段を拜見、是迄度々申上候事を御用ひなく、御私に兇器を動かされ候而は、正敷姦計之陷阱に御落入、朝敵之御名義御免れ難_レ被_レ遊相成たりと、長息虹霓を吐き、悶絶辟地仕候事に御座候、又此曉は、坂地薩邸を御攻撃之沙汰に而、御手配り御嚴重之由坏、物語居候内、地雷二發、中の島邊迄震動、薩邸忽然上り申候、事之體以之外故、直様登城、永井君へ拜謁、如何之御様子と相伺候處、御奏聞狀上達致兼候内、御先供之行違より戰鬪と相成、只今之爲體、上様始御當惑との口氣、今後之御策如何と相伺處、御無策之由に付、夫に而は猶以御大事と、誘引之諸藩老も御城中へ會し、種々申談、閣老衆御初よりも、御談し有_レ之候へ共、思ひ込下坂致一條は、何れも途中に而戰爭相起り候故徒然と相成、今後之處も、

除姦に付軍隊へ可_二馳加_一との御布告有_レ之候而は、御名義更に不_二相立_一、如何とも致様無_レ之と、顔を見合せ歎息致候而、今五六日御堪忍は難_レ被_レ成候ひしかと、既往を恨むる迄に而、惣而無策に歸し、孰れも致_二退散_一、老生は即夜乗船、橋本邊に而平明、淀邊に而大小砲聲動_レ地之勢と相成故、上陸致し、間道を経て、五日暮時前京着、扱二日已來之模様承候處、三日夕伏水鳥羽に而、一砲相發候哉否錦旗翻騰、將軍宮を被_レ命、宮中より直様御進發と相成、朝敵之名義を十分に掲げ顯はし候事に候、戰爭手始め前後之論も、已に發砲と相成候而者、其前後は更に論せず、晦日已來之儀を初、會桑戎裝等を以、惣而反狀に歸候故、如何とも申釋之道無_レ之、頃來尾越土藩と及_二密議_一、如何程之難題も、惣而御恭順之二字を以取消し居候事に而、可_レ惜其比と相成候而は、縉紳中にも、御上京希望之向も出來、晦日歸京、元日は休日二日には已に上様御上京之御運ひに付而之朝議にも相成候處、即夕に前書相認候通り、何ぞ料らん大藏大輔は、前内府公御請濟復命之途中に

罷在候、晦日來坂地に而は、最早兵事御催しの聞へ有_レ之事に相成候は、御運之末とも可_レ申哉、尾越之二藩も、是迄恐らく二心なく、盡力之積には候得共、猶御嫌疑も候ひしやらん、一應之御談もなく、坂地は坂地之御仕出と相成候故、此表之手筈悉く齟齬、朝廷へ對し候而も申譯無_レ之、諸藩へ向ひ候而も、宗家之無算不體裁、實に面目を失ひ申候、華城御明け退きも、御誠意を被_レ表候思召之由候へ共、是以餘り成御不體裁、閣老監察位は御居残り、御城附之御武器錢穀等も、御目錄に而、御立派成御托しに相成候へは、ムザムザと御建物は焼却、器械金穀も分捕には相成間敷候を、多宮唯一人居残りにて、兩藩之者なれば、壹人に而もつらまへ、口先きにて相渡し、迺支度而己之爲體に御座候故、火之元吟味も不_二行届_一候哉、彼是申内、出火に相成、誠以埒もなき御事共故、御誠意も何も相立候事には無_レ之、華城之御退去は、天下之笑ひ物に御座候、有體に申候へは、此表之事情は、右様之次第に御座候故、中御先供之御行違ひ杯を、被_二仰立_一候而も、其

已前に戰爭之御趣向有之候事を、致承知居候故、實に御先供に而も、決而左様には請取り不申、ホンノ御遁辭之様に、冷笑致居候勢ひに而候、

實に御意外に候は、御承知被爲在候哉否、閑老に而も被遣、早々御引揚に可相成處、御承知之上に而も、尙交戦之儘被指置候而は、被對錦旗、朝敵に相違無之、六日に至り大坂城を御托し、兵隊御引揚に相成候而も、御赤心之被仰譯には相立不申候故、世上に而は、狼狽と唱へ、手を拍て笑ひ居申候、

又前にも相記候通り、御上京之御一途には無之、會桑も取付き居り、除姦之御目論見と、相混し候而已ならず、御奏聞已前之御發令等、御手違ひとは乍申、御形迹におゐて、御恭順之道は更に相立不申候故、別紙に相認候通り、何事も反形と取成され候而、申開らき無之候、且朝敵之御惡名御殘念思召候も、乍恐御尤至極に而、一つ御手違に相成候へは、其御殘念に思召候御惡名を被爲負候は、眼前指掌に御座候故、不被

爲負様にと、大藏大輔初、乍不及周旋力を盡し、九分は仕課ふせ候處、一分之際に而、御堪忍囊切れ、果して御惡名を被爲負候御義に而、唯今此地之名分名義上に而は、負せ奉りしには無之、御負ひ被遊候と申か正議に御座候、御心術上に御誠赤も、御形迹上におゐて、貫徹可仕様も無之次第に相成居申候、此處を能く御洞察無御座而は、偏に御恭順と御誠意をのみ、御主張御座候而も、無形之儀故、於此表大藏大輔初、口外仕候義は難相成候へは、此上は唯此度之御始末、何とも御恐入被遊、御一言之被仰譯も不被爲在候へは、如何體之御沙汰御座候而も、兎角被仰上候義は不被爲在と、御悔悟御謝罪之御筋道不相立候而は、朝廷におかせられ候而も、御聞届被遊度候而も、難被遊御次第に御座候、右様にさへ被仰上候へは、御恭順も御誠意も、御貫徹之御道も相立可申歟、彼是と慙成被仰譯は、却て御名分上之御障りに相成候へは、只管御悔悟御謝罪之外に、御條理は相立不申候、此御筋さへ相立候へは、

又朝廷に而も、夫々御寛宥之御廷議も相立可申は、自然之道理に奉存候、尤御悔謝も、乍恐御口上計に而は相濟不申、其實跡を可被相立一事に御座候、第一會桑之二藩、心術上之忠赤は可憐可感歎に候得共、朝廷にそむき蛇蝎之如く御嫌ひ被遊候故、歸國被命候而も、其儘滞在のみならず、或裝北上、官軍に向ふて戦ふ、此二藩より、宗家を倒す、所謂眞之引罪、惡必誅不可起れり、關西之輿論に御座候、且坂地におゐて事に關りし諸有司は、夫々御罰殊無之候而は、御實跡相顯はれ不申候、此處迄十分に御落入、御悔謝と相成候へは、年來之御誠忠も、御逆心可被爲在様も無之御儀も、無御據譯に而、御反形と相成候事も、是亦天下萬人之知る所候へは、必雪冤之議起り可申も、必然之勢に而候へ共、即今之處に而は、御形迹上におゐては、御遁れ難被遊御名義故、一人として口を開く者無之候、書は不盡言、難及禿筆而已ならず、甚以不敬多罪に亘り、恐入候得共、心付候義は、申上候様との御書面に付、大藏大輔申付、旁此地之見込を申上候、何分方今之長策は、兎も角も干戈

之動かぬ様、人心之安着する様に、御鎮定被遊候而、天定之時を被爲待候より外は無御座候、是皆乍恐上様御一心より外に、出る所無御座候、唯々奉恐入候、何たる御形行に相成候哉覽、長生き仕候而、如此憂目を見候事歟と、書に臨んで落涙止兼候、
一昨日朝議に、愈謝罪之體も無之上は、海陸之大兵を發せられ、御征伐可被遊と、御決定相成候、
一右に反し、和宮様へ、何か御和平御取計之儀、被仰進とも相聞申候、又和宮様より、田安様御相續、御願ひ被成とも相聞申候、
一廿七日より、二條城を太政官代りに相成、宮公卿始、御出勤有之、罷出候而も、黍離之有様、不堪感慨之至候、
一當月三日以前迄は、諸藩并縉紳中之有志、上様御參内之御運ひにさへ相成候へは、天下は靜謐成るへし、夫より後は、王政一途に力を盡せは濟事と、一同に是を目的依頼とし、其事に而已力を用ひ候處、世態一變して、算外之事と相成候に

付、王政も名計にて、實は望洋なり、嗚呼御謝罪之筋たに立候は、罪はなし、人材は棄へからず、朝堂に立てんといへる論も、朝野に聞候處あり、

一岩倉殿より内意有之、同姓大和守迄申越候義も有之、定而御承知相成候半と奉存候、

一有馬遠州家來有馬帶刀に、囑候儀も有之候、是も定而御承知に相成候半と奉存候、是等之諸説も、御參考被下、何分にも爲皇國爲宗家、御鼎力偏以奉仰望候、勝君より老寡君へ御呈書有之、老生へも御投書候得共、拜答之儀は、前書之趣申上候より外は無御座候へは、乍恐宜御傳聲可被下候、

私云、先月廿六日着之飛脚に、内府公御直書御到來之處、一向に御悔悟之御様子不被爲在、又廿七日着一翁老呈書、同人より雪江へ之投書等之趣に而も、内府公御始、御恭順と計に而、御謝罪等之儀は、更に御心附無之御模様
に付、雪江より之返書に、此表之實況委敷申越可然との御沙汰に付、廿八日一書相認、紀藩

東行之一士人へ相托し候處、同人東行延引之都合に相成に付、取戻し、日附其儘、今便一所に相達、書面如左、

正月十五日御認之御書面拜見仕候、何事も浩歎に附し、血涙より外無御座候、錦地之形勢、御見込之御次第も、此地之事情御承知無御座候而は、一應尤に奉拜承候得共、京地之輿論は、別紙之通に而、如何とも可仕様無御座候、乍恐重疊之御不都合に而、言語道斷に御座候、唯一日も早く、御謝罪之御條理相立候方、御家之御爲、御一身之御爲、元より皇國へ之御爲は、不及申事に御座候へは、御熟考之上、御盡力被下候様、天地へ對し奉懇願候、今日は御征討之爲、海陸之大兵、可被發御決議に相成候御様子に御座候、御東下已來も、御一言御悔謝も御報告も無御座候、右等之御運ひも無御據譯に而、於此表は何共可致様無之候、如_レ此皇國之大變動之起るも起らぬも、御一身に止り候世態と相成候は、切々不_レ及是非事に御座候、餘は御諒察に譲り申候、要文之外は、嫌疑世界故、及_レ省文候、尤御悔謝之御條理相立候上は、自ら御

開明之道も可有之歟之輿論も有之候へ共、此等之儀は、利害に亘り候に付、態々不_レ及詳悉候、伏見淀之一戰より、追々御敗衄、且華城御落去等之御手際、兼而恐れ居候名義を御毀り被遊候事故、何とも致方無之候、一日も早く、先つ天下之平穩に相成候御策は、御悔謝之外は無之候、其上ならては、正論も公議も行はれ不_レ申候、御心外之御胸中は、萬々奉_レ恐察候得共、別紙之通之御形迹を被_レ爲取候上は、無形之筋は、誠赤も眞實も、皆虚妄に屬し、難_レ及口外勢に御座候、今五六日坂城之御暴舉無之候は、と、天を怨み人を咎め候凡心、とも消却仕兼、慷慨之悲涙、血を灑て申上候事に御何座候、恐々謹言、

正月廿八日午時

無名氏

別紙

抑此度之御一舉に至つては、御不臣之御形迹不_レ一方に付、唯御先供之行違よりとの、御申開らき而已に而は、中々以貫徹可_レ仕様も無之、不_レ顧忌諱、其條件を數へ候へは、第一には、朝廷に而殊更御嫌惡被_レ成候會桑、已に御暇に而、海路歸國を被

命候と迄、被_レ仰上置候處、夫を御上京之御沙汰已前、追々伏見淀邊迄御指出に相成、且歩兵も伏見、淀、橋本、枚方等へ御繰出に相成候は、何等之御趣意歟、更に難_レ相辨事故、事敗に歸候後は、廷議反逆之企と名付候而も、申開くへき道無之、第二には、晦日には追々兵事御手配り有之候は、除姦之御下_レ構へには可有之候得共、除姦之御奏可無_レ之程之事故へは、是以叛逆之御企と名付け候ても、更に申釋へき道無之、第三には、朔日已來、會桑甲冑に而北上致し、兵隊も追々御繰出に相成候爲體、御上京之御先供とは相見へ不_レ申故、是亦反逆之御企と申而も申解くへき様無之候、第四、御奏可_レ勿論、御奏聞に相成候哉否も御貪着なく、於坂地は除姦之號令を被_レ發、可_レ馳集との御布告は、御不都合之尤甚敷ものにて、事を除姦に托し、闕下に迫らんとする叛形顯然と指斥されても、更に申解くへき様無之候、第五、除姦之實不被_レ遂上は、皆托言にして、闕下に逼つて、別に姦謀ありといふとも、申解くへき様無之、第六、鳥羽伏水之戰鬪は、御先供之行違と申にもいたせ、淀わたり

之戰爭は何事候哉、除姦之擧候は、進戰勇闘、御立派に其實を被_レ遂候へは、朝廷へ被_レ對、御異心無_レ之義も現然可_レ致候へ共、會桑、死戰之坂兵も頻りに被_レ進候得共、悉く及_レ敗走候得は、除姦は口實に而、謀反敗れたりと稱するも、更に申解くべき様無_レ之、第七、四ッ塚鳥羽駿之一戰、御先供行違候は、一戰之後は、速に兵隊御引揚にて、早々御悔謝被_レ仰譯も可_レ有_レ之處、其儀無_レ之而已ならず、將軍宮御進發後も、猶兵隊を被_レ進候は、叛形にあらずして何事なるべき、如此反狀と名付へき形迹現然候上は、無形之口舌を以、申譯すべき様は無_レ之、頻に御恭順御鎮撫を、朝廷へ申上候拙生迄も、奉_レ對_レ朝廷_レ恐入申譯も無_レ之次第にて、年來之御誠忠は、心を以心を知り候上之儀に而、知らざる者に至つては、形迹を認めて、其心を察候外は無_レ之、朝廷之御赫怒、御至當之御儀にて、今日と相成候而は、御誠忠も御恭順も、王莽之謙恭同様御姿に相成候而、愁訴之道も絶果候、如_レ斯反狀明白之上は、不日に征討之大兵を被_レ爲_レ發候半而は、朝憲も相立不_レ申候は、當然之事に候、左様に相運ひ候へ

は、祖宗二百餘年之御盛業も水泡に相成、朝敵之汚名、千歳之青史を穢され、且は生民之塗炭、生靈戰鬪之慘毒を受け、剩へ外夷其虚に乗るに至候は、其罪惡は、實に天地間不可_レ容事と相成可_レ申と、不堪_レ恐悚悲歎之至候、今之時に當つて、御誠忠も御恭順も、朝廷は元より、天下萬人見て信すべき證據を、形迹之上に顯はされ候而、御謝罪有_レ之、干戈を懃め、天下を穩にし、宸襟を被_レ爲_レ安、罪戾之萬一を御償ひ被_レ成候は、御祖宗之御遺業も今後に及び、徳川氏之社稷も、御後昆に御傳へ可_レ被_レ遊御條理も相立可_レ申候、即今天下之治亂も、宸襟之御安不も、悉く御一身之御方寸に相迫り候事と相成候、此處御深考、御熟思之程、皇國之爲、御宗家之爲、御身上之爲、千祈萬禱、泣血頓首、

正月廿八日

○二日、御布達如_レ左、
東征御進軍可_レ被_レ爲_レ在候に付、大御軍議被_レ仰出候、依_レ之去る廿八日、將軍宮御歸洛被_レ爲_レ在候、此段申達候事、
二月二日

一、今日公より、諸侯へ御廻達如_レ左、

徳川慶喜御追伐之爲、御親征被_レ仰出候段、昨朔日御決定、尙明三日太政官へ臨幸、巨細被_レ仰出候、此趣申入候様、徳大寺大納言殿被_レ申聞候、廻覽濟早々可_レ返給候也、

二月二日

御實名

○三日、主上今日巳刻後、太政官へ行幸被_レ爲_レ在、御親征之儀被_レ仰出之、御垂簾に而羣議被_レ爲_レ聽、下參與之向へも、御下問有_レ之、何も奉_レ畏候段、御請申上之、

○四日、北陸道鎮撫使福井御着之上、北陸道先鋒之出兵可_レ被_レ命哉之内意、相聞ゆる趣、指添罷出候酒井十之丞より、昨日報知有_レ之に付、御評議之上、徳大寺殿迄、御指出相成御願書左之通、

今度北陸道鎮撫使、其領々へ御參着之上、爲_レ御先鋒_レ領地相應之人數差出候様、御達可_レ相成_レ旨、差懸り候而は、不都合にも可_レ相成_レに付、前以御内達有_レ之段、若州小濱表におゐて、差出置候家來へ、御達御座候旨、越前守より申越候、然る處、私義昨年

來上京仕居、別而當春闕下不_レ容易_レ騷擾に立至候儀故、禁闕御警衛御沙汰之次第も有_レ之、追々人數差登候處、御固場も被_レ仰付、其上御役被_レ仰付候に付、日勤等に而、彼是多人數滯京爲_レ致候事に御座候、元來不肖之私、過分之御役儀を蒙り、不堪_レ其任_レは勿論に御座候へ共、専ら御役筋へ、舉國之力を盡し、御奉公仕候心底之處、又々御先鋒へ出兵致候而者下々地國許薄地小人數之處、藩屏之任立兼候様相成、兩様之御奉公相勤兼、殆當惑仕候、兼而殊遇之寵命を蒙候上、彼是奉_レ願候は奉_レ恐入候得共、右無_レ據次第御汲察被_レ成下、何卒御厚評之上、何れとか一途に、盡力仕候義出來候様、宜御沙汰被_レ成下候様奉_レ願上候、以上、

二月四日

越前宰相

右に付、岩倉殿へも雪江被_レ差出、御書面之御趣意、尙又御申立に相成候處、右様之筋は決而無_レ之筈に而、夫か爲に御出勤無_レ之様之御次第と相成候而は、以之外成儀に付、出兵不_レ及_レ沙汰様、勅使の方へ早々御申遣し、御願書に付而も、先鋒は御免に可_レ相成_レ御内評之旨、御申聞有_レ之、

一、今朝江戸表去月廿六日立に而、南部彦助到着、去
る廿五日、西丸へ重役御呼出に付、林彌五郎罷出候
處、板倉殿御逢に而、別紙御奏聞書、并御直書御渡有
之、可然御周旋相成候様御頼、且朝敵には不_レ被_レ爲
在段、吳々御申開きに相成候様、且又御相續、紀侯と
御願には候得共、是は朝廷之思召に被_レ任候様舍之
段、御演説有_レ之由申_レ達之、

御封書寫

慶喜相續已來、乍_レ不_レ及勤王之道、心を盡し罷在候
へ共、事々不行届、恐悚之至に付退隱仕、相續之儀
は、紀伊中納言へ被_レ仰付_レ被_レ下候様仕度奉_レ存候、
此段御奏聞被_レ下候様、御頼申候、以上、

正月廿五日

慶喜

松平大藏大輔殿

被_レ相副_レ候御直書如_レ左、
一翰拜_レ口_カ然_レは相續之義、紀伊中納言へ差極相願
候而は、朝廷へ奉_レ對、恭順に不_レ相當_レ姿に付、三家
三卿之内、朝廷之思召を以、被_レ仰付_レ候様致度存意
之處、家來之者共、遮而紀伊中納言へ相願候様申立
候に付、別紙之通相願候へ共、右は甚以恐入候儀に

付、何れにも三家三卿之内、朝廷之思召次第、被_レ仰
付_レ候様致度、右等之次第被_レ差含、早々御周旋有
之様御頼申候、夫々手續も有_レ之に付、否早々御模
様御申越有_レ之様存候、早々不_レ、

正月

慶喜

松平大藏大輔殿

尙々事務多端、代筆申付候段、御仁海所_レ希候、
右に付、直に朝廷へ御指出可_レ被_レ遊歟とも思召候へ
共、事之體、此地之形勢とは、餘りに御輕易之御次第
に而、御披露相成候は、却而御爲にも相成間敷とも
思召、且此間被_レ差上_レ候御請之御陳書も、御覽に相成
候は、御了解之御儀も、可_レ被_レ爲_レ在候へは、旁此御
奏聞書は、御手前に御扣置に而、今一應、尙又御謝罪
之御趣意相立候様、可_レ被_レ仰上_レとの御儀に而、御奏
聞之儀無_レ之、

一、此日公、大藏大輔御辭退被_レ聞召、坊城殿より御達
被_レ辭_レ大藏大輔之事、被_レ聞召_レ候、仍而早々申入
候也、恐惶謹言、

二月四日

俊政

越前宰相殿

○五日、昨日德大寺殿迄被_レ指出_レ候御願書、御附紙を
以御指圖左之通り、

京師御警衛人數差出有_レ之、且越前宰相上京之義に
も候間、北陸道鎮撫使爲_レ先鋒、人數指出に不_レ及候
事、

右に付、即刻態飛脚を以、敦賀表出張酒井十之丞迄
申_レ達之、

一、昨日御到來相成候德川公御奏聞狀之義、猶又御熟
考被_レ爲_レ在、御評議にも相成候處、東西之事情、如_レ形
齟齬相成居候而は、徳川公而已ならず、往々皇國之
紊亂に立到り可_レ申儀に付、何分朝廷并上國之形勢情
狀、熟く舊幕府へ貫徹不_レ致候而は、不_レ相適_レ儀に付、
御恐惶ながら、御奏聞狀は御返上、今一ト際御謝罪之
御條理分明に相立候様との思召通り被_レ仰合、本多修
理出府被_レ仰付_レ可_レ然との御決議に相成、其段修理へ
御直命有_レ之、依_レ之一應御直書之御請、今晚御徒飛脚
橋本兵吉被_レ指立_レ御請如_レ左、

謹而奉_レ言上_レ候、益御機嫌能_レ爲_レ入、先般海上
無_レ御恙_レ御東歸、奉_レ恐悦_レ候、抑先達而より、毎々

尊書頂戴被_レ仰付_レ難_レ有仕合奉_レ存候、殊に正月廿
五日御渡之尊書、并御相續御願書、昨四日京着拜見
仕、難_レ有奉_レ畏、直に太政官代總裁宮迄可_レ指出_レ之
處、恐入候得共、愚存之義も有_レ之、態と不_レ差出_レ
候、右に付而は、言上仕度、旁一兩日之内、家老本多
修理、其御地へ差上申候間、板倉伊賀より面會委敷
聞取候様、乍_レ恐奉_レ願上_レ候、中々筆頭につくさる
る品に無_レ之、何分にも微忠御亮察被_レ成下、至當之
御所置、爲_レ皇國_レ爲_レ御家_レ奉_レ懇願_レ候、書餘萬々之
心緒は家老へ申合候、誠恐誠惶頓首謹言、味死百
拜、

二月四日_カ五日

御實名上

○六日、今朝太政官代へ、御家來御呼出に而、軍務掛
より御達左之通、

今般御親征被_レ仰出_レ候に付、北陸道先鋒被_レ仰付_レ
候條、國力相當人數指出、諸事總督之御指圖を受、
令_レ勉勵_レ候様、御沙汰候事、

但二月十五日迄に、總督本陣へ相揃候様、被_レ仰
付_レ候事、

右之通被_レ仰出_レ候得共、已に昨日、不_レ及_レ出兵_レ段御

指圖濟に而、又々今日如此朝議之御次第、如何にも不審之至に而、御目的も付兼に付、猶明朝岩倉殿へ、御評議之御模様、可被及御内調との御決評也、
一、今日修理出府之義、表向被仰付、伊藤友四郎被指添、明日出立に付、於彼地一周旋之次第等、御講究有之、

一、同人へ持參被仰付、大久保一翁老へ之御直書如左、

密呈、春寒峭峭、先以德川公益御機嫌能被爲入、奉恐悅候、隨而足下愈御清安、會計惣裁被命候由、御苦勞之儀、乍去爲御家一拵賀、慶永迄も遙に安堵之次第に候、下官碌々瓦全罷在、且舊冬於朝廷議定職被仰付、其後固辭、更に被命、先般又々内國事務總督被命、如不肖之者を御登用、恐入候は勿論に而、宗家之御耻辱、朝廷之御失體、無此上奉存候、乍併奉命之上は、何分にも決死盡忠罷在候心底に御座候間、寸心之處は御承知希上候、公御東下後は、實に徳川支族之身分に而は、片身狭く、太政官へ參勤致し、親征或は出兵等之評議之節は、實に残念無限、ハラワタ斷テキラレ候心

地に而候、不肖之心、御恕察偏に希上候、今日迄太政官出仕、朝廷御用取扱候も、一ツには宗家之御爲、御謝罪相立、御家御開運之盡力仕度と、存込候計に而、如不肖下官は一日も在職は出來兼申候、扱今度從公御直書被下候に付、所存言上仕度儀も有之、此地之景況申上旁、家老本多修理差出申候、表向は伊賀へ申上候事と存候、尙事柄により候而は、御前へ被召出、御直に京師之模様、太政官之景況、下官之愚存、御聞取奉願度候、留守居伊藤友四郎と申者差添下し候、修理義御前へ被召出候節は、友四郎も同様奉願度候、修理近頃サラツンボに御座候間、上意之趣、伺取も六ヶ敷哉と被案申候、且又足下にも、何卒修理、友四郎御逢ひ被下、下官所存、委曲御聞取被下候而、何分にも爲宗家、至當之御所置奉懇願候、偏に御盡力奉依頼候、此御謝罪之道不相立候へは、京師におゐて盡力之道も無之、當惑之次第に而候、所存之趣は、修理へ委細に申合候間、同人より御聞取被下度候、先日より毎々御投翰忝、殊に墨筆御惠賜辱、毎々御懇切之事致多謝候、一々返答不贅之候、室賀甲

斐も在京中、段々相談いたし申候、何卒萬事此邊御相談被下、甲斐へも盡力之儀被仰下度候、何ぞ呈上と存候へ共、今便取込、後信可指出候、用事拜答旁如此、意外之心緒は、修理へ申合候也、

二月六日於京師邸

御實名

會計事務總裁大久保君

尙々時下御自愛專一存候、下官宰相大藏大輔兩人之様に相聞、朝廷向不都合之廉有之候故、奉辭大藏大輔候間、此邊も御序之節、被仰上可被下候、

○七日、今朝岩倉殿へ、雪江被指出、此間出願之上、先鋒之義、一昨日御沙汰止に相成、粗安心仕居候處、又々昨日之降命、如何様之御趣意と御伺之處、卿被申聞候は、則其處へも心付候へ共、惣體之諸候へ被命候は、御親征之故也、其先鋒に外れ候而は、却而武門之恥辱に而、正に加州杯へは、何とも不被命は、不首尾之姿に而、其御家杯は、首尾宜故也との事に付、御親征之先鋒に候へは、決而不奉辭候得共、夫によつて兩途之御奉公と相成候而は、於國力勤まり不申候へは、大藏大輔は當地引拂ひ候より外は無之

候得共、此節左様に申立候も、恐入候次第故、被及御内談候と申述候處、卿被申候は、當地を去候事は、決而不相成候間、人數計歸候而は如何との事に付、主人在京に而、家來歸れと申候而も、主人を案し、中々歸り不申候間、其儀は難出來と申候處、さらは拜借金を願候而は如何、五萬位に而手も合可申哉と被申に付、疲弊之事丈は承知居候へ共、私義會計には掛り居不申故、如何程に而都合可仕哉難計と申候處、夫は誠に困難之事也、則昨日も、何とか願出候事も可有之と申合たる事也と被申に付、唯今之行形に而は、當地引取候より外、手段無之候得共、其儀難相適候は、當座即按には御座候へ共、當時有合之人數に而、御親軍之御用相勤候様には、相成申間敷哉、其儀を相願候而は如何と申出候處、夫は至極可然、願出候事に相成候は、心得居可申との御挨拶に而退座、歸邸之上前條申上處、御評議之上、親軍御用御勤め、御先鋒と御振替之御願書、酒井與三左衛門を以被指出、左之通、

今般御親征に付、同氏越前守へ、北陸道先鋒被仰付、難有仕合奉存候、然る處私義、去年來上京仕、

御役相蒙り、人数も召呼置候儀に付、兼而申上置候薄地疲弊之國柄、父子兩途之御奉公、相勤候程之國力兵數、何分にも引足り不申候、尤國許へも申遣候得共、越前守におゐても、當惑之外は有御座間敷と奉存候に付、幸私在京之儀にも御座候間、指向此表詰合之人數を以、御親征之御用相勤候様、仕度奉存候間、北陸道御先鋒と御引替被成下候様奉願上候、當今之御時體、右様奉願候義、恐入候得共、何卒厚御諒察之上、宜御沙汰被成下候様奉願候、

二月七日

御名

一、此日於太政官、五藩御申合せ、總裁宮へ御建白如左、

臣等謹而按するに、古の能く天下の大事を定め候者は、必先天下の大勢を觀て、緩急機に隨ひ、所置宜を得候故に、唯功德の一時に光被するのみならず、萬世不拔の業、是に於て相立候、今哉皇上始て大統を繼かせ玉ひ、御政權又一に歸し、凡百の宿弊も更始一新し、天下萬姓目を拭ひ、治を望むの秋也、即在朝の百官自ら奮發し、内は皇上の御徳化を

輔け奉、外は皇威を萬國に偃へ、臣子の分を盡さん事を欲す、就中今日の急務は、皇國と外國との交際を講明せすして不叶義に奉存候、近比朝廷始て外國事務の官職を設けられ、其人を御選舉被遊、専ら御力を被盡候は、天下の人をして、方向する處を知らしめ玉はんの御趣意に而、皇威を萬國に赫耀せしめ候は、此時に可有之と、不堪感銘奉存候、乍併古語にも、人心同しからざること面の如しと申候而、在上在下の人、未だ各々區々の議を執て、疑念なきこと能はず、又或は漢土の人の如く、自ら尊大にして、外國を禽獸の如く蔑視せしかとも、終に彼に打負け、却て驅使せられ候様に成行候覆轍を踏むに至るへき歟と、甚憂慮仕候、依て熟考仕候處、今日の先務は、上下協同一和して、宇内の形勢を辨し、皇國一大革して、開業すへき所以の方向を確定すへき義、第一と奉存候、是迄皇國は一方に孤立し、世界の事情に達せず、只偷安を志とし、在苴衰微を致し、彼か爲に制せらるへき次第に立至り候と、外國の他邦に航行し、衆善を包取、氣運日々に開け、政治文明兵食充滿し、天下に縱横致

し候と、比較致見候得は、盛衰の原由も、判然相分り可申哉に奉存候、元より膺懲の重典もなく、不叶儀には候へ共、控御の術其方を得候得へは、遠人も懐き服し候道理にて、尤無罪の人を膺懲致し候譯には無之候、中古朝廷にも玄蕃の官を立置かせ玉ひ、鴻臚館を建させられ、遠人を御綏服なされ候ことも相見え居、其後天正慶長の間には、蠻夷共屢西國へ渡來交易致し候、若も來港不致節は、大將軍より書簡を遣し催促し、猶も遲緩に及候時には、此方より大軍を發し、攻撃に可及なと申越候儀も有之處、鳥原の一亂已來、始て幕府より鎖國の令有之候、乍併漢土和蘭に於ては、猶交易差許候へは、一切に外國人は攘ひ斥け候と申譯には更に無之處、近年攘夷の論盛に相起り、諸侯の内、偶攘斥致し候もこれあり候へとも、素より一國の力を以て不可爲は論するに足らず、且先年幕府より、十年を期して成功を奏し可申なと申上候は、陽に其名を假り、陰に其私を行ひ候詐術にて、先帝日夜御苦慮被爲遊御義とは、同年の論に無之と奉存候、然れば今日皇國の衰運を挽回し、皇

威を海外に耀し奉る儀は、萬々一刀兩斷の朝裁を以て、井蛙管見の僻論を去り、先づ在廷樞要の御方方より、豁眼に被爲成上下同心して、交際の道無一念開せられ、彼か長を取り、我短を補ひ、萬世の大基礎相据へられ候様奉專禱候、仰き願はくは、皇上の御英斷、能く天下の大勢を御觀察被爲遊、是迄犬羊戎狄と相唱候愚論を去り、漢土と齊しく視させられ、朝典を一定せられ、萬國普通の公法を以、參朝をも被命候様、御賛成被爲在、其旨海外へ布告して、永く億兆の人民をして、方向を知らしめ玉ひ度儀候、○候字、岩倉公實記トに作る 偏に奉懇願候、誠恐誠惶頓首々々、

二月七日

- 越前 宰相
- 土佐 少將
- 薩摩 少將
- 安藝 少將
- 細川右京大夫

○八日、今日御重役被指出候様御達に付、酒井與三左衛門參朝之處、佛國軍艦四隻、攝海へ渡來、今度王政復古に付、條約之改正、且御親征は全國の爲に不

利なる故、可被止との建議、且又關東講和之内意も有之に付、外國掛小松帶刀於兵庫可及應接に付、其節列藩之重役も指加候様、三條殿に木戸準一郎差加り、與三左衛門へ御申渡有之由、尤彼より、御親征御止め申上候共、決然御止り無之、又公平之王政を行はる、際に當り、外國より彼是指齋候儀は、決而爲致不申等之合に而、應接に相成候趣も、演達有之由、直様與三左衛門へ下坂被命、夜中及發船、一、此日彦根藩横川源藏、去る廿三日江戸表出立、昨日京着之趣、毛受鹿之介迄申出候に付、今朝鹿之介より申遣し、參邸之上、室賀甲斐殿より之呈書持參指し出之、且相合越候口上も有之趣に付、拜謁被命、御聞取に相成處、専ら御謝罪之一條に而、甲州見込も頗至當之儀に被思召に付、猶御心付之條々被仰聞、直様引返し、御返書并御返答之次第、源藏より甲州へ相達候様、御直に被仰合之、甲州より之呈書如左、

奉謹啓候、未だ春寒去兼候、先以益御勇健被遊御座、奉恐壽候、然者今般之御事柄に付、微臣儀も朝謹蒙、官位被召上候段傳承仕、奉恐入候、右様之身分に而、書簡等指出候も、不愼之

至恐入候得共、臣子之分默止難仕、且君上御恭順之御底意は、今日に至候而も、聊御替は不被爲在候處、彼是談論之擁塞に寄、不計も朝敵之御名被爲蒙候場へ立至候段、君上にも深御痛心被爲在、御側近勤居候微臣、實に泣血悲歎之至奉存候、然る處、此間尊公様より、何國迄も御恭順被遊候様との趣承知仕、不替御厚蔭、不堪銘肝、奉感荷候、舊冬於坂地蒙仰候已來、病氣に而不任心底罷過候次第、就而は、此上御恭順御底意貫徹仕候様、御盡力被成下度、至願に御座候、只々御恭順と可申候迎、御運籌被成方も有御座間敷奉存候、別紙件々を以、御賢考被成下候様奉願候、微臣儀、從來知遇も蒙居に付、微行拜謁仕、心肝吐露仕度奉存候得共、御嫌疑にふれ候而は恐入候得は、不待止事、書中を以奉願候、委細之情實難奉盡、且途中懸念にも奉存候へは、兼々面晤も致候に付、井家臣横川源藏へ密々申合置候間、御直に、別紙ケ條之趣、御聽上可被成下、時宜に寄、不苦候は、御近臣之内壹人御指越、途中迄潜

行、拜晤仕度懇願に御座候、潜蟄中執筆、別而錯亂、御推見奉願上候、先は奉申上度、略文御免可被成下候、匆々頓首、

正月廿三日認

甲 斐

大藏大輔様

別紙

靜寛院宮様より、御歎願之次第も可被爲在と奉存候に付、尊公様厚御盡力之段、奉願上度候、將臣子よりも、追々歎願可奉願候間、宜御合奉願上候、

一、於臣子、申上候迄之儀も無御座候へ共、御家柄之御義にも被爲在、一際御盡力奉願上候、且兵御差向御延日之段奉願度、夫々盡度愚意有之候間、何分にも一端破れに相成候而は、吳吳も皇國之御爲に不相成候、能々御熟慮可被成下候、中々筆談難申上御座候間、極密御聽取奉願候、密々御家臣一寸御差下し之段、奉願上度候、

右御返書如左、

正月廿三日之懇翰、二月八日朝、彦藩横川源藏參邸

差出、忙手披閱、春寒嶮峭之處、先以我宗家徳川公、御東下後之御安全を詳に被垂示、歡天喜地、初而安堵之至奉存候、隨而足下愈御多祥御勤務、不替爲御家御盡力、并賀令降慮候事に候、我宗家徳川公を、日々存上、夜々魂江戸夢は夫計に候、下官正月中旬、於太政官、内國事務惣督之勅命降下、如臣味愚にして奉職、却而宗家之耻辱、朝廷之失體、速可奉固辭之處、我宗家徳川公、謝罪之道相立候迄と存し、固辭奉らす、因循奉職罷在候儀に而、下官之微忠仰亮察候、扱足下も朝謹、被止官位候儀不得止事、下官は誠御心中嘸々と、落涙推察申候、徳川公之御恭順之御底意は、今日に至り候而も、聊御替り無之との事被仰下、何より以難有、先日より大久保一翁よりは申越、於下官は、江戸より御恭順之儀、不被仰越候とも、下官壹人は、徳川公之御恭順丈は、兼而思召相同居候事故、能々心得、常々感服致居申候、乍去御心はいか程御恭順候とも、其姿に至り、御恭順之實効無之而は、天下承知いたし不申は明白之事に而候、過去之事に候得共、御上京御先供之行違云

云と、被_二仰立_一候とも、第一歸國せしめんと、朝廷へ被_二仰立_一候會桑、御先被_レ遣、會桑具足着用にて伏見へ上候、先供に具足着用は如何、是一ツ也、於_二坂城_一薩藩之罪を被_レ揚、君側之姦を除く爲、軍列に可_二馳加_一御軍令、諸藩へ布告、尙朝廷へも被_二仰立_一書付、以_二尾越_一被_レ出、君側之姦を除く軍列に可_二馳加_一との義、進軍之形アラハレタリ、上京先供と被_二仰立_一相違す、是二ツ也、徳川公捨_二華城_一御東下後、城中地雷起り、終に炎上、是二ツ也、小事色々有_レ之候得共、一ツも御恭順之形なく見へ、天下返_二逆朝廷_一を稱し候而も、下官こと支族之末座に居り、夫ても恭順之心て御座りマストハ、とふも申開き難_二出來_一、不可_レ言苦心、實に御察し可_レ被_二下候_一、下官は別而御懇命蒙候者故、まけても御ひらき申度候得共、とふ考候而も、御恭順之御心の申ひらき、口に出しかた、只今と相成候而は、乍_二内_一内_二土、藝、細川_一にても、人心日に離れ候姿に而、殘念徹骨申候、段々御申越之儀、誠以感服、別而御側近く御出之身分に而は、泣血悲歎、御察申候、於_二下官_一も同然候、右之通故、御恭順之御心は難_レ有候

へ共、此上御恭順之御實効顯然願は敷奉_レ存候、第一徳川公御謹慎に而恐入、謹而待_二斧鉞_一と申、被_二仰立_一に相成クハ、イソウ并板老、其外巨魁之輩、先押込被_二仰付_一候而、如何様共所置致度と、朝廷へ御伺に相成候か、則御實効に而、其節於_二朝廷_一も、公議相立、於_二下官_一者、支族之身に而は、何とも申立様無_レ之候得共、當職を以_二精々盡力_一いたし、社稷を存する儀、至願_二に_一止り申候、此所は御安心可_レ被_二下候_一、雪江より川越山田太郎左衛門へ委細申越、下官よりも大和守へ申越、尙遠江守家來有馬帶刀へも申含遣候、先日雪江より大久保一翁へも、委細以_二書狀_一申遣候、昨日家老本多修理江戸へ遣候節、一翁へも委細以_二書狀_一申遣候、何卒一翁、大和守、帶刀、太郎左衛門、家老本多修理、同差添伊藤友四郎、御宅へ被_二召呼_一、京地之事情御聞取被_レ下、大盡力奉_二伏願_一候、尙横川源藏へも、下官逢候而詳に申聞候間、意衷御聞取可_レ被_二下候_一、御親征も被_二仰出_一、近々錦旗華城へ行幸、^{十五日}何れ不_レ遠内と存候、一刻も早ふ御謝罪之道相立候様致度、夜白奉_二期望_一候、靜寛院宮御使おふち、一昨日京着と、長谷

新宰相より承り申候、何分事柄により、盡力も可_レ致候得共、とふも只御隱居計りに而は、下官も周旋六ヶ敷哉と存候、先日條城へ參り、^{太政官}御本丸御殿へ上り拜見申候、城春草木深、感慨無量、長局、小姓局、御膳所等其儘にして、亂雜不可_レ言、机鏡、立紙徳利諸道具之儘、見るに不可_レ忍、堂上杯も被_レ參候而恥ヶ敷、穴へても入度心中、御察可_レ被_二下候_一、色々申入度海山に候得共、書不_レ盡言、大略報答如_レ此、書外源藏へ申含候、時下爲_二御家_一、御自重專一存候、下官之苦心、此返報をかくに臨み、落涙數行、嗚呼之二字に付し候也、

御一字

二月八日

知甲州室氏座下

朝夕も夜も涙にかきくれて

君か御うへのしたはる、哉

○九日、御布告如_レ左、

御親征行幸、可_レ爲_二當月下旬_一、被_二仰出_一候事、

追而日限、更御沙汰候事、

一、一昨七日被_二差出_一候御願に付、御指圖左之通、

越前宰相

北陸道先鋒出兵之儀に付、願之趣被_二聞召_一候間、不_レ及_二出兵_一候、尙追而可_レ被_二仰付_一義も可_レ有_レ之旨、御沙汰候事、

二月九日

一、此日丸岡藩知邸より、江戸表之報告有_レ之、帶刀盡力粗行届、前橋候今九日御發途に而、廿八日御上京相成筈之趣、帶刀より申來候段申_二達之_一、

○十日、來る十四日太政官代へ行幸之儀、被_二仰出_一、但十三日に至り、御風氣に付、御延引被_二仰出_一、

一、此日紀藩伊達五郎來邸、此度江戸表爲_二周旋_一、紀侯より小出和泉、草野錠之助被_レ遣に付、朝廷へ御指出之御書取、爲_二御相談_一持參いたし、入_二御覽_一、思召相伺候處、御立派成被_二仰立_一候得共、其通り御行届に不_レ相成候而は、却而御不都合に候へは、御口達之方、御適宜に可_レ有_レ之歟との御挨拶に相成、

○十一日、今日前橋御家老竹田市郎兵衛被_二召呼_一、江戸表之模様御尋有_レ之處、去る朔日御登城有_レ之、夜半に御退出、直に御上京之義被_二仰出_一候由、二日立之飛脚に申來候而、事情之義は、思召通り御行届に相成候段、傳語有_レ之而已に而、委敷事は更に相分り兼候

由、七日には山田太郎左衛門爲上京出立之段申上候處、太郎左衛門は、一刻も早く致上着候様、急便を以申遣し、大和守様にも、成丈け御差急き、御上京被成候様可申上旨、御直に被仰合之、

○十三日、去る五日江戸西丸へ、御留守居御呼出に而、慶喜公御直書御渡相成に付、同七日林矢五郎持參、御徒高木文平指添、今朝京都着に付、御直書御拜見之處、謝罪狀如左、

慶喜相續以來、乍不及勤王之道、心を盡し罷在候得共、非才薄徳、事々不行届、加之近日之事端、奉驚宸襟候次第に立至り、深奉恐入候に付、謹慎罷在、伏而奉仰朝裁候、此段御奏聞被成下候様奉頼候、以上、

二月

御實名

副啓、今般鎮撫使東下之由相聞、自然關内江戸市中迄、相越候様に而は、兼々鎮靜方は厚申付置候得共、人心動搖、過激之輩、如何様之義可相生哉も難計、深く謹慎罷在候旨意を失ひ候様、成行候而は、深奉恐候間、可相成は、右鎮撫使東下之儀無之様、御舎之程、御頼申候、以上、

二月 大藏大輔殿

御實名

先般憚朝憲、退隱仕、相續之義差極、相願候儀は、家來共申立、其外無據事情有之故、相願候得共、猶熟考致候へは、右様之儀相願候而は、深く恐入候儀に付、改而別紙之通相願候間、可然御周旋之程、偏に御頼申候、以上、

二月

御實名

大藏大輔殿

今日太政官御出勤無之、御調之處、日比望寛之思召に而被爲待候、右御謝罪狀到來に付、御感悅不斜、即刻御供揃に而、御麻上下を召、太政官へ御出仕有之、先つ岩倉殿へ御内談之處、至極御聞入も御宜、猶關東之事情も御承知被成度候間、明朝矢五郎を、卿之御宅迄御指出に相成候様被成度との御事之由、夫より三條殿、岩倉殿御揃之席に而、表向御達に相成候處、惣裁宮へ御指出相成旨に而、御落手相成由、一、同時矢五郎より指出、前橋侯御返書如左、正月廿五日御日附之尊翰相達、難有奉拜見候、

先以天朝御安寧、次に尊兄愈御勇榮、被成御在京奉大賀候、就而は縷々之御書中、具に奉感承候、既往之御苦情、實に深察仕候、猶此上とも、御精精之程奉伏願候、誠に小生には、心底之萬一手届兼、只々心痛之仕合、兎角小生には蒙朝命候に付、近々所勞中ながら、押而上京之筈に付、其上は萬事御示教之程、厚奉願置候、委細は御家來へ申合置候間、當地之模様は、是より御承知可被下候、發足前大繁雜之上、御家來發足に差懸り、先は大略御請迄に、如此御座候、謹言、

二月六日認

大和守

大藏大輔様

一、同大久保一翁老より呈書如左、益御勇往奉賀候、然者於尊地も、千萬御苦心奉遙察候、矢五郎并有馬帶刀より、御模様委曲承知仕候、帶刀は人傑と見受候に付申上、御慎被爲在候御居間へ召出之儀申上、昨夜も一時計出居候、翁日々登城、退出は多分夜半過、朝は明候と、正論家海陸軍士等多、柔に過候と相答、其辯解に食事之間も無之、勝房にも同様之由、忍兼、兩三日同人引候位之

二月六日

虛堂寛

榮井君

事に候、乍去上御一人確然故、翁右御頼申上、盡死力激論を説破仕居候、前後之一戰同様に而、以身爲的罷在候、此四五日は、小人は一吹候得共、平生愛居候志士に手餘居候、御一笑々々、閣唐津一人に相成、疲勞甚敷、眞病、是にもこまり入候、扱御趣意之處、此度貴家へ御頼之御謝表に、神以無相違事に候、其段は御休意、爲皇國御盡力伏希候、熊本侯、容堂侯、厚被仰合、小本も出京候哉之由、乍憚御一聲可被下候、萬事此度之御謝表、御貫之御信意故、委曲は不申上候、謹言、九拜、

二白、未_レ知_レ眞僞候得共、勅使何之小路殿とか相唱、信州邊迄被成_レ成、此間脱字あるへし家毎に、金米等爲_レ出候趣に而、其注進來候毎に、激論家馳出たかり、甚難澁相極候間、相考候處、眞之勅使には無_レ之とは存候得共、堂上方之御名故、此方に而留方差支候故、昨夜一策相考、肥藝始之、尊地御役被_レ命候參豫等、大侯之此之地に罷在候留守居へ相談、各家より兩三人つ、出、穩に爲候積に相成候、此段も御心得に

申上置候、再拜、

私云、有馬帶刀は大久保殿へ罷出候節、沙汰有之、四日夕登城之處、夜に入於御居間、上様御逢有之、御謝罪狀拜見被仰付に付、心付之義申上候處、平山圖書殿執筆に而、大久保殿御相談、所々御直し有之、夫より圖書殿清書之爲退坐に付、帶刀より、大久保殿へ暫時避席被命候様相願ひ、帶刀一人御膝元へ相進み、公之御才識に被爲長候故、御徳誼は御短なる姿に而、有司に御任用なく惣而御自任被遊候故、御罪御一人に歸候條理を、諄々言上、仍之御謝罪之義は、御一身に御引受不被遊候而は、難相濟次第、關西之事情を推て、十分に申上候處、流石之御英才に而、逐條分明に御會得被爲在由、夫より再度之御謝罪狀御草稿に御取掛り被遊候由、

一、同勝安房殿より呈書如左、

小臣之を海外之一知己に聞く、近日魯西亞首として、同盟諸國に報告ありと、其趣旨に云、東洋日本之定約は、徳川氏幕府之職たりし時結ひし處、今日に至つて、政權朝廷に歸納せりといへとも、其國之

本身會議、一定之事ありしを不聞、一二之候伯倉卒に出つるものは、尤以可疑、其條理を究問し、其情實を盡し、其可討は討ち、其可助は助くるものは、大國小國を保護し、其國之生靈塗炭を救ふ、各國條約之大信公義之至れる所なり、同志同約之諸國は、共に軍艦を整、東洋に向ふて、其是非を問はむと、其實否に至つては、未だ如何を不不知といへとも、必其事發らん必せり、從古東洋諸國、西洋各國之爲に蹂躪内附する者、比々として皆同屬、其邦内々には是非、人相喰、終に其國家を失ふを不察、私を逞くして、其極其國を破るに不出なり、今哉英吉利は兵庫にあり、佛良察、米利堅は横濱に居て、英之下風を不好、魯國豈此二國之下に附むや、大信を唱て、以て我皇國を内附せんとす、誠に其眞意之ある所、是を掌上に視るか如く、然るを思はず、候伯黙して唯其領國を固守せんとするは、是を其任といはんや、且勤王之眞意、またいつれに在るや、百歳にして公義定る、如斯成る者は報國といはん歟、印度支那之轍不遠、朝廷を汚辱し、皇國を内破す、其責何人に哉、況や今百年を不待して、

小臣其詳解を問はむとす、希くは私を去、公平至當を以て、小臣か疑惑を解かむ事を、恐惶謹言、

二月五日

勝 安房

一、同時矢五郎より申上、東狀之大略、

先般御隠居之被仰出に而、一同稍鎮靜之處、紀州より歸東之殘兵榎本等より、再紛亂を生し、激烈輩君前へ詰切り居り、何事も難出來次第之由、○有志之諸役も、激烈輩に迫られ、不快引多く、廟議愈決兼候由、○會も退隱歸國之運ひに相成由、○山里へ御塾居之御設も有之候へ共、一日たり共御引籠相成候へは、直様惑亂之次第に付、無是非御聞政之御運ひ之由、○前橋侯十三日御登城、御謝罪之儀被仰上、御聞入而已に而、御採用無之、十八日も同斷之處、當月朔日御登城、尙又被仰上、粗御採用に相成、夜半御退出、夫より御上京御運ひに相成由、○老公より前橋侯へ之御直書相達候し已來、御謝罪之御筋、大に御果敢取に相成由、○有馬帶刀は、着府已來所々遊説、四日には御前へも被召出、御相談も被爲在由、矢五郎も同道、或は相談に而、大久保殿初所々奔走之由、○御謝罪狀は、疾よ

り、御出來相成居候得共、御披露難被成、段々御手延に相成候處、御指出後御披露相成候は、不御得止事覺悟も定り可申との御内決に而、先づ御奏上之御運ひに相成、夫より追々御發表に相成事之由、

一、右御謝罪狀御到來に而、御奏達に相成義、御國表へ被仰進御直書如左、

急々一筆申入候、春寒難去候處、愈御清全珍重存候、抑去る五日、留守居西丸呼出に相成、罷出候處、徳川公御直書御渡に相成、林矢五郎去る七日立、今十三日朝京着、御直書披見、右は御謝罪狀に付、直に今夕太政官へ罷出、麻上三條大納言殿、岩倉右兵衛督殿に差出、西郷御落手被致候、右御謝罪狀別紙之通に候、此段念之爲可申入、如此候也、

二月十三日

御實名

越前少將殿

尙々御謝罪狀二通、并此書狀、與之輔、家老、中老、側用人、中老、見習、田内源介、十藏、彌十郎、執口計へ可示給、其餘は禁漏達候也、
一、容堂君へも、御相談旁可被爲入御積之處、御不

快御爾々無之趣に付、象二郎を以被_レ仰遣、溝口孤雲へは鹿之介より申聞、藤堂歸雲、新野真拙、三浦帶刀等は、先日御家老より及_レ内談候廉も有_レ之に付、御家老より以_レ手紙申通、田宮如雲、久野丹波守へは、雪江より手紙を以_レ及_レ通_レ達之、

一、此日丸岡藩有馬帶刀より、雪江へ之來帖、同藩新名與太夫より差_レ出之、如_レ左、

去月廿九日夜御認之御細書、今日尊邸草野生より私云草尾、早速御廻しに相成、謹閱仕候、餘寒退兼候處、先以益御壯健、被_レ成_レ御奉職、奉_レ拜賀候、然は其表之御模様、縷々御申越、又一翁先生にも、尊書之趣萬々辱奉_レ存候、當方之事も殊之外御掛念、御尤至極、僕着前後形勢一變、昨日迄之處は、林氏承知に而歸京候得は、少は御安心と奉_レ存候、今朝既橋邸へ參上、公始、山田、四王天之兩生にも面會、猶又同公御發駕前、御證跡御目撃有_レ之度旨、夫是申上、殊之外御落意、愈十日御發程之筈、今夕一便取計候に付、御參申上候、明早朝一翁公へ參謁之積、兎も角も此方丈けは、精力相盡し可_レ申、寡君も快に付、明日押而登營、十三日には發途、僕も從駕又

又再上、御苦勞可_レ罷成、尙又御指揮を得、周旋盡力可_レ仕候、錦地兩端之義如何哉、何分御盡力有_レ之、征伐之儀は御延期肝要所_レ祈候、尙又追々成行、可_レ得_レ貴意、如此御座候、頓首、

二月七日夜

帶 刀

雪江様

一、此日記藩久野丹波守參邸、雪江及_レ應對候處申聞候は、去月廿五日、於_レ江戶表、紀州家へ御相續之義被_レ仰出_レ段、飛船に而申來候へ共、決然御固辭之思召に付、關東へは其段被_レ仰上、朝廷へも御辭退相成候段、今朝安藤水野を以、太政官へ御達に相成趣、爲_レ申上_レ參上之由に而、書取等指出に付、雪江申答候は、右御隱居御相續等之御奏聞書、先達而此方様迄御廻しに相成候得共、此節柄被_レ對_レ朝廷、以之外成御不都合に付、不被_レ及_レ御奏聞、此方様より江戶表へ御返上相成事候へは、此御書面御達等は、關東之御不埒を御顯はし被_レ成候様成物に而、弊藩よりは不_レ申上、世話は兎も角も、表立上達之儀は無_レ之候得は、御書取御指出之儀も、可_レ相成_レは御控に致度と申談候處、丹波守も、如何にも然なりと速に同意し、上達已前候は、

早速引留可_レ申と、伊達五郎同道、太政官へ出頭せり、

○十四日、今日公太政官へ御出仕之處、俄に御參内相成候様、岩倉殿より御達有_レ之、下參與之面々も同様、未半刻比參朝之處、右は外國公使參朝之儀、彼より不_レ申出_レ已前、此より被_レ仰出_レ度段、浪華東久世殿より御申越、小松よりも後藤迄申來に付而なり、申刻比奧御廊下におゐて、總裁宮、岩倉、中山、正三、徳大寺等之諸卿、公并下參與迄、御一席之大御評議なり、拜禮之節、握手或は屈膝等に而之俗論甚敷、更に不_レ相決して夜に入、遂に叡慮伺と申事に相成、戌半刻比迄御手間取、亥刻前に至り、漸く京師へ被_レ召、參朝可_レ被_レ命、御決議有_レ之、其段早々浪華へ御返事有_レ之由、拜禮之實際に至つては、極内狀は未決之由、岩倉殿歎話せられたり、御場所は南殿條城兩議有_レ之、遂に南殿に被_レ決たり、

一、今朝藤堂歸雲、新野真拙參邸、雪江對接之所、昨夜之通達に付、猶江戶表之御模様同度との事に付、彼地之事情及_レ物語候處、何分追々相伺、精々盡力可_レ仕、歸雲儀は一兩日中拜謁相願度由、真拙は万端御指圖

に隨_レ可_レ申との趣なり、

一、於_レ江戶表、御謝罪狀被_レ指上_レ候御運ひには相成候得共、去月廿九日板倉侯隱居、嫡子萬之進へ家督被_レ仰付_レ等、此節御不都合候由、於_レ江戶表、風評も有_レ之趣、矢五郎申出候義も有_レ之に付、猶其邊之御不體裁有_レ之候而は、御大事之義に付、態と御人にても御指下し、御周旋有_レ之様、御談被_レ成度と、今晚薄暮比より罷出候様、尾之田宮如雲、紀之久野丹波守は不快に付、伊達五郎へ申遣す處、如雲は其刻罷出候へ共、御退朝御遅延可_レ相成_レ御様子相聞候付、相返し、五郎は相考御歸殿後に罷出に付、鹿之介應對、御趣意申聞、領承罷歸る、

○十五日、御謝罪一條に付、今朝徳大寺殿へ御直書并御建白書被_レ遣、如_レ左、

一筆令_レ啓上_レ候、愈御安全珍重存候、抑昨夜は不_レ容易_レ御配慮、實に感服仕候、別紙之通差出候間、何分にも今日は、早急朝議被_レ爲_レ在度奉_レ懇願_レ候、尊卿御同意候へは、岩倉迄御出し奉_レ希候、下官追付參朝可_レ仕候間、尙委細期_レ其節之面盡_レ候、仍而此段申入候也、

二月十五日

德大寺殿

御實名

御別紙

德川慶喜謝罪狀指上候上は、此段速に天下へ御布告有之、早々諸道之追討使、并諸藩之進軍を阻め、蒼生之塗炭を被爲救候義、今日之大御急務と奉存候、此儀一日相後候得者、天下第一日之勞費難算數名狀儀と奉存候、仰冀くは、今日大惣督之御進發を被止候は、是亦生民之安堵、如何計に可有御座哉、無上之御仁政と奉存候、外國之御交際におゐては、昨夕已に御決定に而、御安心之御儀と相成候得は、今日は、内國におゐて差向候大議を建言仕候、幸に今日諸侯も參集之儀候得は、右止兵之大令を被發、好生之御仁惠を、天下諸侯之民心へ浴くせられ、御一新之御折柄、是迄兇器を被爲動候は、實に不被爲得止之御趣意たる事を、御諭告御座候は、騷然たる人心一定に歸し、沛然たる御德澤皇國に充溢仕、萬生至公之御新政を奉感戴、轉凶爲吉之好機會と奉存候得は、當職におゐて、至大至願奉存候、早急之御評議被爲在

候様仕度、此段謹而奏聞仕候、恐惶謹言、

二月十五日

臣御實名

一、今日在京諸侯惣參内被命、外國交際之義御布告有之、下參與之面々も參集を被命たり、此時外國人へ御對面之儀、後宮之物議等有之、未決に而、當路之公卿殊之外苦惱せらる、暮時前公、岩倉殿と御一處に天前へ被爲候、更に交際之事情、詳悉極言御明辨有之、御退出之後、岩卿猶滯座に而、御諫諍被申上、漸くにして拜禮も可被命に御決定有之由、今日御散朝及ニ夜隱^カに付、御歸邸之上、御内儀より御膳部御酒御拜領被遊、

一、今日征討總督宮御參内、直に東海道へ御進發有之、

一、關東御謝罪之筋相立候に付而は、已に御建白も被爲在、猶又右御進發御抑阻之儀も、岩倉殿迄種々御懇告有之候へ共、眼前に相迫り候儀と申、是迄紛々風聞も有之義故、今日退旅之儀には至り兼候御次第に付、尾紀被仰談、御周旋之義を被及御内談候處、是は御指圖之廉には無之候へ共、宗家之爲に盡力は勿論之事に而、夫か爲に御嫌疑等可有之譯は

無之との御挨拶に付、今日參朝致居候田宮如雲、安藤飛驒守へ、御直談に相成處、各家老東下周旋盡力之義を及御請たり、○雪江如雲は反覆論談に及び、關東君臣十分伏罪、謹而待斧鉞之場に至り、面縛して軍門に御悔謝、其上に而朝裁を被爲仰候御儀、公論至當なるへきに決し、其筋を以夫々御談に相成、又御謝罪之筋、和宮様を御頼に而、惣督之軍門へ御歎訴之一路も可有之と示談せり、雲州侯も幸ひ御參内に付、右御相談に御加はり可然との思召に而、大旨を内臣妹尾右衛門迄、雪江より申談之、尙明朝參邸、相伺ふ筈也、

一、田宮如雲執筆に而、尾紀被仰合之御趣意書如左、

御本家より之御伏罪書を、越老侯より御指上に相成候得共、御親征御延引と申御手順にも不^ニ相成、既今十五日大總督之宮御出陣と相成、越老侯にも深く御苦勞被爲在、方今之御模様、段々御回慮之上、紀侯等之重職急行東下之上、盡力之致方を、御内々被爲示候趣如左、猶委細は口授に附す、

一先般京坂間之一件は、猶御本家而已之御罪のみならず、第一會桑を始、執參并旗下之士共にも有之事に付、罪之ある處之者夫々深く奉忍入、悔悟伏罪、誰一人抗命之者も無之、如何様之御沙汰も謹而奉待朝裁候様相成事、

一右様行届之上、田安御隱居、一橋大納言様、右之趣之謝罪狀を御持參、大惣督御軍門へ御出御捧に而、右様一同伏罪、朝裁次第に相成候上は、何卒最早錦旗は御止りに相成候様、御哀訴之事、一靜寛院宮様より御同^カ使を以、大總督へ御寛大之御歎之事、

一朝廷へは、輪王寺宮之御役方を以、^{是は強而是に限り候譯に非ず、}急行に而、前顯之通謝罪狀を爲御持、錦旗御止り方之御歎訴之事、

○十六日、今日於太政官左之通被仰蒙、

越前宰相

今度外國人上京參内、右御用掛被仰付候事、右同様、中根雪江へも被命たり、

一、今日中山殿、正親町三條殿へ被遣御書如左、

一筆令啓上候、先以至尊益御機嫌能被爲入、

奉_二恐悅_一候、抑昨十五日被_レ爲_レ召に付、天前へ罷出、臣慶永不_レ願_二恐惶_一干_二冒威嚴_一、充分愚衷之趣奏聞仕、誠以戰寒之至、實に斧鉞之誅難_レ遁、奉_二恐入_一候、乍_レ去_レ臣子之愚意言上、實に謹畏本懷奉_レ存候、御禮之儀、天前宜御執成之程希上候也、恐惶謹言、

二月十六日

御實名

中山殿

正親町三條殿

一、昨日於_二官代_一尾紀へ御談之上、各重役被_レ指出候事に相成候上は、御家よりも御指出可_二相成_一處、當時本多修理出府中に付、此表之御運ひ、修理迄被_レ仰遣、於_二彼地_一各家申談、致_二周旋_一可_レ然との思召に而、右御使林矢五郎へ被_レ命候而、今晚直様出立に付、上様へ之御呈書も持參被_レ仰付、且又途中に而修理之歸京に出逢候は、東北へ引返し候様、御沙汰之趣も申_二含_一之、御呈書如_レ左、

謹而奉_二言上_一候、去る五日家來之者被_レ召出、御渡相成候御奏聞狀、十三日朝上着、即夕直に太政官へ罷出、總裁府へ執奏仕、且御別紙之趣も、具に三條

大納言、岩倉右兵衛督迄申入候、此段奉_二言上_一候、尙委細之義は、家老本多修理より、奉_二言上_一筈に御座候也、誠恐誠惶頓首々々謹言、

二月十六日^{第十}

御實名

一、此日於_二太政官_一紀州安藤飛騨守、久能丹波守拜謁、關東御謝罪一條に付、東都へ御人被_レ指出_二義_一、紀國より家老之内早々爲_二呼上_一、示談之上東下之積之由、御趣意之儀は、如雲書取之通に而、別意無_レ之候得共、田一兩公之御動作如何可_レ有_レ之哉、甚無_二覺束_一に付、自然御談調兼候節は、溜詰之内に而も可_レ然候半歟之見込之趣申上たり、晩方に相成、伊達五郎出頭、雪江對接之處、今朝申上たる次第、猶又及_二熟評_一處、安藤、水野、久能、何も於_二江戸表_一少々故障有_レ之に付、昨冬迄在府いたし、事情も解居候へは、山高石見守指出候事に再決之由、爲_二申譯_一參上之趣申_二陳_一之、一、昨十五日泉州堺表に而、土州兵隊佛人砲殺之趣飛報有_レ之段、土州知邸より届書指出、事情不_二詳細_一候へ共、土州重役調旁、早々堺表出張候様被_レ命由也、○十七日、今日外國御交際之儀に付被_レ仰出_二如_レ左、先般外國御交際之儀、叡慮之旨被_レ仰出_一候に付而

は、萬國普通之次第を以、各國公使等御取扱被_レ爲_レ在候、然る處此度御親征被_レ仰出、不日御出輩被_レ爲_レ遊候に付而は、御餘日も無_レ之御事に付、各國公使急々參朝被_レ仰付候に付、此段可_二相達_一被_レ仰出候事、

二月

右に付、太政官代三職之御方々より御布告如_レ左、

外國御應接之儀は、上代崇神仲哀御兩朝之頃より、年を逐而盛に成來り、遠邇之各國歸化貢獻有_レ之、其後唐國とは、常に使節相往來、或は居留し、其交際も亦自ら親しく候、此時に當り船艦之利未開けず、故に三韓四近と唐國而已、西洋各國の事は暫く差置、印度地方尙明確ならず候、然るに近代に至りては、萬民所_レ知の如く、船艦の利航海の術其妙を窮、萬里の波濤比隣の如く相往來し、一時幕府の失錯とは乍_レ申、皇國の政府に於て誓約有_レ之候事は、時の得失に因て、其條目は可_レ被_レ改候得共、其大體に至り候ては、妄に不_レ可_レ動事、萬國普通の公法にして、今更於_二朝廷_一是を變革せらる時は、却而信義を海外各國に失せられ、實以不_二容易_一大事に付、不

被_レ爲_レ得_レ止、於_二幕府_一相定置候條約を以、御和親御取結に相成候、既に先般御布令被_レ爲_レ在候上は、皇國固有之御國體と、萬國の公法とを御斟酌、御採用に相成候は、是又不_レ被_レ爲_レ得_レ止御事に候、依て越前宰相始建白の旨趣に基き、廣百官諸侯之公議に依り、古今の得失と、萬國交際之宜を折衷せられ、今般外國公使入京參朝被_レ仰付候、元來膺懲之舉は、萬古不朽の公道にして、假令和親を講する共、其曲直によつて、各國不_レ得_レ止之師相起候其例し不_レ少、付ては攻守の覺悟勿論の事に候得共、和親之事は、先朝既に開港被_レ差許_一候に付、皇國と各國との和親、爰に相始り居候處、其節は幕府へ御委任の儀に付、諸事交際之儀、於_二幕府_一取扱來候、然る處、此度王政一新、萬機從_二朝廷_一被_レ仰出_一候に付ては、各國交際之義、直に於_二朝廷_一御取扱に可_二相成_一は元よりの御事に候、今也御初政之御時、總ての事件は全く總裁始當職の責に有_レ之候、何分某等不肖の身を以大任を負荷し、非常多難の時に逢候上は、深く恐懼思慮を加へ、天下の公論を以て及_二奏聞_一、今般の事件御決定被_レ爲_レ在候、且國內未_レ定、

海外萬國交際之大事有之候得は、普天率濱協心戮力、共に王事に勤勞し、萬國交際を始め、萬機悉く既往將來を不_レ論、無_レ忌憚_レ詳論極諫有_レ之度、只急務とする處は、時勢に應_レし活眼を開、從前の弊習を脱し、聖德を萬國に光耀し、天下を富嶽の安に置、列聖在天の神靈を可_レ奉_レ慰、上下舉_レ而此御旨趣を可_レ奉_レ謹承_レ候事、

太政官代

二月十七日

三 職

一、今曉丑刻後、在坂小松帶刀より飛札を以、土州兵隊佛人を殺傷之事件、佛公使忿怒甚敷、嚴重に懸合に相成候様申來り、公卿方も御參朝御引上げ御出仕に而、官代以之外騷動せり、且帶刀より在地内外事務多端手廻り不_レ申に付、内國參與之内より一兩人、早々下坂之義申來に付、雪江并木戸準一郎へ下坂被_レ命、佛公使華港引拂之儀は、以_レ勅使_レ御抑留可_レ有_レ之との御決評に而、勅書裁制有_レ之、其趣飛報を以坂地へ發する等、混雜を極めたり、大久保一藏は今朝より下坂、雪江は暮時下坂せり、此件々遂に勅使等御發遣應接之上、廿三日に至り、佛人を殺したる數に應_レし、土

州人十一人を外國人の目前に而令_レ割腹、事落着に及ふと雖とも、朝廷之か爲に數日之紛擾を生したり、○十八日、今朝五時頃、萬里小路中納言殿御來邸に而、御對面之上、岩倉殿より外國一條に付、公御下坂可_レ被_レ下哉之旨、御相談有_レ之、

一、去る十二日、江城二の丸へ御留守居御呼出に而、御目付妻木多宮殿より御渡に相成御直書、御徒田村鐘太郎持參、即日日出立、此日夜に入到着し指出す、御直書如_レ左、

此度御追討使御差向可_レ被_レ爲_レ在哉之趣、遂に奉_レ承知、誠以驚入、奉_レ恐入_レ候次第に御座候、右は全臣慶喜一身之不束より生候義に而、天怒に觸候段、一言之可_レ申上_レ様無_レ御座_レ次第に付、此上何様之御沙汰御座候共、聊無_レ遺憾_レ奉_レ畏候所存に而、東叡山へ謹慎罷在、其段下々迄へも厚申諭し、假令官軍御差向御座候共、不敬之義等毫末も不_レ爲_レ仕心得に御座候得共、弊國之義は、四方之士民輻湊之土地にも御座候へは、多人數中には、萬一心得違之者無_レ之とも難_レ申、右邊より恭順之意を不_レ相辨、不慮之儀等有_レ之節は、猶更奉_レ恐入_レ候而已ならず、

億萬之生靈、塗炭之苦を蒙候様に而は、實以不_レ忍次第、何卒官軍御指向之義は、暫時御猶豫被_レ成下、臣慶喜之一身を被_レ罰、無罪之生民塗炭を免れ候様仕度、臣慶喜今日之懇願此事に御座候、右之趣厚御諒察被_レ成下、前文之次第、御聞届被_レ爲_レ在候様、奉_レ歎願_レ候、此段御奏聞被_レ成下_レ候様奉_レ頼候、以上、

二月

慶 喜

御謝罪狀御添翰如_レ左、

本紙奉_レ申上_レ候京攝事件御節、詰合居候松平肥後、并要路之役々、同様奉_レ恐入_レ候に付、御處置奉_レ伺候心得に而、爲_レ慎置_レ候間、夫々御沙汰被_レ成下_レ候様奉_レ願候、已上、

二月

徳川慶喜

御家臣衆謝罪狀如_レ左、

徳川慶喜家來共、昧死恐惶奉_レ哀_レ訴闕下_レ候、主人事、兼々奉_レ蒙_レ非常之朝恩、奉_レ感戴_レ候に付は、別而皇國之御爲、日夜心力を盡し、既に祖宗傳來之政權奉_レ歸、引續將軍職を辭退仕、彌以勉勵仕罷在候處、先般京攝之事件、遂に奉_レ惱_レ宸襟_レ次第に立至り、於_レ主人_レ深奉_レ恐入_レ、東下以來只管恭順謹慎、御

沙汰奉_レ窺候心得に而、上野寺中に退蟄罷在、其節詰合候要路之者共は、爲_レ慎置、御所置奉_レ待候事に御座候、抑京攝之事件、主人に於ては深奉_レ恐入_レ居候得共、右は全鎮撫方不行届より相生候義に而、其胸中を推察仕候へは、臣子之分、實以悲泣之至、片時も不_レ安次第に御座候、主人事、元來皇國之御爲、一點之私をも不_レ挾、忠誠之外二念無_レ之段は、厚御諒察被_レ成下、且祖先之勳勞を被_レ爲_レ思召出、格外寛大之御沙汰、幾重にも奉_レ歎願_レ候、

二月

徳川慶喜 家來中

一、同時尾張老候へ之御封物も、御一所に御渡之由に而指出候に付、即日左之通_③御直書を以、尾張當俟元千代君へ左之通被_レ仰_レ進_レ之、
一筆致_レ啓上_レ候、春寒難_レ去候處、先以愈御安泰珍重奉_レ存候、陳者二月十二日、二丸へ留守居御呼出、罷出候處、御目付妻木多宮を以、尾張大納言様、并私へ之御封物、一つ、御渡有_レ之、大納言様へ之御封物、其御家來へ御渡可_レ相成_レ由候處、貴國御混雜之御譯も御承知被_レ爲_レ在、私家來へ御渡に而、私よ

り大納言様へ、御届申上候様にとの御事に御座候、仍之貴君迄御封物差出候間、至急之儀御座候故、貴君御開封被成、尙如雲等被仰談、朝廷へ御差出之方と奉考候、江戸表に而は、大納言様御在京之思召と奉存候、尙御勘考、宜御取計可被成下奉希候也、恐惶謹言、

二月十八日

御實名

尾張公

一、同時大久保一翁老より呈書如左、益御勇健奉敬賀候、陳は御恭順之處、幾重にも御請合申上候、只々若手勇士云々、御城宅早朝深夜、御論御請太刀、眞に勞切候得共、上之確然御居故、夫而已御頼母敷相勤居候、昨夜會計總裁御免相成、若年寄事務取扱被仰付、愈以赤面慚愧之至候得共、此御時節、強而御断申上候も却而恐入、敢論家説解等に居候、殿中に而認、早々頓首、

二月九日

二白、別紙之通、官位被爲召放と申沙汰之者、皆御免相成候、此中には甚可憐人、會桑も尙御安心之方に、追々御手順可相成、御様子に候、右等に而も、

御恭順之御趣意は、御察可被下候、再拜、不得寸暇、認掛け數度放筆、三拜、

大藏大輔様

一翁寛

御役御免、如前々雁之間詰被仰付、差扣可罷在候、御役御免、柳之間席被仰付、差扣可罷在候、御役御免、差扣被仰付之、

御役御免被成候、

- 松平豊前守
- 竹中丹後守
- 塚原但馬守
- 永井玄蕃頭
- 平山圖書頭
- 御側
- 室賀甲斐守

大目付

思召有之、御役御免被成候、

- 瀧川播磨守
- 陸軍奉行兼
- 大久保主膳正
- 大目付
- 戸川伊豆守
- 御勘定奉行
- 松平河内守
- 奥詰銃隊頭

御役御免被成候、

大久保能登守

御勘定奉行並

星野豊後守

步兵奉行兼

牧野土佐守

御目付

設樂備中守

同

新見河内守

同

榎本對馬守

歸府之上申渡筈

一、同時江戸表より相廻る書附之内、

二月十一日惣出仕被仰出、

上意之寫、

此度御追討使御差向可被遊段、被仰出候哉之趣、遙に奉承知、誠に以驚入奉恐入候、右は全予か一身之不束より生候事に而、天怒に觸候段、一言之申上様無之儀に而、何様之御沙汰有之候とも、無遺憾奉命致候心得に而、別紙之通、奏聞狀差出

候、依之東叡山へ退き、謹慎罷在、罪を一身に引受、只管朝廷へ御詫申上、億萬之生靈、塗炭之苦を免候様致度と、至願此事に候、就而は何れも予か意を體認し、心得違無之、恭順之道取失はさる様可被致候、御別紙御奏聞狀略之、

御譜代衆萬石已上へ御達、

東叡山へ御謹慎中、西城之儀は田安殿、松平確堂へ御頼被成旨、被仰出候間、是迄之通、相勤候様、可被致候事、

同萬石已下、

此度上意之趣、御恭順とは乍申、御不束之御罪を、御一身に被爲引受、御謹慎可被爲在段、臣子之分に而は、實以奉恐入候御儀に付、御趣意柄厚相辨、心得違無之様、可被致候事、

松平確堂

東叡山へ御謹慎中、西城之儀は、田安殿御自分へ御頼被成候間、御政治向諸事取扱候様、可被致候、一、同時會藩小野權之丞、於江戸表草尾一馬迄持參、雪江迄相廻歎願書如左、

歎願書、